

店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債の 取引に係るご注意

- 本仕組債は、デリバティブ取引に類するリスク特性を有しています。そのため、法令・諸規則等により、商品内容や想定される損失額等について十分にご説明することとされています。

※ 商品内容や想定される損失額等について、説明を受けられたか改めてご確認ください。

- 弊社によるご説明や、本仕組債の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。

- お取引内容及び商品に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、お取引店までお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、以下のADR^(注)機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

〔 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 〕

電話番号 0120-64-5005（フリーダイヤル）

（注）ADR とは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

早期償還条項付 他社株転換条項付 円貨建て債券の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面は、早期償還条項付 他社株転換条項付 円貨建て債券(以下「本債券」といいます。)のお取引を行っていただくうえでのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

- 本債券のお取引は、主に募集・売出し等や当社が直接の相手方となる等の方法により行います。
- 本債券は、対象銘柄の株価水準、金利水準の変化や発行体の信用状況に対応して価格が変動すること等により、損失(元本欠損)が生じるおそれがありますので、ご注意ください。
- 本債券は、一定の条件が満たされた場合、その直後の利払日に早期償還される仕組みであり、それ以降は、早期償還がなされなければ受領するはずであった利金を受領することができなくなります。この場合、その償還金額をもって別の商品に投資した際に、同等の利回りを得られない可能性があります。
- 早期償還された場合を除き、所定の観測期間中のいずれかの時点において、対象銘柄の後場終値が所定のロックイン水準と等しいか又はそれを下回った場合には、満期償還金額が対象銘柄の株価に連動するため、損失(元本欠損)が生じるおそれがありますので、ご注意ください。
- 本債券は、日本国内外の金融商品取引所に上場されておらず、また満期償還金額及び中途売却金額は対象銘柄の株価に連動すること等から、流動性(換金性)が低く、本債券の買手を見つけることが困難であるため、当社は原則として本債券の償還日前の途中売却は受付けておりません。このため、本債券を満期償還日前の、お客様が希望する時期に売却することが困難となるおそれがあります。**本債券に投資される際には、満期償還日まで保有されることを前提にご検討下さい。**
- 本債券を購入する場合は、取引の仕組みやリスクについて十分ご理解のうえ、お客様の投資に関する知識・経験、金融資産、投資目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、ご自身のご判断と責任においてお取引を行って下さい。

手数料など諸費用について

本債券を募集・売出し等により、又は当社との相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いただきます。

金融商品市場における相場その他の指標の変動などにより損失が生じるおそれがあります

(価格変動リスク)

- 本債券の市場価格は、基本的に市場の金利水準及び対象銘柄の株価水準の変化に対応して変動します。金利が上昇する過程では債券価格は下落し、逆に金利が低下する過程では債券価格は上昇する傾向があります。また、対象銘柄の株価水準が上昇する過程では債券価格は上昇し、逆に対象銘柄の株価が低下する過程では債券価格は下落することが予想されます。さらに、対象銘柄の株価の予想変動率（ある期間に予想される価格変動の幅と頻度）の上昇は債券価格を下げる方向に作用し、逆に予想変動率の下落は債券価格を上げる方向に作用します。また、評価日の前後で本債券の価格が変動するケースが多いと考えられ、評価日に早期償還されないことが決定した場合は本債券の価格が下落する傾向があるものと予想されます。ただし、対象銘柄の株価、円金利水準、対象銘柄の株価の予想変動率によってはかかる傾向が変化するため、これらの傾向が逆転する可能性もあります。償還日より前に換金する場合には市場価格での売却となりますので、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。また、市場環境の変化により流動性（換金性）が著しく低くなった場合、売却できない可能性があります。
- 金利水準は、中央銀行が決定する政策金利、市場金利の水準（例えば、既に発行されている債券の流通利回り）や金融機関の貸出金利等の変化に対応して変動します。
- 本債券は、早期償還した場合を除き、所定の観測期間中のいずれかの時点において、対象銘柄の後場終値が所定のノックイン水準と等しいか又はそれを下回った場合には、満期償還金額が対象銘柄の株価に連動するため、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。また、対象銘柄の発行体等について、破産手続きが開始された場合等には、本債券が無価値となる場合があります。

債券の発行体又は元利金の支払いの保証者の業務又は財産の状況の変化などによって損失が生じるおそれがあります

(信用リスク)

本債券の発行体や、本債券の元利金の支払いを保証している者の業務、財産又は信用状況に変化が生じた場合、例えば、本債券の元本や利子の支払いの停滞若しくは支払不能の発生又は特約による元本の削減などの悪影響を生じ、あるいは本債券の価格が下落するなどの可能性があります、その結果、お客様に損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。

なお、金融機関が発行する債券は、信用状況が悪化して破綻のおそれがある場合などに

は、発行体の本拠所在地国の破綻処理制度が適用され、所管の監督官庁の権限で、債権順位に従って元本や利子の削減や株式への転換等が行われる可能性があります。ただし、適用される制度は発行体の本拠所在地国により異なり、また今後変更される可能性があります。

(早期償還リスク)

本債券は、一定の条件が満たされた場合、その直後の利払日に早期償還される仕組みであり、それ以降は、早期償還がなされなければ受領するはずであった利金を受領することができなくなります。この場合、その償還金額をもって別の商品に投資した際に、同等の利回りを得られない可能性があります。

(流動性リスク・中途売却リスク)

本債券は、日本国内外の金融商品取引所に上場されておらず、また満期償還金額及び売却金額は対象銘柄の株価に連動すること等から、流動性(換金性)が低く、本債券の買手を見つけることが困難であるため、当社は原則として本債券の償還日前の途中売却は受付けておりません。このため、本債券を満期償還日前の、お客様が希望する時期に売却することが困難となるおそれがあります。**本債券に投資される際には、満期償還日まで保有されることを前提にご検討下さい。**

(その他のご留意いただきたい事項)

本債券は、主に対象銘柄にかかわるオプションを内包している商品であり、将来の対象銘柄の株価の水準によっては、債券というよりは対象銘柄を現物で購入するのと同等の経済効果を持つこととなります。**ただし、満期償還額が額面金額を上回ることはないため、キャピタルゲインを期待して投資すべきではありません。**また、本債券所有期間中に、対象銘柄の配当金等を得ることもできません。

本債券のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

本債券のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

本債券に係る金融商品取引契約の概要

当社における本債券のお取引については、以下によります。

- ・ 本債券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- ・ 当社が自己で直接の相手方となる売買
- ・ 本債券の売買の媒介、取次ぎ又は代理

本債券に関する租税の概要

個人のお客様に対する課税は、原則として以下によります。

- ・ 本債券の利子については、利子所得として申告分離課税の対象となります。外国源泉税が課されている場合は、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収されます。この場合には、確定申告により外国税額控除の適用を受けることができます。
- ・ 本債券の譲渡益及び償還益は、上場株式等に係る譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
- ・ 本債券の利子、譲渡損益及び償還損益は、上場株式等の利子、配当及び譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。
- ・ 割引債の償還益は、償還時に源泉徴収されることがあります。

法人のお客様に対する課税は、原則として以下によります。

- ・ 本債券の利子、譲渡益、償還益については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。なお、お客様が一般社団法人又は一般財団法人など一定の法人の場合は、割引債の償還益は、償還時に源泉徴収が行われます。
- ・ 本債券の利子に現地源泉税が課税された場合には、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収され、申告により外国税額控除の適用を受けることができます。

なお、税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。

詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

譲渡の制限

国外で発行される円貨建て債券については、現地の振替制度等により譲渡の制限が課される場合があります。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において有価証券(本債券を含みます。)のお取引や保護預けを行われる場合は、以下の方法によります。

- ・ 国外で発行される円貨建て債券のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。また、国内で発行される外貨建て債券のお取引にあたっては、保護預り口座又は振替決済口座の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部又は一部(前受金等)をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・ 前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預けいただきます。
- ・ ご注文にあたっては、銘柄、売り買いの別、数量、価格等お取引に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、お取引ができない場合があります。また、確認書をご提出いただく場合があります。
- ・ ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします(郵送又は電磁的方法による場合を含みます。)

当社の概要

商 号 等	株式会社 SBI 証券 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 44 号
本 店 所 在 地	〒106-6019 東京都港区六本木 1-6-1
加 入 協 会	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-13 電話番号：0120-64-5005 受付時間：月曜～金曜 9:00～17:00(祝日等を除く。)
資 本 金	47,937,928,501 円(平成 28 年 3 月 31 日現在)
主 な 事 業	金融商品取引業
設 立 年 月	昭和 19 年 3 月
連 絡 先	カスタマーサービスセンター(0120-104-214)又はお取引のある取扱店にご 連絡ください。

以上

■「証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」のご紹介

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）は、株式、債券、投資信託等、金融商品取引法の特定第一種金融商品取引業務、及び特定第二種金融商品取引業務に係る指定紛争解決機関として金融庁の指定・認定及び裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（ADR 促進法）に基づく認証を受け、中立的な立場で苦情・紛争を解決します。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）は、

- （１）お客様からの金融商品取引業に関するご相談・苦情の窓口
- （２）金融商品取引に関するお客様と証券会社との紛争を解決するための窓口

として、金融商品取引業者等の業務に対するお客様からの様々なご相談・苦情や紛争解決あっせん手続きの申立てを受付けています。（あっせんは、損害賠償請求額に応じ２千円から５万円をご負担していただきます。）

あっせん手続き実施者（あっせん委員）は、公正・中立な立場の弁護士が担当し、迅速かつ透明度の高い解決を図ります。

名称	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）
所在地	〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-13 第三証券会館
電話番号	0120-64-5005
受付時間	9：00～17：00（土・日・祝日等を除く）

○その他留意事項

日本証券業協会のホームページ（<http://www.jsda.or.jp/shiraberu/foreign/meigara.html>）に掲載している外国の発行体が発行する債券のうち国内で募集・売出しが行われた債券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されています。

2016 年 9 月

発行登録追補目論見書

（「償還について」および「最悪シナリオを想定した想定損失額」と題する書面を含む。）



バークレイズ・バンク・ピーエルシー

バークレイズ・バンク・ピーエルシー 2018年3月29日満期
早期償還条項付 他社株転換条項付円建社債
(株式会社T&Dホールディングス)

— 売 出 人 —

株式会社SBI証券

1. 本社債は、1933 年合衆国証券法（その後の改正を含み、以下「合衆国証券法」といいます。）に基づき登録されておらず、今後登録される予定也没有ありません。合衆国証券法の登録義務を免除された一定の取引による場合を除き、合衆国内において、又は米国人に対し、米国人の計算で、若しくは米国人のために、本社債の募集、売出し又は販売を行ってはなりません。本段落において使用された用語は、合衆国証券法に基づくレギュレーション S により定義された意味を有しております。

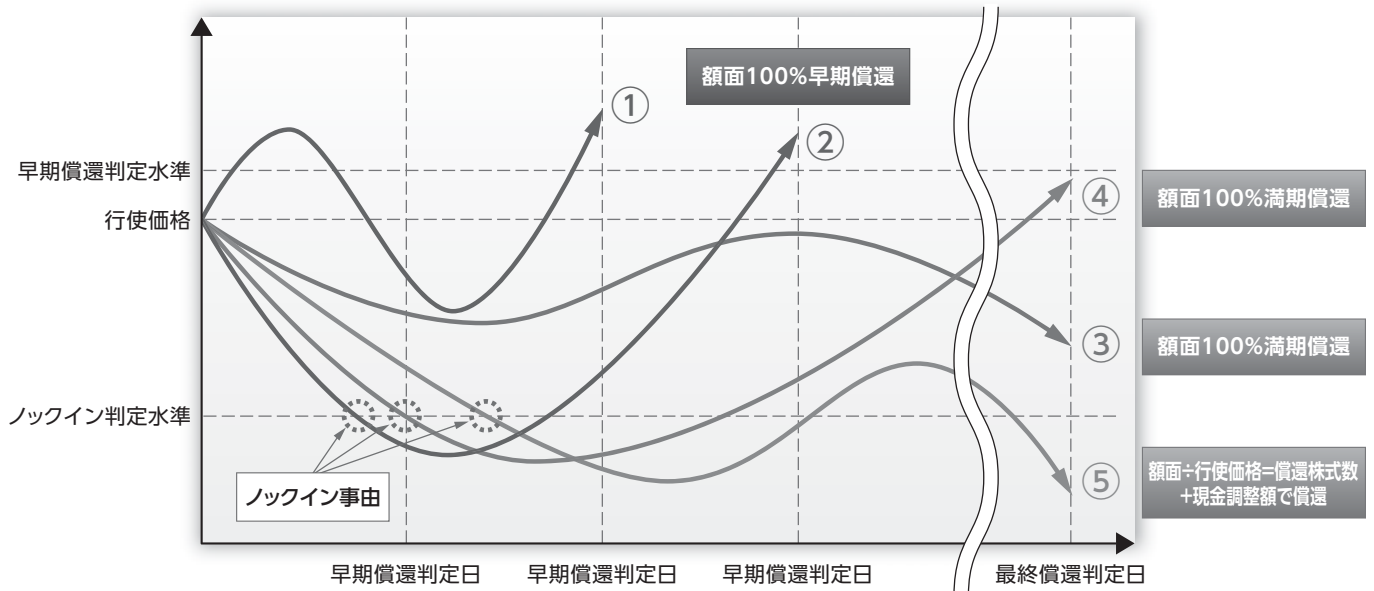
The Notes have not been and will not be registered under the United States Securities Act of 1933, as amended (the “Securities Act”), and may not be offered or sold within the United States or to, or for the account or benefit of, U.S. persons except in certain transactions exempt from the registration requirements of the Securities Act. Terms used in this paragraph have the meanings given to them by Regulation S under the Securities Act.

2. この特記事項の直後に挿入される本社債に関する「償還について」と題する書面及び「最悪シナリオを想定した想定損失額」と題する書面は、本社債の売出人である株式会社 SBI 証券の作成に係るものであり、目論見書の一部を構成するものではありません。

償還について

以下の記載は、本債券の仕組みをご検討いただく際の補足資料として作成したものです。あくまで参考資料としてお読みください。

償還決定方法



①、② 額面100%で早期償還

ノックイン事由の発生の有無にかかわらず、早期償還判定日において、「対象株式終値 $\geq$ 早期償還判定水準」の場合、額面100%で早期償還となります。

③ ノックイン事由が発生せず、満期償還を迎える

期中に一度も、対象株式終値がノックイン判定水準以下にならなければ額面100%で満期償還となります。

④ ノックイン事由が発生したが、額面100%で満期償還

期中に一度でも、対象株式終値がノックイン判定水準と等しいかまたはこれを下回り、最終償還判定日において、「対象株式終値 $\geq$ 行使価格」の場合、額面100%で満期償還となります。

⑤ ノックイン事由が発生し、額面割れで満期償還

期中に一度でも、対象株式終値がノックイン判定水準と等しいかまたはこれを下回り、最終償還判定日において、「対象株式終値 $<$ 行使価格」の場合、「額面金額 $\div$ 行使価格」で計算される償還株式数と現金調整額で満期償還となります。

※詳細については、目論見書の「社債の要項の概要」の「2.償還及び買入れ」をご確認ください。

最悪シナリオを想定した想定損失額

以下は、本債券の価格に影響を与える主な金融指標の変化によって生じる、本債券の想定される損失額(以下「想定損失額」といいます。)のシミュレーションです。将来における実際の損失額を示すものではありません。

1. 2015年3月1日から2016年8月31日までの期間における各金融指標の最大値及び最小値

出所:BloombergのデータよりSBI証券作成

	最大値(日付)	最小値(日付)	期中価格に悪影響を与える下落率又は上昇幅	
			下落率	上昇幅
対象株式の株価	1,958.5円 (2015/06/04)	813.0円 (2016/07/08)	▲58.49%	
対象株式の株価の変動率	46.47% (2016/08/29)	27.56% (2015/05/11)		18.91%
円金利	0.17% (2015/03/31)	▲0.18% (2016/07/11)		0.35%

■下落率は、期間中の最高値(終値)と最安値(終値)の比較を示したものであり、時間的推移は考慮していません。上昇幅は、最小値から最大値への上昇幅を示しております。

■対象株式の株価の変動率(ヒストリカル・ボラティリティ):対象株式の株価の過去の変動から算出した変動率です。期間は、260日間としています。

■対象株式の株価の変動率(ヒストリカル・ボラティリティ)は、ある期間の対象株式の株価の変動の度合いを表します。一般的に、変動が大きいほど変動率は大きい値に、変動が小さいほど変動率は小さい値となり、変動率の上昇は本債券の価格を下げる方向に作用します。

■円金利:期間2年の円金利スワップレートを記載しております。

2. 満期償還時の想定損失額

観察期間中の対象株式の後場終値が所定のノックイン水準と等しいか又はそれを下回り(ノックイン事由の発生)、最終償還判定日における対象株式の株価が行使価格を下回っている場合、満期償還額は投資元本を下回ることになります。また、投資元本の全額が毀損するおそれがあります。

1.で示した過去の市場データにおける対象株式の株価の下落率は▲58.49%でした。最終償還判定日における、対象株式の株価の下落を同率と想定した場合、下表に示す損失がお客様に発生します。なお、最終償還判定日に対象株式の株価が▲58.49%を超えて下落した場合、あるいは、本債券の発行体等の信用リスク要因やその他の要因により、お客様の損失がさらに拡大する可能性があります。

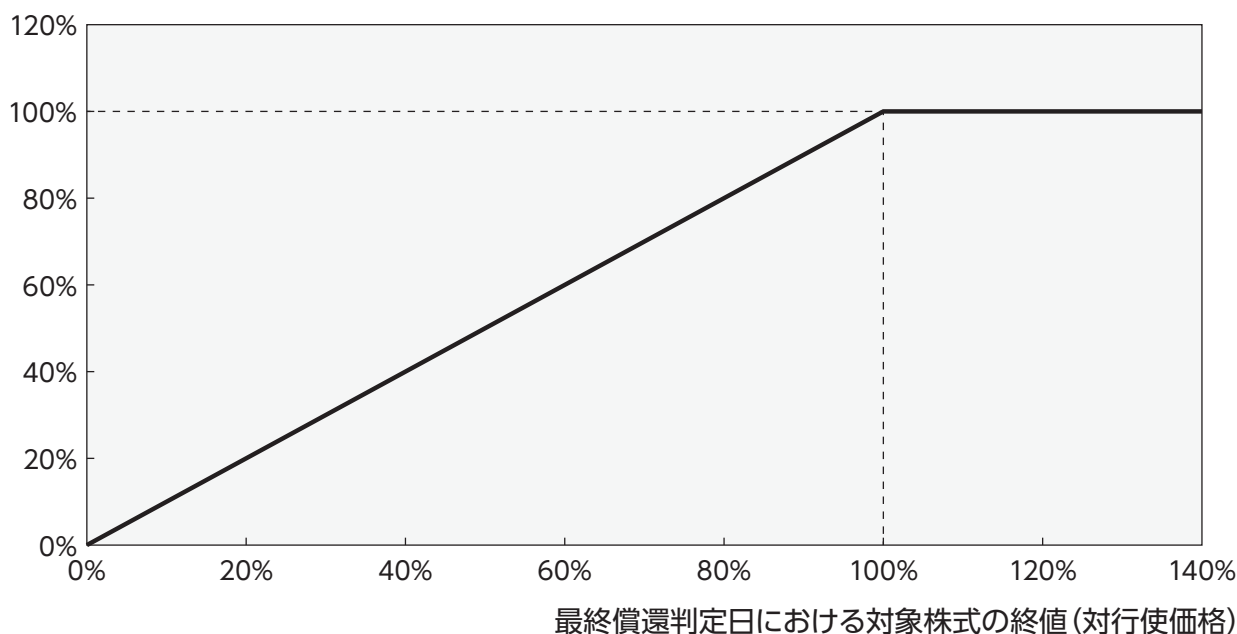
対象株式の行使価格からの下落率	想定損失額(円)	実質償還金額(円)
0.00%	0	500,000
▲10.00%	▲50,000	450,000
▲20.00%	▲100,000	400,000
▲30.00%	▲150,000	350,000
▲40.00%	▲200,000	300,000
▲50.00%	▲250,000	250,000
▲58.49%	▲292,450	207,550
▲60.00%	▲300,000	200,000
▲70.00%	▲350,000	150,000
▲80.00%	▲400,000	100,000
▲90.00%	▲450,000	50,000
▲100.00%	▲500,000	0

※上記の満期償還時の想定損失額については、受取利息、税金及びその他の諸費用等は考慮していません。

3. 満期償還時のイメージ図(ノックイン発生時)

観察期間中に対象株式の後場終値が一度でもノックイン水準以下となった場合、満期償還額が額面金額を割り込み、損失(元本欠損)が生じるおそれがあります。また、本債券の満期償還額は、額面金額の100%を超えることはありませんので、キャピタルゲインを期待して投資すべきではありません。

満期償還額(対額面金額)



4. 流動性リスクについて

本債券は、日本国内外の金融商品取引所に上場されておらず、流動性(換金性)が低いため、お客様が売却を希望される際に換金できるとは限りません。また、中途売却時には、その売却価格が当初購入価格を大きく下回り、著しい損失(元本欠損)が生じるおそれがあります。本債券に投資される際には、満期償還日まで保有されることを前提にご検討下さい。

5. 中途売却時の想定損失額

下表は、1.に記載の過去の市場データを用いて、各金融指標が本債券の期中価格に悪影響を与える方向に同時に変動した場合を想定した、中途売却時の想定損失額を試算日の市場環境に基づいて試算したものです。ただし、発行体(保証者を含む)の信用リスクや債券の流動性等を考慮し算出したものではなく、実際の売却価格とは異なります。

また、実際の中途売却に際し、各金融指標がより大きく変動した場合、お客様の損失はさらに拡大する可能性があり、上記中途売却想定損失額を上回る(額面に対して10%相当以上)可能性があります。

金融指標	金融指標の動き	下落率又は上昇幅	想定売却価格	想定損失率	想定損失額(試算額)
対象株式の株価	下落	▲58.49%	279,750円	▲44.05%	▲220,250円
対象株式の株価の変動率	上昇	+18.91%			
円金利	上昇	+0.35%			

■本シミュレーションは、簡易な手法により行われたものです。前提条件の異なるもの、より精緻な手法によるものとは結果が異なる場合があります。

■本シミュレーションは、2016年9月2日の市場環境にて計算しております。

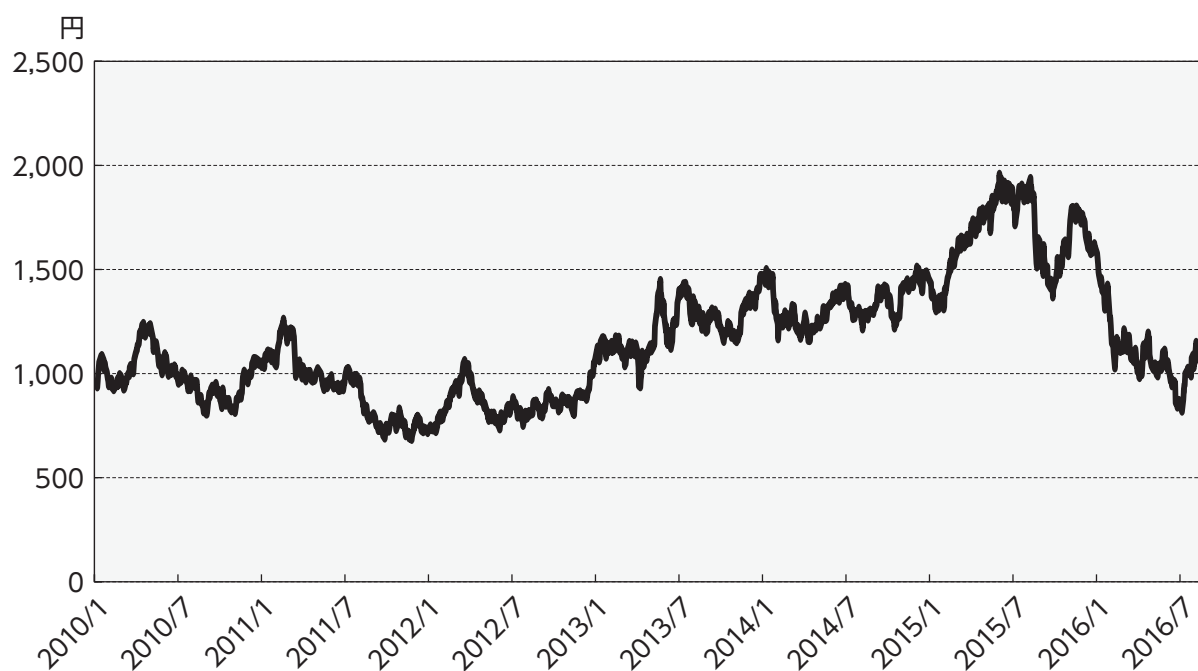
■試算日における想定損失であり、市場環境が変化した場合や、時間が経過して償還日までの期間が短くなった場合の想定損失額(試算額)とは異なります。

■各金融指標の状況により、期中価格に悪影響を与える度合いや方向性が変化することがあるため、一般的に悪影響を与えるとされる方向と異なる場合があります。

6. 対象株式 参考株価動向

株式会社T&Dホールディングス(コード:8795 JT Equity)

参照期間:2010/1/4~2016/8/31



出所: BloombergのデータよりSBI証券作成

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 27-外 22-41

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成 28 年 9 月 7 日

【会社名】 バークレイズ・バンク・ピーエルシー
(Barclays Bank PLC)

【代表者の役職氏名】 デピュティ・グループ・ファイナンス・ディレクター
(Deputy Group Finance Director)
マーク・マーソン
(Mark Merson)

【本店の所在の場所】 英国 ロンドン市 E14 5HP チャーチル・プレイス 1
(1 Churchill Place, London E14 5HP, United Kingdom)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 平 川 修

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区元赤坂一丁目 2 番 7 号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 福 田 淳
同 田 中 貴 大
同 村 上 遼

【連絡場所】 東京都港区元赤坂一丁目 2 番 7 号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1000

【発行登録の対象とした
売出有価証券の種類】 社債

【今回の売出金額】 150, 000, 000 円

【発行登録書の内容】

提出日	平成 27 年 8 月 4 日
効力発生日	平成 27 年 8 月 12 日
有効期限	平成 29 年 8 月 11 日
発行登録番号	27-外 22
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 10, 000 億円

【これまでの売出実績】
(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
27-外 22-1	平成 27 年 8 月 14 日	1, 020, 000, 000 円	該当なし。	
27-外 22-2	平成 27 年 8 月 14 日	1, 760, 000, 000 円		
27-外 22-3	平成 27 年 8 月 17 日	300, 000, 000 円		
27-外 22-4	平成 27 年 8 月 17 日	300, 000, 000 円		
27-外 22-5	平成 27 年 9 月 10 日	400, 000, 000 円		
27-外 22-6	平成 27 年 9 月 14 日	422, 000, 000 円		
27-外 22-7	平成 27 年 9 月 16 日	395, 000, 000 円		
27-外 22-8	平成 27 年 10 月 2 日	1, 000, 000, 000 円		
27-外 22-9	平成 27 年 10 月 21 日	509, 000, 000 円		
27-外 22-10	平成 27 年 11 月 13 日	1, 125, 000, 000 円		
27-外 22-11	平成 27 年 11 月 13 日	1, 880, 000, 000 円		
27-外 22-12	平成 27 年 11 月 13 日	300, 000, 000 円		
27-外 22-13	平成 27 年 11 月 19 日	3, 600, 000, 000 円		
27-外 22-14	平成 27 年 12 月 7 日	300, 000, 000 円		
27-外 22-15	平成 27 年 12 月 10 日	400, 000, 000 円		
27-外 22-16	平成 27 年 12 月 21 日	300, 000, 000 円		
27-外 22-17	平成 28 年 1 月 15 日	300, 000, 000 円		
27-外 22-18	平成 28 年 2 月 3 日	300, 000, 000 円		
27-外 22-19	平成 28 年 2 月 12 日	930, 000, 000 円		
27-外 22-20	平成 28 年 2 月 12 日	890, 000, 000 円		
27-外 22-21	平成 28 年 2 月 17 日	648, 000, 000 円		
27-外 22-22	平成 28 年 2 月 18 日	800, 000, 000 円		
27-外 22-23	平成 28 年 3 月 18 日	300, 000, 000 円		
27-外 22-24	平成 28 年 3 月 22 日	433, 000, 000 円		
27-外 22-25	平成 28 年 3 月 22 日	2, 742, 000, 000 円		
27-外 22-26	平成 28 年 4 月 1 日	200, 000, 000 円		
27-外 22-27	平成 28 年 4 月 1 日	200, 000, 000 円		
27-外 22-28	平成 28 年 5 月 10 日	327, 000, 000 円		
27-外 22-29	平成 28 年 5 月 11 日	143, 200, 000 円		

27-外 22-30	平成 28 年 5 月 19 日	1,650,000,000 円		
27-外 22-31	平成 28 年 5 月 25 日	372,000,000 円		
27-外 22-32	平成 28 年 6 月 21 日	2,180,000,000 円		
27-外 22-33	平成 28 年 7 月 1 日	720,000,000 円		
27-外 22-34	平成 28 年 7 月 7 日	541,000,000 円		
27-外 22-35	平成 28 年 7 月 11 日	350,000,000 円		
27-外 22-36	平成 28 年 7 月 12 日	150,000,000 円		
27-外 22-37	平成 28 年 7 月 19 日	395,000,000 円		
27-外 22-38	平成 28 年 8 月 19 日	337,000,000 円		
27-外 22-39	平成 28 年 8 月 26 日	200,000,000 円		
27-外 22-40	平成 28 年 9 月 5 日	750,000,000 円		
実績合計額		29,869,200,000 円	減額総額	0 円

【残額】 970,130,800,000 円
(発行予定額－実績合計額－減額総額)

(発行残高の上限を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	償還年月日	償還金額	減額による 訂正年月日	減額金額
該当なし。						
実績合計額		該当なし。	償還総額	該当なし。	減額総額	該当なし。

【残高】 該当なし。
(発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額)

【安定操作に関する事項】 該当なし。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

目 次

	頁
第一部 証券情報	1
第 1 募集要項	1
第 2 売出要項	1
1 売出有価証券	1
2 売出しの条件	3
第 3 第三者割当の場合の特記事項	33
第二部 公開買付けに関する情報	34
第三部 参照情報	35
第 1 参照書類	35
1 有価証券報告書及びその添付書類	35
2 四半期報告書又は半期報告書	35
3 臨時報告書	35
4 外国会社報告書及びその補足書類	35
5 外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類 ..	35
6 外国会社臨時報告書	35
7 訂正報告書	35
第 2 参照書類の補完情報	35
第 3 参照書類を縦覧に供している場所	35
第四部 保証会社等の情報	36
第 1 保証会社情報	36
第 2 保証会社以外の会社の情報	36
第 3 指数等の情報	37
「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面	38
有価証券報告書の提出日以後に発生した重要な事実の内容を記載した書類	39
事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移	149

注) 本書において、別段の記載がある場合を除き、下記の用語は下記の意味を有する。

「発行会社」、「当行」又は
「計算代理人」
「バークレイズ・グループ」
「英国」又は「連合王国」
「円」又は「円貨」

バークレイズ・バンク・ピーエルシー
バークレイズ・ピーエルシー及びその子会社
グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国
日本の法定通貨

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

該当なし。

第2【売出要項】

1【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

銘 柄	パークレイズ・バンク・ピーエルシー2018年3月29日満期 早期償還条項付 他社株転換条項付円建社債（株式会社T＆Dホールディングス）（以下「本社債」という。） (注1)		
売出券面額の総額又は売出振替社債の総額	150,000,000円	売出価額の総額	150,000,000円
記名・無記名の別	無記名式	各社債の金額	500,000円
償還期限	2018年3月29日（ロンドン時間）（以下「満期日」という。）（注2）（「修正翌営業日調整」（以下に定義される。）により調整される。かかる満期日の調整に関し、発行会社により利息その他の追加額が支払われることはない。）		
利 率	年7.00%		
売出しに係る社債の所有者の住所及び氏名又は名称	株式会社SBI証券 （以下「売出人」という。） 東京都港区六本木一丁目6番1号		
摘 要	(1) 利払日 利息は、（本社債が下記「2 売出しの条件、<u>社債の要項の概要</u>」に規定されるとおり期限前に償還されない限り）2016年9月29日（以下「利息開始日」という。）（その日を含む。）から満期日（その日を含まない。）までの期間、本書に記載される適用利率でこれを付し、2016年12月29日（第1回利払日）（その日を含む。）から満期日（その日を含む。）までの毎年3月29日、6月29日、9月29日及び12月29日（ロンドン時間）（以下「利払日」という。）に、利息開始日（その日を含む。）又は（場合により）直前の利払日（その日を含む。）から翌利払日（その日を含まない。）までの期間（以下「利息計算期間」という。）について、円貨で後払いする。 利払日が営業日（以下に定義される。）でない場合には、当該利払日は「修正翌営業日調整」（以下に定義される。）により調整される。但し、かかる調整の結果、社債権者に対して支払われるべき金額が増額又は減額されることはない。 (2) 信用格付 本社債に関し、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者から提供され、又は閲覧に供される信用格付はない。 (3) その他 その他の本社債の条件については、「2 売出しの条件」を参照のこと。		

- (注1) 本社債は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーにより、発行会社の2016年6月24日付グローバル・ストラクチャード・セキュリティーズ・プログラム及び下記(注3)に記載のマスター代理人契約に基づき、2016年9月28日に発行される予定である。本社債が証券取引所に上場される予定はない。
- (注2) 各本社債の満期償還は、満期日において、下記「2 売出しの条件、社債の要項の概要、2. 償還及び買入れ (1) 満期償還」に従い、額面金額の支払又は最終現物償還受領可能資産（以下に定義される。）の交付によりなされる。満期日前の償還については下記「2 売出しの条件、社債の要項の概要、2. 償還及び買入れ (2) 早期償還事由発生後の期限前償還」、「2 売出しの条件、社債の要項の概要、2. 償還及び買入れ (3) 発行会社課税事由、通貨障害事由、法の変更、ヘッジ障害、異常な市場障害及び支払不能の届出の発生後の期限前償還及び/又は調整」、「2 売出しの条件、社債の要項の概要、2. 償還及び買入れ (5) 違法性及び実行不能性」及び「2 売出しの条件、社債の要項の概要、6. 債務不履行事由」を参照のこと。
- (注3) 本社債は、発行会社、計算代理人兼フレンチ・クリアードIPAとしてのパークレイズ・バンク・ピーエルシー、発行・支払代理人兼名義書換代理人兼交換代理人としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン（発行・支払代理人兼名義書換代理人兼交換代理人としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンを以下「発行・支払代理人」、「名義書換代理人」又は「交換代理人」といい、文脈上必要な場合は、ルクセンブルク代理人（以下において定義する。）、フランクフルト代理人（以下において定義する。）及び発行会社により任命されることのある追加の支払代理人と併せて「支払代理人」といい、また文脈上必要な場合は、ニューヨーク代理人（以下において定義する。）及び発行会社により任命されることのある追加の名義書換代理人と併せて「名義書換代理人」という。）、ニューヨークにおける登録機関（以下「ニューヨーク登録機関」という。）兼ニューヨーク市における代理人（以下「ニューヨーク代理人」という。）としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン、フランクフルトにおける代理人（以下「フランクフルト代理人」という。）としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン、ルクセンブルクにおける代理人（以下「ルクセンブルク代理人」という。）兼ルクセンブルクにおける登録機関（以下「ルクセンブルク登録機関」といい、ニューヨーク登録機関と併せて、また個別に「登録機関」という。）としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク（ルクセンブルク）エスエー、計算代理人としてのパークレイズ・キャピタル・セキュリティーズ・リミテッド、フランスIPAとしてのビーエヌピー・パリバ・セキュリティーズ・サービスズ、スイスIPAとしてのビーエヌピー・パリバ・セキュリティーズ・サービスズ、パリ、スキャルサル・ド・チューリッヒ、スウェーデンIPAとしてのスペンスカ・ハンデルスバンケンAB（publ）、フィンランドIPAとしてのスカンディナビスカ・エンスキルダ・バンケンAB（publ）、ノルウェーIPAとしてのスカンディナビスカ・エンスキルダ・バンケンAB（publ）、デンマークIPAとしてのスカンディナビスカ・エンスキルダ・バンケンAB（publ）、並びにCREST代理人としてのコンピューターシェア・インベスター・サービスズ・ピーエルシーの間において2016年5月31日付で締結されたマスター代理人契約（以下「マスター代理人契約」という。この用語には、随時補足及び/又は変更及び/又は修正再表示及び/又は置換されるマスター代理人契約を含む。）に従い、マスター代理人契約の利益を享受して発行される社債券（以下「本社債券」又は「本社債」といい、この用語は、(i) 包括形式により表章される本社債券（以下「包括社債券」又は「包括社債」という。）に関して、当該本社債券の指定通貨における最低の指定券面額の単位（適用ある条件決定補足書に規定する。）、(ii) 包括社債券との交換（又は一部交換）により発行される確定社債券、及び(iii) 包括社債券を意味する。）のシリーズの1つである。
- 本社債券の所持人（以下「本社債権者」という。）及び利付無記名式確定社債券に付された利息の支払のための利札（以下「利札」という。）の所持人（以下「利札所持人」という。）は、マスター代理人契約及び適用ある条件決定補足書の諸条項の全てについて通知を受けているものとみなされ、それらの利益を享受し、それらに拘束されるものである。下記「2 売出しの条件、社債の要項の概要」における記載の一部は、マスター代理人契約の詳細な条項の概要であり、その詳細な条項に基づくものである。
- 本社債権者及び利札所持人は、2016年5月31日付で発行会社により発行された約款（Deed of Covenant）（本社債の発行日までになされた補足及び/又は変更及び/又は修正再表示及び/又は置換を含む。）の利益を享受する権利を有する。

2【売出しの条件】

売出価格	額面50万円 につき50万円 (注1)	申込期間	2016年9月7日から 2016年9月28日まで
申込単位	額面50万円単位	申込証拠金	なし
申込受付場所	売出人の日本における本店、 各支店及び各営業所(注2)	受渡期日	2016年9月29日 (日本時間)
売出しの委託を受けた者の 住所及び氏名又は名称	該当なし	売出しの委託契約の内容	該当なし

(注1) 本社債の申込人は、受渡期日に売出価格を日本円にて支払う。

(注2) 本社債の申込み及び払込みは、売出人の定める「外国証券取引口座約款」(以下「約款」という。)に従ってなされる。各申込人は、売出人からあらかじめ約款の交付を受け、約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨記載した申込書を提出する必要がある。売出人との間に開設した外国証券取引口座を通じて本社債を取得する場合、約款の規定に従い本社債の券面の交付は行わない。

(注3) 本社債は、1933年合衆国証券法(その後の改正を含み、以下「合衆国証券法」という。)に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。本社債は、合衆国税法の適用を受ける。合衆国証券法の登録義務を免除された一定の取引による場合を除き、合衆国内において、又は米国人(U.S. Person)に対し、米国人の計算で、若しくは米国人のために、本社債の募集、売出し又は販売を行ってはならない。この(注3)において使用された用語は、合衆国証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。

社債の要項の概要

1. 利息

(1) 本社債には、2016年9月29日(以下「利息開始日」という。)(その日を含む。)から満期日(その日を含まない。)までの期間について、本社債が(以下に規定されるとおり)期限前償還の対象とならない限り、額面金額に対して利息が付され、かかる利息は、2016年12月29日(第1回利払日)(その日を含む。)から満期日(その日を含む。)までの毎年3月29日、6月29日、9月29日及び12月29日(ロンドン時間)(以下「利払日」という。)に、利息開始日(その日を含む。)又は(場合により)直前の利払日(その日を含む。)から翌利払日(その日を含まない。)までの期間(以下「利息計算期間」という。)について後払いされる。額面金額当たりの利息額は、利息開始日(その日を含む。)から満期日(その日を含まない。)までの各利息計算期間について、8,750円とする。

利払日が営業日でない場合には、当該利払日は修正翌営業日調整により調整される。但し、かかる調整の結果、社債権者に対して支払われるべき金額が増額又は減額されることはない。

(2) あらゆる期間(利息計算期間であるか否かを問わない。以下「計算期間」という。)における本社債の利息額の計算に関しては、1年360日を基準とし、支払がなされる計算期間内の暦日数を360で除した数は、以下の算式により計算される。

$$[360 \times (Y2-Y1)] + [30 \times (M2-M1)] + (D2-D1)$$

360

「Y1」とは、計算期間の初日を含む年を数字で表記したものをいう。

「Y2」とは、計算期間に含まれる最終日の翌日を含む年を数字で表記したものをいう。

「M1」とは、計算期間の初日を含む暦月を数字で表記したものをいう。

「M2」とは、計算期間に含まれる最終日の翌日を含む暦月を数字で表記したものをいう。

「D1」とは、計算期間の最初の暦日を数字で表記したものをいう。但し、当該数字が31である場合には、30とする。

「D2」とは、計算期間に含まれる最終日の翌日の暦日を数字で表記したものをいう。但し、当該数字が31であり、かつD1が29より大きい場合には、30とする。

- (3) 各利息計算期間に支払われる額面金額当たりの利息額は、1円未満を四捨五入する。利息は本要項第3項の規定に従って支払われる。利息の発生は、本社債が償還される日（期限前に償還される日を含む。）に停止する。但し、各本社債の適式の呈示に対し、元本の支払が不当に留保又は拒否された場合はこの限りでない。

2. 償還及び買入れ

(1) 満期償還

ア 後記の規定に従い期限前に償還又は買入消却される場合を除き、本社債は、発行会社によって、額面金額につき以下に従って満期日に償還される。

- (i) ①ノックイン事由が発生しなかった場合、又は②ノックイン事由が発生し、最終価格が行使価格以上であった場合、各本社債は額面金額（以下「満期償還額」という。）で償還される。
- (ii) ノックイン事由が発生し、最終価格が行使価格未満の場合、各本社債は対象株式数（以下に定義される。）及び日本円で支払われる残余現金額（以下に定義される。）（以下「最終現物償還受領可能資産」という。）の交付により償還される。

「対象株式数」 本取引所により定義される対象株式の取引に関する単元株数の、（額面金額／行使価格）以下の最大整数倍をいう。

「残余現金額」は、以下のとおり計算される。

$\{ (\text{額面金額} / \text{行使価格}) - \text{対象株式数} \} \times \text{最終価格}$

（0円を下限とし、1円未満を四捨五入する。）

イ 受渡障害事由

計算代理人の意見において、対象株式又はその一部の交付が、受渡障害事由が発生し満期日において継続していることを理由として、不可能若しくは実行不能である（又は不可能若しくは実行不能となるおそれがある）場合、満期日は、かかる受渡障害事由が存在しない直後の関連決済日まで繰り下げられる。但し、以下の規定に従う。

- (i) 発行会社は、交付が不可能若しくは実行不能ではない（又は不可能若しくは実行不能となるおそれがない）対象株式を交付する（又は自己に代わって交付されるよう手配する）よう努力する。
- (ii) 発行会社は、自己の選択する他の商業的に合理的な方法を用いて対象株式の一部又は全部を交付する（又は自己に代わって交付されるよう手配する）ことにより本社債に関する自己の債務を弁済することを選択できる。この場合、満期日は、発行会社が当該他の商業的に合理的な方法による対象株式の交付に関連して適切とみなす日とする。
- (iii) 対象株式に関して、現物決済に代えて、また他の規定にかかわらず、発行会社は、障害現金決済日において自ら（又は自己の代わりに関連する支払を行うよう手配した者（自己の関連会社を含む。）をして）障害現金決済価格を当該本社債権者に対し支払うことにより、本社債に関する自己の債務を弁済することを選択できる。

計算代理人は、可及的速やかに、本社債権者に対し、受渡障害事由が発生しており、いずれの場合も通知に記載する方法により（但し、本要項第3項に従う。）障害現金決済価格が支払われる旨を通知する。受渡障害事由の発生により対象株式の交付又は障害現金決済価格の支払が遅延した場合において、本社債権者は、追加金額を請求する権利を有せず、かかる遅延について発行会社、発行会社に代わって関連する交付を行うよう手配された者（発行会社の関連会社を含む。）及び／又は計算代理人は責任を負わない。

ウ 株式調整又は障害

（ア） 潜在的調整事由

発行会社は、潜在的調整事由が発生していることを、いつでも決定することができる。かかる発行会社による潜在的調整事由の決定の後、計算代理人は、当該潜在的調整事由が、対象株式の理論価値を希薄化又は凝縮化する効果を有するか否かを判断し、かかる希薄化又は凝縮化が生じる場合には、計算代理人は、（i）当該

潜在的調整事由による希薄化又は凝縮化の効果を適切に反映するように計算代理人が決定する、本社債の行使、受渡、支払又は他の条件に関連する調整（以下「本件調整」という。）を行い、（ii）本件調整の効力発生日を決定する。計算代理人は、オプション取引所が当該オプション取引所で取引される対象株式に関するオプションに対して行う当該潜在的調整事由に関する本件調整を参照して、適切な本件調整を決定することができる（但し、義務ではない。）。

潜在的調整事由発生後の本社債の要項の調整は、発行会社若しくはその関連会社、又は潜在的調整事由の結果として受領する対象株式若しくはその他の有価証券の引受け、取得若しくは受領につき責任を負う外国投資家により、又はこれらの者に代わって支払われるべき一切の公租公課、賦課金、手数料又は登録の経済的費用を考慮する。当該計算は、計算代理人により誠実に決定され実行される。

前記にかかわらず、発行会社は、代替的に、社債権者に通知した上で、計算代理人が潜在的調整事由につき本件調整を行うことの代わりとして、当該潜在的調整事由による希薄化又は凝縮化の効果を反映するために、社債権者に対して一つ若しくは複数の追加の本社債（以下「調整事由に係る社債」という。）を交付すること及び／又は社債権者に対して現金による金額（以下「調整事由に係る金額」という。）を支払うことを選択することができる。発行会社が調整事由に係る社債の交付を選択した場合、かかる調整事由に係る社債は、本社債と同様の（又は実質的に同様の）計算代理人が決定する関連する条件にて発行される。発行会社は当該通知に、交付される本社債の数及び／又は支払われる現金の金額、並びにかかる交付及び／又は支払がなされる方法について記載する。

（イ） 合併事由

合併事由の発生の後、発行会社は、その裁量により、本要項第2項(3)を準用し、本要項第2項(3)に基づき、本社債につき調整、償還、消却及び／又はその他の必要な措置を行う。

（ウ） 国有化、支払不能及び上場廃止

国有化、支払不能及び上場廃止の発生の後、発行会社は、その裁量により、本要項第2項(3)を準用し、本要項第2項(3)に基づき、本社債につき調整、償還、消却及び／又はその他の必要な措置を行う。

（エ） 公開買付

公開買付の発生の後、発行会社は、その裁量により、本要項第2項(3)を準用し、本要項第2項(3)に基づき、本社債につき調整、償還、消却及び／又はその他の必要な措置を行う。

（オ） 障害日の帰結

計算代理人の意見において、評価日が障害日である場合には、評価日は、その直後の障害日でない予定取引日とする。但し、予定評価日の直後の8予定取引日のいずれかの日が障害日でない場合に限る。当該直後の8予定取引日のすべての日が障害日である場合、当該8予定取引日後の日は、かかる日が障害日であることにかかわらず評価日とみなされ、また、計算代理人は商業的に合理的な方法により、当該障害日がなければ当該8予定取引日後の日において実勢価格であったであろう対象株式の当該本取引所の取引価格又は市場相場価格（以下「取引価格」という。）を決定する。但し、満期日又は（場合により）早期償還日は、評価日と決定された当該日の5営業日後まで延期される。かかる延期に関して、発行会社はいかなる追加金額の支払義務も負わない。

エ 調整

発行会社が、適切な調整が本要項第2項(3)に従い行なわれうるか否かを計算代理人が決定することを要求した場合、発行会社は、自己が適切と考えない調整を行なう義務を負わず、計算代理人、発行会社又はその他の当事者のいずれも、発行会社が当該調整を行い又は行なわないことにつき責任を負わない。

特に、本要項に定める規定により、対象株式発行会社又はその対象株式に影響を与える事由に関して調整が要求されているということにかかわらず、発行会社は、当該規定に従い調整が行なわれる際に、対象株式に関するオプ

ション又は先物が、先物又はオプション取引所において取引され、当該事由に関して取引オプション又は先物に基づく権利に対し先物又はオプション取引所による調整が行なわれない場合、当該調整を行なわない権利を留保する。

発行会社は、可及的速やかに、調整及び当該調整が実施される日について通知し又は通知がなされるようにする。

オ 調整の通知

計算代理人による本要項に基づくすべての決定は、明白な誤りがある場合を除き、最終的なものであり、本社債権者、発行・支払代理人及び発行会社を拘束する。発行会社は、可及的速やかに調整及び当該調整が実施される日を、公告し又は公告がなされるようにしなければならない。但し、係る公告の懈怠又は未受領は調整の有効性及び拘束力に影響を及ぼさない。

(2) 早期償還事由発生後の期限前償還

早期償還評価日における株価終値が早期償還判定水準以上である場合、発行会社は、本要項第2項(1)イ及び第3項に従うことを条件として、社債権者に2営業日前までに（かかる通知期間を以下「早期償還通知期間」という。）取消不能の通知（かかる通知を以下「早期償還通知」という。）を行った上で、各本社債（の全部又は一部）を額面当たり50万円にて、早期償還日において、発生した利息を付して償還することができる。

疑義を避けるために付言すれば、当該利息計算期間に適用される利息額は当該早期償還日において支払われるべきものとする。

(3) 発行会社課税事由、通貨障害事由、法の変更、ヘッジ障害、異常な市場障害及び支払不能の届出の発生後の期限前償還及び／又は調整

発行会社課税事由（本要項第16項に定義される。）及び／又は通貨障害事由（本要項第16項に定義される。）及び／又は法の変更（本要項第16項に定義される。）及び／又はヘッジ障害（本要項第16項に定義される。）及び／又は異常な市場障害（本要項第16項に定義される。）及び／又は支払不能の届出（本要項第16項に定義される。）（以下「追加障害事由」という。）が発生した場合には、以下の規定に従う。

(i) 発行会社は、計算代理人に、かかる追加障害事由が本社債に及ぼす経済的效果であって商業上合理的な結果をもたらすものを考慮するため、また当該本社債を保有することによる社債権者に対する経済的效果を実質的に維持するために本要項及び／又は本社債に関連するその他の規定に対して適当な調整を行うことの可否を判断するよう要請することができる。計算代理人が、適当な調整が可能であると判断した場合、発行会社はかかる調整の発効日を決定し、かかる調整について本社債権者に通知し、かかる調整を実施するために必要な手続をとる。計算代理人が、商業上合理的な結果をもたらし、かつ当該本社債を保有することによる社債権者に対する経済的效果を実質的に維持することができるような調整を行うことが不可能と判断した場合には、計算代理人はその旨発行会社に通知し、いかなる調整も行われない。

(ii) 発行会社は、本社債権者に対し10営業日前までに（かかる通知期間を以下「期限前償還通知期間」という。）取消不能の通知（かかる通知を以下「追加障害事由償還通知」という。）を行った上で、期限前償還通知期間の最終日（かかる日を以下「期限前現金償還日」という。）において当該シリーズの本社債のすべてを償還し、各本社債権者に対し、当該本社債権者の保有する各本社債について、当該期限前現金償還日において期限前償還額（本要項第16項に定義される。）に相当する金額を支払うことができる（この場合、発行会社は、かかる償還に先立って、（本社債の償還と併せて考えた場合に）かかる追加障害事由が本社債に及ぼす効果を考慮する上で適当と思われる調整を、本要項又は本社債に関連するその他の規定に対して行うこともできる。）。

(4) 買入れ及び消却

発行会社又はそのいずれかの子会社は随時、公開市場その他において、いかなる価格においても本社債（但し、当該社債に関する満期が到来していない一切の利札が当該社債券に添付されており、又は当該社債券とともに提出されることを条件とする。）を買入れることができる。

前記のとおり発行会社若しくはそのいずれかの子会社により又は発行会社若しくはそのいずれかの子会社に代わって買入れが行われた本社債はすべて、これを満期が到来していない一切の利札とともに発行・支払代理人に提出することにより消却のために提出することができ（但し、これは義務ではない。）、そのように提出された場合、発行会社により償還されたすべての本社債とともに、直ちに（当該社債券に添付された、又は当該社債券とともに提出された、満期が到来していない一切の利札とともに）消却される。前記のとおり消却のために提出されたあらゆる社債は、再発行又は再販売することはできず、かかる社債に関する発行会社の義務は免除される。

(5) 違法性及び実行不能性

発行会社が、誠実に、かつ合理的な方法で、(i)財政的、政治的若しくは経済的状況の変化、若しくは為替レートの変動の結果、又は(ii)発行会社若しくは関連する子会社若しくは関連会社が、政府、行政若しくは司法関係の当局若しくは権限を有する機関の適用する現行若しくは将来の法律、規程、規則、判決、命令若しくは指令若しくはそれらの解釈を誠実に遵守した結果として、本社債に基づく発行会社の義務の全部又は一部の履行が、違法若しくは実行不能となったか又は違法若しくは実行不能となることが相当程度見込まれると判断した場合には、発行会社はその裁量により、社債権者に通知した上で、本社債を償還又は消却することができる。

発行会社が本項に従って本社債を償還又は消却することを決定した場合、各本社債は期限前償還額にて支払期日が到来する。支払は本要項に従い、社債権者に通知される方法で行われる。

(6) 対象株式の株価終値の過去の推移

下記の表は、2013年から2015年までの各年及び2015年10月から2016年9月までの各月の対象株式の東京証券取引所における株価終値の最高値と最安値を表したものである。これは、投資家に対する参考のために対象株式発行会社についての公に入手可能な情報を提供するという目的のために記載するものであり、この対象株式の株価終値の過去の推移は、将来の動向を示唆するものではなく、本社債の時価を示すものでもない。また、過去の下記の期間において対象株式の株価終値が下記のように変動したことによって、対象株式の株価終値が本社債の存続期間中に同様に推移することを示唆するものではない。

＜株式会社T & Dホールディングスの株価終値の過去推移＞

株価（単位：円、2013年から2015年の年次毎）

年	最高値（円）	最安値（円）
2013年	1,469	931
2014年	1,509	1,155
2015年	1,959	1,300

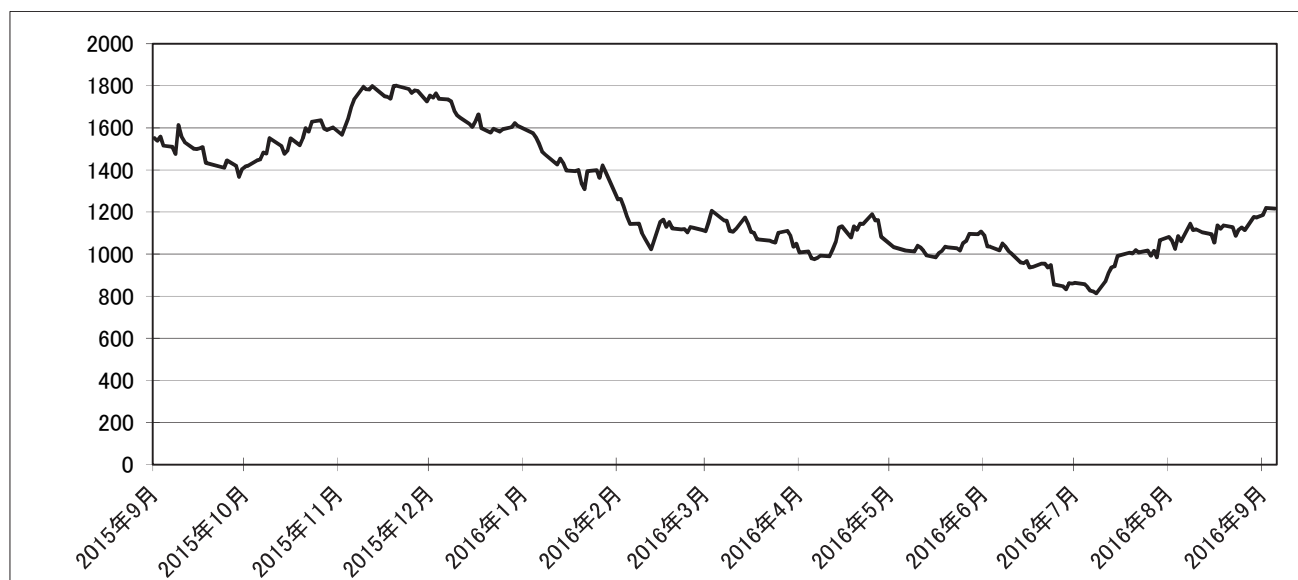
株価（単位：円、2015年10月から2016年9月の月次毎）

年 月	最高値（円）	最安値（円）	年 月	最高値（円）	最安値（円）
2015年10月	1,636	1,415	2016年4月	1,189	976
2015年11月	1,800	1,567	2016年5月	1,107	984
2015年12月	1,764	1,577	2016年6月	1,090	833
2016年1月	1,575	1,308	2016年7月	1,067	813
2016年2月	1,262	1,022	2016年8月	1,181	1,025
2016年3月	1,205	1,035	2016年9月	1,219	1,185

（注）但し、2016年9月は2016年9月5日まで。2016年9月5日の対象株式の東京証券取引所における株価終値は1,217円であった。

出典：ブルームバーグ・エルピー

下記のグラフは、対象株式の2015年9月1日から2016年9月5日までの東京証券取引所における日々の株価終値の推移を示したものである。これは、投資家に対する参考のために対象株式発行会社についての公に入手可能な情報を提供するという目的のために記載するものであり、この対象株式の株価終値の過去の推移は、将来の動向を示唆するものではなく、本社債の時価を示すものでもない。また、過去の当該期間において、対象株式の株価終値がグラフのように変動したことによって、対象株式の株価終値が本社債の存続期間中に同様に変動することを示唆するものではない。



3. 支払及び決済

(1) 支払

本社債に関する元利金の支払は、以下の規定に従い、米国外に所在する支払代理人の指定事務取扱店舗において（元本の支払の場合及び償還後の利息の場合には）関連する社債券、又は（償還後の利息以外の利息の場合には）関連する利札（適宜）を呈示及び提出すること（又は、支払われるべき金額若しくは受領可能資産の一部の支払若しくは交付の場合には、それらに裏書すること）と引き換えに、また決済条件に従うことを条件として行われ、(a) 支払の場合は、（該当する場合には、非米国実質所有の証明を行うことを条件として）口座開設銀行宛てに振り出される、関連通貨で支払われる小切手により、又は（所持人の選択により）口座開設銀行における当該通貨建ての口座（日本の非

居住者に対する日本円での支払の場合、非居住者口座とする。)への振込みにより、また(b)交付の場合には、社債権者に通知される方法により行われる。

無記名式の本社債の所持人は、本項に従ってなされる振込みが支払期日後に当該所持人の口座に到達したことによりかかる社債につき支払われるべき金額の受領が遅れたことについて、利息その他の支払を受ける権利を有さない。

本社債券には、発行・支払代理人により又は発行・支払代理人に代わって、当該社債券についてなされた各支払及び交付が記録され、かかる記録はその支払又は交付がなされたことの明白な証拠となる。

無記名式確定社債券への交換が不当に留保又は拒否された場合を除いて、いかなる無記名式包括社債券に関しても、交換日後に期限が到来する支払又は交付は、なされないものとする。

本社債又は利札に関して特定の金額が支払われるべきものと明示されている、又はその他の方法で支払われるべきものと決定されているその日が、(i)営業日、且つ(ii)(確定社債券の場合に限り)社債券又は利札の呈示場所において、商業銀行及び外国為替市場が支払の決済を行い、通常の業務(外国為替及び外貨預金取引を含む。)を営んでいる土日以外の日でない場合には、その支払は(i)営業日、且つ(ii)(確定社債の場合に限り)社債券又は利札の呈示場所において、商業銀行及び外国為替市場が支払の決済を行い、通常の業務(外国為替及び外貨預金取引を含む。)を営んでいる土日以外の日該当する直後の日まで行われず、かかる社債券又は利札の所持人は、かかる支払遅延について追加の支払を受ける権利を有さない。

本要項において、「交換日」とは、交換を要求する通知がなされた日から60暦日以上経過した日で、発行・支払代理人の指定事務取扱店舗が所在する都市及び(該当する場合には)関連決済システムが所在する都市において銀行が営業している日をいう。

なお、当初の発行・支払代理人の名称及びその指定事務取扱店舗は以下に記載するとおりである。

発行・支払代理人

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン

(The Bank of New York Mellon)

英国 ロンドン E14 5AL ワン・カナダ・スクエア

(One Canada Square, London E14 5AL, United Kingdom)

(2) 決済

発行会社は、本要項第2項(1)イ及び本項の他の条項に従うことを条件として、関連する現物交付日において、各本社債に関しては、関連決済システムの規則に従い関連決済システムにおける当該本社債の口座に対して、またその他のすべての社債については当該社債権者が発行会社に対して受領可能資産交付指図書又は行使通知(適宜)において通知する口座に対して当該社債権者の費用及び危険負担にて、当該受領可能資産の交付を行う(又は自己に代わってかかる交付が行われるよう手配する)。社債権者が発行会社に対して、発行会社(直接又は発行会社が手配する者(発行会社の関連会社を含む。))を通じて)及び/又は関連決済システム(該当する場合)が必要とされている受領可能資産の交付を実施できるようにするために十分な指図を適時に行わない場合には、かかる交付の期日はそれに応じて延期される。発行会社及び関連決済システム(該当する場合)は、自身が受領した指図が十分なものであるか否か、及びかかる指図が特定の日における交付を可能とするのに適時に受領されているか否かを決定する。本第3(2)項において、受領可能資産の「交付」とは、発行会社(又は発行会社に代わって関連する交付を実施するために発行会社が手配するその他の者(発行会社の関連会社を含む。))が当該受領可能資産の移転を行うために必要とされる手続の実施を意味し、「交付する」、「交付された」及び「交付が行われる」もそれに応じて解釈される。かかる手続が実施された後は、発行会社(又は発行会社に代わって関連する交付を実施するために発行会社が手配する者(発行会社の関連会社を含む。))は、決済システムの決済期間、登録機関の行為又は不作為、その他に起因するものであるかを問わず、受領可能資産の交付の遅延又は不履行につき責任を負わず、社債権者又はその他の者による受領可能資産又はそれに対する権利の取得又は移転の合法性について責任を負わない。

受領可能資産を構成するコンポーネントの端数が発行会社によって（又は発行会社に代わって）交付されることはない。同一の社債権者により同時に償還又は行使が行われる本社債は、交付されるべき受領可能資産の総額を決定するために合算される。但し、同一の社債権者に関する受領可能資産総額については、計算代理人が決定する方法により、当該参照資産又は受領可能資産のその他のコンポーネントの単位未満を切り捨てる。受領可能資産に、受領可能資産を構成するコンポーネントの端数が含まれる場合には、当該社債権者は、かかる端数の代わりに、計算代理人が決定する現金による金額を受領する権利を有する。

当該コンポーネント及び受領可能資産に関する配当又は権利の基準日が当該現物交付日より前である場合には、社債権者は、当該受領可能資産のコンポーネントについて宣言若しくは支払が行われる配当を受領する権利、又は受領可能資産のコンポーネントに関連若しくは起因するその他の権利を受ける権利を有さない。

行使価格、租税、決済費用、又は社債権者により発行会社に対して支払われるべきその他の金額が、当該現物交付日の前に発行・支払代理人の銀行口座に（発行会社を受取人として）貸記されていない場合には、発行会社は、償還又は行使の対象の本社債につき、当該社債権者に対する受領可能資産の交付（又は自己に代わっての交付の手配）又は支払（その性質を問わない。）を行う義務を負わず、かかる本社債に関して交付された証券行使通知及び関連する受領可能資産交付指図書（該当する場合）はその後すべての目的において無効となる。

発行会社は、関連する現物交付日において当該受領可能資産を社債権者に交付する（又は自己に代わってかかる交付が行われるよう手配する）よう努める。社債権者が、受領可能資産の交付について、条件決定補足書に記載されているのとは異なる場所又は方法にて実施されるよう要請した場合には、発行会社は、払戻しがなされない追加費用が発生しないことを条件として、受領可能資産をかかるところ及び／又は方法にて交付するよう務める（又は自己に代わってかかる交付が行われるよう手配する）ことができるが、これは義務ではない。発行会社は、以下の規定に従うことを条件として、関連する現物交付日において、社債権者に対する（若しくは社債権者宛ての）、又は社債権者が受領可能資産交付指図書において指定する銀行若しくは証券会社に対する、受領可能資産に関連する譲渡書類（参照資産がエクイティ・ユニットの場合には、当該エクイティ・ユニットに関する譲渡書類）の交付（又は自己に代わっての交付の手配）を行う。

すべての受領可能資産は、当該社債権者の危険負担により交付される。

(3) 決済条件

発行会社が、本社債に関して社債権者により充足されるべき決済条件が、決済が予定されていた当初の日付以前に充足されていないと判断した場合には、当該決済金額又は受領可能資産の支払又は交付は、決済条件のすべてが完全に充足される日付まで、期限が到来しない（かかる決済金額又は受領可能資産を以下「条件付決済金額」という。）。かかる遅延又は延期の結果として追加額の支払又は交付が行われることはない。

社債権者が充足すべき決済条件には、(a)発行会社、発行・支払代理人及び／又は関連決済システムが社債権者に対して（又は社債権者に宛てて）必要な期間内に当該決済金額又は受領可能資産の支払又は交付（発行会社に代わっての支払又は交付を含む。）を実施するために必要とする一切の指図、証明及び情報を、発行会社、発行・支払代理人及び関連決済システム（適宜）が受領していること、(b)租税及び決済費用並びに支払われるべきその他の金額（社債権者により支払われるべき行使価格を含むがこれに限らない。）の控除に関して適用される条件、(c)本要項に従って適宜、適式に記入された行使通知、決済方法選択通知、受領可能資産交付指図書その他適用ある通知を預託していること、並びに(d)関連する本社債の預託、呈示又は提出（適宜）が含まれるが、これらに限らない。

社債権者が充足すべき決済条件が、満期日、最終現物償還日、選択的現金償還日、選択的現物償還日、選択的現金消却日、期限前現金償還日、早期償還日、早期現物償還日、期限前消却日、期限前現物消却日、実際の行使日又は自動的行使日又は現物交付日（適宜）から、計算代理人が決定する決済日数に相当する暦日数が経過した日（以下「社債決済締切日」という。）における、(i)（本社債が決済済み証券でない場合は）ロンドン時間午前10時、又は(ii)ルクセンブルク若しくはブリュッセル時間午前10時、又は計算代理人が関連決済システムに関して適当と決定するそ

の他の時刻までに充足されていない場合には、当該決済条件を充足することは不可能となる。社債決済締切日より、当該社債権者は、条件付決済金額の支払又は交付を受ける権利を有さず、それらに関して発行会社に対する請求権を有さない。

(4) 支払及び決済の延期

利息計算期間について支払われるべき利息、決済金額又は受領可能資産が評価日及び／又は平均化調整日を参照して決定される場合で、かかる評価日及び／又は平均化調整日が市場障害、価格障害又は関連する本要項若しくは条件決定補足書に記載のその他の障害の影響を受けているときは、かかる評価日及び／又は平均化調整日は、関連する本要項又は条件決定補足書に記載のとおり延期されることがある。評価日及び／又は平均化調整日の延期に関して、関連する利払日、満期日、最終現物償還日、選択的現金償還日、選択的現物償還日、選択的現金消却日、期限前現金償還日、早期償還日、早期現金消却日、早期現物償還日、早期現物消却日、期限前消却日、期限前現物消却日、行使現金決済日、行使現物決済日又は現物交付日（適宜）は、関連する本要項又は条件決定補足書に記載のとおり延期されることがある。発行会社が、かかる延期を理由に追加額の支払又は交付を行うことはない。

4. 本社債の地位

本社債及びそれに関する利払は発行会社の無担保かつ非劣後の債務を構成し、本社債間において同順位である。本社債及びそれに関する利払に基づく発行会社の支払義務は、発行会社のその他の現在及び将来の無担保・非劣後の債務（強制的かつ一般的に適用される法律の規定により優先権が認められる債務を除く。）と同順位である。本社債は、発行会社の預金を証明するものではなく、いかなる政府又は政府機関によっても保証されていない。

5. 課税

発行会社が租税に関する源泉徴収又は控除を行うことが法律により要求される場合その他本要項に開示されている場合を除き、社債権者は、利息の支払、利息額、若しくは本社債の所有、譲渡、売却、償還、権利執行若しくは消却、又は決済金額及び／若しくは本社債に関するその他の支払（適宜）に起因し、或いはそれらに関連して支払われるべき一切の租税を支払わなければならない。発行会社は、社債権者が負担するかかる租税について責任を負わず、その他の方法でかかる租税に関する金額を支払う義務を負わない。

本社債に関する支払はすべて、英国（又は英国の、若しくは英国内に所在する、課税権限を有する当局若しくは行政下部機関（それぞれを「税務当局」という。））により賦課、徴収、回収、源泉徴収又は査定されるあらゆる性質の現在又は将来の租税に関する源泉徴収又は控除のない状態で、かかる源泉徴収又は控除を行うことなく、支払われる。但し、かかる源泉徴収又は控除が法律上要求される場合はこの限りではない。

英国の税務当局が源泉徴収又は控除を要求する場合、発行会社は、かかる源泉徴収又は控除の後で社債権者が受領できる純額を、かかる源泉徴収又は控除が存在しなければかかる社債権者が受領しえた金額と等しくするために必要な追加額（以下「追加額」という。）を支払う。前記にかかわらず、以下のいずれかに該当する場合は、本社債について追加額は支払われない。

- (a) 社債権者が単に本社債又は利払を保有するという事実以外に英国と特定の関係を有することによりかかる社債について租税の支払義務を負う場合、かかる社債権者又はその代理を務める第三者に対しては、追加額は支払われない。
- (b) 社債権者が、法律上の要件を遵守し若しくはかかる要件を第三者に遵守させることにより、又は、関連する本社債若しくは利払が支払を受けるために呈示された場所において非居住者である旨の申告その他同様の非課税の申請を課税当局に対して行い又はかかる申告を第三者に行わせることによりかかる控除又は源泉徴収を合法的に回避しえたにもかかわらずそのように回避していない場合、かかる社債権者又はその代理を務める第三者に対しては、追加額は支払われない。
- (c) 1986年米国内国歳入法の規定（配当、配当相当支払金、米国不動産に対する直接・間接の利息及び米国内国歳入法第1471条乃至第1474条（又はこれらを改正若しくは承継する条項）に関する規定を含むが、これらに限定さ

れない。)により、又は米国内国歳入庁との合意に基づき、又は政府間協定の推進を目的として、かかる源泉徴収又は控除が要求される場合。

- (d) 社債券が、かかる支払の最初の支払期日（発行・支払代理人が支払われるべき金員の全額をかかると支払期日以前に適式に受領していない場合には、かかる金員の全額が適式に受領された日）から30暦日を過ぎてから支払を受けるために呈示された場合。但し、社債権者が当該社債券をかかると30日間の最終日に支払を受けるために呈示した場合に追加額を受ける権利を有していたと思われる場合を除く。
- (e) かかる源泉徴収又は控除が特定の個人に対する支払に課されており、理事会指令（2003/48/EC）若しくは貯蓄所得に対する課税に関する2000年11月26日から27日に開催されたECOFIN理事会の決定を実施するその他の指令又はかかる指令を実施し若しくは遵守し、若しくはかかる指令に適合させるための法律に従って行う必要がある場合。
- (f) 社債券又は利札が、かかる源泉徴収又は控除が適用されない別の支払代理人に当該社債券又は利札を呈示することによりかかる源泉徴収又は控除を回避しえた社債権者により、或いはかかる社債権者の代理人により、支払を受けるために呈示された場合。
- (g) 無記名式確定社債券に関して、社債券又は利札の呈示を受ける発行・支払代理人又は支払代理人が満足できる限度で、かかる社債権者が適用ある証明、身分証明又は報告要件を充足することにより、或いは非居住者である旨の申告その他同様の非課税の申請を関連する課税当局に対して行うことによりかかる源泉徴収又は控除を回避することができない旨が証明されていない場合。

本要項において(Ⅰ)「元本」は本社債に関して支払われるべきあらゆるプレミアム、決済金額、及び本要項第2項に従って支払われるべき元本の性質を有するその他一切の金額を含むものとみなされ、(Ⅱ)「利息」は一切の利息額及び本要項第2項（又はこれに対する変更若しくは補足）に従って支払われるべきその他一切の金額を含むものとみなされ、(Ⅲ)「元本」及び／又は「利息」は本項に基づいて支払われるべきあらゆる追加額を含むものとみなされる。

6. 債務不履行事由

以下のいずれかの事由（それぞれを「債務不履行事由」という。）が発生し継続している場合、発行・支払代理人又は発行会社（適宜）が本社債権者からの下記の通知を受領する前に、当該債務不履行事由が発行会社によって是正されるか又は本社債権者によって宥恕されない限り、本社債権者は、かかる社債が期限前償還額にて償還されるべき旨を発行会社及び発行・支払代理人に対して通知することができ、かかる社債はすべての場合において直ちに償還期限が到来する。

- (a) 発行会社が期限前償還額、満期償還額又は本社債に関するその他の支払額（利息を除く。）を支払期日までに支払わず、かかる不履行が30暦日にわたり継続した場合。
- (b) 利息が支払期日から14暦日以内に支払われていない場合。但し、発行会社は、かかる金額が強制的な法律、規則又は正当な管轄権を有する裁判所の命令を遵守するために支払われなかった場合には、債務不履行とはみなされない。かかる法律、規則又は命令の有効性又は適用性について疑義が存在する場合、発行会社は、かかる14暦日の間に独立した法律顧問から発行会社に与えられた助言に従って行為した場合には、債務不履行とはみなされない。
- (c) 発行会社が交付の期日において、受領可能資産の交付をせず、かかる交付の不履行が、社債権者が発行会社にかかる不履行の通知を行ってから30暦日以内に治癒されない場合。但し、(Ⅰ)社債権者により充足されるべき決済条件が交付の期日において充足されていない場合、(Ⅱ)発行会社が本要項第2項(1)イに従って障害現金決済価格を支払うことを選択している場合、又は(Ⅲ)社債権者に通知がなされている場合には、本(c)により債務不履行事由が発生することはないものとする。

- (d) 発行会社が本社債のその他の条項に違反した場合で、かかる違反が本社債権者の利益を実質的に損なう方法によるものであり、且つ当該違反が、発行済みの本社債の額面金額又は数（適宜）の少なくとも4分の1を保有し、違反の治癒を要請する本社債権者から発行会社が違反の通知を受領してから30暦日以内に治癒されない場合。
- (e) 発行会社を清算する旨の命令がなされた場合又はその旨の有効な決議が可決された場合（再建、合併又は吸収合併の計画に関連する場合を除く。）。

債務不履行事由の発生後のいずれかの時点で期限前償還額を計算する際、計算代理人は、かかる債務不履行事由が本社債の時価に及ぼす影響を無視するものとする。

7. 時効

発行会社に対する、本社債及び／又は利札（本項においては利札引換券は含まれない。）にかかる支払に関する請求は、それらについての適切な支払日から10年（元本の場合）又は5年（利息の場合）以内に行われえない限り、時効消滅し、無効となる。

8. 社債券の交換

社債券又は利札が紛失、盗失、毀損、汚損又は破損した場合、かかる社債券又は利札は、適用される一切の法令及び関連証券取引所又はその他の関連当局の規制要件に従って、発行・支払代理人、又は発行会社が随時かかる目的のために指定し、その指定につき社債権者に通知するその他の支払代理人若しくは名義書換代理人の指定事務取扱店舗において、交換に関して発生する料金、経費及び租税を請求者が支払った上で、また発行会社が要求する証拠、担保及び補償その他の条件に従って、交換することができる。本社債券又は利札が毀損又は汚損した場合には、代替りの社債券又は利札が発行される前に当該社債券又は利札を提出しなければならない。

9. 追加の発行

発行会社は随時その自由裁量で、社債権者又は利札所持人の同意を得ることなく、本社債と同様の条件が適用されるあらゆるシリーズの追加の社債を設定及び発行することができ、かかる社債は当該シリーズの社債に統合され、それらとともに一つのシリーズを構成する。

10. 通知

(1) 社債権者に対する通知

社債権者に対するあらゆる通知は、以下のいずれかに従ってなされた場合に、適式になされ効力を有するものとみなされる。

- (a) 英国で一般に刊行されている日刊新聞（「フィナンシャル・タイムズ」となる予定）において公告された場合。この場合、最初に公告された日において通知がなされたものとみなされる。
- (b) （本社債が関連証券取引所に上場されており、又は関連当局により取引を認められている場合は）当該証券取引所又はその他の関連当局の規則及び規制に従って通知がなされた場合。この場合、かかる規則及び規制に従って最初に送信又は公告がなされた日に通知がなされたものとみなされる。
- (c) 上記で要求されている公告又は郵送に代えて、社債権者に対する通知を関連決済システムに対して送付することができるが、適用ある場合には、前(b)項に従って要求される公告その他の要件も遵守することを条件とする。この場合、（その後の公告又は郵送にかかわらず、）該当する関連決済システムに転送されるよう発行・支払代理人に対して最初に送信された日において通知がなされたものとみなされる。

前(a)項又は(b)項に従って要求される公告を行うことができない場合、通知は、欧州で刊行されているその他の主要な英文の日刊新聞において公告された場合に、その最初の公告日において有効に行われたものとみなされる。

利札の所持人は、あらゆる目的上、本項に従って社債権者に送付された通知の内容について通知を受けたものとみなされる。

(2) 発行会社及び代理人に対する通知

あらゆるシリーズについて、発行会社及び／又は代理人に対する一切の通知は、マスター代理人契約に規定された住所に宛てて、又は本項に従って社債権者に送付される通知により発行会社及び／又は代理人が指定するその他の者又は場所に宛てて送付されるものとする。

(3) 通知の有効性

いずれかの通知が有効であり又は適式に完成され、適切な様式でなされているか否かについての判断は、発行会社及び関連決済システムにより、発行・支払代理人と相談の上でなされ、かかる判断は発行会社、諸代理人及び社債権者に対して決定的かつ拘束力を有するものである。

無効、不完全及び／又は適切な様式でないと判断された通知は、発行会社及び関連決済システム（該当する場合）がそれぞれ別途合意しない限り、無効となる。本規定は、新たな又は訂正された通知を交付するために通知を交付する者の権利を損なうものではない。

発行会社、支払代理人、登録機関又は名義書換代理人は、かかる通知が無効、不完全及び／又は適切な様式でないと判断された場合には、当該通知を提出した社債権者に迅速にその旨を通知するべく、一切の合理的な努力を尽くす。自身の側に過失又は故意の不正行為がない場合には、発行会社、関連決済システム又は代理人（適宜）のいずれも、通知が無効、不完全若しくは適切な様式でない旨の社債権者に対する通知又は判断に関連して自身が行った行為又は不作為につきいかなる者に対しても責任を負わない。

本要項の他の規定にかかわらず、本要項に従うことを条件として、発行会社又は計算代理人が本要項により必要とされる通知を行わないことは、発行会社又は計算代理人が本要項に基づき行う行為（本要項の調整又は本社債の期限前償還若しくは消却を含む。）の有効性又は拘束力に影響を与えない。

11. 変更及び集会

(1) 本要項の変更

発行会社は、社債権者の同意を得ることなく、本要項に対して、発行会社の単独の意見において社債権者の利益を実質的に損なわない変更、或いは形式的、軽微若しくは技術的な性質の変更、又は明白な誤りを訂正するため若しくは発行会社が設立された法域における強制的な法律の規定を遵守するため若しくは本要項中に含まれる瑕疵ある規定を是正、訂正若しくは補足するための変更を行うことができる。

かかる変更の一切は社債権者に対して拘束力を有し、かかる変更の一切は、その後可及的速やかに社債権者に通知される。かかる通知を送付しなかった或いはかかる通知を受領しなかったとしても、それらはかかる変更の有効性に影響しない。

(2) 社債権者集会

マスター代理人契約には、特別決議（マスター代理人契約に定義される。）による本要項又はマスター代理人契約の変更の承認を含め、社債権者の利益に影響する事項を審議するための社債権者の集会の招集に関する規定が含まれている。社債権者には、少なくとも21暦日（通知が送付された日及び集会が開催されることとなっている日を除く。）前に、集会の日時及び場所を明記した通知が送付される。

かかる集会は、発行会社又は当該時点において発行済みの本社債の額面金額の10%以上を保有する社債権者により、招集することができる。社債権者集会の定足数（特別決議（以下において定義する。）を可決するための集会の場合を除く。）は、本社債の過半数（保有又は代表される本社債の額面金額又は数量を基準として）を保有又は代表する2名以上の者とする。但し、かかる集会の議事に（とりわけ）下記(i)乃至(viii)の議案の審議が含まれる場合には、定足数は当該時点において発行済みの本社債の額面金額の75%以上又は（延会の場合は）25%以上を保有又は代表する2名以上の者とする。(i)本社債の満期日若しくは償還日、本社債の行使日若しくは失効日、或いは本社債に関する利息若しくは利息額の支払日を変更すること、(ii)本社債の額面金額若しくは本社債の償還若しくは行使につき支払われるべきプレミアムを減額若しくは消却すること、(iii)本社債に関する利率を引き下げ、若しくは本社債に関する利

率若しくは利息の金額を算定する方法若しくは基準、若しくは本社債に関する利息額を算定する基準を変更すること、(iv)条件決定補足書に、利率の上限及び／若しくは下限、若しくは取引可能金額若しくは受領可能資産の上限及び／若しくは下限が定められている場合には、かかる上限及び／若しくは下限を引き下げること、(v)決済金額若しくは受領可能資産を算定する方法若しくは基準を変更すること（要項に定められている変更を除く。）(vi)本社債の支払通貨若しくは表示通貨を変更すること、又は(vii)社債権者集会に必要な定足数若しくは特別決議の可決に必要な過半数に関する規定を変更すること。マスター代理人契約には、発行済みの本社債の額面金額の90%以上を保有する所持人により、又はかかる所持人に代わって署名された書面による決議は、あらゆる目的上、適式に招集及び開催された社債権者集会において可決された特別決議と同様に効力を有するものとみなされる旨規定されている。かかる書面による決議は一つの文書として作成することも、同じ形式の複数の文書として作成することもでき、各文書は1名又は複数名の社債権者により又はかかる社債権者に代わって署名されるものとする。

マスター代理人契約の条件に従い適式に招集及び開催された集会において、かかる集会で投じられた票の75%以上の過半数により可決された決議を特別決議とする。かかる集会において適式に可決された特別決議は、自身が集会に出席していたか否かにかかわらず、すべての社債権者に対して拘束力を有する。

12. 諸代理人

(1) 諸代理人の任命

発行・支払代理人、支払代理人、登録機関、名義書換代理人及び計算代理人は、発行会社の代理人としてのみ行為するものであり、社債権者（又は所持人）に対していかなる義務も負わず、また社債権者（又は所持人）のために或いは社債権者（又は所持人）との間で、代理人又は信託の関係を有さない。発行・支払代理人、支払代理人、登録機関、名義書換代理人、計算代理人又は発行会社のいずれも、発行・支払代理人、支払代理人、登録機関、名義書換代理人、計算代理人又は発行会社としての自身の義務及び職務につき、社債権者（又は所持人）の受託者又は顧問として行為するものではない。発行会社は随時、既に任命した発行・支払代理人、その他の支払代理人、登録機関、名義書換代理人又は計算代理人を変更又は解任し、追加の又は別の支払代理人又は名義書換代理人を任命する権利を有する。但し、発行会社が常に、(a)発行・支払代理人1名、(b)（記名式社債券に関しては）登録機関1名、(c)（記名式社債券に関しては）名義書換代理人1名、(d)（本要項により要求される場合には）1名又は複数の計算代理人、(e)欧州の主要都市2つ以上に指定事務取扱店舗を有する支払代理人、(f)本社債が上場されるその他の証券取引所により要求されるその他の代理人、及び(g)（(e)又は(f)に従って既に条件が満たされている場合を除き）無記名式確定社債券に関して、理事会指令（2003/48/EC）若しくは2000年11月26日から27日に開催されたECOFIN理事会の決定を実施するその他の指令又はかかる指令を施行若しくは遵守する法律若しくはかかる指令に従うために導入される法律に従って税金の源泉徴収又は控除を行う義務を負わない、欧州連合加盟国内に指定事務取扱店舗を有する支払代理人1名を擁していることを条件とする。代理人の解任及び代理人の指定事務取扱店舗の変更に関する通知は社債権者に送付される。

(2) マスター代理人契約の変更

発行会社は、それが社債権者の利益を実質的に損うものでないと発行会社が判断した場合、又はかかる変更が形式的、軽微若しくは技術的な性質のものであるか、明白な誤りを訂正するため、適用法の強制的な規定を遵守するため、或いはマスター代理人契約に含まれる瑕疵ある規定を是正、訂正若しくは補足するために変更が行われる場合に限り、マスター代理人契約の変更を認め、又は同契約に対する違反若しくは違反の予定、若しくは同契約の不遵守を宥恕若しくは承認することができる。

かかる変更は社債権者に対して拘束力を有し、変更後可及的速やかに社債権者に通知される。但し、かかる通知が送付されなかった又は社債権者により受領されなかった場合でも、かかる変更の有効性又は拘束力に影響を及ぼすものではない。

(3) 発行会社及び諸代理人の責任

発行会社又は諸代理人のいずれも、（国内外の）法律の制定、（国内外の）公共機関の介入、戦争、ストライキ、封鎖、ボイコット又はロックアウトその他同様の事象又は状況に起因する損失又は損害につき、責任を負わない。ストライキ、封鎖、ボイコット及びロックアウトに関する責任の制限は、当事者のいずれかがかかる措置を講じた場合又はそれらの対象となった場合にも適用されるものとする。発行会社又は諸代理人のいずれかが、かかる事由の発生により支払又は交付の実施を妨げられる場合、当該事象又は状況が解消されるまでの間、かかる支払又は交付を延期できるものとし、この場合、かかる延期につき追加額の支払又は交付を行う義務は生じない。

(4) 計算代理人による決定

別段の定めのない限り、本要項における決定、検討、判断、選択及び計算はすべて、計算代理人が行う。かかる決定、検討、判断、選択及び計算のそれぞれに、本第12項が適用される。かかる決定、検討、判断、選択及び計算に際し、計算代理人は、発行会社によるヘッジ契約の影響を考慮に入れる。すべての場合において、計算代理人は誠実に、また商業上合理的な方法でその裁量を行使し、かかる決定及び計算を行うものとし、（明白な又は証明された誤謬がある場合を除いて）かかる決定及び計算は、最終的なものであり、発行会社、諸代理人及び社債権者に対して法的拘束力を有する。

(5) 発行会社による決定

発行会社は、本要項に従ってその裁量を行使し、一定の決定、検討、判断、選択及び計算を行うことを要求される場合がある。すべての場合において、発行会社は誠実に、また商業上合理的な方法でその裁量を行使し、かかる決定及び計算を行うものとし、（明白な又は証明された誤謬がある場合を除いて）かかる決定及び計算は、最終的なものであり、諸代理人及び社債権者に対して法的拘束力を有する。

13. 1999年（第三者の権利に関する）契約法

いかなる者も、1999年（第三者の権利に関する）契約法に基づいて本社債の条件を実施する権利を有さない。

14. 準拠法及び管轄

- (a) 本要項に従うことを条件として、本社債、利札及びマスター代理人契約、並びにそれらに起因又は関連して生じる一切の契約外の義務は、イングランド法に準拠し、同法に従って解釈される。
- (b) 本要項に従うことを条件として、本社債、利札及び／又はマスター代理人契約に起因又は関連して生じる一切の紛争については、イングランドの裁判所がその専属的管轄権を有し、したがってそれらに起因又は関連して生じるあらゆる訴訟又は法的手続はかかる裁判所に提起される。

15. 様式、額面、所有権及び譲渡

(1) 様式、額面

本社債は、各本社債の額面50万円の無記名式で発行され、記名式社債券に交換することはできない。

本社債は当初、包括様式により発行され、特定の事由が生じた場合に限り確定様式の本社債券に交換することができ、包括様式の社債券は当該包括社債券の要項に従って確定社債券に交換される。かかる事由が生じた場合、発行会社は迅速に社債権者に通知する。

(2) 所有権

社債券及び利札の所有権はマスター代理人契約の規定に従って交付により移転する。

発行会社及び関連する諸代理人は、（法律により別途要求されるか、又は正当な管轄権を有する裁判所により別途命令を受けた場合を除き）あらゆる無記名式社債券又は利札の所持人（以下において定義される。）を、あらゆる目的上（かかる社債券の支払期日超過の有無を問わず、また所有権、信託若しくはかかる社債券に対する持分に関する通知、かかる社債券面上（又はそれを表章する包括社債券面上）の書き込み、又はかかる社債券の盗失若しくは紛失にかかわらず）その完全な所有者とみなし、そのように扱い、いかなる者も所持人をそのように扱うことにつき責任を負わない。

本要項において、「社債権者」とは、無記名式社債券の持参人又は記名式社債券がその名義において登録されている者をいい、「所持人」とは、無記名式社債券又は利札に関しては当該無記名式社債券又は利札の持参人をいい、記名式社債券に関しては記名式社債券がその名義において登録されている者をいう。

(3) 無記名式社債券の譲渡

前記の規定に従うことを条件として、無記名式本社債券及び利札の所有権は、交付により移転する。

16. 定義

「異常な市場障害」とは、

約定日（2016年8月31日）以降における、本社債に基づく発行会社の義務の全部又は一部の履行を妨げたと発行会社が決定する、異常な事象又は状況（（国内外の）法律の制定、（国内外の）公共機関の介入、自然災害、戦争、ストライキ、封鎖、ボイコット又はロックアウトその他同様の事象又は状況を含むがこれらに限らない。）をいう。

「受渡障害事由」とは、

計算代理人の意見において、発行会社が管理できない事由で、その結果、発行会社が対象株式を交付できないものをいう。

「営業日」とは、

(a) ロンドン及び東京において商業銀行及び外国為替市場が支払の決済を行い、通常の業務（外国為替及び外貨預金取引を含む。）を営んでいる日及び(b) 関連決済システムに係る決済システム営業日をいう。

「合併事由」とは、

対象株式に関する以下の事由をいう。

- ① 発行済の対象株式の20%以上を譲渡することになる、又は譲渡を取消不能の形で確約することになる対象株式の種類変更その他の変更。
- ② 対象株式発行会社と他法人との新設合併若しくは吸収合併又は株式交換（対象株式発行会社が存続会社となり、発行済の対象株式の20%未満の種類変更その他の変更となる新設合併若しくは吸収合併又は株式交換を除く。）。
- ③ 対象株式の20%以上（買付人が所有若しくは支配する対象株式を除く。）を譲渡することとなる、又は譲渡を取消不能の形で確約することとなる、いずれかの法人による対象株式の公開買付、株式交換等の勧誘、提案又はその他の事由。
- ④ 対象株式発行会社又はその子会社と他法人との新設合併若しくは吸収合併又は株式交換であって、対象株式発行会社が存続会社となり、発行済の対象株式全部の種類変更その他の変更とはならず、当該合併又は株式交換直前の対象株式の株主が合併又は株式交換直後に保有する対象株式の総数（当該他法人が所有又は支配する対象株式を除く。）が、発行済対象株式総数の50%未満となるもの。

いずれの場合も、計算代理人が、当該事由が発生していることを決定する日は、満期日以前に限る。

「株価終値」とは、	ある評価日において、当該評価日の評価時刻現在の対象株式の価格をいう。
「観察期間」とは、	2016年9月29日（その日を含む。）から最終評価日（その日を含む。）までの期間をいう。
「関連会社」とは、	ある法人（以下「当該法人」という。）に関して、当該法人によって直接的若しくは間接的に支配されている法人、当該法人を直接的若しくは間接的に支配している法人又は当該法人と直接的若しくは間接的に共通の支配下にある法人をいう。「支配」とは、ある法人の議決権の過半数を保有することをいう。
「関連決済システム」とは、	ユーロクリア・バンク・エスエー／エヌブイ及びその承継人、並びにクリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニム及びその承継人をいう。
「関連決済日」とは、	予定取引日及び決済システム営業日をいう。
「期限前償還額」とは、	本社債の期限前償還又は消却に関して、期限前償還又は消却を発生させた事由の発生後の本社債の市場価値の比例按分額として決定される、決済通貨建ての額面金額（適用ある場合、発生した利息額を含む。）をいう。かかる金額は、本社債の期限前償還又は消却を発生させた事由の発生後、合理的に可能な限り早期に、計算代理人が適当と判断する要素を参照して決定される。かかる要素には、①当該時点における、参照資産の市場価格又は価値及びその他の関連する経済変数（金利、また適用ある場合には外国為替レート等）、②本社債が予定満期日若しくは失効日及び／又は予定早期償還日若しくは行使日まで償還されなかったと仮定した場合の本社債の残存期間、③本社債が予定満期日若しくは失効日及び／又は予定早期償還日若しくは行使日まで償還されなければ支払われるべきであったと思われる、当該時点における最低の償還額又は消却額、④内部の価格決定モデル、並びに⑤その他の市場参加者が本社債と同様の証券の買値として提示しうる価格が含まれるが、これらに限らない。計算代理人は、上記の市場価値を決定する際、ヘッジ・ポジション及び／又は関連する資金調達関連の取決めの解約に関連して発行会社又はその関連会社が負担し又は負担することとなる、一切の費用、料金、手数料、発生額、損失、源泉徴収額及び経費に関する控除を反映するために当該金額を調整することができる。疑義を避けるために付言すれば、当該金額に対する調整額を決定する際、計算代理人は、①発行会社又は（場合により）その関連会社がヘッジ・ポジションに基づき受けることとなる支払又は交付の金額及び時期、②ヘッジ・ポジションが流動性若しくは市場性の無い資産（評価額がゼロとなる可能性があるもの）又はシンセティック・ヘッジ（時価評価がゼロとなり又はヘッジ・ポジションの取引相手にとってイン・ザ・マネーとなる可能性がある場合）を含むか否か、並びに③発行会社又はその関連会社が偶発債務（分配金の返金その他の方法で支払を行う義務を含む。）を負うこととなるか否か（但し、前記の要素に限らない。）を考慮に入れることができる。

「決済システム営業日」とは、	関連決済システムが決済指図の受理及び執行のために営業している日（又は、受渡障害事由が発生していなければそのように営業していたと思われる日）をいう。
「決済済み証券」とは、	関連決済システムの共同預託機関、コモン・セーフキーパー若しくはカストディアンが保有する、又は関連決済システムのノミニーの名義で登録されている包括社債券である社債券をいう。
「決済通貨」とは、	円貨をいう。
「公開買付」とは、	法人又は自然人が対象株式発行会社の発行済株式総数の10%超100%未満（計算代理人が政府機関又は自主規制機関への届出又はその他計算代理人が関連性を認める情報に基づき決定する。）を購入し、又は転換その他の方法により取得し、若しくは取得する権利を有することとなる、法人又は自然人による買収の申入れ（テイクオーバー・オファー）、株式公開買付の申入れ（テンダー・オファー）若しくは株式交換の申入れ（エクスチェンジ・オファー）又はそれらの勧誘、提案又はその他の事由をいう。
「行使価格」とは、	当初価格の100.00%に相当する円貨額（小数第3位を四捨五入して第2位まで求める。）をいう。
「国有化」とは、	対象株式の全部又は対象株式発行会社の資産の全部若しくは実質的に全部が国有化され、公用徴収され、又はその他の態様により政府機関、行政当局若しくは政府団体に強制的に譲渡されることをいう。
「障害現金決済価格」とは、	本社債の市場価値の比例按分額として決定される、決済通貨建ての額面金額（受領可能資産を構成する参照資産の全部ではなく一部が本要項第2項(1)イ及び／又は第3項(2)に基づいて適式に交付済みである場合、当該参照資産の価額を考慮に入れる。）をいう。かかる金額は、計算代理人が適当と判断する要素を参照して決定される。かかる要素には、①当該時点における、適式に交付されている受領可能資産を構成する参照資産の市場価格又は価値及びその他の関連する経済変数（金利、また適用ある場合には外国為替レート等）、②本社債が予定満期日若しくは失効日及び／又は予定早期償還日若しくは行使日まで償還されなかったと仮定した場合の本社債の残存期間、③本社債が予定満期日若しくは失効日及び／又は予定早期償還日若しくは行使日まで償還されなければ支払われるべきであったと思われる、当該時点における最低の償還額又は消却額、④内部の価格決定モデル、並びに⑤その他の市場参加者が本社債と同様の証券の買値として提示しうる価格が含まれるが、これらに限らない。計算代理人は、上記の市場価値を決定する際、ヘッジ・ポジション及び／又は関連する資金調達関連の取決めの解約に関連して発行会社又はその関連会社が負担し又は負担することとなる、一切の費用、料金、手数料、発生額、損失、源泉徴収額及び経費に関する控除を反映するために当該金額を調整することができる。

「障害現金決済日」とは、	障害現金決済価格の支払を選択する旨の通知を行なった日から5関連決済日後の日又はその他当該通知に記載する日をいう。
「最終価格」とは、	最終評価日における株価終値をいう。
「最終評価日」とは、	満期日の5予定取引日前の日をいう。
「先物又はオプション取引所」とは、	対象株式に関するオプション契約又は先物契約における関連する取引所をいう。
「市場障害事由」とは、	以下の事由が発生又は存在していることをいう。 ① 当該評価時刻に終了する1時間においていつでも、計算代理人が重大であると決定する取引障害 ② 当該評価時刻に終了する1時間においていつでも、計算代理人が重大であると決定する取引所障害 ③ 計算代理人が重大であると決定する早期終了
「支払不能」とは、	対象株式発行会社の任意若しくは強制的清算、破産、支払不能、解散、終了若しくは整理又は対象株式発行会社に影響を与える類似の手続により、①対象株式全部について管財人、清算人若しくはこれらと同様の者に対する譲渡が強制された場合、又は②対象株式を保有する者がかかる株式の譲渡を法律上禁じられた場合、又は③対象株式発行会社が、解散、終了若しくは消滅（場合による。）した場合をいう。
「支払不能の届出」とは、	支払不能若しくは破産の宣告、若しくは破産法、支払不能法若しくは債権者の権利に影響を与える他の類似の法律に基づく他の何らかの救済を求める手続を、対象株式発行会社が提起し、若しくは対象株式発行会社の設立地若しくは本店所在地の法域において対象株式発行会社に対して支払不能、再生手続若しくは規制に関する主たる管轄権を有する規制当局、監督当局その他これらに類似の職務を有する者によってかかる手続が対象株式発行会社に対して提起され、若しくは対象株式発行会社がかかる手続に同意すること、又は対象株式発行会社の整理若しくは清算の申立てを対象株式発行会社が自ら提出し若しくは上記の規制当局、監督当局若しくは類似の職務を有する者によりかかる申立てが提出され、若しくは対象株式発行会社がかかる申立てに同意すること、又は対象株式発行会社が、対象株式発行会社の解散若しくは終了に関する決議を可決し若しくは通知を公表すること、又は対象株式発行会社によって支払不能若しくは破産の宣告若しくは破産法、支払不能法その他債権者の権利に影響を与える類似の法律に基づく他の何らかの救済を求める手続が対象株式発行会社に対して提起され、若しくは、債権者によって対象株式発行会社の整理若しくは清算の申立てが提出され、かつ、各場合について、当該提起若しくは提出の15日以内に、当該手続が棄却、取消、延期若しくは制限されないことをいう。

「修正翌営業日調整」とは、

当該日が営業日でない場合に、翌営業日が当該日となる（但し、それにより翌暦月にずれ込む場合には、当該日は直前の営業日に繰り上げられる。）調整方法をいう。

「障害日」とは、

当該本取引所がその通常取引セッションの間に取引を行うことができない、又は市場障害事由が生じている予定取引日をいう。

「上場廃止」とは、

対象株式について、対象株式が本取引所において（合併事由又は公開買付以外の）何らかの理由により上場、取引又は公開買付けされないこととなり、又はされなくなり、それと同時に、本取引所と同じ国に所在する取引所若しくは相場表示システムにすぐには再上場、再取引又は再値付けされない旨を当該本取引所が、当該本取引所の規則に従い発表することをいう。疑義を避けるために付言すれば、本取引所が米国に所在する場合で、対象株式がニューヨーク証券取引所、NYSE MKT LLC、ナスダック・グローバル・セレクト・マーケット又はナスダック・グローバル・マーケット（又はこれらの承継者）のいずれにおいてもすぐには再上場、再取引又は再値付けされない場合も上場廃止に該当する。なお、対象株式がかかる取引所又は相場表示システムにおいて直ちに再上場、再取引又は再値付けされる場合は、その取引所又は相場表示システムが「本取引所」とみなされる。

「潜在的調整事由」とは、

以下のいずれかの事由又は対象株式発行会社による以下のいずれかに関する条件の公表をいう。

- ① 対象株式の分割、併合若しくは種類変更（合併事由を除く。）、又は既存株主に対する無償発行、資本組入れ発行。
- ② 対象株式の現存株主に対する(A)追加の対象株式の分配、発行若しくは配当、(B)対象株式を保有する者に対する支払と同順位若しくは当該支払に比例して、対象株式発行会社の配当及び／若しくは残余財産の支払を受ける権利を付与するその他の株式若しくは有価証券の分配、発行若しくは配当、(C)会社分割等の理由により対象株式発行会社が取得若しくは保有する（直接的か間接的かを問わない。）他の発行会社の株式若しくはその他の有価証券の分配、発行若しくは配当、又は(D)その他の有価証券、新株購入権若しくは新株予約権若しくはその他の資産の分配、発行若しくは配当であって、いずれの場合においてもそれらの対価（金銭かどうかを問わない。）が計算代理人の決定する実勢の市場価格を下回る場合。
- ③ 対象株式1株当たりの金額が、特別配当として特徴付けられるべきであると計算代理人が決定した場合。
- ④ 全額払い込まれていない対象株式に関する対象株式発行会社による払込催告。
- ⑤ その原資が利益から又は資本からによるか、及び買戻しの対価が金銭、有価証券その他であるかを問わない、対象株式発行会社又はその子会社による対象株式の買戻し。
- ⑥ 対象株式発行会社に関して、一定の事由の発生時に優先株式、ワ

ラント、債務証券又は新株引受権をその市場価値を下回る価格で分配することを定めるライツプラン又は敵対的買収防衛策に基づき、対象株式発行会社の普通株式又はその他の資本株式から何らかの株主権利が分配され、又は分離されることとなる事由。但し、当該事由の結果行われた調整は、当該権利の消却時に再調整されるものとする。

⑦ 対象株式の理論価値を希薄化又は凝縮化する効果を有するその他の事由。

「早期終了」とは、

取引所営業日において予定終了時前に当該本取引所が取引を終了することをいう。但し、本取引所が、①当該取引所営業日における本取引所の通常取引セッションにおける実際の終了時刻及び②当該取引所営業日の評価時刻における取引実行のために本取引所のシステムに入力されるべき注文の提出期限のいずれか早い時間の1時間前までに、当該早期終了時刻のアナウンスをした場合を除く。

「早期償還事由」とは、

早期償還評価日における株価終値が、早期償還判定水準以上である場合をいう。

「早期償還判定水準」とは、

当初価格の105.00%に相当する円貨額（小数第3位を四捨五入して第2位まで求める。）をいう。

「早期償還評価日」とは、

2016年12月29日の利払日（同日を含む。）から満期日（同日を含まない。）までの各利払日の5予定取引日前の日をいう。

「早期償還日」とは、

関連する早期償還評価日の直後の利払日をいう。

「対象株式」又は「参照資産」とは、

対象株式発行会社の普通株式をいう（ロイター銘柄コード：8795.T）。

「対象株式発行会社」とは、

株式会社T&Dホールディングスをいう。

「単元株数」とは、

100株の対象株式の単元株数をいう。但し、本取引所により決定される対象株式の単元株数の変更に従う。

「通貨障害事由」とは、

任意のシリーズに関して、一つ又は複数の通貨に影響を及ぼす事象の発生又はかかる事象の公的な宣言で、決済通貨に関する義務を履行し又はその他の方法でかかるシリーズの支払・決済又はヘッジを行う発行会社の能力が著しく阻害され又は損われると発行会社が裁量により判断するものをいう。

「当初価格」とは、

2016年9月29日（以下「当初価格決定日」という。）現在の株価終値をいう。

「取引障害」とは、

本取引所における対象株式に関して、本取引所の値幅制限を超える株価変動その他の理由により、本取引所その他による取引の停止若しくは毀損若しくは当該取引に課せられた制限をいう。疑義を避けるために付言すれば、①当該本取引所の値幅制限を超える株価変動、②注文の不均衡、又は③買い呼び値と売り呼び値の不一致は、取引障害の趣旨において取引の停止又は制限とみなされる。

「取引所営業日」とは、	本取引所における取引が予定終了時よりも早く終了する日を含み、本取引所においてその通常取引セッションの間に取引が行われる予定取引日をいう。
「取引所障害」とは、	市場参加者が一般に本取引所において対象株式の取引を実行し、又はその時価を取得する機能を失い、又は毀損する事由（但し、早期終了にかかる事由を除く。）をいう。
「ノックイン事由」とは、	観察期間中のいずれかの予定取引日において、株価終値がノックイン判定水準以下であることをいう。
「ノックイン判定水準」とは、	当初価格の70.00%に相当する円貨額（小数第3位を四捨五入して第2位まで求める。）をいう。
「発行会社課税事由」とは、	英国（又は英国の、若しくは英国内に所在する、課税権限を有する当局若しくは行政下部機関）における法律若しくは規則の変更若しくは改正、又はかかる法律若しくは規則の適用若しくは公的解釈に関する変更、又は課税当局による決定、確認若しくは勧告であって、約定日以降に効力が生じるものにより、発行会社が本要項第5項に基づき追加額の支払を義務付けられるか、又はかかる支払を義務付けられることが相当程度見込まれることをいう。
「評価時刻」とは、	(i) 市場障害事由が発生しているか否かを決定する目的においては、関連する当該本取引所の予定終了時をいう。当該本取引所が予定終了時より早く終了し、特定の評価時刻が通常取引セッションの実際の終了時刻の後である場合には、評価時刻は、当該実際の終了時刻とする。 (ii) その他のあらゆる状況においては、関連する取引所によって対象株式の公式の終値が公表される時刻をいう。
「評価日」とは、	①当初価格の決定に関しては当初価格決定日、②早期償還事由が発生しているか否かの決定に関しては、当該早期償還日の直前の早期償還評価日、また③満期償還額又は最終現物償還受領可能資産の決定に関しては、（ノックイン事由が発生した場合における最終価格については）最終評価日及び（ノックイン事由が発生しているか否かの決定については）観察期間中のあらゆる予定取引日をいう。なお、かかる日が予定取引日でない場合、直後の予定取引日を評価日とする。
「ヘッジ障害」とは、	発行会社及び／又はそのいずれかの関連会社が、商業的に合理的な努力を尽くした上で、(A) 関連するシリーズに関する発行及び自身の債務の履行に係る価格リスクをヘッジするために発行会社が必要と判断する取引若しくは資産の取得、設定、再設定、代替、維持、解約若しくは処分を行うことができない場合、又は(B) かかる取引若しくは資産による利益を換価、回収、受領、還流、移転若しくは送金することができない事態をいう。
「ヘッジ・ポジション」とは、	発行会社又はその関連会社が個別に又はポートフォリオ・ベースで本社債に関する発行会社の義務をヘッジするために購入、売却、加入又

は継続する一つ又はそれ以上の①証券、オプション、先物、デリバティブ若しくは外国為替に関するポジション若しくは契約、②株式貸借契約、又は③その他の商品若しくは合意をいう。

「法の変更」とは、

本社債の約定日（2016年8月31日）以降、①適用される法律、規則、規程、命令、判決若しくは手続（税法、並びに適用ある規制当局、税務当局及び／又は取引所の規則、規程、命令、判決又は手続を含むがこれらに限らない。）の採択若しくは公布若しくは変更、又は②正当な管轄権を有する裁判所、法廷若しくは規制当局（米国商品先物取引委員会又は関連する取引所若しくは取引施設を含むがこれらに限らない。）による適用される法律若しくは規則の公式又は非公式の解釈の公表、変更若しくは公示（税務当局が講じたあらゆる措置を含む。）により、発行会社が、(a)約定日において関連するヘッジ当事者が想定していた方法での発行会社及び／若しくはその関連会社による本社債に関連するヘッジ・ポジション、若しくは本社債に係る証券、オプション、先物、デリバティブ若しくは外国為替に関する契約の保有、取得、取引、若しくは処分が、違法となるか、若しくは違法となることが相当程度見込まれるか、若しくは違法となったか、又は(b)発行会社若しくはそのいずれかの関連会社が(x)本社債に基づく自身の義務の履行において（租税債務の増加、税制上の優遇措置の減少、その他の当該会社の課税状況に対する不利な影響による場合を含むがこれらに限らない。）、若しくは(y)本社債に関連するヘッジ・ポジション、若しくは本社債に係る証券、オプション、先物、デリバティブ若しくは外国為替に関する契約の取得、設定、再設定、代替、維持、解約若しくは処分において、負担する費用が著しく増加することになると判断した場合をいう。

「本取引所」とは、

東京証券取引所その承継者、又は対象株式の取引が臨時に場所を移して行われている代替の取引所若しくは相場表示システム（但し、計算代理人が、かかる臨時の代替取引所若しくは相場表示システムにおいて対象株式に関して元の取引所における場合に匹敵する程の流動性がある旨決定することを条件とする。）をいう。

「予定終了時」とは、

本取引所及び予定取引日に関し、当該予定取引日における当該本取引所の週日の予定された終了時刻をいう。時間外又は通常取引セッション外の他の取引は考慮しない。

「予定取引日」とは、

本取引所がその通常取引セッションのために取引を行う予定の日をいう。

「予定評価日」とは、

障害日を生じさせた事由の発生がなければ評価日となるべきであった元の日をいう。

課税上の取扱い

課税一般について

以下に記載された情報は、現在本社債について適用される税法及び慣行の完全な要約ではない。本社債に関する取引（購入、譲渡及び／又は償還を含む）、本社債に対する金利又はプレミアムの発生又は受領及び本社債の所持

人の死亡は、投資家に税務上の影響を与える可能性がある。税務上の影響は、とりわけ見込み投資家の税務上の居住地及び／又は地位によって異なりうる。それゆえ投資家は、本社債に関する取引により生ずる税務上の取扱い、又は各自が税務上居住者とされる、若しくは納税の義務を負っている法域における税法上の影響について、各自の税務顧問に助言を求めるべきである。とりわけ、関係課税当局が本社債に基づく支払をどのように特徴付けるかについては、いかなる表明もなされない。

本社債の買主及び／又は売主は、本社債の発行価格又は購入価格（異なる場合）に加えて、印紙税及びその他の税の支払を要求される可能性がある。

以下に定義される用語は、関連する項目のみを目的として定義される。

1. 英国の租税

以下は、英国の現行の税法及び英国歳入税関庁の公表済みの実務に基づく一般的な記載であり、英国の課税に関する特定の側面のみに関連して、発行会社が英国の現行の法律及び実務につき理解している事項を要約したものである。下記は、すべての事項を網羅したものではない。また、本社債の実質的所有者のみに関するものであり、特別規則の適用対象となる、特定のクラスの納税者（本社債の取引を業とする者、特定のプロ投資家及び発行会社と関係を有する者）に対しては適用されない。

投資家で、英国以外の法域で課税される可能性のある者又は課税状況について確信が持てない者は、各自で専門家の助言を受けるべきである。

(1) 源泉徴収税

(a) 発行会社のみによる利息の支払

発行会社は、発行会社が2007年所得税法（以下「本件法」という。）の第991条に定義される銀行である限り、かつ、本社債に対する利息が本件法第878条に定義される通常の業務過程において支払われる限り、英国の租税に関して源泉徴収又は控除を行うことなく利息を支払うことができる。

(b) 特定の本社債権者への利息の支払

本社債の利息は、その支払が行われる時点において発行会社が以下のいずれかに該当すると合理的に確信できる場合にも、英国の租税に関して源泉徴収又は控除を行うことなくこれを支払うことができる。

(i) 本社債につき支払われる利息を実質的に受ける権利を有する者が、かかる利息の支払に関して英国法人税の課税対象となっていること。

(ii) 支払が本件法第936条に記載の課税が免除される団体又は者の区分の一つに対してなされること。

但し、英国歳入税関庁が、（かかる利息の支払が、支払が行われる時点において「除外される支払」に該当しないと同庁が確信する合理的な根拠を有する場合において）税金を控除した上で利息を支払うよう指示した場合はこの限りではない。

(c) 適格私募

さらに、非上場の本社債の一定の所持人は、当該非上場本社債につき支払われる利息に関して英国の租税が一切源泉徴収されないことを確保するために最近導入された、英国の適格私募に関する制度による恩恵を受けることができる可能性がある（但し、関連するすべての条件を満たしていることを前提とする。）。

(d) その他の源泉徴収

その他の場合には、他の非課税規定（上記の非課税規定とは異なるもの）若しくは免除規定を利用できる場合、又はかかる免除について適用される二重課税防止条約により英国歳入税関庁から別途の指示を受けた場合を除いて、基準税率により、本社債の利息の支払から英国の所得税に関して一定の額の源泉徴収を行うことを要する場合がある。

さらに、他の非課税若しくは免除規定を利用できる場合、又はかかる免除について適用される二重課税防止条約により英国歳入税関庁から別途の指示を受けた場合を除いて、英国の課税上、かかる支払が利息に該当しないものの、年次の支払又は（現物決済が可能な社債券の場合は）「マニュファクチャード・ペイメント」のいずれかに該当する場合には、基準税率により、本社債の支払から英国の所得税に関して一定の額の源泉徴収を行うことを要する場合がある。

(e) 解釈

上記において言及される「利息」とは、英国の税法上の「利息」をいい、特に、プレミアム付きで償還される本社債の償還額のプレミアム要素は、上述した源泉徴収税に関する規定の対象となる利息の支払を構成する場合がある。特定の場合においては、本社債が割引で発行される際の割引額についても同様である。なお、上記の内容は、他の法律上有効であるか、又は本社債若しくはその関連文書の条件により設けられることのある、「利息」又は「元本」の別段の定義を考慮していない。

(2) 報告要件

英国歳入税関庁は、特定の状況において情報を取得する権限を有する。英国歳入税関庁は、本社債から生じた支払を受ける（又は受ける権利を有する）者、（別の者から受領したか又は別の者を代理して）かかる支払を行う者、利息の支払又は計上を行うか又は仲介する者、その他の者を代理して本社債の取引（本社債の発行を含む。）を実行するか又はかかる取引の当事者となる者、本社債の取引に関する登録機関又は管理機関、及び本社債の登録又は記名された各所持人を含む者から、情報を取得することができる。英国歳入税関庁が取得可能な情報には、本社債の実質所有者の詳細、本社債がその者のために保有されている者又は支払を受けることとなる者の詳細（及び、複数名の場合にはそれぞれの者の持分）、本社債の取引に関する情報及び文書、並びに英国内で受領又は留保される金員に対して支払われるか又は計上される利息について、かかる利息に関連する本社債の識別情報が含まれる。

特定の状況においては、英国歳入税関庁が上記の権限を利用して取得した情報は、他の法域の税務当局との間で交換される場合がある。

(3) 国の印紙税及び印紙税保留税

(a) 発行

一般に、本社債の発行に対して英国の印紙税又は印紙税保留税（以下「SDRT」という。）は課されない。但し、下記(a)、(b)及び(c)のすべての条件が満たされる場合には、本社債の預託証券システム又はクリアランス・サービス（又はそれらのノミニー）に対する発行に対して1.5%の税率によるSDRTが課される場合がある。

(i) 本社債が「免除される借入資本」（下記参照）に該当しないこと。

(ii) 本社債が、資本税指令（理事会指令2008/7/EC）第5条(2)の範囲に含まれていないこと。

(iii) 現物決済の規定が存在すること。

預託証券システム又はクリアランス・サービス（又はそれらのノミニー）以外での発行に対しては、さらに1.5%を上限とする税率による印紙税が課される場合がある。本社債は、それが「借入資本」（1986年財政法第78条に定義）に該当し、かつ、下記の4つの権利のうちいずれも付されてない（また、下記(ii)乃至(iv)の場合には、いずれも付されたことがない）場合に、「免除される借入資本」に該当することとなる。

(i) 有価証券の所持人のための、有価証券を株式若しくはその他の有価証券に転換することを選択する権利、又は株式若しくはその他の有価証券（同じ内容の借入資本を含む。）を取得する権利。

(ii) その金額が、資本の名目金額に対する合理的な商業リターンを上回る利息に対する権利。

(iii) その金額が、程度を問わず、事業若しくはその一部の業績、又はいずれかの資産の価値を参照して決定されるものであり又はそのように決定されることとなった、利息に対する権利。

(iv) 払戻しに関して、資本の名目金額を上回り、かつロンドン証券取引所のオフィシャル・リストに掲載されている借入資本の発行条件に基づいて一般的に（同等の資本の名目金額に対して）払い戻される金額に合理的に相当しない金額に対する権利。

(b) 本社債の譲渡

クリアランス・サービスを介して保有される本社債に対する権利の譲渡は、第97条Aに基づく選択を行っていない限り、英国の印紙税又はSDRTを発生させるものではない。

本社債が、免除される借入資本に該当せず、かつクリアランス・サービスを介して保有されていない場合には、以下が適用される。

(i) かかる本社債を譲渡する合意がなされた場合、課税対象となる対価に対して0.5%の税率でSDRTが課される可能性がある。

(ii) また、かかる本社債を譲渡するためのあらゆる書類について、0.5%の印紙税が課される可能性がある。

但し、印紙税に関する債務が、SDRTに関する債務が発生してから6年以内に支払われた場合には、SDRTに関する債務は取り消され、又は（場合によっては）払い戻される。

(c) 本社債の償還又は決済

本社債について現物決済が可能な場合、特定の場合においては、本社債の現物決済に対して0.5%の印紙税又はSDRTが課される可能性がある。かかる印紙税又はSDRTが課される場合において、決済が預託証券システム又はクリアランス・サービスに対する関連資産の移転によって行われる場合には、印紙税は1.5%とより高い税率で課される可能性がある。

(d) クリアランス・サービス

前記において、ユーロクリア・バンク及びクリアストリーム・ルクセンブルクが運営する決済システムは「クリアランス・サービス」に該当するが、ユーロクリア・ユーケー・アンド・アイルランドが運営するCRESTシステムは「クリアランス・サービス」に該当しない。

2. 欧州連合の租税

金融取引税（以下「FTT」という。）案

2013年2月14日、欧州委員会は、ベルギー、ドイツ、エストニア、ギリシャ、スペイン、フランス、イタリア、オーストリア、ポルトガル、スロベニア及びスロバキア（以下「参加加盟国」という。）における共通FTTに関する指令案（以下「委員会案」という。）を公表した。

委員会案は、非常に広範であり、実施された場合、特定の状況において、本社債に関する特定の取引（流通市場取引を含む。）に適用される可能性がある。欧州委員会規則第1287/2006号第5(c)条に言及される発行市場取引は、適用を除外される見込みである。但し、エストニアはその後不参加を表明した。

委員会案によると、FTTは、特定の状況において、参加加盟国の国内・国外のいずれの者にも適用される可能性がある。一般的には、FTTは、当事者のうち少なくとも1者が金融機関であり、少なくとも1者が参加加盟国において設立された場合に、本社債に関する特定の取引に適用される。金融機関は、(a)参加加盟国において設立された者と取引を行うことにより、又は(b)取引の対象となる金融商品が参加加盟国において発行された場合を含む広範な状況において、参加加盟国において「設立された」金融機関となるか又はそのようにみなされる。

但し、FTT案は、依然として参加加盟国間における交渉を要し、かかる税金の範囲及び施行については不明確である。さらなるEU加盟国が参加を決定する可能性もある。

本社債の見込み所持人においては、FTTについて各自で専門家の助言を受けるべきである。

3. 日本国の租税

以下は本社債に関する日本国の租税上の取扱いの概略を述べたにすぎず、本社債に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の会計・税務顧問に相談する必要がある。

日本国の租税に関する現行法令（以下「日本の税法」という。）上、本社債は公社債として取り扱われるべきものと考えられるが、その取扱いが確定しているわけではない。仮に日本の税法上、本社債が公社債として取り扱われなかった場合には、本社債に対して投資した者に対する課税上の取扱いは、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

さらに、日本の税法上、本社債のように、社債の償還時において、社債が対象株式に交換されるものに関して、その取扱いを明確に規定したものはない。将来、日本の税務当局が対象株式のような株式に交換される社債に関する取扱いを新たに決めたり、あるいは日本の税務当局が日本の税法について異なる解釈をし、その結果本社債に対して投資した者の課税上の取扱いが、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

(i) 本社債は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

(ii) 本社債の利息は、一般的に利息として取扱われるものと考えられる。日本国の居住者が支払を受ける本社債の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本の税法上20.315%（所得税、復興特別所得税及び地方税の合計）の源泉所得税を課される。さらに、日本国の居住者は、申告不要制度又は申告分離課税を選択することができ、申告分離課税を選択した場合、20.315%（所得税、復興特別所得税及び地方税の合計）の税率が適用される。日本国の内国法人が支払を受ける本社債の利息は、それが国内にお

ける支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本の税法上15.315%（所得税及び復興特別所得税の合計）の源泉所得税を課される。当該利息は当該法人の課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。但し、当該法人は当該源泉所得税額を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができる。

- (iii) 本社債の譲渡又は償還による損益のうち、日本国の居住者に帰属する譲渡益又は償還差益は、20.315%（所得税、復興特別所得税及び地方税の合計）の税率による申告分離課税の対象となる。但し、特定口座のうち当該口座内で生じる所得に対する源泉徴収を日本国の居住者が選択したもの（源泉徴収選択口座）における本社債の譲渡又は償還による所得は、確定申告を不要とすることができ、その場合の源泉徴収税率は、申告分離課税における税率と同じである。また、内国法人に帰属する譲渡損益又は償還差損益は当該法人のその事業年度の日本国の租税の課税対象となる所得の金額を構成する。

本社債の償還が発行者以外の者の発行する株式によってなされる場合、日本国の居住者が本社債の元金の償還により交付を受ける金額（償還の日における当該株式の終値に交付される株式の数を乗じて計算される金額。その他に対価が現金で支払われる場合にはこれを加えた金額。）は本社債の譲渡に係る収入金額とみなされて、償還差損益に係る課税がなされる。内国法人の場合には、当該償還差損益は当該法人のその事業年度の日本国の租税の課税対象となる所得の金額を構成するが、組込デリバティブ部分を区分した場合の償還差損益の算出方法は日本国の居住者に帰属する場合の算出方法とは異なる可能性がある。

- (iv) 日本国の居住者は、本社債の利息、譲渡損益及び償還差損益について、一定の条件で、他の社債や上場株式等の譲渡所得、利子所得及び配当所得と損益通算及び繰越控除を行うことができる。

- (v) 外国法人の発行する社債から生ずる利息及び償還差益は、日本国に源泉のある所得として取り扱われない。

したがって、本社債に係る利息及び償還差益で、日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者及び外国法人に帰属するものは、通常日本国の所得に関する租税は課されない。同様に、本社債の譲渡により生ずる所得で日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者及び外国法人に帰属するものは、日本国の所得に関する租税は課されない。

- (vi) 本社債の償還が発行者以外の者の発行する株式によってなされる場合、租税特別措置法（所得税関係）通達37の10・37の11共-9により、償還の日における当該株式の終値が当該株式の取得価額となる。

本社債に関するリスク要因

本社債への投資は、対象株式の株価の動向により直接的に影響を受ける。株式投資にかかるリスクに耐え、かつ、そのリスクを評価し得る経験豊富な投資家のみが、本社債の投資に適している。本社債への投資を予定する投資家は、本社債へ投資をすることが適当か否かを判断する際に、以下のリスク要因を検討すべきである。なお、本リスク要因中に使用される用語の定義については上記「社債の要項の概要 16. 定義」を参照のこと。

元本リスク

各本社債の満期における償還は、ロックイン事由が発生し、最終価格が行使価格未満であった場合、最終現物償還受領可能資産の交付をもって行われる。かかる場合、本社債について満期日に受領される財産的価値（以下「満期償還価値」という。）は、対象株式の株価により直接影響を受け、したがって、当初投資された元本金額を下回り、対象株式発行会社につき破産手続が開始された場合などに最小価値で0（ゼロ）となる可能性がある。

投資利回りリスク

本社債の満期償還において、上記「元本リスク」記載のとおり、本社債の満期償還価値が額面金額を下回る場合には、本社債の投資利回りがマイナスになる（すなわち、投資家が損失を被る）可能性がある。また、市場状況の変化により、将来、本社債よりも有利な条件の類似する社債が同一の発行会社から発行される可能性もある。また、対象株式の株価が本社債発行後上昇したとしても、本社債の満期償還は額面金額（元本）の償還と利息の支払によって行われるので、投資家は対象株式の株価の上昇分を享受することができない。したがって、本社債への投資は、対象株式に直接投資した場合に比べ、投資利回りが低くなる可能性もある。

早期償還による再投資リスク

本社債は、一定の条件が満たされた場合、いずれかの早期償還日に本社債の額面金額で償還されることがある。本社債が満期日より前に償還された場合、投資家は、当該償還の日（いずれも当日を含まない。）までの利息を受け取るが、当該償還の日から後のかかる期限前償還がなされなければ受領するはずであった利息を受領することができなくなる。さらに、かかる償還額をその時点での一般実勢レートで再投資した場合に、投資家は、かかる期限前償還がなされない場合に得られる本社債の利息と同等の利回りを得られない可能性がある。

株式償還リスク

各本社債の満期償還は、最終現物償還受領可能資産の交付により行われる場合があるが、発行会社は本社債の償還のため必要となる可能性のある対象株式を現在保有していない。発行会社は、当該株式につき流動性が欠如する場合には、株式市場より必要な株式を迅速に調達できなくなる可能性があり、本社債の償還に支障が生じることもあり得る。また、市場障害事由又は受渡障害事由の発生により、その受渡決済ができない場合があり得る。

調整事由等による調整

本社債の存続期間中、当初価格、行使価格、ノックイン判定水準、早期償還判定水準及び／又は対象株式数等は、潜在的調整事由、合併事由等の事由の発生により調整されることがある。

配当

各本社債の償還が最終現物償還受領可能資産の交付によりなされた場合においても、その交付前に発生した対象株式の配当が支払われることはない。したがって、本社債の投資利回りも、対象株式を保有した場合の投資利回りとは異なる。

発行会社及び対象株式発行会社の信用リスク

本社債の利息及び償還金額の支払は発行会社の義務となっている。したがって、発行会社の財務状況の悪化などにより発行会社が本社債の利息又は償還金額を支払わず、又は支払うことができない場合には、投資家は損失を被り又は投資元本を割り込むことがある。また、各本社債の償還は最終現物償還受領可能資産の交付により行われる場合があるため、対象株式発行会社の信用低下により、投資家は損失を被り又は投資元本を割り込むことがある。

対象株式発行会社の情報開示

本社債の発行会社、売出人及びユーロ市場における引受人は、対象株式発行会社の開示された企業情報に関し独自の調査を行っておらず、その正確性及び完全性について何ら保証するものではない。対象株式発行会社による企業情報開示に虚偽記載等があった場合には、対象株式の株価の下落につながる可能性があり、本社債の財産的価値の下落にもつながる可能性がある。

不確実な流通市場

本社債の流通市場は確立されていない。発行会社、計算代理人ならびに日本国における売出しに関連する売出人は、売出された本社債につき買取る義務を負うものではない。また、発行会社及び売出人は、特に必要が認められない限り、本社債権者向けに流通市場を創設するため本社債の売買を行う予定もない。本社債は非流動的であるため、満期日前の本社債の中途売却価格は、対象株式の株価、発行会社の財務状況、一般市場状況やその他の要因により、当初の投資額を著しく下回る可能性がある。また、市場環境の変化により流動性（換金性）が著しく低くなった場合、売却することができない可能性がある。

中途売却価格に影響する要因

償還前の本社債の価値及び中途売却価格は、償還前の本社債の価値及び中途売却価格に複雑な影響を与える様々な要因に影響される。但し、かかる要因の影響が相互に作用し、それぞれの要因を実質上打ち消す可能性がある。

① 対象株式の株価

一般的に、対象株式の株価の下落は本社債の価値に悪影響を与えると予想され、また、対象株式の株価の上昇は、本社債の価値に良い影響を及ぼすと予想される。

② 対象株式の株価の予想変動率

予想変動率とは、ある期間に予想される価格変動の幅と頻度の基準を表わす。一般的に、対象株式の株価の予想変動率の上昇は本社債の価値に悪影響を与え、予想変動率の下落は本社債の価値に良い影響を及ぼす。しかし、かかる影響の度合いは対象株式の株価水準や本社債の償還日までの期間によって変動する。

③ 配当利回りと株式保有コスト

対象株式の配当利回りの上昇、あるいは株式保有コストの下落は、本社債の価値を下落させる方向に作用し、逆に対象株式の配当利回りの下落、あるいは株式保有コストの上昇は、本社債の価値を上昇させる方向に作用すると予想される。

④ 金利

一般的に、円金利が上昇すると本社債の価値に悪影響を与える。円金利が下落すると本社債の価値に良い影響を及ぼす。但し、かかる影響の度合いは、対象株式の株価水準や本社債の償還日までの期間によって変動する。

⑤ 本社債の発行会社及び対象株式発行会社の格付

本社債の価値は、投資家による発行会社及び対象株式発行会社の信用度の一般的な評価により影響を受けると予想される。通常、かかる認識は、格付機関から付与された格付により影響を受ける。本社債の発行会社及び対象株式発行会社に付与された格付が下落すると、本社債の価値は減少し、格付が上昇すると価値が増加する可能性がある。

⑥ 発行会社の財務・信用状況

発行会社の経営・財務・信用状況の悪化により、本社債の価値は悪影響を受ける。

対象株式の株価に影響を与える市場活動

計算代理人、売出人及びそれらの関係会社は、通常業務の一環として、自己勘定又は顧客勘定で株式現物、先物及びオプション市場での取引を定期的に行うことができる。計算代理人、売出人及びそれらの関係会社は、法規制上問題のない範囲で、株式現物、先物又はオプションの売買によりトレーディング・ブック上のエクスポージャー及びオフ・バランス・ポジションをヘッジし、また、エクスポージャーの存続期間中の市況の変化に伴いヘッジを調整（増減）することがある。かかる取引、ヘッジ活動及びヘッジ活動の中止は、対象株式の株価及びその予想変動率に影響を与える可能性があり、その影響を通じて、行使価格、満期償還の方法及び本社債の中途売却価格に影響を及ぼす可能性がある。

課税

日本の税務当局は本社債についての日本の課税上の取扱いについて明確にしていない。上記の「課税上の取扱い 3. 日本国の租税」の項を参照のこと。本社債に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の会計・税務顧問に相談することが望ましい。

潜在的利益相反

本社債については、発行会社であるパークレイズ・バンク・ピーエルシーが計算代理人を務める。場合によっては、発行会社としての立場と、本社債の計算代理人としての立場の利害が相反することがありうる。計算代理人としてのパークレイズ・バンク・ピーエルシーは、計算代理人としての職務を忠実に遂行し、合理的な判断を下す義務を負っているが、このような潜在的な利益相反が起こりうることに留意する必要がある。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

（発行会社のような）パークレイズ・グループの銀行又は投資会社が破綻する又はその可能性がある場合における規制措置が、本社債の価値に重大な悪影響を与える可能性がある

銀行再建・破綻処理指令（「BRRD」）は、金融機関及び投資会社並びにその子会社及び一定の持株会社の再建並びに破綻処理に関するEU規模の体制について定めている。BRRD（バイルイン・ツールを含む。）は、FCA及びPRAの関連規則の大多数とともに、英国において2015年1月に施行された。負債に関するバイルインの契約上の認識について定めたPRAの最終規則は、2016年1月1日に発効した。BRRDが定める大多数の要件（バイルイン・ツールを含む。）は、2009年英国銀行法（その後の改正を含む。）（「英国銀行法」）の修正によって施行された。バイルイン・ツールに関するより詳しい情報については、下記の「英国の破綻処理当局は発行会社及び本社債に関してバイルイン・ツールを行使することができ、その結果として、本社債の保有者は投資の一部又は全額を失うこととなる可能性がある。」の項目を参照のこと。

英国銀行法に基づき、多数の英国当局には、英国の銀行又は投資会社及びその一定の関連会社に関し、同じグループに属する銀行又は投資会社が破綻する又は破綻の可能性があるとは判断される場合において広範な措置を実行できるよう大きな権限が付与されている。発行会社に関連してこれらの措置が実行されることにより、本社債の価値が重大な悪影響を受ける可能性がある。

英国銀行法に基づき、イングランド銀行（又は一定の状況においては英国財務省）には、PRA、FCA及び英国財務省と適宜協議の上、特別破綻処理制度（「SRR」）の一環として、大きな権限が付与されている。これらの権限により、（発行会社のような）英国の銀行又は投資会社及び「銀行グループ会社」の定義を満たすこれらの一定の関連会社（現時点で発行会社を含む。）（それぞれを該当する事業体という。）に関して、破綻処理の条件が満たされると英国の破綻処理当局が確信する状況において、英国の破綻処理当局は、破綻処理措置を実行することができる。かかる破綻処理の条件には、英国の銀行又は投資会社が、2000年金融サービス・市場法（「FSMA」）における、（FSMAセクション55Bに定められる）特定の規制対象活動を継続する権限の付与に関する最低条件を満たしていないか、満たさなくなる可能性があること、又は、EEA加盟国若しくは第三国の金融機関若しくは投資会社である英国の銀行グループ会社の場合、破綻処理の条件が満たされると当該EEA加盟国又は第三国の関連当局が確信することが含まれる。

SRRは、5つの安定化に関するオプションからなる。すなわち、(a) 該当する事業体の事業又は株式の全部又は一部の民間部門への譲渡、(b) 該当する事業体の事業の全部又は一部の、イングランド銀行が設立した「承継銀行」への譲渡、(c) 英国財務省又はイングランド銀行が完全又は部分的に所有する資産管理機関への譲渡、(d) バイルイン・ツール（以下に説明する。）及び(e) 一時的な国有化である。

また、英国銀行法は、該当する事業体について破産及び行政に関する2つの新たな手続を定めている。これに付随して英国の破綻処理当局に付与されている権限には、特定の状況において契約上の取り決めを変更する権限（本社債の要項の変更を含む場合もある。）、破綻処理権限の行使に伴い発生する可能性のある執行又は解除権を差し止める権限、及び英国銀行法に基づく権限を有効に行使することができるように（場合によっては遡及的効力をもって）英国の法律を適用しない若しくは修正する権限が含まれる。

本社債の保有者においては、破綻処理が行われる場合、該当する事業体への公的財政支援は、関連する英国の破綻処理当局によってバイルイン・ツールを含む破綻処理ツールが可能な限り最大限検討され、利用された後に、最後の手段としてのみ利用可能となるものと捉えるべきである。

破綻処理権限が行使された場合、又は行使することが示唆された場合、本社債の価値に重大な悪影響が及び、本社債の保有者が本社債に対する投資の価値の一部又は全額を失うことにつながる可能性がある。

SRRは発行会社が破産手続前の段階で発動されるよう策定された制度であり、本社債の保有者は、英国の破綻処理当局による破綻処理権限（英国のベイルイン権限を含む。）の行使を予測することができない可能性がある。

安定化に関するオプションは、該当する事業体に関する破産手続が開始される前の段階で行使されることが想定されたものである。安定化に関するオプションの目的は、該当する事業体の事業の全部又は一部が幅広い公共の利益に関して懸念を生じさせるような財政難に陥る又はその可能性が高い場合において、かかる状況に対応することにある。

英国銀行法は破綻処理権限の行使に関して特定の条件を設けており、さらに、2015年5月に公表されたEBAのガイドラインは金融機関が破綻している、あるいは破綻する可能性があるか否かの決定において破綻処理当局が適用する客観的な判断要素を定めているが、英国の破綻処理当局が、発行会社及び/又はパークレイズ・グループのその他のメンバーに影響を及ぼす破産手続前の特定の状況において、また破綻処理権限を行使するか否かを決定するにあたって、かかる条件についていかにして判断するかは、不明確である。英国の破綻処理当局はまた、破綻処理権限の行使の決定について、本社債の保有者に事前に通知する義務を負わない。そのため本社債の保有者は、かかる権限の潜在的行使について、またその行使の結果、発行会社、パークレイズ・グループ及び本社債に及ぶ潜在的影響について予測できない可能性がある。

英国の破綻処理当局による破綻処理権限（英国のベイルイン権限を含む。）の行使に対し、不服を申し立てる本社債の保有者の権利は、非常に制限される可能性がある。

本社債の保有者は、英国の破綻処理当局が破綻処理権限（英国のベイルイン権限を含む。）を行使することを決定した場合に、その決定に対し、不服を申し立てる権利、停止を求める権利又は司法手続若しくは行政手続等による見直しを求める権利を非常に制限される可能性がある。

英国の破綻処理当局は発行会社及び本社債に関してベイルイン・ツールを行使することができ、その結果として、本社債の保有者は投資の一部又は全額を失うこととなる可能性がある。

ベイルイン・ツールの行使に関する法令上の条件が満たされている場合、英国の破綻処理当局は、本社債の保有者の承諾を得ることなく当該権限を行使することが予想される。発行会社及び本社債に関してベイルイン・ツールが行使された場合、本社債について支払われるべき元本、利息又はその他の金額の全部又は一部が削減され、あるいは本社債が発行会社若しくはその他の者の株式、その他の証券若しくはその他の債務に転換され、又は本社債の要項がその他の修正若しくは変更可能性がある。

英国銀行法は、資本要求指令（CRD）IVに基づく資本調達手段の優先順位を反映するとともに、その他通常の破産手続における債権の優先順位に従って、ベイルイン・ツールが適用されるべき順序を定めている。また、ベイルイン・ツールには、株主及び債権者が該当する事業体の通常の破産手続の場合と比べて不利な取扱いを受けないようにするための明示的な保障手段（いわゆる「清算価値保障」）が含まれている。

発行会社及び本社債に関するベイルイン・ツールの行使又は当該行使の提案は、本社債の保有者の権利、本社債に対する投資の価格又は価値、及び/又は発行会社の本社債に基づく義務を履行する能力に重大な悪影響を与える可能性があり、本社債の保有者が本社債に対する投資の一部又は全額を失うことにつながる可能性がある。さらに、破綻処理措置が講じられた後に行われた評価に従い「清算価値保障」に基づく補償の請求が行われた場合でも、本社債の保有者が破綻処理によって被った損害の全額に相当する補償が行われる可能性は低く、本社債の保有者が当該補償を迅速に受けられるという保証もない。

保証された預金はペイルイン・ツールの対象から除外されており、その他優先預金（及び保証された預金）は、発行会社が発行する社債よりも優先順位が高いため、かかる社債は、発行会社の（その他優先預金のような）その他の一定の非劣後債務よりもペイルインの対象となる可能性が高い。

BRRDの要求する改正の1つとして、英国の関連法令の改正が行われ（1986年英国倒産法を含む。）、破産手続における優先順位に関して法定の序列が設定された。（i）第一に、金融サービス補償機構に基づき保証されている預金（保証された預金）は、「通常の」優先債権として既存の優先債権と同順位とし、（ii）第二に、EEA銀行のEEA支店又は非EEA支店における個人及び零細企業、中小企業のその他すべての預金（その他優先預金）は、「通常の」優先債権の次の「第2順位」の優先債権とする。また、EU預金保険指令（2015年7月までに国内法として施行予定）は、法人預金（預金者が公共部門機関又は金融機関である場合を除く。）や一時的な大口預金を含めて広い範囲の預金を対象とするため、保証される預金の種類及び額を拡大するものである。これらの変更によって、優先債権者の種類の規模が拡大されることとなる。これらの優先預金は、本社債の保有者を含む発行会社のその他の無担保優先債権者よりも破産手続における優先順位が高い。さらに、保証された預金は、ペイルイン・ツールの対象から除外される。その結果、英国のペイルイン・ツールが英国の破綻処理当局によって行使された場合、本社債は、発行会社のその他優先預金等のその他の非劣後債務と比較して、ペイルインの対象となる可能性が高くなる。

信用格付機関による発行会社の信用格付の引き下げは、本社債の流動性又は時価に悪影響を及ぼす可能性がある。信用格付の引き下げは、とりわけ、信用格付機関が使用する格付方法の変更を要因として生じうる。欧州の銀行及び銀行グループに対する暗黙の政府支援の水準に関して信用格付機関の見解に変更があった場合、格付の引き下げにつながる可能性がある。

発行会社に付与された格付は、信用格付機関が格付の根拠に関する状況によって正当化されると判断した場合には、信用格付機関により完全に撤回され、保留され、又は引き下げられる可能性がある。格付は時間と共に変化する数多くの要因の影響を受けうるものである。かかる要因には、発行者の戦略及び経営能力、発行者の財務状態（資本、資金調達及び流動性に関するものを含む。）、発行者の主要市場における競争及び経済の状況、発行者が事業を営む業界への政治的支援の水準、並びに発行者の法的構造、事業活動及び債権者の権利に影響を及ぼす法律上及び規制上の枠組みのそれぞれに対する信用格付機関の評価が含まれる。信用格付機関は特定の業界又は政治的若しくは経済的地域に属する発行者に適用する格付方法を修正する可能性もある。発行者の信用格付に影響を及ぼす要因が悪化（適用する格付方法の変更による場合を含む。）したと信用格付機関が判断する場合、信用格付機関は発行者及び／又は発行者の証券に付与された格付を引き下げ、保留し、又は撤回する可能性がある。

発行会社が1つ又は複数の格付を維持しないと決定した場合、あるいは信用格付機関が発行会社の信用格付を撤回し、保留し、又は引き下げた場合、あるいはかかる撤回、保留又は引き下げが見込まれる場合（あるいは信用格付機関が引き下げ、保留又は撤回を意図して発行会社の信用格付を「クレジット・ウォッチ」に指定した場合）、かかる事由は、上記の要因の結果として発生したかその他により発生したかにかかわらず、本社債の流動性又は時価に悪影響を及ぼしうる。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当なし。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当なし。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 2015年度（自平成27年1月1日 至平成27年12月31日）

平成28年6月29日 EDINETにより関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

該当なし。

3【臨時報告書】

該当なし。

4【外国会社報告書及びその補足書類】

該当なし。

5【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当なし。

6【外国会社臨時報告書】

該当なし。

7【訂正報告書】

該当なし。

第2【参照書類の補完情報】

該当なし。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第四部【保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当なし。

第2【保証会社以外の会社の情報】

株式会社T&Dホールディングスの情報

1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

(1) 対象株式発行会社の名称及び住所

株式会社T&Dホールディングス
東京都中央区日本橋二丁目7番1号

(2) 理 由

株式会社T&Dホールディングスは対象株式発行会社であり、前記「第一部 証券情報、第2 売出要項、2 売出しの条件、社債の要項の概要、2. 償還及び買入れ、(1) 満期償還」記載の条件に従い、ロックイン事由が発生し、最終価格が行使価格未満であった場合には、各本社債は最終現物償還受領可能資産の交付により償還される。さらに、本社債に関して早期償還事由が発生しているか否かは、対象株式の株価終値に基づいて決定される。したがって、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。但し、本社債の発行会社、ディーラー、売出人、その他の本社債の発行に係る関係者は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載される情報（以下に言及される書類に含まれる情報を含む。）の正確性及び完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 当該会社の株式の内容

種類：	普通株式
発行済株式数（平成28年8月9日現在）：	681,480,000株
上場金融商品取引所名又は	東京証券取引所（市場第一部）
登録認可金融商品取引業協会名：	
内容：	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である 単元株式数は100株

2【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

(1) 当該会社が提出した書類

イ．有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第12期）（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

平成28年6月28日 関東財務局長に提出

ロ．四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第13期第1四半期）（自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日）

平成28年8月9日 関東財務局長に提出

ハ．臨時報告書

(a) 上記イ．の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成28年6月29日に関東財務局長に提出

(b) 上記イ．の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を平成28年6月29日に関東財務局長に提出

ニ. 訂正報告書

上記ハ、(b)の臨時報告書に対する訂正報告書を平成28年8月2日に関東財務局長に提出

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名 称	所 在 地
株式会社T&Dホールディングス 本店	東京都中央区日本橋二丁目7番1号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

該当なし。

第3 【指数等の情報】

該当なし。

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

会社名 バークレイズ・バンク・ピーエルシー

代表者の役職氏名 デピュティ・グループ・ファイナンス・ディレクター
マーク・マーソン

- 1 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出しております。
- 2 当社は、本邦において発行登録書の提出日（平成27年8月4日）以前5年間にその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行し、又は交付された社債券の券面総額又は振替社債の総額が100億円以上であります。

(参考)

(平成 26 年 6 月 24 日 (発行日) の募集)

バークレイズ・バンク・ピーエルシー第6回円貨社債(2014)

券面総額又は振替社債の総額

150 億円

有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したことを示す書面

パークレイズ・バンク・ピーエルシーは、2016 年 7 月 29 日に中間決算（上半期決算報告書）を発表しました。以下はその抄訳です。

注

本書中の「パークレイズ」、「グループ」は、パークレイズ・ピーエルシーおよびその子会社を表し、「パークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループ」はパークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびその子会社を表します。「当グループ」はパークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびその子会社を表します。別途記載のない限り、損益計算書の分析では 2016 年 6 月 30 日に終了した 6 ヶ月間の数値と 2015 年 6 月 30 日に終了した 6 ヶ月間の比較数値を、貸借対照表の分析では 2016 年 6 月 30 日現在の数値と 2015 年 12 月 31 日現在の比較数値を記載しています。英語原文の「£m」および「£bn」はそれぞれ百万ポンドおよび十億ポンド、英語原文の「\$m」および「\$bn」はそれぞれ百万米ドルおよび十億米ドル、英語原文の「€m」および「€bn」はそれぞれ百万ユーロおよび十億ユーロを表します。

比較数値は、当グループの事業再編を反映して修正再表示されています。これらの修正再表示の詳細は 2016 年 4 月 14 日の英文プレスリリースに記載されており、home.barclays/results からご確認いただけます。

特記事項は、業績比較に影響を及ぼす重要項目であるとみなされるものであり、各事業セグメントについて表示されています。特記事項には、収益合計に含まれる当グループ自身の信用度に関連する利益、収益合計に含まれるビザ・ヨーロッパ・リミテッドに対するパークレイズの持分売却による利益、収益合計に含まれる米国リーマン買収資産に係る利益、収益合計に含まれる教育・社会的住宅供給・地方自治体(ESHLA)の評価方法の修正、営業費用に含まれる確定退職給付負債の一部に係る評価益、営業費用に含まれる売却事業に係るのれんおよびその他資産の減損、訴訟および特定行為に含まれる英国顧客への補償に係る引当金ならびに外国為替に関連するものを含めた進行中の調査および訴訟に係る引当金、ならびにその他の収益／(費用)純額に含まれるスペイン、ポルトガルおよびイタリア事業の売却に係る損失が含まれます。

基礎的な業績への言及では、特記事項による影響額を除外しています。

モデルに基づく、あるいは継続的な調整や修正の対象となる減損の計算など、判断を要する主要な分野がいくつかあります。報告数値はある一時点での最善の見積りおよび判断を反映したものです。

英文プレスリリースで使用している用語のうち、該当する規制当局の指針または国際財務報告基準(IFRS)で定義されていない用語は、英文プレスリリースの「Glossary」で説明しており、home.barclays/results からご確認いただけます。

2016 年 7 月 28 日付で取締役会に承認された本書中の情報は、2006 年会社法第 434 条の意義の範囲内における法定財務書類を構成するものではありません。2015 年 12 月 31 日終了事業年度の法定財務書類は、米国証券取引所(SEC)に提出されたパークレイズ・ピーエルシーおよびパークレイズ・バンク・ピーエルシーの様式 20-F に係る合同年次報告書に関して要求される特定の情報ならびに 2006 年会社法第 495 条に基づく無限定適正意見の監査報告書を含んでいます(2006 年会社法第 498 条に基づく記載は含まれません)。当該財務書類は、2006 年会社法第 441 条に準拠して英国会社登記所に提出されています。

これらの業績は、公表後、実務上可能な限り速やかに SEC に様式 6-K として提出されます。SEC への提出後、様式 6-K のコピーはパークレイズの本国ウェブサイトの Investor Relations、home.barclays/results および SEC のウェブサイト www.sec.gov から入手可能となります。

パークレイズは債券発行市場において頻繁に債券を発行しており、正式な投資家向け説明会やその他の臨時会合を通じて定期的に投資家の皆様とお会いしています。これまでと同様に、パークレイズは、次の四半期においても全世界の投資家の皆様と当グループの業績やその他の問題について協議する機会を設ける所存です。

将来に関する記述

本書には、1934 年米国証券取引所法第 21E 条(改正)および 1933 年米国証券法第 27A 条(改正)の意義の範囲内における、当グループの将来に関する記述が含まれています。将来に関する記述は将来の業績を保証するものではなく、実際の業績もしくはその他の財政状態や経営成績に関する指標は将来に関する記述に含まれるものと大幅に異なる可能性がありますので、読者の皆様はご注意ください。これらの将来に関する記述は、過去または現在の事実のみに関連するものではないという特徴があります。将来に関する記述では、「場合がある」、「予定である」、「目指す」、「継続する」、「努める」、「予期する」、「目標とする」、「予測する」、「期待する」、「予想する」、「意図する」、「計画する」、「ゴール」、「考える」、「達成する」、または他の同様の意味をもつ表現を使用することがあります。将来に関する記述または利益予想の例としては、当グループの将来の財政状態、収益増加、資産、減損費用、引当金、特記事項、事業戦略、資本、レバレッジおよびその他の規制上の比率、配当の支払い(配当性向および予定される支払戦略を含む)、バンキング・金融市場において予想される成長の水準、予想される費用または費用削減、戦略的コスト・プログラムに関連する当初および修正後のコミットメントおよび目標、グループ・ストラテジー・アップデート、パークレイズ・ノンコアにおける資産および事業の縮小、パークレイズ・アフリカ・グループ・リミテッドに対するグループ持分の売却、資本支出の見積り、将来の業務に関する計画および目標、予定従業員数、過去の事実ではないその他の記述等があります。将来に関する記述は、将来の事象および状況に関連するものであるため、その性質上、リスクおよび不確実性を伴います。将来の事象および状況は、法律の改正、国際財務報告基準に基づく基準および解釈指針の進展、会計上・規制上の基準の解釈および適用に関して進展する実務、現在および将来の法的手続ならびに規制上の調査の結果、将来における特定行為に係る引当金の水準、将来における特記事項の水準、政府および規制当局の方針および行動、地政学的リスクならびに競争の影響によって左右される可能性があります。さらに、以下を含むが、これらに限らない要因が影響を及ぼすおそれがあります。かかる要因としては、過去、現在および将来の期間に適用される自己資本、レバレッジおよびその他の規制上の規則(当グループの将来の体制に関するものを含みます。)、英国、米国、アフリカ、ユーロ圏および全世界のマクロ経済および事業状態、クレジット市場における継続的なボラティリティの影響、金利および外国為替レートの変動等の市場関連リスク、クレジット市場エクスポージャーの評価の変更の影響、発行済証券の評価の変更、資本市場のボラティリティ、当グループ内の事業体または当該事業体が発行した証券の信用格付の変更、1 もしくは 1 以上の国がユーロ圏を離脱する可能性、2016 年 6 月 23 日に英国で実施された国民投票の結果によって引き起こされるであろう影響およびEUからの英国の離脱により起こりうる英国内および世界的な混乱、戦略的コスト・プログラムの実施、ならびに将来の事業買収、売却およびその他の戦略的な取引の成功が挙げられます。これらの複数の影響および要因は、当グループの制御が及ばないものです。したがって、当グループの実際の将来の業績、配当の支払、ならびに自己資本およびレバレッジ比率は、当グループの将来に関する記述に記載された計画、目標、見込みおよび利益予想とは大きく異なる可能性があります。当グループの将来の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性のあるその他のリスクおよび要因は、当グループの SEC への提出物(当グループの 2015 年 12 月 31 日終了事業年度の様式 20-F に係る年次報告書を含みますが、これに限りません)に記載されており、SEC のウェブサイト www.sec.gov からご確認いただけます。

開示および進行中の事項に関する情報に関して英国および米国において適用される法律および規則に基づいた私どもの義務に従い、私どもは、新しい情報や将来の事象等により、またはそれ以外の理由により、将来に関する記述のアップデートを公表したり改訂したりする義務は負いません。

作成の基礎

パークレイズ・ピーエルシーの 2016 年 6 月 30 日終了期間の決算報告書にはより詳細な開示が含まれています。同決算報告書には、パークレイズ・バンク・ピーエルシーと実質的に同一である、リスク・エクスポージャー、事業部門別業績も含まれています。

パークレイズ・バンク・ピーエルシーはパークレイズ・ピーエルシーの完全所有子会社であり、パークレイズ・ピーエルシーは当グループの最終的な親会社です。パークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループとパークレイズ・ピーエルシー・グループの事業内容は基本的に同一ですが、唯一の違いはパークレイズ・ピーエルシーが持株会社であることです。パークレイズ・バンク・ピーエルシーとパークレイズ・ピーエルシーの報告の相違は持株会社によって生じ、これによって資金調達構造が異なります。重要な相違点は以下の記載の通りです。

商品の種類	パークレイズ・ ピーエルシー (百万ポンド)	パークレイズ・ バンク・ピーエルシー (百万ポンド)	相違の主な原因
優先株式	-	5,840	パークレイズ・バンク・ピーエルシーが発行した優先株式およびキャピタル・ノートは、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの株式資本に含まれ、また、パークレイズ・ピーエルシー・グループの財務書類に非支配持分として表示されます。
その他の株主資本	-	485	
非支配持分	6,566	2,976	
自己株式	(73)	-	従業員株式制度のため、およびトレーディング目的で保有するパークレイズ・ピーエルシー株式は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーにおいて、それぞれ売却可能投資およびトレーディング・ポートフォリオ資産として認識されます。パークレイズ・ピーエルシーにおいては、株主資本からこれらの自己株式を控除します。
資本償還準備金	394	32	パークレイズ・ピーエルシー株式またはパークレイズ・バンク・ピーエルシー株式の償還または交換によって生じます。

パークレイズ・バンク・ピーエルシーのコンティンジェント・キャピタル・ノート(CCN)

パークレイズ・バンク・ピーエルシーは、2 シリーズの CCN を発行しています。これらはいずれも保有者に利息と元本を支払います。ただし、パークレイズ・ピーエルシーの連結上の CRD IV の CET 1 比率(FSA による 2012 年 10 月の移行に関する発表文)が 7%を下回った場合には、いずれの債券も連結上、消却されます。CCN の支払クーポンは、このようなリスクのない類似債券に対する市場金利を上回る金利です。

これらの金融商品の会計処理は、パークレイズ・ピーエルシーの連結財務書類とパークレイズ・バンク・ピーエルシーの連結財務書類では、以下の点で異なります。

- 7.625%の CCN の発行の場合、消却は、保有者からパークレイズ・ピーエルシーへの所有権の自動的な法的移転によって行われます。この状況において、パークレイズ・バンク・ピーエルシーには、パークレイズ・ピーエルシーに対する債務が引き続き存在します。パークレイズ・バンク・ピーエルシーは、この消却の仕組みによって利益を得ることはありませんが、類似債券に対する市場金利を上回る金利を支払うため、認識されたこの債券の当初公正価値は額面を上回りました。公正価値と額面の差額は、徐々に損益計算書上で償却されます。
- 7.75%の CCN の発行の場合、消却は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーにおいて直接行われます。パークレイズ・バンク・ピーエルシーでは、消却の仕組みは、組込デリバティブとして、負債本体から分離して評価され、公正価値の変動は損益計算書に計上されます。負債本体の当初公正価値は、デリバティブの当初公正価値の金額分、額面を上回りましたが、差額は徐々に損益計算書上で償却されます。

キャッシュフロー・ヘッジ

パークレイズ・バンク・ピーエルシーは、過去においてキャッシュフロー・ヘッジに指定されていた資産に係る変動金利キャッシュフロー・エクスポージャーはなくなるものと予想しています。これは、予定されている銀行のリングフェンス化への直接的影響で、当該資産がパークレイズ・バンク・ピーエルシーに連結される予定のない事業体(パークレイズ・ピーエルシーに連結される予定はある)に譲渡されるためです。

このため、パークレイズ・バンク・ピーエルシーは、当該キャッシュフローに関連してキャッシュフロー・ヘッジ再評価差額に繰延べられていた金額を振替えており、将来に向かって当該キャッシュフローのヘッジ会計の適用を中止したため、損益計算書のボラティリティが増加しました。これにより 2016 年 6 月 30 日までの期間において税引前純利益 9 億 3,500 万ポンドを認識しました。

取締役の責任に関する声明

各々の取締役（取締役の氏名は以下に記載）は、英語原文 4 ページから 11 ページに掲載されている要約連結中間財務書類が欧州連合の採用した国際会計基準（IAS）第 34 号「中間財務報告」に準拠して作成されており、また、本書の経営陣の中間報告書およびパークレイズ・ピーエルシーの 2016 年 6 月 30 日終了期間の決算報告書に含まれる経営陣の中間報告書には、「開示および透明性規則」4.2.7(改正)および 4.2.8(改正)に要求される以下の情報の適正なレビューが含まれていることを認めています。

- ・ 2016 年 6 月 30 日に終了した 6 ヶ月間において発生した重要な事象の兆候およびそれらが要約連結中間財務書類に及ぼす影響、ならびに当事業年度の残り 6 ヶ月間における主要なリスクおよび不確実性の記載。
- ・ 2016 年 6 月 30 日に終了した 6 ヶ月間における関連当事者取引のうち、当該期間におけるパークレイズの財政状態または業績に重要な影響を及ぼした全ての取引および直近の年次報告書に記載された関連当事者取引に関する変更のうち、2016 年 6 月 30 日に終了した 6 ヶ月間におけるパークレイズの財政状態または業績に重要な影響を及ぼす可能性があった全ての変更。

以下の者が取締役会を代表して署名を行いました。

ジェームズ・E・ステイリー

グループ最高責任者

トゥーシャー・モーザリア

グループ財務担当取締役

パークレイズ・バンク・ピーエルシー取締役会：

会長

ジョン・マクファーレン

業務執行取締役

ジェームズ・E・ステイリー

（グループ最高責任者）

トゥーシャー・モーザリア

（グループ財務担当取締役）

業務執行権のない取締役

マイク・アシュレー

ティム・ブリードン CBE

クロフォード・ギリース

サー・ジェリー・グリムストン

ルーベン・ジェフリー3世

ダンビサ・モヨ

ダイアン・ド・サン・ビクトル

ダイアン・シュエネマン

スティーブ・ティーク

パークレイズ・バンク・ピーエルシーに対する独立監査人のレビュー報告書（訳文）

要約連結中間財務書類に係る報告

私どもの結論

私どもは、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの 2016 年 6 月 30 日に終了した 6 ヶ月間の上半期決算報告書に掲載されている、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの要約連結中間財務書類（「当中間財務書類」）のレビューを行いました。私どものレビューに基づき、当中間財務書類が、欧州連合が採用した IAS 第 34 号「中間財務報告」および英国の金融行為監督機構の「開示および透明性規則」に準拠して作成されていないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められませんでした。

レビュー範囲

パークレイズ・バンク・ピーエルシーが作成した当中間財務書類は、以下により構成されています。

- ・ 2016 年 6 月 30 日に終了した期間における要約連結損益計算書および要約連結包括利益計算書
- ・ 2016 年 6 月 30 日現在の要約連結貸借対照表
- ・ 同日に終了した期間における要約連結株主資本変動表
- ・ 同日に終了した期間における要約連結キャッシュフロー計算書
- ・ 当中間財務書類に対する注記

本上半期決算報告書に含まれている当中間財務書類は、欧州連合が採用した IAS 第 34 号「中間財務報告」および英国の金融行為監督機構の「開示および透明性規則」に準拠して作成されています。

当中間財務書類に対する注記 1 に開示の通り、グループの年次財務書類全体の作成に適用された財務報告フレームワークは、適用される法律および欧州連合が採用した国際財務報告基準（IFRS）です。

要約連結中間財務書類およびレビューに関する責任

私どもの責任および取締役の責任^{1,2}

当中間財務書類を含む上半期決算報告書の作成責任は取締役にあります。また、取締役により承認されています。取締役は、英国の金融行為監督機構の「開示および透明性規則」に準拠して上半期決算報告書を作成する責任を有しています。

私どもの責任は、私どものレビューに基づき、本上半期決算報告書に含まれている当中間財務書類に対する結論を表明することです。結論を含む当報告書は、英国の金融行為監督機構の「開示および透明性規則」への準拠を目的として会社のためにのみ作成されており、その他の目的はありません。この結論を表明するにあたり、私どもが事前に同意書で明確に同意している場合を除き、私どもは、その他の目的に対して責任を負わず、また、当報告書を読むその他の者または当報告書を入手する可能性のあるその他の者に対して責任を負うものではありません。

要約連結財務書類のレビューに関する事項

私どもは、監査実務委員会が英国での使用のために公表した、国際レビュー業務基準（英国およびアイルランド）第 2410 号「事業体の独立監査人が実施する中間財務情報のレビュー」に準拠してレビューを実施しました。中間財務情報のレビューには、主として財務および会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続およびその他のレビュー手続が適用されます。

レビューは国際監査基準（英国およびアイルランド）に準拠して実施される監査に比べて限定された手続であるため、私どもは、監査において識別されると考えられる重要な事項の全てを認識しているという保証を得ることができません。したがって、私どもは監査意見を表明いたしません。

私どもは、本上半期決算報告書に含まれるその他の情報を通読し、当該情報に明白な虚偽表示または当中間財務書類中の情報との重要な不整合が含まれているかどうかを検討しました。

プライスウォーターハウスクーパース エルエルピー

勅許会計士

2016 年 7 月 28 日

ロンドン、英国

1 パークレイズのウェブサイトの管理および完全性は、取締役の責任です。監査人が行った作業には当件の考慮は含まれず、よって監査人は、当中間財務書類が当初ウェブサイトで表示された後に生じた可能性のある変更について何ら責任を負いません。

2 財務書類の作成および提供を規定する英国における法律は、他国の管轄における法律と異なる可能性があります。

* 独立監査人のレビュー報告書の原文は英語で記載されております。日本語訳は、日本人読者の便宜上のものであり、訳文は原文（英語）の報告書に代わるものではありません。

要約連結財務書類

要約連結損益計算書(未監査)

継続事業	注記 ¹	2016年6月30日に 終了した半期 (百万ポンド)	2015年6月30日に 終了した半期 (百万ポンド)
利息収入純額		6,187	5,220
手数料収入純額		3,317	3,472
トレーディング収益純額		1,548	2,551
投資収益純額		914	895
保険契約に基づく保険料収入純額		159	188
その他の収益		(19)	(15)
収益合計		12,106	12,311
保険契約に基づく保険金および給付金純額		(139)	(167)
保険金控除後の収益合計		11,967	12,144
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額		(931)	(779)
営業収益純額		11,036	11,365
人件費		(4,601)	(4,292)
一般管理費		(3,096)	(4,298)
営業費用		(7,697)	(8,590)
事業売却損、関連会社およびジョイント・ベンチャーの損益に対する 持分ならびに売却目的資産に係る減損		(322)	(140)
税引前利益		3,017	2,635
税金		(984)	(856)
継続事業に係る税引後利益		2,033	1,779
非継続事業に係る税引後利益		311	358
税引後利益		2,344	2,137
以下に帰属するもの:			
親会社の普通株主		1,979	1,813
その他の株主		208	159
親会社の株主合計		2,187	1,972
継続事業に係る非支配持分		2	-
非継続事業に係る非支配持分	2	155	165
税引後利益		2,344	2,137

¹ パークレイズ・バンク・ピーエルシーに固有の注記は英語原文 10 ページから 11 ページ、パークレイズ・ピーエルシーにも関連する注記はパークレイズ・ピーエルシー決算報告書の英語原文 61 ページから 100 ページをご参照ください。

要約連結財務書類

要約連結包括利益計算書(未監査)

	注記 ¹	2016年6月30日に 終了した半期 (百万ポンド)	2015年6月30日に 終了した半期 (百万ポンド)
税引後利益		2,344	2,137
継続事業に係る税引後利益		2,033	1,779
非継続事業に係る税引後利益		311	358
継続事業からの損益に振替えられる可能性のあるその他の包括利 益/(損失):			
為替換算再評価差額		1,789	(228)
売却可能投資再評価差額		(317)	(279)
キャッシュフロー・ヘッジ再評価差額		1,074	(613)
その他		(3)	41
損益に振替えられる可能性のあるその他の包括利益/(損失)		2,543	(1,079)
損益に振替えられないその他の包括損失:			
退職給付の再測定		(759)	(94)
継続事業からの税引後当期包括利益合計		3,817	606
非継続事業からの税引後当期包括利益/(損失)合計		1,296	(35)
当期包括利益合計		5,113	571
以下に帰属するもの:			
親会社の株主		4,548	543
非支配持分		565	28
当期包括利益合計		5,113	571

¹ バークレイズ・バンク・ピーエルシーに固有の注記は英語原文 10 ページから 11 ページ、バークレイズ・ピーエルシーにも関連する注記はバークレイズ・ピーエルシー決算報告書の英語原文 61 ページから 100 ページをご参照ください。

要約連結財務書類

要約連結貸借対照表(未監査)

		2016年 6月30日現在 (百万ポンド)	2015年 12月31日現在 (百万ポンド)
資産	注記 ¹		
現金および中央銀行預け金		76,866	49,711
他銀行から取立中の項目		1,101	1,011
トレーディング・ポートフォリオ資産		76,583	77,398
公正価値で測定すると指定された金融資産		88,883	76,830
デリバティブ		445,322	327,870
金融投資		83,126	90,304
銀行に対する貸付金		48,636	41,829
顧客に対する貸付金		425,326	399,217
リバース・レボ取引およびその他類似の担保付貸付		20,216	28,187
前払金、未収収益およびその他の資産		2,875	3,027
関連会社およびジョイント・ベンチャーに対する投資		598	573
有形固定資産		2,841	3,468
のれん		3,921	4,605
無形資産		3,439	3,617
未収還付税および繰延税金資産		4,599	4,880
退職給付資産		173	836
売却目的処分グループに含まれる資産		67,453	7,364
資産合計		1,351,958	1,120,727
負債			
銀行預り金		62,386	47,080
他銀行への未決済項目		784	1,013
顧客預り金		438,533	418,307
レボ取引およびその他類似の担保付借入		25,418	25,035
トレーディング・ポートフォリオ負債		32,643	33,967
公正価値で測定すると指定された金融負債		114,098	91,745
デリバティブ		442,317	324,252
発行債券		66,172	69,150
劣後負債		23,134	21,955
未払金、繰延収益およびその他の負債		7,388	10,612
引当金		3,988	4,142
未払税金および繰延税金負債		933	1,030
退職給付債務		460	423
売却目的処分グループに含まれる負債		64,105	5,997
負債合計		1,282,359	1,054,708
株主資本			
払込済株式資本および株式払込剰余金	4	14,466	14,472
その他の剰余金		4,064	933
利益剰余金		42,743	43,350
親会社の普通株主に帰属する株主持分		61,273	58,755
その他の持分商品		5,350	5,350
非支配持分を除く株主資本合計		66,623	64,105
非支配持分	2	2,976	1,914
株主資本合計		69,599	66,019
負債および株主資本合計		1,351,958	1,120,727

¹ バークレイズ・バンク・ピーエルシーに固有の注記は英語原文 10 ページから 11 ページ、バークレイズ・ピーエルシーにも関連する注記はバークレイズ・ピーエルシー決算報告書の英語原文 61 ページから 100 ページをご参照ください。

要約連結財務書類

要約連結株主資本変動表(未監査)

	払込済株式 資本および 株式払込剰 余金 ¹	その他の 持分商品	その他の 剰余金	利益剰余金	合計	非支配持分 ¹	株主資本 合計
2016年6月30日に終了した半期	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
2016年1月1日現在残高	14,472	5,350	933	43,350	64,105	1,914	66,019
継続事業							
税引後利益	-	208	-	1,823	2,031	2	2,033
為替換算の変動	-	-	1,788	-	1,788	1	1,789
売却可能投資	-	-	(317)	-	(317)	-	(317)
キャッシュフロー・ヘッジ	-	-	1,074	-	1,074	-	1,074
退職給付の再測定	-	-	-	(759)	(759)	-	(759)
その他	-	-	-	(3)	(3)	-	(3)
継続事業からの税引後包括利 益合計	-	208	2,545	1,061	3,814	3	3,817
非継続事業からの税引後包括 利益合計	-	-	578	156	734	562	1,296
当期包括利益合計	-	208	3,123	1,217	4,548	565	5,113
普通株式の新規発行	-	-	-	-	-	-	-
従業員株式制度に基づく株式発 行	-	-	-	226	226	-	226
その他の持分商品に係るクーポ ン支払額	-	(208)	-	58	(150)	-	(150)
優先株式の償還	(6)	-	8	(805)	(803)	-	(803)
自己株式	-	-	-	(384)	(384)	-	(384)
配当金支払額	-	-	-	(684)	(684)	(98)	(782)
パークレイズ・ピーエルシーから の資本拠出	-	-	-	114	114	-	114
BAGLの一部売却による株主資 本への正味影響額	-	-	-	(349)	(349)	601	252
その他の剰余金の変動	-	-	-	-	-	(6)	(6)
2016年6月30日現在残高	14,466	5,350	4,064	42,743	66,623	2,976	69,599
2015年12月31日に終了した半期							
2015年7月1日現在残高	14,472	4,350	948	43,787	63,557	2,153	65,710
継続事業							
税引後損失	-	186	-	(1,356)	(1,170)	-	(1,170)
為替換算の変動	-	-	975	-	975	1	976
売却可能投資	-	-	55	-	55	-	55
キャッシュフロー・ヘッジ	-	-	(432)	-	(432)	-	(432)
退職給付の再測定	-	-	-	1,010	1,010	-	1,010
その他	-	-	-	(22)	(22)	3	(19)
継続事業からの税引後包括利 益合計	-	186	598	(368)	416	4	420
非継続事業からの税引後包括 損失合計	-	-	(611)	109	(502)	(186)	(688)
当期包括損失合計	-	186	(13)	(259)	(86)	(182)	(268)
普通株式の新規発行	-	1,000	-	-	1,000	-	1,000
従業員株式制度に基づく株式発 行	-	-	-	268	268	-	268
その他の持分商品に係るクーポ ン支払額	-	(186)	-	38	(148)	-	(148)
自己株式	-	-	-	(49)	(49)	-	(49)
配当金支払額	-	-	-	(453)	(453)	(80)	(533)
パークレイズ・ピーエルシーから の資本拠出	-	-	-	-	-	-	-
その他の剰余金の変動	-	-	(2)	18	16	23	39
2015年12月31日現在残高	14,472	5,350	933	43,350	64,105	1,914	66,019

¹ 株式資本および非支配持分の詳細は、英語原文 11 ページに記載されています。

要約連結財務書類

	払込済株式 資本および 株式払込剰 余金 ¹	その他の 持分商品	その他の 剰余金	利益剰余金	合計	非支配持分 ¹	株主資本 合計
2015年6月30日に終了した半期	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
2015年1月1日現在残高	14,472	4,350	2,322	42,650	63,794	2,251	66,045
継続事業							
税引後利益	-	159	-	1,620	1,779	-	1,779
為替換算の変動	-	-	(228)	-	(228)	-	(228)
売却可能投資	-	-	(279)	-	(279)	-	(279)
キャッシュフロー・ヘッジ	-	-	(613)	-	(613)	-	(613)
退職給付の再測定	-	-	-	(94)	(94)	-	(94)
その他	-	-	-	41	41	-	41
継続事業からの税引後包括利 益合計	-	159	(1,120)	1,567	606	-	606
非継続事業からの税引後包括 損失合計	-	-	(256)	193	(63)	28	(35)
当期包括利益合計	-	159	(1,376)	1,760	543	28	571
普通株式の新規発行	-	-	-	-	-	-	-
従業員株式制度に基づく株式発 行	-	-	-	303	303	-	303
その他の持分商品に係るクーポ ン支払額	-	(159)	-	32	(127)	-	(127)
自己株式	-	-	-	(706)	(706)	-	(706)
配当金支払額	-	-	-	(766)	(766)	(129)	(895)
パークレイズ・ピーエルシーから の資本拠出	-	-	-	560	560	-	560
その他の剰余金の変動	-	-	2	(46)	(44)	3	(41)
2015年6月30日現在残高	14,472	4,350	948	43,787	63,557	2,153	65,710

¹ 株式資本および非支配持分の詳細は、英語原文 11 ページに記載されています。

要約連結財務書類

要約連結キャッシュフロー計算書(未監査)

継続事業	2016年6月30日に 終了した半期 (百万ポンド)	2015年6月30日に 終了した半期 (百万ポンド)
税引前利益	3,017	2,635
非現金項目の調整	(9,841)	2,768
営業資産および負債の変動	25,086	6,355
法人税等支払額	(394)	(756)
営業活動からのキャッシュ純額	17,868	11,002
投資活動からのキャッシュ純額	14,376	(13,494)
財務活動からのキャッシュ純額	(1,692)	(918)
非継続事業からのキャッシュ純額	371	138
現金および現金同等物に係る為替レートの影響	6,897	25
現金および現金同等物の純増加/(減少)額	37,820	(3,247)
現金および現金同等物 期首現在	86,556	78,479
現金および現金同等物 期末現在	124,376	75,232

財務書類に対する注記

1 作成の基礎

2016 年 6 月 30 日に終了した 6 ヶ月間のこれらの要約連結中間財務書類は、金融行為監督機構の「開示および透明性規則」および欧州連合が採用した IAS 第 34 号「中間財務報告」に準拠して作成されています。要約連結中間財務書類は、欧州連合が採用した国際財務報告基準(IFRS)に準拠して作成された 2015 年 12 月 31 日終了事業年度の年次財務書類と合わせて読むべきです。

これらの要約連結中間財務書類で使用した会計方針および計算方法は、パークレイズ 2015 年度年次報告書で使ったものと同じです。

今後適用される会計基準

IFRS第9号—金融商品

IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」に代わる IFRS 第 9 号「金融商品」は、2018 年 1 月 1 日以降に開始する期間から適用開始であり、現時点では、2016 年度下半期中に欧州連合によって承認される見込みです。IFRS 第 9 号、とりわけ減損に関する要求事項は、金融商品の会計処理を大幅に変えることになります。

パークレイズは、影響を受ける全部門が一体として報告義務を果たせるように、リスクおよびファイナンスに関する IFRS 第 9 号導入プログラムを設定しています。

減損に関する導入プログラムについては、2017 年に計画されている並行運用およびテスト段階に先駆け、2016 年において、モデル、システム、プロセス、ガバナンス、統制の設計および構築とデータ収集作業を引き続き実施しています。

分類および測定に関する導入プログラムは策定中であり、2016 年においては、2017 年の並行運用の下準備として、影響を数値化し、プロセス、ガバナンス、統制を完成させることに注力しています。また、ヘッジ会計に係る影響の評価を実施しています。

本基準およびその他の新基準の詳細については、パークレイズ 2015 年度年次報告書をご参照ください。

継続企業の前提

主要なリスクの再評価を行った結果、取締役は、継続企業を前提として本中間財務情報を作成することは適切であり、重大な不確実性は認められないと判断しております。

2 非支配持分

	非支配持分に帰属する利益		非支配持分に帰属する株主資本	
	2016年6月30日に 終了した半期 (百万ポンド)	2015年6月30日に 終了した半期 (百万ポンド)	2016年6月30日 現在 (百万ポンド)	2015年12月31日 現在 (百万ポンド)
パークレイズ・アフリカ・グループ・リミテッド	155	165	2,964	1,902
その他の非支配持分	2	-	12	12
合計	157	165	2,976	1,914

3 配当金

	2016年6月30日に 終了した半期 (百万ポンド)	2015年6月30日に 終了した半期 (百万ポンド)
期中に支払われた配当金		
普通株式	502	595
優先株式	182	171
合計	684	766

財務書類に対する注記

4 株主資本および剰余金

普通株式

2016 年 6 月 30 日現在、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの発行済普通株式資本は、1 株 1 ポンドの普通株式 23 億 4,200 万株(2015 年:23 億 4,200 万株)で構成されていました。

優先株式

2016 年 6 月 30 日現在、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの発行済優先株式資本は、1 株 1 ポンドのポンド建優先株式 1,000 株(2015 年:1,000 株)、1 株 100 ユーロのユーロ建優先株式 31,856 株(2015 年:31,856 株)、1 株 100 ポンドのポンド建優先株式 20,930 株(2015 年:20,930 株)、1 株 100 米ドルの米ドル建優先株式 58,133 株(2015 年:58,133 株)、および 1 株 0.25 米ドルの米ドル建優先株式 1 億 9,100 万株(2015 年:2 億 3,700 万株)で構成されていました。2016 年度第 2 四半期において 1 株 0.25 米ドルの米ドル建優先株式 4,600 万米ドルを償還しました。

その他の持分商品

その他の持分商品 53 億 5,000 万ポンド(2015 年:43 億 5,000 万ポンド)には、パークレイズ・バンク・ピーエルシーが発行した追加的 Tier 1(AT 1)証券が含まれています。

AT 1 証券は、満期日または償還日が設定されていない永久債であり、CRD IV に基づく AT 1 証券として適格となるように構成されています。

【補足情報】

パークレイズ・ピーエルシー上半期決算報告書（2016年7月29日発表）（抄訳）

注

本書中の「パークレイズ」、「グループ」は、パークレイズ・ピーエルシーおよびその子会社を表します。別途記載のない限り、損益計算書の分析では2016年6月30日に終了した6ヶ月間の数値と2015年6月30日に終了した6ヶ月間の比較数値を、貸借対照表の分析では2016年6月30日現在の数値と2015年12月31日現在の比較数値を記載しています。英語原文の「£m」および「£bn」はそれぞれ百万ポンドおよび十億ポンド、英語原文の「\$m」および「\$bn」はそれぞれ百万米ドルおよび十億米ドル、英語原文の「€m」および「€bn」はそれぞれ百万ユーロおよび十億ユーロを表します。比較数値は、当グループの事業再編を反映して修正再表示されています。これらの修正再表示の詳細は2016年4月14日の英文プレスリリースに記載されており、home.barclays/results からご確認いただけます。

特記事項は、業績比較に影響を及ぼす重要項目であるとみなされるものであり、各事業セグメントについて表示されています。特記事項には、収益合計に含まれる当グループ自身の信用度に関連する利益、収益合計に含まれるビザ・ヨーロッパ・リミテッドに対するパークレイズの持分売却による利益、収益合計に含まれる米国リーマン買収資産に係る利益、収益合計に含まれる教育・社会的住宅供給・地方自治体(ESHLA)の評価方法の修正、営業費用に含まれる確定退職給付負債の一部に係る評価益、営業費用に含まれる売却事業に係るのれんおよびその他資産の減損、訴訟および特定行為に含まれる英国顧客への補償に係る引当金ならびに外国為替に関連するものを含めた進行中の調査および訴訟に係る引当金、ならびにその他の収益／(費用)純額に含まれるスペイン、ポルトガルおよびイタリア事業の売却に係る損失が含まれます。

基礎的な業績への言及では、特記事項による影響額を除外しています。

モデルに基づく、あるいは継続的な調整や修正の対象となる減損の計算など、判断を要する主要な分野がいくつかあります。報告数値はある一時点での最善の見積りおよび判断を反映したものです。

英文プレスリリースで使用している用語のうち、該当する規制当局の指針または国際財務報告基準(IFRS)で定義されていない用語は、英文プレスリリースの「Glossary」で説明しており、home.barclays/results からご確認いただけます。

2016年7月28日付で取締役会に承認された本書中の情報は、2006年会社法第434条の意義の範囲内における法定財務書類を構成するものではありません。2015年12月31日終了事業年度の法定財務書類は、米国証券取引所(SEC)に提出されたパークレイズ・ピーエルシーおよびパークレイズ・バンク・ピーエルシーの様式20-Fに係る合同年次報告書に関して要求される特定の情報ならびに2006年会社法第495条に基づく無限定適正意見の監査報告書を含んでいます(2006年会社法第498条に基づく記載は含まれません)。当該財務書類は、2006年会社法第441条に準拠して英国会社登記所に提出されています。

これらの業績は、公表後、実務上可能な限り速やかにSECに様式6-Kとして提出されます。SECへの提出後、様式6-Kのコピーはパークレイズの本国ウェブサイトのInvestor Relations、home.barclays/results およびSECのウェブサイトwww.sec.govからも入手可能となります。

パークレイズは債券発行市場において頻繁に債券を発行しており、正式な投資家向け説明会やその他の臨時会合を通じて定期的に投資家の皆様とお会いしています。これまでと同様に、パークレイズは、次の四半期においても全世界の投資家の皆様と当グループの業績やその他の問題について協議する機会を設ける所存です。

将来に関する記述

本書には、1934年米国証券取引所法第21E条(改正)および1933年米国証券法第27A条(改正)の意義の範囲内における、当グループの将来に関する記述が含まれています。将来に関する記述は将来の業績を保証するものではなく、実際の業績もしくはその他の財政状態や経営成績に関する指標は将来に関する記述に含まれるものと大幅に異なる可能性があります。読者の皆様はご注意ください。これらの将来に関する記述は、過去または現在の事実のみに関連するものではないという特徴があります。将来に関する記述では、「場合がある」、「予定である」、「目指す」、「継続する」、「努める」、「早期する」、「目標とする」、「予測する」、「期待する」、「予想する」、「意図する」、「計画する」、「ゴール」、「考える」、「達成する」、または他の同様の意味をもつ表現を使用することがあります。将来に関する記述または利益予想の例としては、当グループの将来の財政状態、収益増加、資産、減損費用、引当金、特記事項、事業戦略、資本、レバレッジおよびその他の規制上の比率、配当の支払い(配当性向および予定される支払戦略を含む)、バンキング・金融市場において予想される成長の水準、予想される費用または費用削減、戦略的コスト・プログラムに関連する当初および修正後のコミットメントおよび目標、グループ・ストラテジー・アップデート、パークレイズ・ノンコアにおける資産および事業の縮小、パークレイズ・アフリカ・グループ・リミテッドに対するグループ持分の売却、資本支出の見積り、将来の業務に関する計画および目標、予定従業員数、過去の事実ではないその他の記述等があります。将来に関する記述は、将来の事象および状況に関連するものであるため、その性質上、リスクおよび不確実性を伴います。将来の事象および状況は、法律の改正、国際財務報告基準に基づく基準および解釈指針の進展、会計上・規制上の基準の解釈および適用に関して進展する実務、現在および将来の法的手続ならびに規制上の調査の結果、将来における特定行為に係る引当金の水準、将来における特記事項の水準、政府および規制当局の方針および行動、地政学的リスクならびに競争の影響によって左右される可能性があります。さらに、以下を含むが、これらに限らない要因が影響を及ぼすおそれがあります。かかる要因としては、過去、現在および将来の期間に適用される自己資本、レバレッジおよびその他の規制上の規則(当グループの将来の体制に関するものを含みます。)、英国、米国、アフリカ、ユーロ圏および全世界のマクロ経済および事業状態、クレジット市場における継続的なボラティリティの影響、金利および外国為替レートの変動等の市場関連リスク、クレジット市場エクスポージャーの評価の変更の影響、発行済証券の評価の変更、資本市場のボラティリティ、当グループ内の事業体または当該事業体が発行した証券の信用格付の変更、1もしくは1以上の国がユーロ圏を離脱する可能性、2016年6月23日に英国で実施された国民投票の結果によって引き起こされるであろう影響およびEUからの英国の離脱により起こりうる英国内および世界的な混乱、戦略的コスト・プログラムの実施、ならびに将来の事業買収、売却およびその他の戦略的な取引の成功が挙げられます。これらの複数の影響および要因は、当グループの制御が及ばないものです。したがって、当グループの実際の将来の業績、配当の支払、ならびに自己資本およびレバレッジ比率は、当グループの将来に関する記述に記載された計画、目標、見込みおよび利益予想とは大きく異なる可能性があります。当グループの将来の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性のあるその他のリスクおよび要因は、当グループのSECへの提出物(当グループの2015年12月31日終了事業年度の様式20-Fに係る年次報告書を含みますが、これに限りません)に記載されており、SECのウェブサイトwww.sec.gov からご確認いただけます。

開示および進行中の事項に関する情報に関して英国および米国において適用される法律および規則に基づいた私どもの義務に従い、私どもは、新しい情報や将来の事象等により、またはそれ以外の理由により、将来に関する記述のアップデートを公表したり改訂したりする義務は負いません。

- グループの税引前利益はコア部門税引前利益が 39 億 6,700 万ポンド(2015 年度上半期:33 億 4,700 万ポンド)に増加し、ノンコア部門税引前損失が 19 億 400 万ポンド(2015 年度上半期:7 億 4,500 万ポンド)となったことを反映し、20 億 6,300 万ポンドとなりました(2015 年度上半期:26 億 200 万ポンド)。フランスのリテールおよびウェルズ・アンド・インベストメント・マネジメント事業に関する減損費用 3 億 7,200 万ポンドを除くと、グループの税引前利益は 20 億 3,700 万ポンド(2015 年度上半期:32 億 1,700 万ポンド)でした。
- グループの平均有形株主資本利益率(RoTE)はコア部門株主帰属利益 24 億 4,400 万ポンド(2015 年度上半期:20 億ポンド)、ノンコア部門株主帰属損失 14 億 9,000 万ポンド(2015 年度上半期:5 億 8,200 万ポンド)を反映し、4.8%でした(2015 年度上半期:6.9%)。
- ビザ・ヨーロッパ・リミテッドに対するパークレイズの持分売却による利益 6 億 1,500 万ポンドと英国顧客への補償に係る引当金の追加繰入 4 億ポンドを含めると、コア部門の税引前利益は 19%増加し、39 億 6,700 万ポンドとなりました。コア部門 RoTE は平均有形株主資本が 400 億ポンド(2015 年度上半期:360 億ポンド)に増加し、12.5%となりました(2015 年度上半期:11.3%)。コア部門の基本的 1 株当たり利益は 14.8 ペンスでした(2015 年度上半期:12.1 ペンス)。
- ノンコア部門の税引前損失は当グループの戦略の持続的な遂行を反映し、19 億 400 万ポンドとなりました(2015 年度上半期:7 億 4,500 万ポンド)。損失は売却目的で保有するフランスのリテールおよびウェルズ・アンド・インベストメント・マネジメント事業資産に関する減損費用 3 億 7,200 万ポンドを含みます。
- パークレイズ UK の基礎的 RoTE は 19.4%と好調でした(2015 年度上半期:21.9%)。基礎的税引前利益はパークレイカード・コンシューマーUK のインターチェンジ(売上交換)手数料収入の減少と減損費用の増加を受け、4%減少し、13 億 2,900 万ポンドとなりました。純利ざやばは 2 ペーシス・ポイント上昇し、3.59%となりました。
- パークレイズ・コーポレート&インターナショナルの基礎的 RoTE は 10.7%でした(2015 年度上半期:12.4%)。基礎的收益は、引き続きコンシューマー、カード&決済事業が高い伸びを示し、コーポレート・アンド・インベストメント・バンク(CIB)は減収となりましたが、厳しい市場環境の中で底堅く推移しました。
- ノンコア部門では戦略の遂行を持続し、当期は事業売却とデリバティブ・ポートフォリオの圧縮が順調に進展しました。ノンコア部門の期末割当有形株主資本は 80 億ポンドに減少し(2015 年 12 月:90 億ポンド)、市場動向の悪化にもかかわらず、リスク調整後資産は 2016 年度上半期にさらに 80 億ポンド減少し、467 億ポンドとなりました。
- 普通株式 Tier1(CET1)資本比率は 11.6%に上昇しました(2015 年 12 月:11.4%)。CET1 資本は主に当期の利益 13 億ポンドを受け、16 億ポンド増加して 424 億ポンドになりました。グループのリスク調整後資産は引き続き積極的に管理され、主に米ドルおよびユーロが英ポンドに対して上昇したことにより、80 億ポンド増加して 3,660 億ポンドとなりました。
- レバレッジ比率は 4.2%に低下しました(2015 年 12 月:4.5%)。レバレッジ・エクスポージャーは、主に顧客の取引量の拡大に伴う現金および決済残高の増加、ならびに英ポンドに対する米ドルおよびユーロの上昇を受けて、1,270 億ポンド増加して 1 兆 1,550 億ポンドになりました。
- 1 株当たり正味有形資産価額は当期の利益と正味再評価差額の良好な動きを受け、289 ペンスに増加しました(2015 年 12 月:275 ペンス)。

2016 年度 4-6 月期の戦略遂行の進展

- パークレイズ・アフリカ・グループ・リミテッド(BAGL)の発行済株主資本の 12.2%を売却しました。現在、パークレイズは BAGL の発行済株主資本の 50.1%を保有しています。
- ポルトガルのリテール・バンキング、ウェルズ・インベストメント・マネジメント各事業、コーポレート・バンキング事業の一部の売却を完了しました。
- フランスのリテール、ウェルズ・アンド・インベストメント・マネジメント各事業の売却に向けて、アナキャップ・フィナンシャル・パートナーズとの独占交渉を開始したことを発表しました。
- 教育・社会的住宅供給・地方自治体(ESHLA)向け貸付金をレンダー・オプション・ボロワー・オプション(LOBO)条項付きに条件変更しました。現在、これらの貸付金は償却原価ベースで保有する貸付金に区分されています。これにより、公正価値ベースで保有する ESHLA 向け貸付金は 80 億ポンド減少し、今後の ESHLA ポートフォリオの公正価値の変動は抑制されます。
- 利率 7.75%の第 4 回非累積型繰上償還可能米ドル建優先株式 11 億 5,000 万ドルを償還しました。

業績ハイライト

当グループの業績(半期)

	2016 年 6 月 30 日に 終了した半期 (百万ポンド)	2015 年 6 月 30 日に 終了した半期 (百万ポンド)	増減率 (%)
保険金控除後の収益合計	11,013	12,111	(9)
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(931)	(779)	(20)
営業収益純額	10,082	11,332	(11)
営業費用	(7,172)	(6,624)	(8)
訴訟および特定行為	(525)	(1,966)	73
営業費用合計	(7,697)	(8,590)	10
その他の費用純額	(322)	(140)	
税引前利益	2,063	2,602	(21)
税金	(715)	(852)	16
継続事業に係る税引後利益	1,348	1,750	(23)
非継続事業に係る税引後利益 ¹	311	358	(13)
継続事業に係る非支配持分	(186)	(173)	(8)
非継続事業に係る非支配持分 ¹	(155)	(165)	6
その他の株主 ²	(208)	(159)	(31)
株主帰属利益	1,110	1,611	(31)

パフォーマンス指標

平均有形株主資本利益率 ²	4.8%	6.9%
平均有形株主資本(億ポンド)	480	480
収益に対する費用の比率	70%	71%
貸倒率(ベース・ポイント)	39	35
基本的 1 株当たり利益 ²	6.9 ペンス	9.9 ペンス
1 株当たり配当金	1.0 ペンス	2.0 ペンス

貸借対照表および資本管理

	2016 年 6 月 30 日現在	2015 年 12 月 31 日現在
1 株当たりの正味有形資産価額	289 ペンス	275 ペンス
普通株式 Tier 1 比率	11.6%	11.4%
普通株式 Tier 1 資本	424 億ポンド	407 億ポンド
リスク調整後資産	3,660 億ポンド	3,580 億ポンド
レバレッジ比率	4.2%	4.5%
完全施行ベースの Tier 1 資本	479 億ポンド	462 億ポンド
レバレッジ・エクスポージャー	11,550 億ポンド	10,280 億ポンド

資金調達および流動性

グループ余剰流動性	1,490 億ポンド	1,450 億ポンド
推計 CRD IV 流動性カバレッジ比率	124%	133%
推計安定調達比率	106%	106%
預貸率 ³	85%	86%

¹ アフリカ・バンキングの非継続事業に関する詳細情報については 20 ページをご参照下さい。

² その他の株主に帰属する税引後利益 2 億 800 万ポンド(2015 年度上半期:1 億 5,900 万ポンド)は、剰余金に計上する税額控除 5,800 万ポンド(2015 年度上半期:3,200 万ポンド)によって、相殺されます。相殺後残高である 1 億 5,000 万ポンド(2015 年度上半期:1 億 2,700 万ポンド)は、非支配持分(NCI)とともに、1 株当たり利益および平均有形株主資本利益率の計算に際して税引後利益から控除されています。

³ 預貸率はパークレイズ UK、コンシューマー、カード&決済事業、コーポレート、ノンコア・リテールに係るものです。

業績ハイライト

パークレイズ・コアおよびノンコアの業績 (半期)	パークレイズ・コア			パークレイズ・ノンコア		
	2016 年 6 月 30 日に 終了した半期 (百万ポンド)	2015 年 6 月 30 日に 終了した半期 (百万ポンド)	増減率 (%)	2016 年 6 月 30 日に 終了した半期 (百万ポンド)	2015 年 6 月 30 日に 終了した半期 (百万ポンド)	増減率 (%)
保険金控除後の収益合計	11,599	11,646	-	(586)	465	
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(876)	(718)	(22)	(55)	(61)	10
営業収益／(費用)純額	10,723	10,928	(2)	(641)	404	
営業費用	(6,315)	(5,679)	(11)	(857)	(945)	9
訴訟および特定行為	(432)	(1,834)	76	(93)	(132)	30
営業費用合計	(6,747)	(7,513)	10	(950)	(1,077)	12
その他の費用純額	(9)	(68)	87	(313)	(72)	
税引前利益／(損失)	3,967	3,347	19	(1,904)	(745)	
税金(費用)／還付	(1,181)	(1,088)	(9)	466	236	97
税引後利益／(損失)	2,786	2,259	23	(1,438)	(509)	
非支配持分	(164)	(132)	(24)	(22)	(41)	46
その他の株主	(178)	(127)	(40)	(30)	(32)	6
株主帰属利益／(損失)¹	2,444	2,000	22	(1,490)	(582)	

パフォーマンス指標

平均有形株主資本利益率	12.5%	11.3%		
平均割当有形株主資本(億ポンド) ¹	400	360	80	120
期末割当株主資本(億ポンド) ¹	410	370	80	100
収益に対する費用の比率	58%	65%	n/m	n/m
貸倒率(ペーシス・ポイント)	43	38	15	17
基本的 1 株当たり利益／(損失)への寄与	14.8 ペンズ	12.1 ペンズ	(8.8 ペンズ)	(3.5 ペンズ)

資本管理

	2016 年 6 月 30 日現在	2015 年 12 月 31 日現在	2016 年 6 月 30 日現在	2015 年 12 月 31 日現在
リスク調整後資産 ¹	3,200 億ポンド	3,040 億ポンド	470 億ポンド	540 億ポンド
レバレッジ・エクスポージャー ¹	10,210 億ポンド	8,790 億ポンド	1,340 億ポンド	1,490 億ポンド

特記事項(半期)

	2016 年 6 月 30 日に 終了した半期 (百万ポンド)	2015 年 6 月 30 日に 終了した半期 (百万ポンド)	2016 年 6 月 30 日に 終了した半期 (百万ポンド)	2015 年 6 月 30 日に 終了した半期 (百万ポンド)
当グループ自身の信用度に関連する利益	183	410	-	-
ビザ・ヨーロッパ・リミテッドに対するパークレイズの持分 売却による利益	615	-	-	-
米国リーマン買収資産に係る利益	-	496	-	-
外国為替に関連するものを含めた進行中の調査および 訴訟に係る引当金	-	(800)	-	-
確定退職給付負債の一部に係る評価益	-	429	-	-
英国顧客への補償に係る引当金	(400)	(967)	-	(65)
スペイン事業の売却に係る損失	-	(97)	-	(21)

特記事項を除けば、コアの平均有形株主資本利益率は 10.8%(2015 年度上半期:13.7%)、基本的 1 株当たり利益は 12.9 ペンズ(2015 年度上半期:15.0 ペンズ)でした。特記事項を除けば、ノンコアの基本的 1 株当たり損失は 8.8 ペンズ(2015 年度上半期:3.0 ペンズ)でした。

¹ アフリカ・バンキングの非継続事業に関する帰属利益はグループ・レベルでのみ表示されています。割当有形株主資本、リスク調整後資産およびレバレッジ・エクスポージャーは、コア部門である本社に含まれています。

	2016 年 6 月 30 日に 終了した半期 (百万ポンド)	2015 年 6 月 30 日に 終了した半期 (百万ポンド)	増減率 (%)
事業部門別収益			
パークレイズ UK	3,746	3,635	3
パークレイズ・コーポレート&インターナショナル 本社	7,552 301	7,556 455	- (34)
パークレイズ・コア	11,599	11,646	
パークレイズ・ノンコア	(586)	465	
パークレイズ・グループ	11,013	12,111	(9)
事業部門別税引前利益／(損失)			
パークレイズ UK	1,080	712	52
パークレイズ・コーポレート&インターナショナル 本社	2,753 134	2,380 255	16 (47)
パークレイズ・コア	3,967	3,347	19
パークレイズ・ノンコア	(1,904)	(745)	
パークレイズ・グループ	2,063	2,602	(21)

グループ最高責任者によるご挨拶

「当四半期は当グループが戦略に沿って前進していることを示す非常に心強い結果になりました。

コア部門であるバークレイズ UK およびバークレイズ・コーポレート& インターナショナルは好調に推移し続け、当上半期の RoTE は両部門とも 2 桁となり、合わせて 12.5% に達しました。これは当グループの将来の中心にはすでに質の高いフランチャイズが存在することを示しています。

そのコア部門の収益力を存分に引き出すためのカギとなるノンコア部門の圧縮は順調に進展しており、2017 年の部門閉鎖に向けて引き続き取り組みます。

当グループは 5 月にバークレイズ・アフリカ持分の削減に着手しました。12.2% の持分の売り出しにはこれを大幅に上回る応募が集まり、売却は成功を収めました。同資産に対する関心の高さを踏まえ、当グループはアフリカ事業の非連結化への自信を強めています。

コストについては引き続き管理を徹底しており、コア部門費用を 128 億ポンド(為替変動の影響を除く)とする 2016 年の目標は達成に向けて順調に進んでいます。その先については、本日、2017 年のノンコア部門コストを 2016 年の見通しを大幅に下回る 4~5 億ポンドとする計画を新たに発表します。

また、喜ばしいことに、当四半期は資本基盤の強化が進み、CET1 資本比率は 11.6% に上昇しました。

当グループの優先事項は、これまでどおり、コア事業の強化、できる限り早期のバークレイズ・ノンコアの閉鎖、非連結化が可能な水準へのバークレイズ・アフリカ持分の削減、コア・ノンコア両部門のコストの削減、レガシー問題の対処、資本基盤の着実な強化です。

総合すると、4-6 月期は、当グループの戦略に沿って、力強くかつ加速的な進展を見せました。これはバークレイズにとって正しい計画という確信は変わっていません。先月の国民投票で英国の EU 離脱が決定しましたが、計画の内容あるいは達成ペースを修正する必要があるとは思っていません。

当グループのビジネス・モデルが備える多様性に長年にわたるリスクに対する保守的なアプローチが相まって、バークレイズでは EU 離脱決定が経済に与える潜在的な影響を乗り切る態勢が整っています。当グループはビジネスに非常に前向きであり、この不確実な局面にあって、お客様、そして実体経済を支援するために全力で取り組んでまいります。」

グループ最高責任者 ジェームズ・E・ステイリー

グループ財務担当取締役のレビュー

当上半期のグループの業績はノンコア部門の業績の影響を受けました。ノンコア部門は資産圧縮を引き続き推し進めた結果、収益が 5 億 8,600 万ポンドの純費用(2015 年度上半期:4 億 6,500 万ポンドの収益)となったことを受け、19 億 400 万ポンド(2015 年度上半期:7 億 4,500 万ポンド)の税引前損失となりました。ノンコア部門の業績は ESHLA ポートフォリオに係る公正価値評価損 4 億 2,400 万ポンド(2015 年度上半期:1 億 7,500 万ポンド)と売却目的で保有するフランスのリテールおよびウェルス・アンド・インベストメント・マネジメント事業資産に関する減損費用 3 億 7,200 万ポンドを含みます。この減損費用と特記事項を除くと、グループの税引前利益は 20 億 3,700 万ポンドでした(2015 年度上半期:32 億 1,700 万ポンド)。

コア部門は好調で、平均有形株主資本は 400 億ポンドに増加し(2015 年度上半期:360 億ポンド)、RoTE は 12.5%となりました(2015 年度上半期:11.3%)。これはパークレイズ UK の着実な業績と、パークレイズ・コーポレート&インターナショナルの堅調な業績によるものです。CIB は、厳しい市場環境(特にクレジット)にもかかわらず底堅く推移する一方、コンシューマー、カード&決済事業の高い伸びが税引前利益の大幅な増加を牽引しました。コア部門の業績はパークレイズの保有するビザ・ヨーロッパ・リミテッド株のビザ・インクへの売却完了に伴う利益 6 億 1,500 万ポンド(2015 年度上半期:ゼロポンド)と英国顧客への補償に係る引当金の追加繰入れ 4 億ポンド(2015 年度上半期:9 億 6,700 万ポンド)を含みます。

コア部門の営業費用合計は 10%減少し、67 億 4,700 万ポンドでした。英ポンドに対する米ドルおよびユーロの平均レートでの上昇と構造改革プログラムの実施に伴うコスト増加により一部相殺されたものの、訴訟および特定行為に係る費用の減少、戦略的コスト・プログラムによるコスト削減効果、報酬コストの減少を反映しています。

グループの業績

- 税引前利益は 21%減少し、20 億 6,300 万ポンドとなりました。主としてノンコア部門の税引前損失が 19 億 400 万ポンド(2015 年度上半期:7 億 4,500 万ポンド)となったことが影響しましたが、コア部門の税引前利益は 39 億 6,700 万ポンドと 19%増加しました。
- 平均有形株主資本利益率は 4.8%(2015 年度上半期:6.9%)、基本的 1 株当たり利益は 6.9 ペンスでした(2015 年度上半期:9.9 ペンス)。
- 保険金控除後の収益合計はノンコア部門の収益が 5 億 8,600 万ポンドの純費用(2015 年度上半期:4 億 6,500 万ポンドの収益)となったことに伴い、9%減少し、110 億 1,300 万ポンドとなりました。コア部門の収益は 115 億 9,900 万ポンドと横ばいでした(2015 年度上半期:116 億 4,600 万ポンド)。
- 信用に関する減損費用は 1 億 5,200 万ポンド増加し、9 億 3,100 万ポンドとなりました。主に、石油およびガス・セクターの顧客に関連するものを中心とする複数のシングルネームのエクスポージャーの減損と減損モデルの見直しに伴うパークレイカード・コンシューマーUK の減損費用の増加によるものです。貸倒率は 4 ベーシス・ポイント上昇し、39 ベーシス・ポイントとなりましたが、基礎的延滞率は安定していました。
- 営業費用合計は 10%減少し、76 億 9,700 万ポンドとなりました。リストラおよび構造改革プログラムの実施に関連する費用とコンシューマー、カード&決済事業への持続的な投資により一部相殺されたものの、訴訟および特定行為に係る費用の減少と戦略的コスト・プログラムによるコスト削減効果を反映しています。営業費用合計は、英国顧客への補償に係る引当金の追加繰入れ 4 億ポンド(2015 年度上半期:10 億 3,200 万ポンド)を含みます。
- 税引前利益の実効税率は 34.7%に上昇しました(2015 年度上半期:32.7%)。
- 継続事業に係る税引後利益は 23%減少し、13 億 4,800 万ポンドとなりました。アフリカ・バンキングの非継続事業に係る税引後利益は南アフリカ・ランドが英ポンドに対して平均して下落したことを受け、13%減少し、3 億 1,100 万ポンドとなりました。
- 特記事項は 3 億 9,800 万ポンドの税引前純利益となりました(2015 年度上半期:6 億 1,500 万ポンドの損失)。2016 年度上半期の特記事項は、英国顧客への補償に係る引当金の追加繰入れ 4 億ポンド(2015 年度上半期:10 億 3,200 万ポンド)、ビザ・ヨーロッパ・リミテッドに対するパークレイズの持分売却による利益 6 億 1,500 万ポンド(2015 年度上半期:ゼロポンド)、当グループ自身の信用度に関連する利益 1 億 8,300 万ポンド(2015 年度上半期:4 億 1,000 万ポンド)です。
- グループの損益計算書の成績は英ポンドに対する米ドルおよびユーロの平均レートでの上昇が、収益を押し上げる一方で、減損費用と営業費用に悪影響を及ぼしたことにより、大きな影響を受けました。

以下の業績に関する記述は特記事項を除き、全て基礎的ベースに基づいています。

コア部門の業績

- コア部門の基礎的パフォーマンスは、税引前利益が 8%減少し、35 億 6,900 万ポンドとなったことと、ノンコア部門の資本の再配分に伴う平均有形株主資本が 40 億ポンド増加し、400 億ポンドとなったことを反映し、10.8%の RoTE を生み出しました(2015 年度上半期:13.7%)。
- 基礎的収益合計は 1%増加し、108 億 100 万ポンドとなりました。コンシューマー、カード&決済事業が 19%増加し、18 億 8,100 万ポンドとなりましたが、厳しい市場環境の影響を受けた CIB の収益合計が 5%減少し、52 億 700 万ポンドとなったことにより一部相殺されました。パークレイズ UK の基礎的収益合計は主に欧州仲介手数料規制の影響を反映し、1%減少し、35 億 9,500 万ポンドとなりました。
- 信用に関する減損費用は 1 億 5,800 万ポンド増加し、8 億 7,600 万ポンドとなりました。主に石油およびガス・セクターの顧客に関連するものを中心とする複数のシングルネームのエクスポージャーの減損と減損モデルの見直しに伴うパークレイカード・コンシューマーUK における増加によるものです。

グループ財務担当取締役のレビュー

- 基礎的営業費用合計は 3%増加し、63 億 4,700 万ポンドとなりました。戦略的コスト・プログラムによるコスト削減効果により一部相殺されたものの、英ポンドに対する米ドルおよびユーロの平均レートの上昇と構造改革プログラムの実施に伴うコスト増加を反映しています。

パークレイズ UK

- 基礎的 RoTE は 19.4%でした(2015 年度上半期:21.9%)。
- 基礎的税引前利益は、営業費用合計の 1%の減少により一部相殺されたものの、主に欧州仲介手数料規制の影響と信用に関する減損費用の 10%の増加による収益合計の 1%の減少により、4%減少し、13 億 2,900 万ポンドとなりました。
- 信用に関する減損費用はパークレイカード・コンシューマーUK における減損モデルの見直しを主因に 10%増加し、3 億 6,600 万ポンドとなりましたが、30 日および 90 日以上延滞率は前年同期比で横ばいにとどまりました。
- 基礎的営業費用合計は、構造改革プログラムの実施に伴うコストにより一部相殺されたものの、戦略的コスト・プログラムによるコスト削減効果を反映し、基礎的営業費用合計は 1%減少しました。

パークレイズ・コーポレート&インターナショナル

- 基礎的 RoTE は 10.7%でした(2015 年度上半期:12.4%)。
- 基礎的税引前利益は 10%減少し、22 億 8,900 万ポンドとなりました。石油およびガス・セクターの顧客に関連するものを中心とする信用に関する減損費用の 33%の増加に加え、英ポンドに対する米ドルおよびユーロの平均レートの上昇および構造改革プログラムの実施に伴うコスト増加により、営業費用が 4%の増加したことによるものです。
- 基礎的収益合計は、英ポンドに対する米ドルおよびユーロの平均レートの上昇の影響を含め、70 億 8,800 万ポンドと概ね横ばいでした(2015 年度上半期:70 億 6,000 万ポンド)。コンシューマー、カード&決済事業の収益は、パークレイカードの米国およびドイツ事業と加盟店獲得事業の持続的な伸びを受け、19%増加しました。CIB の収益は、クレジットの 35%の増加により一部相殺されたものの、好調だった 2015 年度上半期と比べて株式とマクロがそれぞれ 22%、4%減少した結果マーケッツ業務の収益が 6%減少したことにより、5%減少しました。バンキング業務の収益は 5%減少しました。

本社

- 基礎的税引前損失は 4,900 万ポンドでした(2015 年度上半期:5,800 万ポンドの損失)。2016 年度第 1 四半期に実施した劣後債買い戻しに伴う一過性の利益を含む、トレジャリー業務の結果を反映しています。

ノンコア部門の業績

- ノンコア部門の資産圧縮は引き続き順調です。この一環として、パークレイズは 2016 年 4 月 27 日、フランスのリテールおよびウェルス・アンド・インベストメント・マネジメント各事業の売却に向けて、アナキャップ・フィナンシャル・パートナーズとの独占交渉を開始したことを発表しました。その他の費用純額はこれらの資産に関する減損費用 3 億 7,200 万ポンドを含みます。
- 2016 年度第 2 四半期に ESHLA ポートフォリオ貸付金を LOBO 条項付きに条件変更しました。この条件変更の結果、2016 年度第 2 四半期のノンコア収益に 1 億 8,200 万ポンドの一過性の損失を計上しました。また、これに伴い、既存のレベル 3 の公正価値ベースの貸付資産 80 億ポンドは認識が中止され、条件変更後の資産は償却原価ベースで測定されます。この結果、今後、パークレイズでは ESHLA ポートフォリオの公正価値の変動が低減する効果が見込まれます。
- ノンコア部門のリスク調整後資産は 467 億ポンドに減少しました(2015 年 12 月:543 億ポンド)。米ドルおよびユーロの英ポンドに対する上昇の影響があったものの、デリバティブが 30 億ポンド、証券および貸付金が 30 億ポンドそれぞれ減少したほか、ポルトガルのリテール・バンキング、ウェルス・アンド・インベストメント・マネジメント各事業、コーポレート・バンキング事業の一部の売却完了に伴う 18 億ポンドの減少を含め、事業部門のリスク調整後資産が 10 億ポンド減少したことを反映しています。
- 基礎的税引前損失は 19 億 400 万ポンドに拡大しました(2015 年度上半期:6 億 5,900 万ポンド)。ESHLA ポートフォリオに係る公正価値評価損 4 億 2,400 万ポンド(2015 年度上半期:1 億 7,500 万ポンド)、ESHLA ポートフォリオ貸付金を LOBO 条項付きに変更したことによる一過性の損失 1 億 8,200 万ポンド、パークレイズ・ウェルスの米州事業、英国の有担保貸付事業、ポルトガルのリテールおよび保険事業の売却完了に伴う減収などにより、収益合計が 10 億 5,100 万ポンド減少して 5 億 8,600 万ポンドの純費用になったことを受けています。デリバティブの収益は、ポートフォリオの圧縮と資金調達コストを反映し、1 億 3,500 万ポンド減少し、1 億 9,800 万ポンドの純費用となりました。
- 基礎的営業費用は 6%減少しました。リストラ費用 1 億 8,000 万ポンドの増加によって部分的に相殺されたものの、複数の国での特定のインベストメント・バンキング業務からの撤退によるコスト削減効果、複数の事業の売却の完了、ポートフォリオの圧縮を反映しています。

グループの資本、レバレッジ、貸借対照表

- レバレッジ比率は貸借対照表の変動を主因とするレバレッジ・エクスポージャーの増加により 4.2%に低下しました(2015 年 12 月:4.5%)。
- レバレッジ・エクスポージャーは 12%増加し、1 兆 1,550 億ポンドとなり、資産合計は 2015 年 12 月 31 日現在と比べて 21%増加し、1 兆 3,510 億ポンドとなりました。
 - 貸付金合計およびその他資産は 930 億ポンド増加し、7,180 億ポンドとなりました。この増加は主に EU を巡る国民投票に備えてグループの余剰流動性の現金部分を増やしたことによる現金および中央銀行預け金の 270 億ポンドの増加、顧客の取引量の拡大に伴う決済残高の 260 億ポンドの増加、パークレイズ・コーポレート&インターナショナルにおける貸付金の 140 億ポンドの増加および英ポンドに対する南アフリカ・ランドの上昇を受けたアフリカ・バンキングの売却目的資産の 80 億ポンドの増加によるものです。
 - 正味デリバティブ・レバレッジ・エクスポージャーは概ね横ばいでした。資産が 1,170 億ポンド増加し 4,450 億ポンドとなったものの、デリバティブ負債の増加により、規制上のデリバティブ・ネットティングが 1,090 億ポンド増加し 4,020 億ポンドとなったことにより相殺されたためです。主要先渡金利フォワード・カーブの低下と英ポンドに対する全主要通貨の上昇を反映した金利デリバティブと為替デリバティブが増加の大半を占めました。
- CRD IV 完全施行ベースの CET1 資本比率は 11.6%に上昇しました(2015 年 12 月:11.4%)。CET1 資本が 16 億ポンド増加し 424 億ポンド、リスク調整後資産が 80 億ポンド増加し 3,660 億ポンドとなったことを反映しています。
 - CET1 資本の増加は、主に当期の利益と、英ポンドに対する全主要通貨の上昇を受けた為替換算再評価差額を含む、その他適格剰余金の良好な動きを受けています。
 - リスク調整後資産の増加は、主に英ポンドに対する米ドル、ユーロおよび南アフリカ・ランドの上昇の影響がノンコア部門の基礎的リスク調整後資産の減少を上回ったことによるものです。
- 1 株当たり正味有形資産価額は当期の利益と剰余金純額の良好な動きを受け、289 ペンスに増加しました(2015 年 12 月:275 ペンス)。

グループの資金調達および流動性

- 当グループは引き続き 2016 年度上半期に、内部および規制上の要件を上回る流動性を維持しました。余剰流動性は 1,490 億ポンドとなりました(2015 年 12 月:1,450 億ポンド)。流動性カバレッジ比率(LCR)は 124%に低下しました(2015 年 12 月:133%)。これは 290 億ポンドの余剰に相当します(2015 年 12 月:370 億ポンド)。余剰流動性の低下は、主にパークレイズの資金調達コストの最適化に伴い、イングランド銀行の貸付資金調達支援スキームにより調達した 120 億ポンドを 2016 年度第 1 四半期に早期返済した影響によるものです。
- ホールセールの資金調達残高合計(レポ取引を除く)は 2016 年 6 月 23 日の英国の国民投票を直後に控えて流動性ポジション管理に慎重を期したことを受け、120 億ポンド増加し、1,540 億ポンドとなりました。当グループは 2016 年度上半期に持株会社のシニア無担保債および資本取引により 57 億ポンドを調達しました。うち、42 億ポンドは公募シニア無担保債、6 億ポンドは私募シニア無担保債、9 億ポンドは劣後債でした。2016 年度上半期にパークレイズ・バンク・ピーエルシーのシニア債および資本性商品 61 億ポンドを買い戻し、または繰上償還しました。パークレイズ・ピーエルシーが調達した資金はいずれの場合も同一の格付けが付されたパークレイズ・バンク・ピーエルシー発行の金融商品への投資に用いられました。

グループ財務担当取締役のレビュー

その他の事項

- パークレイズは 2016 年 5 月 5 日、短期間でブックビルディングを行う売出し方式により、保有する BAGL の普通株式 1 億 360 万株(BAGL の発行済株主資本の 12.2%に相当)を 1 株当たり 126 南アフリカ・ランドで売却しました。この売却により CET1 資本比率は 2016 年度第 2 四半期にプロフォーマ・ベースで 10 ベーシス・ポイント押し上げられました。現在、パークレイズは BAGL の普通株式の 4 億 2,470 万株(発行済株主資本の 50.1%に相当)を保有しています。BAGL は 2016 年 6 月 30 日現在、引き続き当グループの完全連結会社です。
- パークレイズは 2016 年 5 月 10 日、利率 7.75%の第 4 回非累積型繰上償還可能米ドル建優先株式 11 億 5,000 万ドルを償還する権利を、任意償還日である 2016 年 6 月 15 日に行使すると発表しました。償還の結果、CET1 資本比率は 2016 年度第 2 四半期にプロフォーマ・ベースで 6 ベーシス・ポイント押し下げられましたが、2016 年 6 月 15 日以降、年間 8,900 万ドルの未払優先株配当金は減少し続けます。
- ビザ・インクによるビザ・ヨーロッパ・リミテッドの取得が 2016 年 6 月 21 日に完了した結果、2016 年度第 2 四半期に 6 億 1,500 万ポンドの税引前売却益を認識しました。このうち 3 億 9,600 万ポンドは、2015 年度第 4 四半期に売却可能投資再評価差額として認識されていました。
- 支払保障保険(PPI)に関連する英国顧客への補償に係る引当金 4 億ポンドの追加繰入れを 2016 年度第 2 四半期に計上しました(2015 年度上半期:10 億 3,200 万ポンド)。これは、進行中の是正プログラムに関連するコストの最新の見積もりを主に反映しています。
- 2016 年度上半期の業績は、当グループ自身の信用度に関連する利益 1 億 8,300 万ポンドを含みます(2015 年度上半期:4 億 1,000 万ポンド)。

配当

- 中間期の配当金 1.0 ペンスは 2016 年 9 月 19 日に支払われる予定です。

見通しおよび計画

- 2016 年度のコア部門のコストの計画額は為替の動き¹にもよりますが、訴訟および特定行為に係る費用を除き、128 億ポンドと変更はありません。
- 2016 年度のノンコア部門収益および営業費用の現行計画に変更はありません。2017 年度のノンコア部門営業費用は特記事項を除き、4 億ポンドから 5 億ポンドの間を計画しています。2017 年度のノンコア部門リスク調整後資産は約 200 億ポンドとする計画に変更はありません。

¹ 2016 年度コア部門コスト計画額 128 億ポンドは 1 ポンド=1.42 米ドルを想定。

グループ財務担当取締役、トゥーシャー・モーザリア

事業部門別業績

パークレイズ UK

	2016 年 6 月 30 日に 終了した半期 (百万ポンド)	2015 年 6 月 30 日に 終了した半期 (百万ポンド)	増減率 (%)
損益計算書関連の情報			
利息収入純額	2,977	2,965	-
手数料収入純額およびその他の収益	769	670	15
収益合計	3,746	3,635	3
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(366)	(333)	(10)
営業収益純額	3,380	3,302	2
営業費用	(1,899)	(1,619)	(17)
訴訟および特定行為	(400)	(969)	59
営業費用合計	(2,299)	(2,588)	11
その他の費用純額	(1)	(2)	50
税引前利益	1,080	712	52
株主帰属利益	608	490	24

	2016 年 6 月 30 日現在 (億ポンド)	2015 年 12 月 31 日現在 (億ポンド)	2015 年 6 月 30 日現在 (億ポンド)
貸借対照表関連の情報			
顧客に対する貸付金(償却原価ベース)	1,660	1,661	1,661
資産合計	2,046	2,025	2,022
顧客預り金	1,817	1,768	1,716
リスク調整後資産	671	695	717

	2016 年 6 月 30 日に 終了した半期	2015 年 6 月 30 日に 終了した半期
重要な数値		
モーゲージ・ポートフォリオの平均 LTV ¹	47%	51%
新規モーゲージ貸付の平均 LTV ¹	63%	62%
支店数	1,331	1,448
パークレイズ・モバイル・バンキング顧客数	5.2 百万人	4.2 百万人
30 日以上延滞率 - パークレイカード・コンシューマーUK	2.3%	2.4%

パフォーマンス指標

平均有形株主資本利益率	13.6%	10.6%
平均割当有形株主資本(億ポンド)	91	94
収益に対する費用の比率	61%	71%
貸倒率(ベース・ポイント)	43	40
預貸率	91%	97%
純利ざや	3.59%	3.57%

	(百万ポンド)	(百万ポンド)
特記事項		
ビザ・ヨーロッパ・リミテッドに対するパークレイズの持分売却による利益	151	-
英国顧客への補償に係る引当金	(400)	(967)
確定退職給付負債の一部に係る評価益	-	296

特記事項を除けばパークレイズ UK の平均有形株主資本利益率は 19.4%(2015 年度上半期:21.9%)でした。

¹ モーゲージ・ポートフォリオの平均 LTV および新規モーゲージ貸付の平均 LTV は金額を加重平均して計算しています。

事業部門別業績

パークレイズ UK の内訳

	2016 年 6 月 30 日に 終了した半期 (百万ポンド)	2015 年 6 月 30 日に 終了した半期 (百万ポンド)	増減率 (%)
収益合計の内訳			
パーソナル・バンキング	1,987	1,832	8
パークレイカード・コンシューマーUK	954	1,008	(5)
ウェルス、アントレプレナービジネス・バンキング	805	795	1
収益合計	3,746	3,635	3
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額の内訳			
パーソナル・バンキング	(86)	(119)	28
パークレイカード・コンシューマーUK	(274)	(201)	(36)
ウェルス、アントレプレナービジネス・バンキング	(6)	(13)	54
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額合計	(366)	(333)	(10)
	2016 年 6 月 30 日現在 (億ポンド)	2015 年 12 月 31 日現在 (億ポンド)	2015 年 6 月 30 日現在 (億ポンド)
顧客に対する貸付金(償却原価ベース)の内訳			
パーソナル・バンキング	1,347	1,340	1,344
パークレイカード・コンシューマーUK	162	162	158
ウェルス、アントレプレナー&ビジネス・バンキング	151	159	159
顧客に対する貸付金(償却原価ベース)合計	1,660	1,661	1,661
顧客預り金内訳			
パーソナル・バンキング	1,348	1,310	1,267
パークレイカード・コンシューマーUK	-	-	-
ウェルス、アントレプレナー&ビジネス・バンキング	469	458	449
顧客預り金合計	1,817	1,768	1,716

パークレイズ UK

損益計算書 – 2016 年度上半期と 2015 年度上半期の比較

- 税引前利益は 52%増加し、10 億 8,000 万ポンドとなりました。特記事項の影響を除いた基礎的税引前利益は 4%減少し、13 億 2,900 万ポンドとなりました。これは、営業費用の減少により一部相殺されたものの、減収および信用に関する減損費用の増加によるものです。
- 収益合計は 3%増加し、37 億 4,600 万ポンドとなりました。これにはパーソナル・バンキングおよびビジネス・バンキングで認識された、パークレイズのビザ・ヨーロッパ・リミテッド持分の売却による利益が含まれています。基礎的収益合計は 1%減少し、35 億 9,500 万ポンドとなりました。内訳は以下の通りです。
 - パーソナル・バンキングの収益はモーゲージの利ざや低下により一部相殺されたものの、預金利ざやの改善と残高の増加を反映して 1%増加し、18 億 5,800 万ポンドとなりました。
 - パークレイカード・コンシューマーUK の収益は 2015 年 12 月に本格的に施行され、現在完全実施されている欧州仲介手数料規制の影響を主因に 5%減少し、9 億 5,400 万ポンドとなりました。
 - ウェルス、アントレプレナービジネス・バンキング (WEBB) の収益は、預金利ざやの改善と残高の増加により一部相殺されたものの、株式市場における顧客の取引意欲の低下と運用資産の減少により 2%減少し、7 億 8,300 万ポンドとなりました。
 - 利息収入純額は 29 億 7,700 万ポンドで概ね横ばいでした (2015 年度上半期: 29 億 6,500 万ポンド)。残高の増加と預金のプライシングの取り組みがモーゲージの利ざや低下により相殺されました。
 - 純利ざやは貸付利ざやの低下により一部相殺されたものの、パーソナル・バンキングの預金利ざやの上昇を反映して 2 ペーシス・ポイント上昇し、3.59%となりました。
 - 手数料収入純額およびその他の収益は 8%減少し、6 億 1,800 万ポンドとなりました。2015 年 12 月に本格的に施行され、現在完全実施されている欧州仲介手数料規制の影響および WEBB の手数料収入の減少を反映しています。
- 信用に関する減損費用はパークレイカード・コンシューマーUK の減損モデルの微調整を主因に 10%増加し、3 億 6,600 万ポンドとなりました。30 日および 90 日以上延滞率は前年同期から横ばいで推移しました。
- 営業費用合計は 11%減少し、22 億 9,900 万ポンドとなりました。これには英国顧客への補償に係る引当金が含まれています。基礎的営業費用合計は 1%減少し、18 億 9,900 万ポンドとなりました。構造改革プログラムの実施に伴うコストとデジタル投資による償却の増加により一部相殺されたものの、支店網の再編と技術改善に関連する戦略的コスト・プログラムによる費用の削減を反映しています。
- 基礎的収益に対する費用の比率は 53% (2015 年度上半期: 53%)、基礎的 RoTE は 19.4% (2015 年度上半期: 21.9%) でした。

貸借対照表 – 2016 年 6 月 30 日と 2015 年 12 月 31 日の比較

- 顧客に対する貸付金は 1,660 億ポンドで横ばいでした (2015 年 12 月: 1,661 億ポンド)。
- 資産合計は WEBB の増加を反映して 1%増加し、2,046 億ポンドとなりました。
- 顧客預り金はパーソナル・バンキングの残高増加を主因に 3%増加し、1,817 億ポンドとなりました。
- リスク調整後資産は健全性監督機構 (PRA) による承認後の信用リスクのモデル変更を主因に 24 億ポンド減少し、671 億ポンドとなりました。

事業部門別業績

パークレイズ・コーポレート&インターナショナル

	2016 年 6 月 30 日に 終了した半期 (百万ポンド)	2015 年 6 月 30 日に 終了した半期 (百万ポンド)	増減率 (%)
損益計算書関連の情報			
利息収入純額	2,111	2,095	1
トレーディング収益純額	2,375	2,372	-
手数料収入純額およびその他の収益	3,066	3,089	(1)
収益合計	7,552	7,556	-
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(509)	(384)	(33)
利息収入純額	7,043	7,172	(2)
営業費用	(4,295)	(3,963)	(8)
訴訟および特定行為	(14)	(857)	98
営業費用合計	(4,309)	(4,820)	11
その他収益合計	19	28	(32)
税引前利益	2,753	2,380	16
株主帰属利益	1,746	1,360	28

	2016 年 6 月 30 日現在 (億ポンド)	2015 年 12 月 31 日現在 (億ポンド)	2015 年 6 月 30 日現在 (億ポンド)
貸借対照表関連の情報			
銀行および顧客に対する貸付金(償却原価ベース) ¹	2,306	1,841	2,105
トレーディング・ポートフォリオ資産	681	619	753
デリバティブ金融資産	1,814	1,115	1,160
デリバティブ金融負債	1,875	1,190	1,248
リバース・レボ取引およびその他類似の担保付貸付	197	247	574
公正価値で測定すると指定された金融資産	683	468	56
資産合計	6,799	5,322	5,661
顧客預り金 ²	2,265	1,856	1,977
リスク調整後資産	2,093	1,948	1,954

	2016 年 6 月 30 日に 終了した半期	2015 年 6 月 30 日に 終了した半期
パフォーマンス指標		
平均有形株主資本利益率	14.3%	11.0%
平均割当有形株主資本(億ポンド)	250	250
収益に対する費用の比率	57%	64%
貸倒率(ベース・ポイント)	44	36
預貸率	90%	92%
純利ざや ³	4.76%	4.52%

	(百万ポンド)	(百万ポンド)
特記事項		
ビザ・ヨーロッパ・リミテッドに対するパークレイズの持分売却による利益	464	-
米国リーマン買収資産に係る利益	-	496
外国為替に関連するものを含めた進行中の調査および訴訟に係る引当金	-	(800)
確定退職給付負債の一部に係る評価益	-	133

特記事項を除けば、パークレイズ・コーポレート&インターナショナルの平均有形株主資本利益率は 10.7%(2015 年度上半期:12.4%)でした。

¹ 2016 年 6 月 30 日現在の貸付金は、顧客に対する貸付金 2,044 億ポンド(2015 年 12 月:1,626 億ポンド)(決済残高 399 億ポンド(2015 年 12 月:185 億ポンド))および現金担保 298 億ポンド(2015 年 12 月:248 億ポンド)を含む)および銀行に対する貸付金 262 億ポンド(2015 年 12 月:215 億ポンド)(決済残高 62 億ポンド(2015 年 12 月:16 億ポンド))および現金担保 53 億ポンド(2015 年 12 月:57 億ポンド)を含む)で構成されています。コンシューマー、カード決済事業に係る銀行および顧客に対する貸付金は 354 億ポンド(2015 年 12 月:321 億ポンド)でした。

² 2016 年 6 月 30 日現在の顧客預り金には決済残高 389 億ポンド(2015 年 12 月:163 億ポンド)および現金担保 187 億ポンド(2015 年 12 月:159 億ポンド)が含まれています。

³ インベストメント・バンキングに関連する残高は除外されています。

事業部門別業績

パークレイズ・コーポレート&インターナショナルの内訳

コーポレート・アンド・インベストメント・バンク(CIB)	2016 年 6 月 30 日に 終了した半期 (百万ポンド)	2015 年 6 月 30 日に 終了した半期 (百万ポンド)	増減率 (%)
損益計算書関連の情報			
損益計算書関連の情報			
クレジット	591	438	35
株式	919	1,177	(22)
マクロ	1,185	1,239	(4)
マーケット	2,695	2,854	(6)
バンキング手数料	1,103	1,128	(2)
コーポレート貸付	608	672	(10)
トランザクション・バンキング	798	829	(4)
バンキング	2,509	2,629	(5)
その他	3	496	(99)
収益合計	5,207	5,979	(13)
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(132)	(41)	
営業費用合計	(3,465)	(4,027)	14
税引前利益	1,610	1,912	(16)

	2016 年 6 月 30 日現在 (億ポンド)	2015 年 12 月 31 日現在 (億ポンド)	2015 年 6 月 30 日現在 (億ポンド)
貸借対照表関連の情報			
リスク調整後資産	1,784	1,673	1,700

	2016 年 6 月 30 日に 終了した半期	2015 年 6 月 30 日に 終了した半期
パフォーマンス指標		
平均有形株主資本利益率	8.4%	9.8%
平均割当有形株主資本(億ポンド)	215	220

特記事項を除けば、CIB の平均有形株主資本利益率は 8.4%(2015 年度上半期:11.7%)でした。

コンシューマー、カード決済事業

	2016 年 6 月 30 日に 終了した半期 (百万ポンド)	2015 年 6 月 30 日に 終了した半期 (百万ポンド)	増減率 (%)
損益計算書関連の情報			
収益合計	2,345	1,577	49
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(377)	(344)	(10)
営業費用合計	(844)	(793)	(6)
税引前利益	1,143	468	

	2016 年 6 月 30 日現在 (億ポンド)	2015 年 12 月 31 日現在 (億ポンド)	2015 年 6 月 30 日現在 (億ポンド)
貸借対照表関連の情報			
銀行および顧客に対する貸付金(償却原価ベース)	354	321	296
顧客預り金	469	418	384
リスク調整後資産	309	275	254

	2016 年 6 月 30 日に 終了した半期	2015 年 6 月 30 日に 終了した半期
重要な数値		
30 日以上延滞率 - パークレイカード米国	2.2%	1.9%
パークレイカード顧客数合計	350,000	343,000
決済処理金額	1,410 億ポンド	1,350 億ポンド

	2016 年 6 月 30 日に 終了した半期	2015 年 6 月 30 日に 終了した半期
パフォーマンス指標		
平均有形株主資本利益率	50.9%	20.4%
平均割当有形株主資本(億ポンド)	35	30

特記事項を除けば、コンシューマー、カード&決済事業の平均有形株主資本利益率は 24.9%(2015 年度上半期:17.5%)でした。

パークレイズ・コーポレート&インターナショナル

- 税引前利益は 16%増加し、27 億 5,300 万ポンドとなりました。特記事項の影響を除いた基礎的税引前利益は 10%減少し、22 億 8,900 万ポンドとなりました。英ポンドに対する米ドルとユーロの平均レートの上昇を受けた基礎的営業費用合計の 43 億 900 万ポンドへの 4%の増加、構造改革プログラム実施およびリストラ費用、信用に関する減損費用の 5 億 900 万ポンドへの 33%の増加を反映しています。
- 基礎的収益合計は英ポンドに対する米ドルとユーロの平均レートの上昇の影響を含め、70 億 8,800 万ポンド(2015 年度上半期:70 億 6,000 万ポンド)と概ね横ばいでした。コンシューマー、カード&決済事業の収益は 19%増の 18 億 8,100 万ポンド、CIB の収益は 5%減の 52 億 700 万ポンドでした。
- 基礎的な収益に対する費用の比率は 61%(2015 年度上半期:59%)、基礎的 RoTE は 10.7%(2015 年度上半期 12.4%)でした。

コーポレート・アンド・インベストメント・バンク(CIB)

損益計算書 – 2016 年度上半期と 2015 年度上半期の比較

- 税引前利益は 16%減少し、16 億 1,000 万ポンドとなりました。特記事項の影響を除いた基礎的税引前利益は 25%減少し、16 億 1,000 万ポンドとなりました。厳しい株式市場環境での減収や信用に関する減損費用の 1 億 3,200 万ポンドへの増加(2015 年度上半期:4,100 万ポンド)に加え、リストラ費用および構造改革プログラム実施コストにより基礎的営業費用合計が増加したことが主因です。収益合計および営業費用合計も英ポンドに米ドルの対する平均レートの上昇による影響を受けています。
- 基礎的収益合計は 5%減少し、52 億 700 万ポンドとなりました。
 - マーケッツ業務の収益は 6%減少し、26 億 9,500 万ポンドとなりました。内訳は以下の通りです。
 - クレジットの収益は市場ボラティリティの上昇を受けてフィクストインカム・クレジット・フロー業務が好調に推移したことから 35%増加し、5 億 9,100 万ポンドとなりました。
 - 株式の収益はビジネス・モデルの簡素化を受けて 22%減少し、9 億 1,900 万ポンドとなりました。厳しい取引環境にもかかわらず、EMEA(欧州・中東・アフリカ)およびアジアの減収は米州の増収によって一部相殺され、リターンへの影響は軽微にとどまりました。
 - マクロの収益は 4%減少し、11 億 8,500 万ポンドとなりました。第 2 四半期のパフォーマンス改善により一部相殺されたものの、金利および為替商品を中心とした 2016 年度第 1 四半期の顧客取引活動の低下が主因です。
 - バンキング業務の収益は 5%減少し、25 億 900 万ポンドとなりました。内訳は以下の通りです。
 - バンキング手数料収入は 2%減少し、11 億 300 万ポンドとなりました。アドバイザリー手数料および債券引受手数料の増加により一部相殺されたものの、株式引受手数料の減少が主因です。
 - コーポレートの貸付収益は 10%減少し、6 億 800 万ポンドとなりました。残高の伸びにより一部相殺されたものの、利ざやの低下に加えて 2015 年度上半期に処理方法の変更による一過性の利益が認識されたことを反映しています。
 - トランザクション・バンキングの収益は 4%減少し、7 億 9,800 万ポンドとなりました。預金残高と決済件数の増加による収益で一部相殺されたものの、利ざやと金利の低下が主因です。
- 主として 2016 年度第 1 四半期における石油およびガス・セクターの顧客に関連するものを中心とした複数のシングルネームのエクスポージャーの減損に関連し、信用に関する減損費用 1 億 3,200 万ポンドを計上しました(2015 年度上半期:4,100 万ポンド)。
- 基礎的営業費用合計は 5%増加し、34 億 6,500 万ポンドとなりました。訴訟および特定行為に係る費用の減少により一部相殺されたものの、米ドルの英ポンドに対する平均レートの上昇およびリストラ費用と構造改革プログラム実施コストを反映しています。

貸借対照表 – 2016 年 6 月 30 日と 2015 年 12 月 31 日の比較

- 銀行および顧客に対する貸付金(償却原価ベース)は、主に当該期間の決済残高、現金担保および新規顧客活動の増加を受けて 432 億ポンド増加し、1,952 億ポンドとなりました。
- 主要先渡金利の低下および英ポンドに対する主要通貨の上昇を反映し、デリバティブ金融資産は 63%増の 1,812 億ポンド、デリバティブ金融負債は 57%増の 1,874 億ポンドとなりました。
- トレーディング・ポートフォリオ資産は顧客活動の増加を受けて 62 億ポンド増加し、681 億ポンドとなりました。
- 公正価値で測定すると指定された金融資産は 214 億ポンド増加し、682 億ポンドとなりました。公正価値で測定すると指定されたリバース・レポ取引の増加、マッチド・ブック・トレーディングの増加および企業の資金調達需要を主に反映しています。

事業部門別業績

- 資産合計は 29%増加し、6,259 億ポンドとなりました。デリバティブ金融資産、リバース・レポ取引、銀行および顧客に対する貸付金ならびにトレーディング・ポートフォリオ資産の増加が主因で、その他の資産の減少により一部相殺されました。
- 顧客預り金は、当該期間の決済残高、現金担保および新規顧客活動の増加を主因に 360 億ポンド増加し、1,797 億ポンドとなりました。
- リスク調整後資産はデリバティブ・エクスポージャーの公正価値の増加および英ポンドに対する米ドルの上昇を主に反映して 111 億ポンド増加し、1,784 億ポンドとなりました。

コンシューマー、カード&決済事業

損益計算書 – 2016 年度上半期と 2015 年度上半期の比較

- 税引前利益は 6 億 7,500 万ポンド増加し、11 億 4,300 万ポンドとなりました。特記事項の影響を除いた基礎的税引前利益は、銀行および顧客に対する貸付金が前年同期比 20%増加したことを受けて 65%増加し、6 億 7,900 万ポンドとなりました。
- ビザ・ヨーロッパ・リミテッドに対するパークレイズの持分売却による利益を含む収益合計は 49%増加し、23 億 4,500 万ポンドとなりました。パークレイカード米国およびドイツと加盟店獲得事業の持続的な伸びに加え、英ポンドに対する米ドルおよびユーロの平均レートの上昇を受けて基礎的収益合計は 19%増加し、18 億 8,100 万ポンドとなりました。
- 信用に関する減損費用は残高の伸びと英ポンドに対する米ドルおよびユーロの平均レートの上昇を主に反映して 10%増加し、3 億 7,700 万ポンドとなりました。
- 基礎的営業費用合計は英ポンドに対する米ドルおよびユーロの平均レート上昇の影響を含め、8 億 4,400 万ポンドと概ね横ばいで推移しました(2015 年度上半期:8 億 4,900 万ポンド)。

貸借対照表 – 2016 年 6 月 30 日と 2015 年 12 月 31 日の比較

- 銀行および顧客に対する貸付金は、ジェットブルーのクレジットカード・ポートフォリオの取得を含むパークレイカード米国の伸びを反映して 10%増加し、354 億ポンドとなりました。
- 顧客預り金はウェルス・インターナショナルおよびオフショア事業における残高の大幅な伸びを反映して 51 億ポンド増加し、469 億ポンドとなりました。
- リスク調整後資産は米ドルおよびユーロの英ポンドに対する平均レートの上昇およびカード・ポートフォリオの取得を主因に 34 億ポンド増加し、309 億ポンドとなりました。

事業部門別業績

本社

	2016 年 6 月 30 日に 終了した半期 (百万ポンド)	2015 年 6 月 30 日に 終了した半期 (百万ポンド)	増減率 (%)
損益計算書関連の情報			
収益合計	301	455	(34)
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(1)	(1)	-
営業収益純額	300	454	(34)
営業費用	(121)	(98)	(23)
訴訟および特定行為	(18)	(7)	
営業費用合計	(139)	(105)	(32)
その他の費用純額	(27)	(94)	71
税引前利益	134	255	(47)
株主帰属利益	90	152	(41)

	2016 年 6 月 30 日現在 (億ポンド)	2015 年 12 月 31 日現在 (億ポンド)	2015 年 6 月 30 日現在 (億ポンド)
貸借対照表関連の情報			
資産合計 ¹	877	594	622
リスク調整後資産 ¹	432	397	410

	2016 年 6 月 30 日に 終了した半期 (億ポンド)	2015 年 6 月 30 日に 終了した半期 (億ポンド)
パフォーマンス指標		
平均割当有形株主資本(億ポンド)	58	14

	(百万ポンド)	(百万ポンド)
特記事項		
当グループ自身の信用度に関連する利益	183	410
スペイン事業の売却に係る損失	-	(97)

¹ アフリカ・バンキングの売却目的資産 560 億ポンド(2015 年 12 月:479 億ポンド)およびリスク調整後資産 361 億ポンド(2015 年 12 月:317 億ポンド)が含まれています。

本社

損益計算書 – 2016 年度上半期と 2015 年度上半期の比較

- 税引前利益は 47%減少し、1 億 3,400 万ポンドとなりました。特記事項の影響を除いた基礎的税引前損失は 900 万ポンド減少し、4,900 万ポンドとなりました。
- 基礎的収益合計は 2016 年度第 1 四半期の劣後債の買い戻しに係る一過性の利益計上を主因に、1 億 1,800 万ポンドに増加しました(2015 年度上半期:4,500 万ポンド)。
- 基礎的営業費用合計は訴訟和解費用および専門家報酬の増加を主因に 3,400 万ポンド増加し、1 億 3,900 万ポンドとなりました。

貸借対照表 – 2016 年 6 月 30 日と 2015 年 12 月 31 日の比較

- 資産合計は 283 億ポンド増加し、877 億ポンドとなりました。2016 年 6 月 23 日実施の英国国民投票に関連する不確実性に備えて流動性バッファの保有を増加したことを反映しています。
- リスク調整後資産は英ポンドに対する南アフリカ・ランドの上昇を主に反映して 35 億ポンド増加し、432 億ポンドとなりました。

事業部門別業績

パークレイズ・ノンコア

	2016 年 6 月 30 日に 終了した半期 (百万ポンド)	2015 年 6 月 30 日に 終了した半期 (百万ポンド)	増減率 (%)
損益計算書関連の情報			
利息収入純額	136	310	(56)
トレーディング収益純額	(953)	(184)	
手数料収入純額およびその他の収益	370	506	(27)
収益合計	(447)	632	
保険契約に基づく保険金および給付金純額	(139)	(167)	17
保険金控除後の収益合計	(586)	465	
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(55)	(61)	10
営業収益純額	(641)	404	
営業費用	(857)	(945)	9
訴訟および特定行為	(93)	(132)	30
営業費用合計	(950)	(1,077)	12
その他の費用純額	(313)	(72)	
税引前損失	(1,904)	(745)	
株主帰属損失	(1,490)	(582)	

	2016 年 6 月 30 日現在 (億ポンド)	2015 年 12 月 31 日現在 (億ポンド)	2015 年 6 月 30 日現在 (億ポンド)
貸借対照表関連の情報			
銀行および顧客に対する貸付金(償却原価ベース) ¹	685	518	604
デリバティブ金融資産	2,628	2,137	2,239
デリバティブ金融負債	2,534	2,021	2,167
リバース・レポ取引およびその他類似の担保付貸付	1	31	167
公正価値で測定すると指定された金融資産	154	214	221
資産合計	3,791	3,258	3,662
顧客預り金 ²	174	209	279
リスク調整後資産	467	543	686

	2016 年 6 月 30 日に 終了した半期	2015 年 6 月 30 日に 終了した半期
パフォーマンス指標		
平均割当有形株主資本(億ポンド)	85	118
期末割当有形株主資本(億ポンド)	78	101
貸倒率(ベース・ポイント)	15	17

	(百万ポンド)	(百万ポンド)
特記事項		
英国顧客への補償に係る引当金	-	(65)
スペイン事業の売却に係る損失	-	(21)

		増減率(%)
保険金控除後の収益の内訳		
事業部門	377	596
証券および貸付金	(765)	(68)
デリバティブ	(198)	(63)
保険金控除後の収益合計	(586)	465

¹ 2016 年 6 月 30 日現在の貸付金は、顧客に対する貸付金 524 億ポンド(2015 年 12 月:404 億ポンド)(決済残高 1 億ポンド(2015 年 12 月:3 億ポンド)および現金担保 288 億ポンド(2015 年 12 月:190 億ポンド)を含む)、および銀行に対する貸付金 161 億ポンド(2015 年 12 月:114 億ポンド)(決済残高 1 億ポンド(2015 年 12 月:ゼロポンド)および現金担保 150 億ポンド(2015 年 12 月:101 億ポンド)を含む)で構成されています。

² 2016 年 6 月 30 日現在の顧客預り金には決済残高 1 億ポンド(2015 年 12 月:2 億ポンド)および現金担保 145 億ポンド(2015 年 12 月:123 億ポンド)が含まれています。

事業部門別業績

パークレイズ・ノンコア

損益計算書 – 2016 年度上半期と 2015 年度上半期の比較

- 税引前損失は 19 億 400 万ポンドに拡大しました(2015 年度上半期:7 億 4,500 万ポンド)。特記事項の影響を除いた基礎的税引前損失は 19 億 400 万ポンドに拡大しました(2015 年度上半期:6 億 5,900 万ポンド)。証券および貸付金、事業部門、デリバティブの資産圧縮の持続的な進展、フランスのリテール事業およびウェルス・アンド・インベストメント・マネジメント事業の評価に係る 3 億 7,200 万ポンドのその他の費用純額における減損計上、ならびに ESHLA ポートフォリオに係る公正価値評価損の増加を受けて収益が減少し、損失が拡大したことを反映しています。
- 保険金控除後の収益合計は 10 億 5,100 万ポンド減少し、5 億 8,600 万ポンドの費用純額となりました。
 - 事業部門の収益はパークレイズ・ウェルスの米州事業、英国担保付貸付事業、ならびにポルトガルのリテールおよび保険事業の売却完了に伴う減収の影響で 37%減少し、3 億 7,700 万ポンドとなりました。
 - 証券および貸付金の収益は 6 億 9,700 万ポンド減少し、7 億 6,500 万ポンドの費用純額となりました。ESHLA ポートフォリオに係る公正価値評価損 4 億 2,400 万ポンド(2015 年度上半期:1 億 7,500 万ポンド)、ESHLA ポートフォリオ貸付金の条件変更による一過性の損失 1 億 8,200 万ポンド、および 2015 年度第 1 四半期に計上した訴訟関連の 9,100 万ポンドの引当金戻入が当該期間に発生しなかったことが主な要因です。
 - デリバティブの収益は、ポートフォリオの積極的な圧縮と資金調達コストを反映して 1 億 3,500 万ポンド減少し、1 億 9,800 万ポンドの費用となりました。
- 信用に関する減損費用は欧州における債権回収の増加を受けて 10%改善し、5,500 万ポンドとなりました。
- 基礎的営業費用合計は、リストラ費用 1 億 8,000 万ポンドの増加によって部分的に相殺されたものの、一部の国での特定のインベストメント・バンキング業務からの撤退によるコスト削減効果ならびに複数の事業の売却完了を反映し、6%改善して 9 億 5,000 万ポンドとなりました。
- その他の費用純額 3 億 1,300 万ポンド(2015 年度上半期:7,200 万ポンド)にはフランスのリテール事業およびウェルス・アンド・インベストメント・マネジメント事業の評価に係る 3 億 7,200 万ポンドの減損が含まれています。

貸借対照表 – 2016 年 6 月 30 日と 2015 年 12 月 31 日の比較

- 銀行および顧客に対する貸付金(償却原価ベース)は 32%増加し、685 億ポンドとなりました。現金担保資産の増加に加え、LOBO への条件変更により ESHLA 貸付金 80 億ポンドが再分類され償却原価ベースで認識されるようになったことが反映されていますが、これはアジアのウェルス・アンド・インベストメント・マネジメント事業の売却発表により同事業の資産が売却目的資産に再分類されたこと、および過去のインベストメント・バンク資産の圧縮・撤退によって一部相殺されました。
- デリバティブ金融資産は 23%増の 2,628 億ポンド、デリバティブ金融負債は 25%増の 2,534 億ポンドとなりました。デリバティブ・バック・ブックの持続的な圧縮により一部相殺されたものの、2015 年 12 月から 2016 年 6 月までの期間に主要 3 通貨(英ポンド、米ドル、ユーロ)のレートが反騰したことが主な要因です。
- 顧客預り金は受入担保の増加を受けて 35 億ポンド減少し、174 億ポンドとなりました。
- デリバティブ金融資産が 491 億ポンド増の 2,628 億ポンドとなったことを受けて、資産合計は 533 億ポンド増加し、3,791 億ポンドとなりました。デリバティブ金融負債は 513 億ポンド増の 2,534 億ポンドとなりました。
- デリバティブおよびトレーディング・ポートフォリオ資産に係る潜在的将来エクスポージャーの減少により、レバレッジ・エクスポージャーは 150 億ポンド減少し、1,340 億ポンドとなりました。
- リスク調整後資産は 76 億ポンド減少し、467 億ポンドとなりました。英ポンドに対する米ドルおよびユーロの上昇や、その他の不利な市場動向にもかかわらず、リスク調整後資産がデリバティブでは 30 億ポンド、証券および貸付金では 30 億ポンド、事業部門では 10 億ポンドそれぞれ減少したことが主因です。

アフリカ・バンキング-非継続事業

パークレイズは 2016 年 3 月 1 日、パークレイズ・アフリカ・グループ・リミテッド(BAGL)に対する当グループの持分を売却する意向を発表しました。これは、必要とされる株主および規制当局の承認を得た上で、会計上および規制上の観点から非連結化が可能となる水準まで持分を売却することが目的です。2016 年 5 月 5 日、パークレイズは BAGL に対する当グループの持分売却の第 1 回トランシェを実行し、BAGL の発行済株式資本の 12.2%を売却しました。この売却の完了により、BAGL の発行済株式資本に対するパークレイズの保有比率は 50.1%となりました。

アフリカ・バンキング事業は非継続業務としての開示要件を満たしています。このため当該事業の業績は、グループの損益計算書において、非継続業務に係る税引後利益と非支配持分の 2 項目で表示されています。提示される株価に基づき、売却コストの見積もりを差し引いた BAGL の公正価値が、取得に係るのれんを含む BAGL の純資産の簿価を下回った場合には、それにより生じる BAGL に対するパークレイズの持分に係る減損もこれらの表示科目上で認識されることになります。

アフリカ・バンキング

	2016 年 6 月 30 日に 終了した半期 (百万ポンド)	2015 年 6 月 30 日に 終了した半期 (百万ポンド)	増減率 (%)
損益計算書関連の情報			
利息収入純額	982	1,011	(3)
手数料収入純額およびその他の収益	802	848	(5)
収益合計	1,784	1,859	(4)
保険契約に基づく保険金および給付金純額	(87)	(81)	(7)
保険金控除後の収益合計	1,697	1,778	(5)
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(244)	(194)	(26)
営業収益純額	1,453	1,584	(8)
営業費用合計	(1,020)	(1,075)	5
その他の収益純額	2	3	(33)
税引前利益	435	512	(15)
税引後利益	311	358	(13)
株主帰属利益	156	193	(19)

	2016 年 6 月 30 日現在 (億ポンド)	2015 年 12 月 31 日現在 (億ポンド)	2015 年 6 月 30 日現在 (億ポンド)
貸借対照表関連の情報			
資産合計	560	479	522
リスク調整後資産	361	317	344

	2016 年 6 月 30 日に 終了した半期	2015 年 6 月 30 日に 終了した半期
重要な数値		
期末日 - 南アフリカ・ランド/英ポンド	19.63	19.12
6 ヶ月平均 - 南アフリカ・ランド/英ポンド ¹	22.17	18.16
パークレイズ・アフリカ・グループ・リミテッド株価(南アフリカ・ランド)	144.08	182.98
パークレイズ・アフリカ・グループ・リミテッド株式数(百万株)	848	848

¹ 平均レートは当該年度の日々のスポット・レートに基づいています。

四半期業績の要約

パークレイズ・グループ 損益計算書関連の情報	2016 年度 第 2 四半期	2016 年度 第 1 四半期	2015 年度 第 4 四半期	2015 年度 第 3 四半期	2015 年度 第 2 四半期	2015 年度 第 1 四半期	2014 年度 第 4 四半期	2014 年度 第 3 四半期
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
保険金控除後の収益合計	5,972	5,041	4,448	5,481	6,461	5,650	4,097	5,987
信用に関する減損費用およびその他の引当金 繰入額	(488)	(443)	(554)	(429)	(393)	(386)	(495)	(435)
営業収益純額	5,484	4,598	3,894	5,052	6,068	5,264	3,602	5,552
営業費用	(3,425)	(3,747)	(3,547)	(3,552)	(3,557)	(3,067)	(3,696)	(3,653)
英国銀行税	-	-	(426)	-	-	-	(418)	-
訴訟および特定行為	(447)	(78)	(1,722)	(699)	(927)	(1,039)	(1,089)	(607)
営業費用合計	(3,872)	(3,825)	(5,695)	(4,251)	(4,484)	(4,106)	(5,203)	(4,260)
その他の(費用)／収益純額	(342)	20	(274)	(182)	(39)	(101)	(82)	(336)
税引前利益／(損失)	1,270	793	(2,075)	619	1,545	1,057	(1,683)	956
税金(費用)／還付	(467)	(248)	(164)	(133)	(324)	(528)	134	(507)
継続事業に係る税引後利益／(損失)	803	545	(2,239)	486	1,221	529	(1,549)	449
非継続事業に係る税引後利益	145	166	101	167	162	196	168	171
以下に帰属するもの:								
親会社の普通株主	677	433	(2,422)	417	1,146	465	(1,679)	379
その他の株主	104	104	107	79	79	80	80	80
非支配持分	167	174	177	157	158	180	218	161
貸借対照表関連の情報								
	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)
資産合計	13,513	12,489	11,200	12,365	11,967	14,164	13,579	13,657
リスク調整後資産	3,663	3,630	3,584	3,819	3,767	3,959	4,019	4,129
レバレッジ・エクスポージャー	11,554	10,820	10,278	11,407	11,393	12,547	12,334	13,239
パフォーマンス指標								
平均有形株主資本利益率	5.8%	3.8%	(20.1%)	3.6%	9.8%	4.0%	(13.8%)	3.4%
平均有形株主資本(億ポンド)	483	483	478	476	472	481	483	468
収益に対する費用の比率	65%	76%	128%	78%	69%	73%	127%	71%
貸倒率(ベース・ポイント)	41	40	53	37	35	32	45	39
基本的 1 株当たり利益／(損失)	4.2 ペンス	2.7 ペンス	(14.4 ペンス)	2.6 ペンス	7.0 ペンス	2.9 ペンス	(10.2 ペンス)	2.4 ペンス
特記事項								
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
当グループ自身の信用度に関連する利益	292	(109)	(175)	195	282	128	(62)	44
ビザ・ヨーロッパ・リミテッドに対するパークレイズの持分売却による利益	615	-	-	-	-	-	-	-
米国リーマン買収資産に係る利益	-	-	-	-	496	-	-	461
ESHLA の評価方法の修正	-	-	-	-	-	-	(935)	-
英国顧客への補償に係る引当金	(400)	-	(1,450)	(290)	(850)	(182)	(200)	(10)
外国為替に関連するものを含めた進行中の調査および訴訟に係る引当金	-	-	(167)	(270)	-	(800)	(750)	(500)
確定退職給付負債の一部に係る評価益	-	-	-	-	-	429	-	-
売却事業に係るのれんおよびその他 資産の減損	-	-	(96)	-	-	-	-	-
スペイン、ポルトガルおよびイタリア事業の売却に係る損失	-	-	(261)	(201)	-	(118)	(82)	(364)

特記事項を除けば、2016 年度第 2 四半期の平均有形株主資本利益率は 2.5%(2015 年度第 2 四半期:9.1%)、基本的 1 株当たり利益は 1.8 ペンス(2015 年度第 2 四半期:6.5 ペンス)でした。

四半期業績の要約

パークレイズ・コア 損益計算書関連の情報	2016 年度 第 2 四半期	2016 年度 第 1 四半期	2015 年度 第 4 四半期	2015 年度 第 3 四半期	2015 年度 第 2 四半期	2015 年度 第 1 四半期	2014 年度 第 4 四半期	2014 年度 第 3 四半期
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
保険金控除後の収益合計	6,316	5,283	4,516	5,265	6,219	5,428	4,791	5,368
信用に関する減損費用およびその他の引当金 繰入額	(462)	(414)	(522)	(388)	(373)	(345)	(481)	(393)
営業収益純額	5,854	4,869	3,994	4,877	5,846	5,083	4,310	4,975
営業費用	(3,057)	(3,258)	(2,992)	(3,094)	(3,061)	(2,618)	(3,076)	(3,000)
英国銀行税	-	-	(338)	-	-	-	(316)	-
訴訟および特定行為	(420)	(12)	(1,634)	(419)	(819)	(1,015)	(1,004)	(507)
営業費用合計	(3,477)	(3,270)	(4,964)	(3,513)	(3,880)	(3,633)	(4,396)	(3,507)
その他の(費用)／収益純額	(18)	9	(5)	13	14	(83)	6	322
税引前利益／(損失)	2,359	1,608	(975)	1,377	1,980	1,367	(80)	1,790
税金費用	(696)	(485)	(92)	(299)	(474)	(614)	(172)	(564)
税引後利益／(損失)	1,663	1,123	(1,067)	1,078	1,506	753	(253)	1,226
非支配持分	(80)	(84)	(81)	(54)	(64)	(68)	(100)	(48)
その他の株主	(89)	(89)	(92)	(63)	(61)	(65)	(64)	(61)
株主帰属利益／(損失)	1,494	950	(1,240)	961	1,381	620	(417)	1,117
貸借対照表関連の情報	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)
	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)
資産合計	9,722	8,836	7,942	8,620	8,305	9,194	8,555	8,679
リスク調整後資産	3,196	3,122	3,041	3,163	3,081	3,180	3,128	3,188
パフォーマンス指標								
平均有形株主資本利益率	15.0%	9.9%	(12.8%)	10.4%	15.5%	7.1%	(4.8%)	14.1%
平均有形株主資本(億ポンド)	404	393	381	375	359	356	340	322
収益に対する費用の比率	55%	62%	110%	67%	62%	67%	92%	65%
貸倒率(ベース・ポイント)	45	42	57	39	38	35	52	41
基本的 1 株当たり利益／(損失)	9.0 ペンス	5.8 ペンス	(7.3 ペンス)	5.8 ペンス	8.4 ペンス	3.8 ペンス	(2.5 ペンス)	6.9 ペンス
特記事項	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
当グループ自身の信用度に関連する利益	292	(109)	(175)	195	282	128	(62)	44
ビザ・ヨーロッパ・リミテッドに対するパークレイズ の持分売却による利益	615	-	-	-	-	-	-	-
米国リーマン買収資産に係る利益	-	-	-	-	496	-	-	461
英国顧客への補償に係る引当金	(400)	-	(1,392)	(290)	(800)	(167)	(199)	8
外国為替に関連するものを含めた進行中の調査 および訴訟に係る引当金	-	-	(167)	(69)	-	(800)	(750)	(500)
確定退職給付負債の一部に係る評価益	-	-	-	-	-	429	-	-
スペイン、ポルトガルおよびイタリア事業の売却 に係る損失	-	-	(15)	-	-	(97)	-	315

特記事項を除けば、コア部門の 2016 年度第 2 四半期の平均有形株主資本利益率は 11.0%(2015 年度第 2 四半期:14.0%)、基本的 1 株当たり利益は 6.6 ペンス(2015 年度第 2 四半期:7.7 ペンス)でした。

四半期業績の要約

パークレイズ・ノンコア 損益計算書関連の情報	2016 年度 第 2 四半期	2016 年度 第 1 四半期	2015 年度 第 4 四半期	2015 年度 第 3 四半期	2015 年度 第 2 四半期	2015 年度 第 1 四半期	2014 年度 第 4 四半期	2014 年度 第 3 四半期
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
事業部門	181	196	229	314	292	304	361	379
証券および貸付金	(363)	(402)	(195)	(87)	-	(68)	(1,021)	275
デリバティブ	(162)	(36)	(102)	(12)	(49)	(14)	(35)	(35)
保険金控除後の収益合計	(344)	(242)	(68)	215	243	222	(695)	619
信用に関する減損費用およびその他の引当金 繰入額	(26)	(29)	(32)	(41)	(20)	(41)	(13)	(42)
営業(費用)／収益純額	(370)	(271)	(100)	174	223	181	(708)	577
営業費用	(368)	(489)	(555)	(458)	(496)	(449)	(618)	(654)
英国銀行税	-	-	(88)	-	-	-	(102)	-
訴訟および特定行為	(27)	(66)	(89)	(279)	(108)	(24)	(85)	(100)
営業費用合計	(395)	(555)	(732)	(737)	(604)	(473)	(805)	(754)
その他の(費用)／収益純額	(324)	11	(268)	(195)	(54)	(18)	(90)	(657)
税引前損失	(1,089)	(815)	(1,100)	(758)	(435)	(310)	(1,603)	(834)
税金還付／(費用)	229	237	(72)	166	150	86	306	57
税引後損失	(860)	(578)	(1,172)	(592)	(285)	(224)	(1,297)	(777)
非支配持分	(12)	(10)	(19)	(21)	(21)	(20)	(33)	(25)
その他の株主	(15)	(15)	(17)	(15)	(18)	(14)	(17)	(17)
株主帰属損失	(887)	(603)	(1,208)	(628)	(324)	(258)	(1,347)	(819)
貸借対照表関連の情報	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)
	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)
銀行および顧客に対する貸付金 (償却原価ベース)	685	554	518	571	604	731	707	724
デリバティブ金融資産	2,628	2,497	2,137	2,433	2,239	3,056	2,889	2,526
デリバティブ金融負債	2,534	2,391	2,021	2,350	2,167	2,996	2,806	2,432
リバース・レポ取引およびその他類似の担保付 貸付	1	7	31	85	167	437	507	753
公正価値で測定すると指定された金融資産	154	234	214	228	221	250	255	273
資産合計	3,791	3,654	3,258	3,745	3,662	4,970	5,024	4,978
顧客預り金	174	193	209	258	279	299	308	322
リスク調整後資産	467	509	543	656	686	779	891	941
パフォーマンス指標	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)
	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)
平均割当有形株主資本(億ポンド)	79	90	97	102	113	124	143	147
期末割当有形株主資本(億ポンド)	78	85	85	102	101	117	131	141
貸倒率(ベース・ポイント)	14	21	25	27	13	17	10	27
基本的 1 株当たり損失への寄与	(5.2 ペンス)	(3.6 ペンス)	(7.2 ペンス)	(3.7 ペンス)	(1.9 ペンス)	(1.5 ペンス)	(8.2 ペンス)	(5.0 ペンス)
特記事項	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
ESHLA の評価方法の修正	-	-	-	-	-	-	(935)	-
英国顧客への補償に係る引当金	-	-	(58)	-	(50)	(15)	(1)	(18)
外国為替に関連するものを含めた進行中の調査 および訴訟に係る引当金	-	-	-	(201)	-	-	-	-
売却事業に係るのれんおよびその他資産の減損	-	-	(96)	-	-	-	-	-
スペイン、ポルトガルおよびイタリア事業の売却 に係る損失	-	-	(246)	(201)	-	(21)	(82)	(679)

特記事項を除けば、ノンコア部門の 2016 年度第 2 四半期の基本的 1 株当たり損失は 5.2 ペンス(2015 年度第 2 四半期: 1.7 ペンス)でした。

コア事業部門別四半期業績

パークレイズ UK

	2016 年度 第 2 四半期 (百万ポンド)	2016 年度 第 1 四半期 (百万ポンド)	2015 年度 第 4 四半期 (百万ポンド)	2015 年度 第 3 四半期 (百万ポンド)	2015 年度 第 2 四半期 (百万ポンド)	2015 年度 第 1 四半期 (百万ポンド)	2014 年度 第 4 四半期 (百万ポンド)	2014 年度 第 3 四半期 (百万ポンド)
損益計算書関連の情報								
収益合計	1,943	1,803	1,834	1,874	1,804	1,831	1,882	1,898
信用に関する減損費用およびその他の引当金 繰入額	(220)	(146)	(219)	(154)	(166)	(167)	(264)	(217)
営業収益純額	1,723	1,657	1,615	1,720	1,638	1,664	1,618	1,681
営業費用	(947)	(952)	(920)	(925)	(970)	(649)	(1,041)	(1,048)
英国銀行税	-	-	(77)	-	-	-	(59)	-
訴訟および特定行為	(399)	(1)	(1,466)	(76)	(801)	(168)	(211)	(32)
営業費用合計	(1,346)	(953)	(2,463)	(1,001)	(1,771)	(817)	(1,311)	(1,080)
その他の(費用)／収益純額	(1)	-	1	1	1	(3)	(3)	(1)
税引前利益／(損失)	376	704	(847)	720	(132)	844	304	600
株主帰属利益／(損失)	141	467	(1,078)	541	(174)	664	208	442

貸借対照表関連の情報

	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)
顧客に対する貸付金(償却原価ベース)	1,660	1,662	1,661	1,667	1,661	1,660	1,653	1,643
資産合計	2,046	2,017	2,025	2,041	2,022	1,996	1,980	1,909
顧客預り金	1,817	1,791	1,768	1,734	1,716	1,687	1,683	1,659
リスク調整後資産	671	697	695	710	717	723	693	713

パフォーマンス指標

平均有形株主資本利益率	6.6%	20.5%	(46.5%)	23.3%	(7.3%)	28.3%	9.3%	19.4%
平均割当有形株主資本(億ポンド)	90	93	92	93	94	94	92	92
収益に対する費用の比率	69%	53%	134%	53%	98%	45%	70%	57%
貸倒率(ベース・ポイント)	52	34	51	36	40	40	62	51

特記事項

	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
ビザ・ヨーロッパ・リミテッドに対するパークレイズの 持分売却による利益	151	-	-	-	-	-	-	-
英国顧客への補償に係る引当金	(400)	-	(1,391)	(73)	(800)	(167)	(199)	(24)
確定退職給付負債の一部に係る評価益	-	-	-	-	-	296	-	-

特記事項を除けば、パークレイズ UK の 2016 年度第 2 四半期の平均有形株主資本利益率は 18.4%(2015 年度第 2 四半期:19.9%)でした。

パークレイズ UK の内訳

	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
損益計算書関連の情報								
パーソナル・バンキング	1,068	919	945	938	905	927	955	968
パークレイカード・コンシューマーUK	463	491	505	552	503	505	518	530
ウェルス、アントレプレナー&ビジネス・バンキング	412	393	384	384	396	399	409	400
収益合計	1,943	1,803	1,834	1,874	1,804	1,831	1,882	1,898
信用に関する減損費用およびその他の引当金 繰入額の内訳								
パーソナル・バンキング	(44)	(42)	(39)	(36)	(50)	(69)	(57)	(57)
パークレイカード・コンシューマーUK	(169)	(105)	(176)	(111)	(106)	(95)	(185)	(139)
ウェルス、アントレプレナー&ビジネス・バンキング	(7)	1	(4)	(7)	(10)	(3)	(22)	(21)
信用に関する減損費用およびその他の引当金 繰入額合計	(220)	(146)	(219)	(154)	(166)	(167)	(264)	(217)
顧客に対する貸付金(償却原価ベース)の内訳								
パーソナル・バンキング	1,347	1,347	1,340	1,345	1,344	1,343	1,338	1,333
パークレイカード・コンシューマーUK	162	160	162	159	158	157	158	155
ウェルス、アントレプレナー&ビジネス・バンキング	151	155	159	163	159	160	157	155
顧客に対する貸付金(償却原価ベース)合計	1,660	1,662	1,661	1,667	1,661	1,660	1,653	1,643
顧客預り金内訳								
パーソナル・バンキング	1,348	1,329	1,310	1,284	1,267	1,234	1,245	1,222
パークレイカード・コンシューマーUK	-	-	-	-	-	-	-	-
ウェルス、アントレプレナー&ビジネス・バンキング	469	462	458	450	449	453	438	437
顧客預り金合計	1,817	1,791	1,768	1,734	1,716	1,687	1,683	1,659

コア事業部門別四半期業績

パークレイズ・コーポレート&インターナショナル

	2016 年度 第 2 四半期	2016 年度 第 1 四半期	2015 年度 第 4 四半期	2015 年度 第 3 四半期	2015 年度 第 2 四半期	2015 年度 第 1 四半期	2014 年度 第 4 四半期	2014 年度 第 3 四半期
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
損益計算書関連の情報								
収益合計	4,039	3,513	2,968	3,223	4,102	3,454	2,945	3,370
信用に関する減損費用およびその他の引当金 繰入額	(240)	(269)	(303)	(235)	(206)	(178)	(217)	(176)
営業収益純額	3,799	3,244	2,665	2,988	3,896	3,276	2,728	3,194
営業費用	(2,074)	(2,221)	(2,007)	(2,059)	(2,027)	(1,936)	(2,014)	(1,943)
英国銀行税	-	-	(253)	-	-	-	(248)	-
訴訟および特定行為	(10)	(4)	(151)	(302)	(12)	(845)	(786)	(470)
営業費用合計	(2,084)	(2,225)	(2,411)	(2,361)	(2,039)	(2,781)	(3,048)	(2,413)
その他の収益純額	11	8	8	9	13	15	7	9
税引前利益／(損失)	1,726	1,027	262	636	1,870	510	(313)	790
株主帰属利益／(損失)	1,171	575	(24)	422	1,376	(16)	(673)	449

	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)
貸借対照表関連の情報								
銀行および顧客に対する貸付金(償却原価ベース)	2,306	2,159	1,841	2,203	2,105	2,247	1,936	2,065
トレーディング・ポートフォリオ資産	681	643	619	728	753	927	873	915
デリバティブ金融資産	1,814	1,501	1,115	1,337	1,160	1,728	1,496	1,287
デリバティブ金融負債	1,875	1,554	1,190	1,420	1,248	1,823	1,573	1,346
リバース・レポ取引およびその他類似の担保付貸付	197	191	247	680	574	571	629	815
公正価値で測定すると指定された金融資産	683	596	468	56	56	52	57	109
資産合計	6,799	6,184	5,322	5,961	5,661	6,562	5,965	6,085
顧客預り金	2,265	2,131	1,856	2,070	1,977	2,062	1,882	2,050
リスク調整後資産	2,093	2,022	1,948	2,040	1,954	2,026	2,017	2,059

パフォーマンス指標

平均有形株主資本利益率	19.2%	9.5%	(2%)	7.0%	22.5%	(1%)	(10.4%)	7.4%
平均割当有形株主資本(億ポンド)	248	251	249	247	247	253	256	246
収益に対する費用の比率	52%	63%	81%	73%	50%	81%	103%	72%
貸倒率(ベース・ポイント)	41	50	65	42	38	32	44	34

特記事項

	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
ビザ・ヨーロッパ・リミテッドに対するパークレイズの 持分売却による利益	464	-	-	-	-	-	-	-
米国リーマン買収資産に係る利益	-	-	-	-	496	-	-	461
英国顧客への補償に係る引当金	-	-	-	(218)	-	-	-	32
外国為替に関連するものを含めた進行中の調査お よび訴訟に係る引当金	-	-	(145)	(39)	-	(800)	(750)	(500)
確定退職給付負債の一部に係る評価益	-	-	-	-	-	133	-	-

特記事項を除けば、パークレイズ・コーポレートインターナショナルの 2016 年度第 2 四半期の平均有形株主資本利益率は 11.9%(2015 年度第 2 四半期:13.9%)でした。

コア事業部門別四半期業績

パークレイズ・コーポレート&インターナショナルの内訳

コーポレート・アンド・インベストメント・ バンク(CIB)

損益計算書関連の情報

	2016 年度 第 2 四半期	2016 年度 第 1 四半期	2015 年度 第 4 四半期	2015 年度 第 3 四半期	2015 年度 第 2 四半期	2015 年度 第 1 四半期	2014 年度 第 4 四半期	2014 年度 第 3 四半期
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
収益合計の内訳								
クレジット	269	322	195	191	218	220	117	189
株式	406	513	319	416	588	589	418	370
マクロ	612	573	382	487	582	657	436	472
マーケット	1,287	1,408	896	1,094	1,388	1,466	971	1,031
バンキング手数料	622	481	458	501	580	548	529	420
コーポレート貸付	312	296	312	377	387	285	334	334
トランザクション・バンキング	390	408	415	419	416	413	404	420
バンキング	1,324	1,185	1,185	1,297	1,383	1,246	1,267	1,174
その他	-	3	16	(17)	495	1	(4)	460
収益合計	2,611	2,596	2,097	2,374	3,266	2,713	2,234	2,665
信用に関する減損(費用)／戻入およびその他の 引当金繰入額	(37)	(95)	(83)	(75)	(42)	1	(26)	(24)
営業費用合計	(1,665)	(1,800)	(1,962)	(1,940)	(1,605)	(2,422)	(2,614)	(2,036)
税引前利益／(損失)	909	701	52	358	1,620	292	(408)	606

貸借対照表関連の情報

	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)
リスク調整後資産	1,784	1,726	1,673	1,774	1,700	1,771	1,752	1,805

パフォーマンス指標

平均有形株主資本利益率	9.5%	7.3%	(2.5%)	4.5%	22.3%	(2.5%)	(12.8%)	6.1%
平均割当有形株主資本(億ポンド)	213	216	218	217	217	223	225	216

特記事項を除けば、CIB の 2016 年度第 2 四半期の平均有形株主資本利益率は 9.5%(2015 年度第 2 四半期:12.6%)でした。

コンシューマー、カード & 決済事業

損益計算書関連の情報

	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
収益合計	1,428	917	871	849	836	741	711	705
信用に関する減損費用およびその他の引当金 繰入額	(203)	(174)	(219)	(160)	(165)	(179)	(190)	(153)
営業費用合計	(419)	(425)	(449)	(421)	(434)	(359)	(434)	(377)
税引前利益	817	326	210	278	250	218	93	185

貸借対照表関連の情報

	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)
銀行および顧客に対する貸付金(償却原価ベース)	354	329	321	306	296	298	297	284
顧客預り金	469	442	418	398	384	401	379	371
リスク調整後資産	309	296	275	266	254	255	266	254

パフォーマンス指標

平均有形株主資本利益率	77.9%	23.4%	15.3%	24.7%	23.4%	17.5%	6.6%	17.3%
平均割当有形株主資本(億ポンド)	35	34	32	31	30	30	31	30

特記事項を除けば、コンシューマー、カード & 決済事業の 2016 年度第 2 四半期の平均有形株主資本利益率は 26.3%(2015 年度第 2 四半期:23.4%)でした。

コア事業部門別四半期業績

本社

	2016 年度 第 2 四半期 (百万ポンド)	2016 年度 第 1 四半期 (百万ポンド)	2015 年度 第 4 四半期 (百万ポンド)	2015 年度 第 3 四半期 (百万ポンド)	2015 年度 第 2 四半期 (百万ポンド)	2015 年度 第 1 四半期 (百万ポンド)	2014 年度 第 4 四半期 (百万ポンド)	2014 年度 第 3 四半期 (百万ポンド)
損益計算書関連の情報								
収益合計	334	(33)	(285)	169	312	142	(36)	100
信用に関する減損(費用)／戻入およびその他の 引当金繰入額	(2)	1	-	1	(1)	-	-	-
営業収益／(費用)純額	332	(32)	(285)	170	311	142	(36)	100
営業費用	(36)	(85)	(64)	(110)	(64)	(34)	(21)	(10)
英国銀行税	-	-	(8)	-	-	-	(9)	-
訴訟および特定行為	(11)	(7)	(17)	(42)	(6)	(1)	(7)	(4)
営業費用合計	(47)	(92)	(89)	(152)	(70)	(35)	(37)	(14)
その他の(費用)／収益純額	(28)	1	(14)	2	1	(95)	3	314
税引前利益／(損失)	257	(123)	(388)	20	242	12	(70)	400
株主帰属(損失)／利益	182	(92)	(140)	(1)	180	(28)	47	226

貸借対照表関連の情報

	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)
資産合計 ¹	877	634	594	618	622	636	610	685
リスク調整後資産 ¹	432	403	397	413	410	431	418	416

パフォーマンス指標

平均割当有形株主資本(億ポンド) ¹	66	50	39	34	18	9	(8)	(18)
-------------------------------	----	----	----	----	----	---	-----	------

特記事項

	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
当グループ自身の信用度に関連する利益	292	(109)	(175)	195	282	128	(62)	44
外国為替に関連するものを含めた進行中の調査 および訴訟に係る引当金	-	-	(23)	(29)	-	-	-	-
スペイン、ポルトガルおよびイタリア事業の売却に 係る損失	-	-	(15)	-	-	(97)	-	315

¹ アフリカ・バンキングの売却目的資産およびリスク調整後資産を含んでいます。

アフリカ・バンキング四半期業績-非継続事業

アフリカ・バンキング

	2016 年度 第 2 四半期	2016 年度 第 1 四半期	2015 年度 第 4 四半期	2015 年度 第 3 四半期	2015 年度 第 2 四半期	2015 年度 第 1 四半期	2014 年度 第 4 四半期	2014 年度 第 3 四半期
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
損益計算書関連の情報								
保険金控除後の収益合計	879	818	814	822	870	908	925	895
信用に関する減損費用およびその他の引当金 繰入額	(133)	(111)	(93)	(66)	(103)	(91)	(79)	(74)
営業収益純額	746	707	721	756	767	817	846	821
営業費用	(543)	(477)	(501)	(515)	(536)	(539)	(585)	(557)
英国銀行税	-	-	(50)	-	-	-	(44)	-
訴訟および特定行為	-	-	-	-	-	-	(1)	(1)
営業費用合計	(543)	(477)	(551)	(515)	(536)	(539)	(630)	(558)
その他の収益純額	1	1	3	1	1	2	2	1
税引前利益	204	231	173	242	232	280	218	264
税引後利益	145	166	101	168	161	196	167	171
株主帰属利益	70	86	25	85	88	104	85	82
貸借対照表関連の情報								
	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)
資産合計	560	527	479	502	522	559	537	529
リスク調整後資産	361	339	317	338	344	373	367	362

業績管理

利ざやおよび残高

	2016 年 6 月 30 日に終了した半期			2015 年 6 月 30 日に終了した半期		
	利息収入純額 (百万ポンド)	平均顧客資産 (百万ポンド)	純利ざや %	利息収入純額 (百万ポンド)	平均顧客資産 (百万ポンド)	純利ざや %
パークレイズ UK	2,977	166,944	3.59	2,965	167,527	3.57
パークレイズ・コーポレート&インターナショナル ¹	1,974	83,402	4.76	1,811	80,778	4.52
パークレイズ UK およびパークレイズ・コーポレート &インターナショナル合計	4,951	250,346	3.98	4,776	248,305	3.88
その他 ²	267			414		
利息収入純額合計	5,218			5,190		

¹ インベストメント・バンキングに関連する残高を含みません。

² その他にはインベストメント・バンキングに関連する残高、本社およびパークレイズ・ノンコアが含まれています。

- パークレイズ UK およびパークレイズ・コーポレート&インターナショナルの利息収入純額合計は以下の要因を反映し、4%増加して 49 億 5,100 万ポンドとなりました。
 - パークレイズ・コーポレート&インターナショナルの伸びを受け、平均顧客資産は 2,503 億ポンド(2015 年:2,483 億ポンド)に増加しました。
 - 純利ざやはパークレイカード米国の利付貸付金の伸びを主因に 10 ベーシス・ポイント上昇して 3.98%となりました。パークレイズ UK はパーソナル・バンキング預金の利ざや上昇が貸付利ざやの低下によって一部相殺され、横ばいで推移しました。構造的ヘッジの正味寄与 7 億ポンド(2015 年:7 億ポンド)を含むグループの利息収入純額は 52 億ポンド(2015 年:52 億ポンド)で横ばいでした。
- 事業部門別の純利ざやは、当グループがホールセール市場から代替資金調達を行う際の費用をベースとしたグループ全体の内部調達レートの変動を反映しています。内部調達レートは純額ベースで余剰流動性を有している事業部門に適切にクレジットを与え、代替資金調達が必要な事業部門に実勢市場金利に期間プレミアムを含めたレートでチャージするため、グループ内の資金調達や流動性に価格を設定します。

パークレイズ UK およびパークレイズ・コーポレート&インターナショナルの四半期分析

	2016 年 6 月 30 日に終了した 3 ヶ月間		
	利息収入純額 (百万ポンド)	平均顧客資産 (百万ポンド)	純利ざや %
パークレイズ UK	1,476	166,691	3.56
パークレイズ・コーポレート&インターナショナル ¹	1,000	84,628	4.75
パークレイズ UK およびパークレイズ・コーポレート&インターナショナルの合計	2,476	251,319	3.96
	2016 年 3 月 31 日に終了した 3 ヶ月間		
	利息収入純額 (百万ポンド)	平均顧客資産 (百万ポンド)	純利ざや %
パークレイズ UK	1,501	166,727	3.62
パークレイズ・コーポレート&インターナショナル ¹	974	85,010	4.61
パークレイズ UK およびパークレイズ・コーポレート&インターナショナルの合計	2,475	251,737	3.95
	2015 年 12 月 31 日に終了した 3 ヶ月間		
	利息収入純額 (百万ポンド)	平均顧客資産 (百万ポンド)	純利ざや %
パークレイズ UK	1,509	167,405	3.58
パークレイズ・コーポレート&インターナショナル ¹	965	83,342	4.59
パークレイズ UK およびパークレイズ・コーポレート&インターナショナルの合計	2,474	250,747	3.91
	2015 年 9 月 30 日に終了した 3 ヶ月間		
	利息収入純額 (百万ポンド)	平均顧客資産 (百万ポンド)	純利ざや %
パークレイズ UK	1,499	167,936	3.54
パークレイズ・コーポレート&インターナショナル ¹	947	81,311	4.62
パークレイズ UK およびパークレイズ・コーポレート&インターナショナルの合計	2,446	249,247	3.89

¹ インベストメント・バンキングに関連する残高を含みません。

リスク管理

リスク管理および主要リスク

パークレイズのリスク管理に対する責任は全社リスク管理フレームワーク(ERMF)において説明されています。ERMF は当グループの最も重大なリスク・エクスポージャーが合意されたリスク選好度に従って理解・管理され、リスク・エクスポージャーと内部統制の運用状況の有効性の両方が定期的に報告されることを目的として責任の所在と説明責任を明確化しています。ERMF には銀行全体を対象とした具体的な内部統制の枠組みの構築に十分に値する、パークレイズに発生する予測可能で継続的かつ重大なリスクが含まれています。これらはキーリスクと位置付けられ、信用リスク、市場リスク、資金調達リスク、オペレーショナル・リスク、コンダクト・リスクの 5 つの主要リスクに分類されています。これらのリスクの詳細ならびに管理手法については 2015 年度年次報告書、またはウェブサイト (home.barclays/annualreport) をご覧ください。以下に説明するリスク以外に、当期間において、キーリスク、リスク管理または主要な不確実性に関するその他の重大な変更はなく、2016 年度の残りの 6 ヶ月間においても同様と予想されています。

英国は 2016 年 6 月 23 日、欧州連合(EU)からの離脱の是非を問う国民投票を実施し、離脱を決定しました。国民投票の結果は、英国の EU との長期的な関係性が不透明で、EU との合意の内容やタイミングに不確実性が存在することを意味します。その間、英国と EU 双方に不確実性のリスクが生じ、英国経済およびパークレイズが業務を行う他の国々の経済にマイナス影響が及ぶ可能性があります。EU 離脱に伴う潜在的リスクは 2016 年度上半期の取締役会で注意深く検討され、これに関連する適切な対応がとられました。パークレイズにとっての潜在的リスクは以下の通りです。

- 市場リスク
 - － 政治的な不安定により市場ボラティリティ(特に為替および金利)が継続して高い場合は、トレーディング勘定ポジションの公正価値、銀行勘定における金利リスク、および流動性の目的でパークレイズが保有する証券の公正価値に影響を及ぼす可能性がある。また、英国金利の長期的見通しの変化は、国際会計基準第 19 号に基づく英国の年金債務にマイナスの影響を及ぼす可能性がある。
- 信用リスク
 - － 英国が成長鈍化、失業率上昇、英国住宅価格下落を伴う景気後退に直面するリスクが増大する。こうした状況では、モーゲージ貸付の LTV が上昇したり、英国の無担保および商業用不動産エクスポージャーなどのパークレイズの複数のポートフォリオにマイナスの影響が及ぶ可能性が高い。
- オペレーショナル・リスク
 - － 現在の EU「パスポート」権の変化: EU 離脱の結果、英国は国境を超えた市場アクセス権を失う可能性がある。その場合、パークレイズは業務を継続する EU の管轄地域において代替ライセンス契約の締結を求められることになる。
 - － 英国が EU 法令に依拠している現行法の変更の手続きを進めるのに伴い、パークレイズが業務を行う地域の法的枠組みが変わる可能性がある。
 - － EU の移動の自由に対する英国の将来的なアプローチを巡る不確実性は、パークレイズの EU 域内の人材へのアクセス、EU 域内からの重要役職者の採用の決定、ならびに現在のパークレイズの英国居住の非英国 EU 市民および EU 居住の英国市民の従業員の労働権に影響を及ぼす。
- 資金調達リスク
 - － 信用スプレッドの拡大および銀行債に対する投資家の投資意欲後退により、資金調達のコストおよび/またはアクセスにマイナスの影響が及ぶ可能性がある。

以下のセクションは、当期間における「資金調達リスク－流動性」、「資金調達リスク－資本」、「信用リスクおよび市場リスク」の動向の概要です。

資金調達リスク－流動性

資金調達および流動性

当グループは流動性リスクを管理するための包括的なフレームワークを備えています。パークレイズ・アフリカ・グループ・リミテッド(BAGL)の流動性リスクは、現地通貨および資金調達要件のために別個に管理されています。本セクションのすべての開示情報は下表の流動性ストレス・テストを除いて BAGL を除外しており、BAGL については独立項目として報告がなされています。内部基準および規制に則ったストレス・テストについては、BAGL は当グループに含まれています。

流動性ストレス・テスト

内部基準および規制に則ったストレス・テストの遵守

	パークレイズの流動性	
	リスク選好度(LRA) (30 日間のパークレイズの 固有シナリオの必要額) ^{1,2} (億ポンド)	CRDIV の暫定基準によ る流動性カバレッジ 比率(LCR) ² (億ポンド)
適格流動性バッファー	1,544	1,510
ストレス時の資金流出純額	1,395	1,217
余剰流動性	149	293
2016 年 6 月 30 日現在の想定される資金流出純額に対する余剰流動性比率	111%	124%
2015 年 12 月 31 日現在の想定される資金流出純額に対する余剰流動性比率	131%	133%

1 LRA の一環としてモニターされている 3 つのストレス・シナリオのうち、30 日間のパークレイズ固有シナリオの下での比率は最も低い 111%(2015 年:131%)となります。これに対し 90 日間の市場全体シナリオの下での比率は 122%(2015 年:144%)、30 日間の複合シナリオの下での比率は 126%(2015 年:133%)となります。

2 パークレイズ・アフリカの非継続事業を含みます。

パークレイズは、内部で設定した流動性リスク選好度(LRA)および改正資本要件指令(CRD IV)の暫定基準による流動性カバレッジ比率(LCR)などの規制上の指標に対する当グループの流動性ポジションを管理しています。2016 年 6 月 30 日現在、当グループは 30 日間のパークレイズの固有シナリオの LRA と LCR の両方について、ストレス時の資金流出純額の 100%を大幅に上回る適格流動性資産を保有しています。

2016 年 6 月 30 日現在の LRA バッファー・デューレーションは 71 日と観測されました。

パークレイズは 2014 年 10 月にバーゼル銀行監督委員会(BCBS)が公表した安定調達比率(NSFR)に関する最終的な指針に基づいて、NSFR を 106%(2015 年:106%)と見積りました。

資金調達リスク－流動性

グループ余剰流動性の構成

	余剰流動性 2016 年 6 月 30 日現在	余剰流動性のうち CRDIV の暫定基準による LCR 適格分			余剰流動性 2015 年 12 月 31 日現在
		現金	レベル 1	レベル 2A	
	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)
2016 年 6 月 30 日現在					
現金および中央銀行預け金 ¹	770	740	-	-	480
国債					
格付 AAA	360	-	360	-	630
格付 AA+から AA-	80	-	80	-	110
その他の国債	20	-	20	-	10
国債合計	460	-	460	-	750
その他					
国際機関債および国際開発銀行	120	-	90	30	70
政府機関および政府機関モーゲージ・バック証券	70	-	70	-	80
カバード・ボンド(格付 AA-以上)	30	-	20	10	40
その他	40	-	-	-	30
その他合計	260	-	180	40	220
2016 年 6 月 30 日現在合計	1,490	740	640	40	
2015 年 12 月 31 日現在合計	1,450	450	870	80	

¹ そのうち 97%超(2015 年:97%超)はイングランド銀行、米連邦準備制度理事会、欧州中央銀行、日本銀行、スイス国立銀行に預けられています。

パークレイズは余剰流動性を一元的に管理しています。余剰流動性は担保権が設定されておらず、支払や決済の必要額に対する裏付けとして使用されるものではありません。2016 年 6 月 30 日現在、余剰流動性の 92%(2015 年:94%)はパークレイズ・バンク・ピーエルシーに所在し、パークレイズ・グループ全体の流動性ニーズを満たすために利用可能となっています。残りの余剰流動性の大半はパークレイズ・キャピタル・インク(BCI)内部で保有されています。余剰流動性のうち、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの外部に所在する部分は、主として各事業体固有のストレス時の資金流出および規制上の要件に対して保有されています。

預金による調達

	2016 年 6 月 30 日現在			2015 年 12 月 31 日現在
顧客向け貸付金の調達	顧客向け貸付金 (億ポンド)	顧客預り金 (億ポンド)	預貸率 %	預貸率 %
パークレイズ UK	1,660	1,820		
パークレイズ・コーポレート&インターナショナル ¹	950	1,460		
ノン・コア ¹	200	20		
パークレイズ UK、パークレイズ・コーポレート&インターナショナルおよびノン・コアの資金調達合計¹	2,810	3,300	85%	86%
インベストメント・バンク、コアおよびノン・コア	1,440	1,090		
合計	4,250	4,390	97%	95%

¹ インベストメント・バンキング事業関連の残高を除いています。

パークレイズ UK およびパークレイズ・コーポレート&インターナショナル(インベストメント・バンクを除く)は概ね顧客預り金によって資金調達しています。

グループ全体の預貸率は 97%(2015 年:95%)でした。

資金調達リスク－流動性

ホールセール調達

2016 年 6 月 30 日現在のその他資産の資金調達

資産	(億ポンド)	負債	(億ポンド)
トレーディング・ポートフォリオ資産	390	レポ取引	1,000
リバース・レポ取引	600		
リバース・レポ取引	330	トレーディング・ポートフォリオ負債	330
デリバティブ	4,450	デリバティブ	4,420
余剰流動性 ¹	960	1 年未満で満期が到来するホールセール負債	700
その他無担保資産 ²	1,210	1 年以上で満期が到来するホールセール負債および 資本	1,500

- トレーディング・ポートフォリオ資産は大部分がレポ取引によって資金調達されており、54%(2015 年:57%)は非常に流動性の高い債券資産によって担保されています³。比較的流動性の低い資産によって担保されているレポ取引の加重平均満期は 94 日(2015 年:77 日)でした。
- リバース・レポ取引の大半はレポ取引と見合っています。2016 年 6 月 30 日現在、見合っている取引のうち 41%(2015 年:55%)が非常に流動性の高い債券資産によって担保されています³。残りのリバース・レポ取引はトレーディング・ポートフォリオ負債の決済のために利用されています。
- デリバティブ資産と負債はほぼ見合っています。貸借対照表上のデリバティブ・ポジションの大部分はカウンターパーティ・ネットティング要件を満たしており、残りの部分は現金担保の受入および支払とネットティングされればほぼ相殺されます。
- 当グループの余剰流動性は主にホールセール負債によって資金調達されており、残りは顧客預り金によって調達されています。その他の資産は概ねターム・ホールセール負債および資本と見合っています。

¹ 余剰流動性のうち、ホールセール資金によって調達されていると見積もられている部分です。

² ほとんどが売却可能投資、トレーディング・ポートフォリオ資産、公正価値で測定すると指定された金融資産および銀行に対する貸付金です。

³ 非常に流動性の高い債券は、極めて高格付けの国債および政府機関債と定義され、通常は格付 AA+ 以上です。これには流動性のある債券、株式および比較的流動性の低い担保は除外されます。

資金調達リスク－流動性

ホールセール調達の構成¹

シングル・ポイント・オブ・エントリー（SPOE）破綻処理モデルに備えて、当グループは持株会社であるパークレイズ・ピーエルシーによる負債性資本の発行およびターム無担保シニア資金調達を続け、パークレイズ・ピーエルシーの満期を迎えた負債を借り換えています。

期間別ホールセール調達

	1ヶ月未満 (億ポンド)	1ヶ月以上 3ヶ月未満 (億ポンド)	3ヶ月以上 6ヶ月未満 (億ポンド)	6ヶ月以上 12ヶ月未満 (億ポンド)	12ヶ月未満 1年未満 小計 (億ポンド)	1年以上 2年未満 (億ポンド)	2年以上 3年未満 (億ポンド)	3年以上 4年未満 (億ポンド)	4年以上 5年未満 (億ポンド)	5年以上 (億ポンド)	合計 (億ポンド)
パークレイズ・ピーエルシー											
無担保シニア債（公募）	-	-	-	-	-	8	1	22	27	53	111
無担保シニア債（私募）	-	-	-	-	-	-	1	-	10	5	7
劣後負債	-	-	-	-	-	-	-	-	10	19	29
パークレイズ・バンク・ピーエルシー											
銀行預り金	182	13	15	140	224	-	-	-	3	3	230
譲渡性預金証書およびコマーシャル・ペーパー	10	49	46	49	154	9	6	9	5	4	187
資産担保コマーシャル・ペーパー	40	31	1	-	72	-	-	-	-	-	72
無担保シニア債（公募）	-	15	-	38	53	1	16	20	7	17	114
無担保シニア債（私募） ²	11	17	30	49	107	61	44	34	22	89	357
転換社債	-	-	-	32	32	24	-	18	10	37	121
資産担保証券	-	-	3	15	18	13	8	11	-	-	50
劣後負債	-	-	-	-	-	43	1	-	60	93	197
その他 ³	32	2	3	3	40	5	4	3	3	7	62
2016年6月30日現在合計	275	127	98	200	700	164	81	117	148	327	1,537
担保付	42	31	6	49	128	39	8	30	10	37	252
無担保	233	96	92	151	572	125	73	87	138	290	1,285
2015年12月31日現在合計	158	153	86	138	535	165	126	137	83	373	1,419
担保付	42	39	16	3	100	51	24	28	5	45	253
無担保	116	114	70	135	435	114	102	109	78	328	1,166

¹ ホールセール資金調達の構成は貸借対照表に計上された銀行預り金、公正価値で測定すると指定された金融負債、発行債券および劣後負債（現金担保と決済残高を除く）で成っており、イングランド銀行の資金調達支援スキームへの参加を含む担保スワップは含まれていません。

² ストラクチャード・ノート 290 億ポンドを含み、うち 90 億ポンドは 1 年以内に満期を迎えます。

³ 主として公正価値で測定した預り金 50 億ポンドおよび現物金担保付資金調達 10 億ポンドから成っています。

ホールセールの資金調達残高には 360 億ポンド（2015 年：350 億ポンド）の私募無担保シニア債が含まれています。これらの債券は仲介業者およびプライベート・バンクを含む各種販路を通じて発行されています。必要条件ではありませんが、余剰流動性は 1 年未満に満期を迎えるホールセール資金調達を 790 億ポンド（2015 年：910 億ポンド）上回りました。

ターム資金調達

当グループは 2016 年度上半期に持株会社から 57 億ポンドの優先無担保債発行と資本を行い、うち 42 億ポンドと 6 億ポンドはそれぞれ公募と私募の無担保シニア債、9 億ポンドは劣後債でした。一方、事業会社のシニア債および資本性商品 61 億ポンドの買い戻しあるいは期限前償還を実施しました。

資金調達リスク－流動性

2016 年 7 月 29 日現在信用格付け

パークレイズ・バンク・ピーエルシー	スタンダード&プアーズ	ムーディーズ	フィッチ
長期	A-(ネガティブ)	A2(ネガティブ)	A(安定的)
短期	A-2	P-1	F1
スタンダードアローン格付け ¹	bbb+	baa2	a

パークレイズ・ピーエルシー	スタンダード & プアーズ	ムーディーズ	フィッチ
長期	BBB(ネガティブ)	Baa3(ネガティブ)	A(安定的)
短期	A-2	P-3	F1

¹ スタンダード&プアーズの「スタンダードアローン評価(SACP)」、ムーディーズの「ベースライン信用リスク評価(BCA)」およびフィッチの「持続性格付(VR)」を示しています。

2016 年 6 月 23 日に実施された欧州連合(EU)からの離脱をめぐる国民投票を受けて、主要格付け機関 3 社はいずれも英国ソブリン債の格付けを変更しました。また、S&P とムーディーズは各々に英国の銀行セクターに対する見解を修正し、パークレイズを含む多くの英国の銀行の格付け見通しを「ネガティブ」に変更しました。ムーディーズは 2016 年 6 月 28 日、パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびパークレイズ・ピーエルシーの格付けをそれぞれ A2/P-1、Baa3/P-3 に据え置くことを確認しましたが、長期および預金格付け見通しを「安定的」から「ネガティブ」に変更しました。第 2 四半期終了後、S&P は 2016 年 7 月 7 日、同様にパークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびパークレイズ・ピーエルシーの格付けをそれぞれ A-/A-2、BBB/A-2 に据え置くことを確認する一方、長期格付け見通しを「安定的」から「ネガティブ」に変更しました。英国の国民投票後もフィッチのパークレイズの格付けおよび格付け見通しはともに変更されていません。

格付投資情報センター(R&I)は 2016 年 7 月 14 日、パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびパークレイズ・ピーエルシーの格付けをそれぞれ A、A-、格付け見通しを「安定的」に据え置くことを確認しました。

パークレイズ・アフリカ・グループ・リミテッド

- パークレイズ・アフリカ・グループ・リミテッド(BAGL)の流動性リスクは、現地通貨、資金調達および規制上の要件のために別個に管理されています。
- 当グループの余剰流動性に加え、BAGL は BAGL 固有のストレス時の想定資金流出額に対し 70 億ポンド(2015 年:60 億ポンド)の余剰流動性資産を保有しています。余剰流動性は南アフリカ国債および短期国債で構成されています。
- BAGL の預貸率は 106%(2015 年:102%)でした。

資金調達リスク－資本

CRD IV 資本

バークレイズの現在の規制要件は、普通株式等 Tier1 比率(CET1)の最低所要水準 4.5%および 2016 年から段階的に導入され、資本保全バッファ(CCB)2.5%とグローバルなシステム上重要な金融機関(G-SII)に対するバッファ2%から成ると現在予想されているコンバインド・バッファ要件(CCB)から成る CRD IV 完全施行ベースの CET1 比率を満たすことです。これに加えて、ポイント・イン・タイム評価に基づく 2016 年のプルードンス(健全性)規制機構(PRA)個別資本ガイダンス(ICG)によるバークレイズのピラー2A 要件は 3.9%で、うち 56%は CET1 で満たす必要があり、これはリスク調整後資産の約 2.2%に相当します。このピラー2A 要件は少なくとも年 1 回の見直しの対象です。自己資本、リスク調整後資産およびレバレッジの算出はすべてバークレイズによる現行ルール of 解釈を反映したものです。

さらに、カウンターシクリカル資本バッファ(CCCB)が必要です。金融政策委員会は 2016 年 7 月 5 日、少なくとも 2017 年 6 月までは英国のエクスポージャーについて CCCB を 0%に維持すると予想しているとの見解を発表しました。その他の国家当局もそれぞれの管轄地域におけるエクスポージャーに適用されるべき適切な CCCB を決定します。2016 年中に CCCB は他の地域に対するバークレイズのエクスポージャーに適用され始めます。ただし、現在のエクスポージャーに基づく、これは重要な影響を及ぼすものとはならない見込みです。

2016 年 6 月 30 日現在、バークレイズの CET1 比率は 11.6%で、CET1 の最低所要水準 4.5%、ピラー2A の 2.2%、CCB バッファの 0.625%、G-SII バッファの 0.5%、CCCB の 0%を含め、2016 年の経過措置ルールに基づく最低所要水準の 7.8%を上回っています。

資本比率	2016 年 6 月 30 日現在	2016 年 3 月 31 日現在	2015 年 12 月 31 日現在
完全施行ベースの普通株式 Tier 1(CET1) ^{1,2}	11.6%	11.3%	11.4%
PRA 経過措置ルールに基づく Tier 1 ^{3,4}	14.6%	14.3%	14.7%
PRA 経過措置ルールに基づく自己資本合計 ^{3,4}	18.7%	18.2%	18.6%
資本要素	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
貸借対照表上の株主資本(非支配持分を除く)	62,854	62,166	59,810
(控除)その他の持分商品(AT1 資本として認識)	(5,314)	(5,312)	(5,305)
将来の配当原資としての利益剰余金に対する調整	(297)	(760)	(631)
少数株主持分(連結 CET 1 として認められる金額)	1,501	1,046	950
その他規制上の調整および控除:			
追加的評価調整(PVA)	(2,092)	(2,124)	(1,602)
のれんおよび無形資産	(8,552)	(8,457)	(8,234)
一時差異を除く将来の収益力に依拠する繰延税金資産	(670)	(771)	(855)
キャッシュフロー・ヘッジ損益に係る公正価値再評価差額	(3,046)	(2,497)	(1,231)
減損を上回る予想損失額	(1,475)	(1,377)	(1,365)
当グループ自体の信用度に関連する公正価値で測定する負債に係る損益	(177)	56	127
確定給付年金基金資産	(204)	(859)	(689)
当グループが発行した CET 1 金融商品の金融機関による直接的・間接的保有	(50)	(54)	(57)
その他規制上の調整	(121)	(199)	(177)
完全施行ベース CET 1 資本	42,357	40,858	40,741
追加的 Tier 1(AT1)資本			
資本性商品および関連株式プレミアム	5,314	5,312	5,305
子会社が発行した適格 AT1 資本(少数株主持分を含む)	5,885	5,816	6,718
その他規制上の調整および控除	(130)	(130)	(130)
経過措置ルールに基づく AT1 資本⁵	11,069	10,998	11,893
PRA 経過措置ルールに基づく Tier 1 資本	53,426	51,856	52,634
Tier 2(T2)資本			
資本性商品および関連株式プレミアム	2,890	1,855	1,757
子会社が発行した適格 T2 資本(少数株主持分を含む)	12,366	12,741	12,389
その他規制上の調整および控除	(254)	(253)	(253)
PRA 経過措置ルールに基づく規制上の自己資本合計	68,428	66,199	66,527

1 CET 1 資本に対する経過措置ルールに基づく規制上の調整は適用されなくなったため、完全施行ベースの CET 1 資本は経過措置ルールに基づくものと同じです。

2 470億ポンドの経過措置ベースのCRD IV CET 1 資本と3,660億ポンドのリスク調整後資産に基づく、バークレイズのTier 2コンティンジェンシー・キャピタル・ノートに適用されるCRD IVのCET 1 比率(FSA による2012年10月の暫定発表)は12.8%でした。

3 PRA経過措置ルールに基づく自己資本はPRAルール・ブックおよび付属のスーパーバイザー・ステートメントに基づいています。

4 2016年6月30日現在、バークレイズの完全施行ベースのTier 1 自己資本は479億4,600万ポンド、完全施行ベースのTier 1 比率は13.1%でした。完全施行ベースの規制上の自己資本総額は644億500万ポンド、完全施行ベースの総自己資本比率は17.6%でした。完全施行ベースのTier 1 自己資本および自己資本総額の数値は、CRD IVが定めた経過規定を適用せず、また、CRD IVの関連基準に対するAT1およびT2金融商品のコンプライアンスを評価せずに算出されています。

5 経過措置ルールに基づくAT1 資本111億ポンドのうち、レバレッジ比率に用いられた完全施行ベースのAT1 資本は資本性商品および関連株式プレミアム53億ポンド、適格少数株主持分4億ポンドおよび資本控除1億ポンドを含みます。既得権条項の対象になる子会社が発行したレガシーTier1 資本性商品は除外しています。

資金調達リスク－資本

普通株式 Tier 1 (CET1) 資本の変動

	2016 年 6 月 30 日に 終了した 3 ヶ月 (百万ポンド)	2016 年 6 月 30 日に 終了した半期 (百万ポンド)
CET 1 資本の期首残高	40,858	40,741
株主に帰属する当期利益	781	1,318
当グループ自身の信用度に関連する影響	(233)	(304)
支払および支払予定配当金	(199)	(403)
利益から生じた規制上の自己資本の増加	349	611
株式制度の正味影響額	141	14
売却可能投資再評価差額	(247)	(310)
為替換算再評価差額	1,529	2,322
その他の剰余金	(600)	(628)
その他の適格剰余金の増加	823	1,398
退職給付引当金	(805)	(759)
確定給付年金基金資産の控除	655	485
年金の正味の影響	(150)	(274)
少数株主持分	455	551
追加的評価調整 (PVA)	32	(490)
のれんおよび無形資産	(95)	(318)
一時差異を除く将来の収益力に依拠する繰延税金資産	101	185
減損を上回る予想損失額	(98)	(110)
当グループが発行した CET1 金融商品の金融機関による直接的・間接的保有	4	7
その他規制上の調整	78	56
調整および控除による規制上の自己資本の増加／(減少)	477	(119)
CET 1 資本の期末残高	42,357	42,357

- 2016 年度上半期の CET 1 比率は、リスク調整後資産が 80 億ポンド増加して 3,660 億ポンドになったものの、CET 1 資本が 16 億ポンド増加して 424 億ポンドになったことを反映して、11.6% (2015 年 12 月: 11.4%) に上昇しました。
- CET 1 資本の重要な変動は以下の通りです。
 - 当グループ自身の信用度並びに配当金支払額および予定配当金の影響の緩和後の利益から生じた規制上の自己資本が 6 億ポンド増加しました。
 - その他の適格剰余金は 14 億ポンド増加しました。これにはすべての主要通貨が英ポンドに対して上昇したことに伴う為替換算再評価差額の 23 億ポンドの増加が含まれています。
 - BAGL の発行済株式の 12.2% を売却した結果、少数株主持分が 6 億ポンド増加しました。
 - 追加的評価調整 (PVA) の控除が 5 億ポンド増加しました。2016 年度第 1 四半期に行なった手法変更が主因です。
 - のれんおよび無形資産控除が 3 億ポンド増加しました。2016 年度第 1 四半期に米コンシューマー・カード事業における JetBlue のクレジットカード・ポートフォリオを買収したことが一因です。

資金調達リスク－資本

リスクの種類および事業部門別リスク調整後資産

	信用リスク		カウンターパーティ 信用リスク			市場リスク			オペレー ショナル・ リスク	リスク 調整後 資産合計
	標準的手法 (百万ポンド)	内部格付 手法 (百万ポンド)	標準的手法 (百万ポンド)	内部格付 手法 (百万ポンド)	決済リスク (百万ポンド)	信用価値 調整 (百万ポンド)	標準的 手法 (百万ポンド)	内部モデル 方式 (百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
2016年6月30日現在										
パークレイズ UK	5,795	48,656	10	-	-	83	-	-	12,574	67,118
パークレイズ・コーポレート& インターナショナル	50,607	82,219	11,754	14,401	57	4,078	9,923	9,008	27,257	209,304
本社 ¹	8,038	22,954	33	935	-	524	414	2,279	8,003	43,180
パークレイズ・コア	64,440	153,829	11,797	15,336	57	4,685	10,337	11,287	47,834	319,602
パークレイズ・ノンコア	7,335	10,813	1,911	9,797	1	3,163	782	4,038	8,826	46,666
パークレイズ・グループ	71,775	164,642	13,708	25,133	58	7,848	11,119	15,325	56,660	366,268

2015年12月31日現在										
パークレイズ UK	6,562	50,763	26	-	-	-	-	-	12,174	69,525
パークレイズ・コーポレート& インターナショナル	45,892	77,275	10,463	11,055	516	3,406	8,373	10,196	27,657	194,833
本社 ¹	8,291	20,156	54	538	8	382	399	1,903	8,003	39,734
パークレイズ・コア	60,745	148,194	10,543	11,593	524	3,788	8,772	12,099	47,834	304,092
パークレイズ・ノンコア	8,704	12,797	1,653	9,430	1	7,480	1,714	3,679	8,826	54,284
パークレイズ・グループ	69,449	160,991	12,196	21,023	525	11,268	10,486	15,778	56,660	358,376

リスク調整後資産の変動の内訳

リスク調整後資産	信用リスク (億ポンド)	カウンターパーティ 信用リスク (億ポンド)	市場リスク (億ポンド)	オペレーショナル・ リスク (億ポンド)	リスク調整後 資産合計 (億ポンド)
2016年1月1日現在	2,304	337	376	567	3,584
簿価残高	-	68	(11)	-	57
取得および売却	(29)	-	-	-	(29)
簿価の質	14	3	6	-	23
モデルの更新	(38)	(2)	(1)	-	(59)
手法および方針	(5)	1	(27)	-	(31)
外国為替の変動 ²	118	-	-	-	118
2016年6月30日現在	2,364	389	343	567	3,663

¹ パークレイズ・アフリカの非継続事業を含んでいます。

² 外国為替の変動にはモデル化によるカウンターパーティ・リスクやモデル化による市場リスクに係る為替は含まれていません。

リスク調整後資産は79億ポンド増加して3,663億ポンドとなりました。主な要因は以下の通りです。

- 簿価: リスク調整後資産は 57 億ポンド増加。主因はデリバティブ・エクスポージャーの公正価値の増加およびトレーディング活動の増加。
- 取得および処分: リスク調整後資産は 29 億ポンド減少。主因はポルトガル事業売却を含むノンコア部門の売却。
- 簿価の質: リスク調整後資産は 23 億ポンド増加。主因はノンコア部門内のリスク特性の変動。
- モデルの更新: リスク調整後資産は 59 億ポンド減少。主因は PRA 承認を受けたパークレイズ UK におけるモデルの変更。
- 手法および方針: リスク調整後資産は 31 億ポンド減少。主因は平均 CVA に対するミスマッチ外国為替担保の担保モデリングの影響およびクレジット変換係数および標準化された一般市場リスクに影響を及ぼした更新。
- 外国為替の変動によりリスク調整後資産は 118 億ポンド増加。主因は英ポンドに対する南アフリカ・ランド、米ドル、ユーロの上昇。

資金調達リスク－資本

レバレッジ比率およびエクスポージャー

パークレイズは2016年1月1日付でグループに適用されるレバレッジ比率および平均レバレッジ比率の開示を求められています。

- レバレッジ比率は2015年12月期と同じ計算方法で算出され、下表に掲載されています。算出に際しては最終的なCRRの定義によるTier 1自己資本を分子とし、またCRRの定義によるレバレッジ・エクスポージャーを使用しています。現在予想される完全施行ベースの最低要件は3%ですが、レバレッジの枠組みに関するバーゼル委員会の協議により影響を受ける可能性があります。
- PRAのスーパーバイザー・ステートメント「SS45/15」および更新されたPRAのルール・ブックで概要が示されたように、平均レバレッジ比率は自己資本の数値をエクスポージャーの数値で除して算出されています。自己資本およびエクスポージャーの数値は、当該四半期の各月の最終日のそ平均値に基づきます。予想される最終的な最低要件は3.7%で、最低要件3%、完全施行ベースのG-SIIに対する追加的レバレッジ比率バッファ(G-SII ALRB)、およびカウンター・シクリカル・レバレッジ比率バッファ(CCLB)で構成されています。

2016年6月30日現在、パークレイズのレバレッジ比率は4.2%(2015年12月:4.5%)、平均レバレッジ比率は4.1%でした。これは最低要件3%および段階的に施行されたG-SII ALRBで構成されるパークレイズの経過措置ルールに基づく最低要件3.175%を上回っています。また、予想される最終的な最低要件3.7%も上回る水準です。

	2016年 6月30日現在	2016年 3月31日現在	2015年 12月31日現在
レバレッジ・エクスポージャー	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)
会計上の資産			
デリバティブ	4,450	4,010	3,280
現金担保	790	700	620
リバース・レボ取引およびその他類似の担保付貸付	200	200	280
公正価値で測定すると指定された金融資産 ¹	890	850	770
貸付金およびその他の資産	7,180	6,730	6,250
IFRS上の資産合計	13,510	12,490	11,200
規制上の連結調整	(100)	(100)	(100)
デリバティブ調整			
デリバティブ・ネットイング	(4,020)	(3,650)	(2,930)
現金担保に係る調整	(640)	(560)	(460)
売建クレジット・プロテクション純額	190	160	150
デリバティブに係る潜在的将来エクスポージャー(PFE)	1,420	1,340	1,290
デリバティブ調整合計	(3,050)	(2,710)	(1,950)
証券金融取引(SFT)調整	180	180	160
規制上の控除およびその他調整	(160)	(160)	(140)
加重計算されたオフ・バランスシートのコミットメント	1,170	1,120	1,110
レバレッジ・エクスポージャー合計	11,550	10,820	10,280
完全施行ベースの CET 1 資本	424	409	407
完全施行ベースの AT 1 資本	56	55	54
完全施行ベースの Tier 1 資本	479	463	462
レバレッジ比率	4.2%	4.3%	4.5%

¹ 公正価値で測定すると指定された金融資産には、公正価値で測定すると指定されたリバース・レボ取引730億ポンド(2015年12月:500億ポンド)が含まれています。

資金調達リスク－資本

2016 年度上半期のレバレッジ比率は、完全施行ベースの Tier 1 資本が 18 億ポンド増加し、479 億ポンド(2015 年 12 月:462 億ポンド)となったことによって一部相殺されましたが、主としてレバレッジ・エクスポージャーが 1,270 億ドル増加し、1 兆 1,550 億ポンドとなったことから、4.2%に低下しました(2015 年 12 月:4.5%)。

- 貸付金およびその他の資産は 930 億ポンド増加し、7,180 億ポンドとなりました。この増加は主に EU を巡る国民投票に備えてグループの余剰流動性の現金部分を増やしたことによる現金および中央銀行預け金の 270 億ポンドの増加、顧客の取引量の拡大に伴う決済残高の 260 億ポンドの増加、パークレイズ・コーポレート&インターナショナルにおける貸付金の 140 億ポンドの増加および英ポンドに対する南アフリカ・ランドの上昇を受けたアフリカ・バンキングの売却目的資産の 80 億ポンドの増加によるものです。
- マッチド・ブック・トレーディングの増加を受け、リバース・レポ取引は 150 億ポンド増加し、930 億ポンドになりました。
- 売建クレジット・プロテクション純額およびデリバティブに係る潜在的将来のエクスポージャー(PFE)を除いた正味のデリバティブ・レバレッジ・エクスポージャーは 70 億ポンド増加し、580 億ポンドになりました。これは、主要なフ金利オワード・レートの低下と主要通貨が英ポンドに対して上昇したことにより、金利デリバティブおよび通貨デリバティブの増加に伴い、IFRS 上のデリバティブが増加したことが主たる要因です。
- 圧縮活動、ポジションの売却および取引の満期によって部分的に相殺されましたが、主として主要通貨が英ポンドに対して上昇したことから、デリバティブに係る潜在的将来エクスポージャー(PFE)は 130 億ポンド増加し、1,420 億ポンドになりました。
- 主として主要通貨が英ポンドに対して上昇したことから、加重計算されたオフ・バランスシートのコミットメントは 60 億ポンド増加し、1,170 億ポンドになりました。

2016年度上半期の平均レバレッジ・エクスポージャーの数値は1兆1,390億ポンドで、平均レバレッジ比率は4.1%となりました。0.175%の経過措置ルールに基づくG-SII ALRBに対して保有するCET1資本は20億ポンドでした。現在、CCLBによる当グループへの影響はありません。

規制(EU)No575/2013(EBA/GL/2014/14)に規定された重要性、個別性および秘匿性、ならびに開示頻度に関する欧州銀行監督局の指針に準拠して作成されたパークレイズの追加的な規制上の開示は2016年8月11日にhome.barclays/resultsで開示される予定です。

信用リスク

顧客および銀行に対する貸付金の分析

産業セクターおよび地域別貸付金(償却原価ベース、減損引当金控除後)

2016 年 6 月 30 日現在	英国 (百万ポンド)	欧州 (百万ポンド)	米州 (百万ポンド)	アフリカ および中東 (百万ポンド)	アジア (百万ポンド)	合計 (百万ポンド)
銀行	5,638	14,091	16,107	1,214	5,421	42,471
その他金融機関	31,030	23,964	62,836	365	5,135	123,330
住宅ローン	131,867	12,071	576	365	115	144,994
カード、無担保ローンおよびその他の個人向け貸付	29,215	4,188	19,364	666	92	53,525
建設および不動産	20,799	1,121	1,581	135	127	23,763
その他	51,593	16,551	11,456	3,374	2,386	85,360
顧客および銀行に対する貸付金純額	270,142	71,986	111,920	6,119	13,276	473,443
減損引当金	2,543	785	906	103	46	4,383
顧客および銀行に対する貸付金総額	272,685	72,771	112,826	6,222	13,322	477,826
貸付金(公正価値で測定)	10,235	359	820	9	25	11,448

2015 年 12 月 31 日現在	英国 (百万ポンド)	欧州 (百万ポンド)	米州 (百万ポンド)	アフリカ および中東 (百万ポンド)	アジア (百万ポンド)	合計 (百万ポンド)
銀行	7,344	9,796	12,979	2,053	4,657	36,829
その他金融機関	18,521	16,910	39,796	1,826	3,676	80,729
住宅ローン	132,167	12,297	624	10,532	243	155,863
カード、無担保ローンおよびその他の個人向け貸付	28,800	4,665	17,487	7,713	1,497	60,162
建設および不動産	18,565	803	1,834	2,072	245	23,519
その他	44,422	12,819	10,161	12,165	3,897	83,464
顧客および銀行に対する貸付金純額	249,819	57,290	82,881	36,361	14,215	440,566
減損引当金	2,492	816	725	839	49	4,921
顧客および銀行に対する貸付金総額	252,311	58,106	83,606	37,200	14,264	445,487
貸付金(公正価値で測定)	16,281	290	813	504	25	17,913

貸付金純額は 329 億ポンド増加し 4,734 億ポンドに増加しました。これは、BAGL の貸付金 306 億ポンドの売却目的保有への組替えならびにノンコア部門におけるその他の資産の縮小および撤退による 60 億ポンドの減少によって一部相殺されましたが、現金担保および決済残高の 464 億ポンドの増加、ESHLA 貸付金が組替えられて償却原価で認識されるようになったことによる 81 億ポンドの増加、パークレイズ・コーポレート&インターナショナル部門での貸付金が 145 億ポンド増加したことなどの要因によります。

監視しているその他のリスクとして、ロシア、中国、石油およびガス・セクターに対するエクスポージャーが含まれます。石油およびガス・セクターに対する貸借対照表上の正味エクスポージャーは、47 億ポンド(2015 年:44 億ポンド)でした。当該セクターに対する偶発債務および契約債務は 139 億ポンド(2015 年:138 億ポンド)でした。減損費用は 8,800 万ポンド(2015 年度上半期:200 万ポンド)でした。強固もしくは十分に区分された、当グループの正味エクスポージャー合計の割合は、このセクターに対する信用リスクに対する正味エクスポージャー合計の 93%(2015 年:97%)でした。

信用リスク

リテールおよびホールセール貸付金ならびに減損の分析

2016年6月30日現在	貸付金総額	減損引当金	貸付金 (減損控除後)	クレジット・ リスク・ローン (CRL)	貸付金総額 に占める CRLの比率	貸付金に係る 減損費用 ¹	貸倒率 ベース・ ポイント
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	%	(百万ポンド)	
パークレイズ UK	155,013	1,619	153,394	2,228	14	360	47
パークレイズ・コーポレート&インターナショナル	28,609	1,049	27,560	1,033	3.6	373	263
本社	-	-	-	-	-	-	-
パークレイズ・コア	183,622	2,668	180,954	3,261	1.8	733	80
パークレイズ・ノンコア	11,266	414	10,852	917	8.1	37	66
グループ・リテール合計	194,888	3,082	191,806	4,178	2.1	770	80
パークレイズ UK	15,383	263	15,120	627	4.1	6	8
パークレイズ・コーポレート&インターナショナル	203,725	686	203,039	1,379	0.7	135	13
本社	5,802	-	5,802	-	-	-	-
パークレイズ・コア	224,910	949	223,961	2,006	0.9	141	13
パークレイズ・ノンコア	58,028	352	57,676	455	0.8	16	6
グループ・ホールセール合計	282,938	1,301	281,637	2,461	0.9	157	11
グループ合計	477,826	4,383	473,443	6,639	1.4	927	39
売買目的の貸付金	3,180	n/a	3,180				
公正価値で測定すると指定された貸付金	11,448	n/a	11,448				
貸付金(公正価値で保有)	14,628	n/a	14,628				
貸付金合計	492,454	4,383	488,071				
2015年12月31日現在							
パークレイズ UK	153,539	1,556	151,983	2,238	1.5	682	44
パークレイズ・コーポレート&インターナショナル	26,041	896	25,145	863	3.3	714	274
本社	17,412	539	16,873	859	4.9	273	157
パークレイズ・コア	196,992	2,991	194,001	3,960	2.0	1,669	85
パークレイズ・ノンコア	12,588	465	12,123	936	7.4	139	110
グループ・リテール合計	209,580	3,456	206,124	4,896	2.3	1,808	86
パークレイズ UK	16,400	312	16,088	636	3.9	24	15
パークレイズ・コーポレート&インターナショナル	159,776	617	159,159	1,331	0.8	201	13
本社	19,752	200	19,552	513	2.6	80	41
パークレイズ・コア	195,928	1,129	194,799	2,480	1.3	305	16
パークレイズ・ノンコア	39,979	336	39,643	441	1.1	(16)	(4)
グループ・ホールセール合計	235,907	1,465	234,442	2,921	1.2	289	12
グループ合計	445,487	4,921	440,566	7,817	1.8	2,097	47
売買目的の貸付金	2,474	n/a	2,474				
公正価値で測定すると指定された貸付金	17,913	n/a	17,913				
貸付金(公正価値で保有)	20,387	n/a	20,387				
貸付金合計	465,874	4,921	460,953				

¹ 売却可能投資およびリバース・レポ取引に係る減損費用は除いています。2015年12月期の減損費用は12ヶ月間の費用であったのに対し、2016年度上半期の減損費用は6ヶ月間のものです。

銀行および顧客に対する貸付金(償却原価ベース、減損控除後)は、4,734 億ポンド(2015年:4,406 億ポンド)に増加しました。

- 現金担保および決済残高の 318 億ポンドの増加、ならびに 145 億ポンドの貸付金の増加を反映し、パークレイズ・コーポレート&インターナショナル部門は 463 億ポンド増加し、2,306 億ポンドとなりました。
- アジアのウェルス・アンド・インベストメント・マネジメント事業、フランスのリテール・バンキング事業および南欧のカード事業の売却目的保有への組替え、ならびに過去のインベストメント・バンク資産の縮小と撤退に伴い 60 億ポンド減少したことによって一部相殺されたものの、現金担保および決済残高が 146 億ポンド増加したこと、ならびに ESHLA 貸付金が組み替えられて償却原価で認識されるようになったことによって 81 億ポンド増加したことによって、パークレイズ・ノンコア部門では 168 億ポンド増加し、685 億ポンドになりました。

信用リスク

- 本社部門は BAGL 残高を売却目的保有に組替えたことから 306 億ポンド減少し、58 億ポンドとなりました。

潜在的クレジット・リスク・ローン(CRL)およびカバレッジ比率の分析

	CRL		潜在的問題貸付金		潜在的 CRL	
	2016 年 6 月 30 日現在	2015 年 12 月 31 日現在	2016 年 6 月 30 日現在	2015 年 12 月 31 日現在	2016 年 6 月 30 日現在	2015 年 12 月 31 日現在
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
パークレイズ UK	2,228	2,238	301	382	2,529	2,620
パークレイズ・コーポレート&インターナショナル 本社 ¹	1,033	863	135	117	1,168	980
	-	859	-	154	-	1,013
パークレイズ・コア	3,261	3,960	436	653	3,697	4,613
パークレイズ・ノンコア	917	936	11	26	928	962
グループ・リテール合計	4,178	4,896	447	679	4,625	5,575
パークレイズ UK	627	637	58	127	685	764
パークレイズ・コーポレート&インターナショナル 本社 ¹	1,379	1,330	1,119	877	2,498	2,207
	-	513	-	245	-	758
パークレイズ・コア	2,006	2,480	1,177	1,249	3,183	3,729
パークレイズ・ノンコア	455	441	42	122	497	563
グループ・ホールセール合計	2,461	2,921	1,219	1,371	3,680	4,292
グループ合計	6,639	7,817	1,666	2,050	8,305	9,867

	減損引当金		CRL カバレッジ比率		潜在的 CRL カバレッジ比率	
	2016 年 6 月 30 日現在	2015 年 12 月 31 日現在	2016 年 6 月 30 日現在	2015 年 12 月 31 日現在	2016 年 6 月 30 日現在	2015 年 12 月 31 日現在
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	%	%	%	%
パークレイズ UK	1,619	1,556	72.7%	69.5%	64.0%	59.4%
パークレイズ・コーポレート&インターナショナル 本社 ¹	1,049	897	101.5%	103.9%	89.8%	91.5%
	-	539	-	62.7%	-	53.2%
パークレイズ・コア	2,668	2,992	81.8%	75.6%	72.2%	64.9%
パークレイズ・ノンコア	414	464	45.1%	49.6%	44.6%	48.2%
グループ・リテール合計	3,082	3,456	73.8%	70.6%	66.6%	62.0%
パークレイズ UK	263	312	41.9%	49.0%	38.4%	40.8%
パークレイズ・コーポレート&インターナショナル 本社 ¹	686	617	49.7%	46.4%	27.5%	28.0%
	-	200	-	39.0%	-	26.4%
パークレイズ・コア	949	1,129	47.3%	45.5%	29.8%	30.3%
パークレイズ・ノンコア	352	336	77.4%	76.2%	70.8%	59.7%
グループ・ホールセール合計	1,301	1,465	52.9%	50.2%	35.4%	34.1%
グループ合計	4,383	4,921	66.0%	63.0%	52.8%	49.9%

¹ 2015年12月31日現在のパークレイズ・アフリカの非継続事業を含んでいます。

- クレジット・リスク・ローン(CRL)は 15%減少して 66 億ポンドになりました。
- CRL は、ホールセール・ポートフォリオでは 16%減少して 25 億ポンドに、リテール・ポートフォリオでは 15%減少し 42 億ポンドになりました。これは BAGL 貸付残高を売却目的保有に組替えたことによります。

信用リスク

条件緩和プログラムの分析

	残高		減損引当金		引当率	
	2016 年 6 月 30 日現在 (百万ポンド)	2015 年 12 月 31 日現在 (百万ポンド)	2016 年 6 月 30 日現在 (百万ポンド)	2015 年 12 月 31 日現在 (百万ポンド)	2016 年 6 月 30 日現在 %	2015 年 12 月 31 日現在 %
パークレイズ UK	971	1,036	221	191	22.8	18.4
パークレイズ・コーポレート&インターナショナル	231	185	64	46	27.7	24.9
パークレイズ・コア	1,202	1,221	285	237	23.7	19.4
パークレイズ・ノンコア	373	342	56	63	15.0	18.4
本社 ¹	-	210	-	29	-	13.8
リテール合計	1,575	1,773	341	329	21.7	18.6
パークレイズ UK	413	412	30	32	7.3	7.8
パークレイズ・コーポレート&インターナショナル	1,723	1,505	228	196	13.2	13.0
パークレイズ・コア	2,136	1,917	258	228	12.1	11.9
パークレイズ・ノンコア	150	287	59	146	39.3	50.9
本社 ¹	-	228	-	17	-	7.5
ホールセール合計	2,286	2,432	317	391	13.9	16.1
グループ合計	3,861	4,205	658	720	17.0	17.1

¹ 2015年12月31日現在のパークレイズ・アフリカの非継続事業を含んでいます。

リテール向けの条件緩和残高は、パークレイズ・コーポレート&インターナショナル部門における若干の増加により相殺はあったものの、主として非継続事業(BAGL)の除外およびパークレイズ UK における継続的な改善を反映し、11%減少し 16 億ポンドとなりました。

- **パークレイズ UK:** 条件緩和残高は、緩やかな経済環境を背景にカードおよびモーゲージ・ポートフォリオにおける継続的な改善によって、6%減少し 9 億 7,100 万ポンドとなりました。
- **パークレイズ・コーポレート&インターナショナル:** 残高の増加、戦略の変更および外国為替の変動に伴う米国カードを主因として、残高が増えました。

ホールセール向けの条件緩和残高は、パークレイズ・コーポレート&インターナショナル部門での増加がありましたが、非継続事業(BAGL)の除外を主要因に 6%減少し、23 億ポンドとなりました。

信用リスク

特定のコア・ポートフォリオ／事業の分析

英国住宅ローン

英国住宅ローン・ポートフォリオは主に第一順位モーゲージ・ローンからなり、当グループのリテール・コア・ポートフォリオにおける住宅ローン合計の 98%(2015 年:98%)を占めています。

	貸付金総額 (百万ポンド)	90 日以上延滞 率、リカバリーブ ック債権を除く %	貸付残高にお ける不良債権 の割合 %	年率換算した 総貸倒償却率 %	貸付債権全体 に対するリカバ リーブック債権 の占める割合 %	リカバリーブ ック債権に対する 引当率 %
2016 年 6 月 30 日現在						
パークレイズ UKー英国住宅ローン	127,433	0.2	0.6	0.3	0.4	10.2
2015 年 12 月 31 日現在						
パークレイズ UKー英国住宅ローン	127,750	0.2	0.7	0.3	0.4	10.1

住宅ローンの主要ポートフォリオーLTV 別の残高分布¹

	残高分布		引当率		貸付残高における 不良債権の割合		不良債権残高に 対する引当率	
	%	%	%	%	%	%	%	%
	2016 年 6 月 30 日 現在	2015 年 12 月 31 日 現在	2016 年 6 月 30 日 現在	2015 年 12 月 31 日 現在	2016 年 6 月 30 日 現在	2015 年 12 月 31 日 現在	2016 年 6 月 30 日 現在	2015 年 12 月 31 日 現在
パークレイズ UKー 英国住宅ローン								
75%以下	93.0	92.1	0.1	0.1	0.6	0.6	4.7	4.7
75%超 80%以下	3.1	3.4	0.2	0.2	0.7	1.0	14.7	13.5
80%超 85%以下	1.8	2.1	0.3	0.3	1.0	1.0	18.4	16.7
85%超 90%以下	1.1	1.4	0.4	0.3	1.2	1.3	19.9	15.7
90%超 95%以下	0.6	0.6	0.6	0.6	1.8	1.8	26.6	25.7
95%超 100%以下	0.2	0.2	1.2	1.3	3.4	4.0	29.8	25.4
100%超	0.2	0.2	3.8	3.4	6.2	7.0	42.5	35.6

住宅ローンの主要ポートフォリオー平均 LTV

	パークレイズ UKー 英国住宅ローン	
	2016 年 6 月 30 日 現在 %	2015 年 12 月 31 日 現在 %
ポートフォリオの時価評価 LTV:		
平均 LTV: 残高加重ベース(%)	47.2	49.2
平均 LTV: 評価加重ベース(%)	35.3	37.3
100%超の LTV:		
残高(百万ポンド)	280	310
時価評価担保(百万ポンド)	238	260
平均 LTV: 残高加重ベース(%)	122.0	123.0
平均 LTV: 評価加重ベース(%)	117.4	118.5
リカバリーブックにおける残高の割合(%)	5.1	5.6

¹ ポートフォリオは、リカバリーブック債権残高を含む最新の評価に基づいて時価評価されています。最新の評価には、2016年6月30日現在で国内において入手可能な最新の住宅価格インデックスを採用し、反映しています。

パークレイズ UK: 延滞率および償却率は、引き続き低率であったベースレートを反映して横ばいとなりました。残高加重ベースの平均 LTV は、平均住宅価格の上昇を受けて 47.2%に低下しました(2015 年:49.2%)。また、この平均住宅価格の上昇によって LTV が 100%超の住宅ローンは 10%減少し、2 億 8,000 万ポンドとなりました(2015 年:3 億 1,000 万ポンド)。

信用リスク

英国住宅ローン・ポートフォリオでは、以下の動きがありました。

- 持ち家顧客に係るインタレスト・オンリーの住宅ローンが残高合計に占める割合は 31%でした(2015 年:32%)。これらの住宅ローンに係る残高加重ベースの平均 LTV は 41.8%に低下し(2015 年:44.7%)、90 日以上延滞率は 0.2%と横ばいでした(2015 年:0.2%)。
- 投資用の住宅ローンが残高合計に占める割合は 9%(2015 年:9%)でした。残高加重ベースの平均 LTV は 51.7%に低下し(2015 年:54.6%)、90 日以上延滞率は 0.1%に低下しました(2015 年:0.2%)。

英国住宅ローン—新規貸付

	パークレイズ UK— 英国住宅ローン	
	2016 年 6 月 30 日	2015 年 6 月 30 日
新規貸付(百万ポンド)	9,990	9,549
85%超 LTV における新規モーゲージ貸付の割合(%)	8.7	8.3
新規モーゲージ貸付の平均 LTV: 残高加重ベース(%)	63.2	62.3
新規モーゲージ貸付の平均 LTV: 評価加重ベース(%)	54.8	53.6

インタレスト・オンリーの住宅ローンに対するエクスポージャー

当グループは主に英国において、インタレスト・オンリーのモーゲージ貸付を提供しています。インタレスト・オンリーのモーゲージ貸付は、英国の住宅ローンの残高合計 1,270 億ポンド(2015 年:1,280 億ポンド)のうち、500 億ポンド(2015 年:500 億ポンド)を占めています。このうち、400 億ポンド(2015 年:400 億ポンド)は持ち家顧客、100 億ポンド(2015 年:100 億ポンド)は投資用の顧客です。

持ち家顧客に対する 400 億ポンドのエクスポージャーのうち、330 億ポンド(2015 年:340 億ポンド)はインタレスト・オンリーであり、残りの 70 億ポンド(2015 年:60 億ポンド)は、Part and Part¹ モーゲージ貸付の金利部分を示しています。

インタレスト・オンリーの持ち家住宅ローンに対するエクスポージャー

	2016 年 6 月 30 日現在	2015 年 12 月 31 日現在
インタレスト・オンリー残高(百万ポンド)	33,029	33,901
引当率合計(ベース・ポイント)	11	11
時価評価 LTV: 残高加重ベース(%)	41.8	44.7
時価評価 LTV: 評価加重ベース(%)	32.2	34.7

¹ Part and Part住宅ローンは、ローンの一部がインタレスト・オンリーで、一部は分割返済する商品です。この分析では、Part and Partローンのインタレスト・オンリー部分を除外していますが、この66億ポンド(2015年:62億ポンド)の金利部分を加算したインタレスト・オンリーの残高合計は396億ポンド(2015年:401億ポンド)となります。Part and Partローンのエクスポージャー合計は94億ポンド(2015年:99億ポンド)であり、英国住宅ローン・ポートフォリオ合計の7%を占めています。

信用リスク

クレジットカード、当座貸越および無担保ローン

下記の主要ポートフォリオは、当グループのコア・クレジットカード、当座貸越および無担保ローンの 93% (2015 年: 94%) を占めています。

主要ポートフォリオ	貸付金総額 (百万ポンド)	30 日以上 延滞率、 リカバリーブッ ク債権を除く %	90 日以上 延滞率、 リカバリーブッ ク債権を除く %	年率換算した 総貸倒償却率 %	貸付債権全体 に対する リカバリーブッ ク債権の 占める割合 %	リカバリーブッ ク債権に 対する引当率 %
2016 年 6 月 30 日現在						
パークレイズ UK						
英国カード ¹	17,592	2.3	1.2	4.3	4.0	84.2
英国個人向け貸付	6,150	1.9	0.8	3.0	6.5	74.4
パークレイズ・コーポレート&インターナシ ヨナル						
米国カード ¹	19,454	2.2	1.0	4.4	2.2	83.5
パークレイズ・パートナー・ファイナンス	2,626	1.4	0.6	2.5	2.6	88.5
ドイツ・カード	1,657	2.6	1.0	3.7	2.7	79.5
2015 年 12 月 31 日現在						
パークレイズ UK						
英国カード ¹	18,502	2.3	1.2	5.2	3.6	82.6
英国個人向け貸付	5,476	1.9	0.8	3.0	7.5	73.9
パークレイズ・コーポレート&インターナシ ヨナル						
米国カード ¹	16,699	2.2	1.1	3.9	2.0	84.8
パークレイズ・パートナー・ファイナンス	3,986	1.5	0.6	2.4	2.5	85.2
ドイツ・カード	1,419	2.3	1.0	3.8	2.7	81.2

¹ 英国カードおよび米国カードでは、公正価値で認識する取得ポートフォリオに関するリカバリーブック債権残高(関連する引当金がないもの)が、リカバリーブック債権に対する引当率から除外されています。取得後の期間に獲得した口座からの追加支出に関連する場合は、損失を認識しています。

英国カード: 2016 年の英国カードは、30 日以上延滞率と 90 日以上延滞率のいずれも横ばいでした。貸倒償却率が低下し、貸付債権全体に対するリカバリーブック債権の占める割合が上昇したのは、2016 年度上半期における債務売却活動の低下を反映しています。リカバリーブック債権に対する引当率の上昇は、キャッシュフローの予想期間が延びたために LGD が比較的高いリカバリーブックへの現金流入額が増加したことを反映しています。

英国個人向け貸付: 延滞率および貸倒償却率は、穏やかな経済状況を反映して横ばいとなりました。リカバリーブック債権残高は、パークレイズローン・ポートフォリオが引き続き好調であったことを主因として、ポートフォリオ全体にわたり減少しました。リカバリーブック債権に対する引当率は横ばいの 74.4%でした。

米国カード: 延滞率は、概ね 2015 年と同水準でした。貸倒償却率の上昇は商品構成の変更を反映しており、リカバリーブック債権に対する引当率の低下は、リカバリーブックの将来予測をより正確に表すためのモデルの改善を反映しています。

パークレイズ・パートナー・ファイナンス: 2016 年度上半期のポートフォリオの延滞率および貸倒償却率は概ね横ばいでした。契約上の期日経過によりリカバリーブック債権に組み替えられた顧客に関して減損を追加計上したことから、リカバリーブック債権に対する引当率は上昇しました。

信用リスク

ホールセール・ポートフォリオ

- 英国商業不動産(CRE)ポートフォリオには不動産投資、開発、取引および住宅建設が含まれますが、公共住宅や請負業者は含まれません。

英国 CRE の概要	合計	
	2016 年 6 月 30 日	2015 年 12 月 31 日
英国 CRE 貸付金(百万ポンド)	12,292	11,617
期日経過貸付金残高(百万ポンド)	174	183
英国 CRE 残高の期日経過率(%)	1.4	1.6
減損引当金(百万ポンド)	88	99
期日経過貸付金に対する引当率	50%	54%
担保合計(百万ポンド) ¹	26,442	27,062
	2016 年 6 月 30 日 に終了した 6 ヶ月間	2015 年 6 月 30 日 に終了した 6 ヶ月間
減損費用(百万ポンド)	(1)	5

英国 CRE に対するエクスポージャーの期日別分析

	英国 CRE 貸付金(償却原価ベース)の契約上の期日							
	期日経過 貸付金 残高	6 ヶ月 以内	6 ヶ月超 1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超	貸付金合計
2016 年 6 月 30 日現在	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
残高	174	761	609	1,365	5,927	1,450	2,006	12,292
2015 年 12 月 31 日現在								
残高	183	801	751	941	5,779	1,076	2,087	11,617

英国 CRE の LTV 分析

	残高		残高が合計に 占める割合	
	2016 年 6 月 30 日 現在	2015 年 12 月 31 日 現在	2016 年 6 月 30 日 現在	2015 年 12 月 31 日 現在
当グループ	(百万ポンド)	(百万ポンド)	%	%
75%以下	8,643	8,655	70	75
75%超 100%以下	276	390	2	3
100%超 125%以下	87	119	1	1
125%超	21	47	-	-
評価対象外の残高 ²	2,152	1,636	18	14
無担保残高	1,113	770	9	7
合計	12,292	11,617	100	100

¹ 評価対象外の残高に関する担保は除外されています。

² コーポレート・バンキングの残高は2016年6月現在400万ポンド以下、2015年12月現在100万ポンド以下でした。

貸付金合計(償却原価ベース)は6%増の122億9,200万ポンドとなりました(2015年:116億1,700万ポンド)が、この増加は高格付け資産に限定されています。英国CREの事業は特定の貸付基準に従って運営されており、資産ポートフォリオは一連の指令および制限を通じて継続的にモニタリングされています。

無担保残高は主に、CRE企業顧客に設定した運転資金融資枠に関連するものです。

信用リスク

ユーロ圏諸国に対する当グループのエクスポージャー

- 下表はユーロ圏諸国に対するバークレイズの最も大きなエクスポージャー（貸借対照表上、40 億ポンド超の正味残高）を掲載しています。作成基準は 2015 年度の年次報告書に記載されたものと同様です。
- 正味エクスポージャーは当グループがさらされている信用リスクの最も適切な測定基準です。総エクスポージャーもオフ・バランスシートの偶発債務および契約債務とともに下表に示しています。
- イタリアの住宅モーゲージ 100 億ポンド（2015 年 12 月：95 億ポンド）は住宅によって担保されており、平均残高で加重計算した時価 LTV は 61.4%（2015 年 12 月：60.6%）、クレジット・リスク・ローンの比率は 32%（2015 年 12 月：31%）でした。90 日以上延滞率は 1.2%（2015 年 12 月：1.2%）、総貸倒率は 0.7%（2015 年 12 月：0.7%）とそれぞれ安定的に留まりました。

	ソブリン	金融機関	法人	住宅 モーゲージ	その他 リテール貸付	貸借対照表上 の正味エク スポージャー	貸借対照表上の 総エク スポージャー	偶発債務 および 契約債務
2016 年 6 月 30 日現在	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
イタリア	2,588	1,894	820	10,003	646	15,951	20,997	2,735
ドイツ	7,062	3,879	1,288	8	2,716	14,953	55,561	10,716
フランス	6,395	4,895	1,225	717	157	13,389	43,195	7,210
オランダ	1,560	1,119	1,146	4	4	3,833	12,475	3,378
アイルランド	56	1,449	2,127	30	81	3,743	6,280	2,782
ポルトガル	1	669	111	6	84	871	1,036	1,200
2015 年 12 月 31 日現在								
イタリア	1,708	2,283	1,039	9,505	675	15,210	20,586	2,701
ドイツ	7,494	3,621	1,602	9	2,313	15,039	50,930	8,029
フランス	7,426	4,967	805	1,472	152	14,822	43,427	7,436
オランダ	2,254	1,177	1,280	4	-	4,715	16,808	2,970
アイルランド	9	2,824	1,282	37	51	4,203	7,454	2,673
ポルトガル	87	3,346	152	6	700	4,291	4,555	1,299

市場リスク

管理 VaR の分析

- 下表は、リスク要因別の分散ベースの管理 VaR 合計を示しています。管理 VaR 合計にはインベストメント・バンク、ノンコアおよび本社の全トレーディング・ポジションが含まれており、1 日保有した場合の VaR が計算されています。
- 各リスク要因 VaR および管理 VaR 合計には上限が適用され、この上限はリスク管理者によりさらに各事業部門に割り振られます。

資産種別管理 VaR(95%)¹

	2016 年 6 月 30 日に終了した半期			2015 年 12 月 31 日に終了した半期			2015 年 6 月 30 日に終了した半期		
	日次平均	最大 ²	最小 ²	日次平均	最大 ²	最小 ²	日次平均	最大 ²	最小 ²
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
クレジット・リスク	15	23	9	12	17	9	10	13	8
金利リスク	6	10	4	6	14	4	7	12	4
株式リスク	6	10	4	7	18	4	9	17	5
ベースス・リスク	5	6	3	3	4	2	3	4	3
スプレッド・リスク	3	5	2	3	4	2	3	6	2
為替リスク	3	4	2	3	6	1	3	5	1
コモディティ・リスク	2	4	1	2	3	1	2	2	1
インフレ・リスク	2	3	2	2	4	2	3	5	2
分散効果 ¹	(22)	-	-	(21)	-	-	(22)	-	-
管理 VaR 合計	20	29	13	17	25	12	18	25	13

¹ パークレイズ・アフリカの非継続事業を含んでいます。

² 各区分ごとに報告されている最大、最小の VaR 値は、全体として報告されている最大、最小の VaR と、必ずしも同日に発生したものではありません。従って、最大、最小の VaR 値にかかる分散効果は意味が無く、上表では省略されています。

2016 年度上半期の平均管理 VaR 合計は、パークレイズ自身の信用スプレッドが大幅に拡大したことに伴い、信用 VaR が 25% 増加し、1,500 万ポンドとなったことに大きく起因して、18%増の 2,000 百万ポンドになりました。ベースス VaR はトレーディング・ブック上のクロス・カレンシーのポジションの変化を受け、増加しました。

株式 VaR は、資本市場での活動の縮小に伴い、昨年に比べて減少しました。

市場リスク

利息収入純額の感応度分析

下表は、2016年6月30日現在および2015年12月31日現在で保有されていた非トレーディング金融資産および金融負債の税引前利息収入純額の感応度分析を示しています。感応度は年次アーニングズアットリスク(AEaR)手法で測定されています。本指標は金利フォワード・カーブに対して即時的・同時発生的な変化が生じることを前提としていることに留意してください。モデルではショック・レートの下限をゼロとしています。従って NII 利息収入純額の感応度における変化はフォワード・レートがゼロ以上になった場合のみ観察されます。モデルの主な前提として、以下があげられます。(i) 期間範囲は1年間、(ii) 貸借対照表が現在の水準を維持すること。すなわちゼロ成長と見込んでいること、(iii) 貸付残高は想定される行動様式を織り込み調整されていること。(たとえば、契約上の満期日より前に借換するか、資産を売却するといったような顧客の行動を考慮に入れること、(iv) 行動様式の想定は、上方向あるいは下方向へのショックを受けても変更されることなく維持されること

事業部門別利息収入純額の感応度(AEaR)

	パークレイズ UK (百万ポンド)	パークレイズ・ コーポレート& インターナショナル (百万ポンド)	ノン・コア (百万ポンド)	合計 (百万ポンド)
2016年6月30日に終了した期間^{1,2,3}				
+50 ベーシス・ポイント	40	70	3	113
+25 ベーシス・ポイント	23	51	2	76
-25 ベーシス・ポイント	(82)	(109)	-	(191)
-50 ベーシス・ポイント	(101)	(137)	-	(238)
2015年12月31日に終了した期間^{2,3}				
+50 ベーシス・ポイント	31	38	7	76
+25 ベーシス・ポイント	16	21	5	42
-25 ベーシス・ポイント	(50)	(41)	-	(91)
-50 ベーシス・ポイント	(141)	(152)	-	(293)

1 ノンコアの数値は2016年5月現在

2 インベストメント・バンキング事業を除いています。

3 本社のバンキング・ブック(主として資金管理)は、主に流動性と調達管理に係るものであるため、含まれていません。資金管理のポジションは、金利の下落の影響を受けやすいため、モデル化された下限の前提は、予想感応度を完全には反映していません。本社には、金利上昇に伴い収益の向上をもたらす感応度である銀行の株式の構造的ヘッジが含まれています。本社の±25 ベーシス・ポイントの変化は、全体としてそれぞれマイナス500万ポンドおよびプラス300万ポンドの影響を及ぼします。

2016年度上半期の間、英ポンドの金利環境は大きく変化し、同年度第3四半期には25ベーシス・ポイントの英ポンドの基準金利の引き下げが予想されています。これは、モデル化されたベースケースには、英国の金利の引き下げの見通しが既に織り込まれていることを意味しています。したがって、追加的な25ベーシス・ポイントの金利の引き下げにより、この時点からフォワードレートカーブの平行的に下落となります。その場合、金利がゼロまで低下すること(ここでは、モデルの下限前提が効力を持つことになります。)を意味しています。

パークレイズ UK およびパークレイズ・コーポレート&インターナショナルでは、2015年度に比べると、予測される基準金利の低下は、顧客向けの商品が金利の下限水準に近づいていることを意味し、その基準は、当該モデルがそれを超えた更なるレートの低下に移ることはない想定しているものであるため、顧客の負債における利ざやが圧縮されるリスクが高まっています。最初の25ベーシス・ポイントの引き下げの影響が、基準金利にリンクした商品の利ざやの圧縮を完全に捕捉するため、マイナス50ベーシス・ポイントの引き下げによる追加的な影響は軽微なものにとどまります。

市場リスク

余剰流動性内の売却可能資産 (AFS: Available for Sale) ポートフォリオのボラティリティ

売却可能エクスポージャーの価値の変化は、株式剰余金として直接資本に計上されます。余剰流動性内の売却可能投資の価値のボラティリティはアーニングス手法ではなく、バリュー手法、すなわち非トレーディング市場リスク VaR で把握および管理されます。

非トレーディング VaR の基礎的な計算手法はトレーディングマネージメント VaR で使用される手法と類似していますが、双方を直接比較することはできません。非トレーディング VaR は、AFS エクスポージャーによって変動する資本に対するボラティリティを示すものです。これらのエクスポージャーはバンキング・ブックのものであり、トレーディング・ブックの扱いのための要件を満たしていません。

余剰流動性内の AFS ポートフォリオのボラティリティの分析

	2016 年 6 月 30 日に終了した半期			2015 年 12 月 31 日に終了した半期			2015 年 6 月 30 日に終了した半期		
	日次平均	最大	最小	日次平均	最大	最小	日次平均	最大	最小
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
終了した 6 ヶ月間の非トレーディング市場 VaR (日次の 95%)	42	46	35	42	48	37	41	44	39

非トレーディング VaR は、主に発展した市場における金利のボラティリティに影響されます。

2016 年度上半期において、アセット・スワップのボラティリティは高まったものの、売却可能エクスポージャーの減少により相殺されたため平均 VaR は安定的に推移しました。2016 年度第 2 四半期には、資産の目的を反映して、従来は売却可能投資に分類されていた英国ギルト債を満期保有目的に組替えたことに伴い、売却可能 VaR は減少しました。

取締役の責任に関する声明

各々の取締役(取締役の氏名は以下に記載)は、英語原文 55 ページから 60 ページに掲載されている要約連結中間財務書類が欧州連合の採用した国際会計基準(IAS)第 34 号「中間財務報告」に準拠して作成されており、また、本書の経営陣の中間報告書には、「開示および透明性規則」4.2.7(改正)および 4.2.8(改正)に要求される以下の情報の適正なレビューが含まれていることを認めています。

- ・ 2016 年 6 月 30 日に終了した 6 ヶ月間において発生した重要な事象の兆候およびそれらが要約連結中間財務書類に及ぼす影響、ならびに当事業年度の残り 6 ヶ月間における主要なリスクおよび不確実性の記載。
- ・ 2016 年 6 月 30 日に終了した 6 ヶ月間における関連当事者取引のうち、当該期間におけるパークレイズの財政状態または業績に重要な影響を及ぼした全ての取引および直近の年次報告書に記載された関連当事者取引に関する変更のうち、2016 年 6 月 30 日に終了した 6 ヶ月間におけるパークレイズの財政状態または業績に重要な影響を及ぼす可能性があった全ての変更。

以下の者が取締役会を代表して署名を行いました。

ジェームズ・E・ステイリー

グループ最高責任者

トゥーシャー・モーザリア

グループ財務担当取締役

パークレイズ・ピーエルシー取締役会:

会長

ジョン・マクファーレン

業務執行取締役

ジェームズ・E・ステイリー

(グループ最高責任者)

トゥーシャー・モーザリア

(グループ財務担当取締役)

業務執行権のない取締役

マイク・アシュレー

ティム・ブリードン CBE

クロフォード・ギリース

サー・ジェリー・グリムストン

ルーベン・ジェフリー3 世

ダンビサ・モヨ

ダイアン・ド・サン・ビクトル

ダイアン・シュエネマン

スティーブ・ティーク

パークレイズ・ピーエルシーに対する独立監査人のレビュー報告書（訳文）

パークレイズ・ピーエルシーに対する独立監査人のレビュー報告書

要約連結中間財務書類に係る報告

私どもの結論

私どもは、パークレイズ・ピーエルシーの 2016 年 6 月 30 日に終了した 6 ヶ月間の上半期決算報告書に掲載されている、パークレイズ・ピーエルシーの要約連結中間財務書類（「当中間財務書類」）のレビューを行いました。私どものレビューに基づき、当中間財務書類が、欧州連合が採用した IAS 第 34 号「中間財務報告」および英国の金融行為監督機構の「開示および透明性規則」に準拠して作成されていないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められませんでした。

レビュー範囲

パークレイズ・ピーエルシーが作成した当中間財務書類は、以下により構成されています。

- ・ 2016 年 6 月 30 日に終了した期間における要約連結損益計算書および要約連結包括利益計算書
- ・ 2016 年 6 月 30 日現在の要約連結貸借対照表
- ・ 同日に終了した期間における要約連結株主資本変動表
- ・ 同日に終了した期間における要約連結キャッシュフロー計算書
- ・ 当中間財務書類に対する注記

本上半期決算報告書に含まれている当中間財務書類は、欧州連合が採用した IAS 第 34 号「中間財務報告」および英国の金融行為監督機構の「開示および透明性規則」に準拠して作成されています。

当中間財務書類に対する注記 1 に開示の通り、グループの年次財務書類全体の作成に適用された財務報告フレームワークは、適用される法律および欧州連合が採用した国際財務報告基準 (IFRS) です。

中間財務書類およびレビューに関する責任

私どもの責任および取締役の責任

当中間財務書類を含む上半期決算報告書の作成責任は取締役にあります。また、取締役により承認されています。取締役は、英国の金融行為監督機構の「開示および透明性規則」に準拠して上半期決算報告書を作成する責任を有しています。

私どもの責任は、私どものレビューに基づき、本上半期決算報告書に含まれている当中間財務書類に対する結論を表明することです。結論を含む当報告書は、英国の金融行為監督機構の「開示および透明性規則」への準拠を目的として会社のためにのみ作成されており、その他の目的はありません。この結論を表明するにあたり、私どもが事前に同意書で明確に同意している場合を除き、私どもは、その他の目的に対して責任を負わず、また、当報告書を読むその他の者または当報告書を入手する可能性のあるその他の者に対して責任を負うものではありません。

中間財務書類のレビューに関する事項

私どもは、監査実務委員会が英国での使用のために公表した、国際レビュー業務基準（英国およびアイルランド）第 2410 号「事業体の独立監査人が実施する中間財務情報のレビュー」に準拠してレビューを実施しました。中間財務情報のレビューには、主として財務および会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手段およびその他のレビュー手順が適用されます。

レビューは国際監査基準（英国およびアイルランド）に準拠して実施される監査に比べて限定された手段であるため、私どもは、監査において識別されると考えられる重要な事項の全てを認識しているという保証を得ることができません。したがって、私どもは監査意見を表明いたしません。

私どもは、本上半期決算報告書に含まれるその他の情報を通読し、当該情報に明白な虚偽表示または当中間財務書類中の情報との重要な不整合が含まれているかどうかを検討しました。

プライスウォーターハウスクーパース エルエルピー

勅許会計士

ロンドン

2016 年 7 月 28 日

1 パークレイズのウェブサイトの管理および完全性は、取締役の責任です。監査人が行った作業には当件の考慮は含まれず、よって監査人は、当中間財務書類が当初ウェブサイトで表示された後に生じた可能性のある変更について何ら責任を負いません。

2 財務書類の作成および提供を規定する英国における法律は、他国の管轄における法律と異なる可能性があります。

* 独立監査人のレビュー報告書の原文は英語で記載されております。日本語訳は、日本人読者の便宜上のものであり、訳文は原文（英語）の報告書に代わるものではありません。

要約連結財務書類

要約連結損益計算書(未監査)

継続事業	注記 ¹	2016年 6月30日に 終了した半期 (百万ポンド)	2015年 6月30日に 終了した半期 (百万ポンド)
利息収入純額		5,218	5,190
手数料収入純額		3,299	3,463
トレーディング収益純額		1,545	2,549
投資収益純額		914	895
保険契約に基づく保険料収入純額		159	188
その他の収益		17	(7)
収益合計		11,152	12,278
保険契約に基づく保険金および給付金純額		(139)	(167)
保険金控除後の収益合計		11,013	12,111
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額		(931)	(779)
営業費用純額		10,082	11,332
人件費	2	(4,601)	(4,292)
一般管理費	3	(3,096)	(4,298)
営業費用		(7,697)	(8,590)
事業売却(損)、関連会社およびジョイント・ベンチャーの損益に対する持分ならびに売却目的資産に係る減損		(322)	(140)
税引前利益		2,063	2,602
税金	5	(715)	(852)
継続事業に係る税引後利益		1,348	1,750
非継続事業に係る税引後利益	4	311	358
税引後利益		1,659	2,108
以下に帰属するもの:			
親会社の普通株主		1,110	1,611
その他の株主 ²		208	159
親会社の株主合計²		1,318	1,770
継続事業に係る非支配持分		186	173
非継続事業に係る非支配持分	6	155	165
税引後利益		1,659	2,108
1株当たり利益			
基本的普通株式1株当たり利益 ²	7	6.9ペンス	9.9ペンス
継続事業に係る基本的普通株式1株当たり利益		6.0ペンス	8.7ペンス
非継続事業に係る基本的普通株式1株当たり利益		0.9ペンス	1.2ペンス
希薄化後普通株式1株当たり利益 ²	7	6.8ペンス	9.7ペンス

¹ 財務書類に対する注記は英語原文の61ページから97ページをご参照下さい。

² その他の株主に帰属する税引後利益2億800万ポンド(2015年度上半期:1億5,900万ポンド)は、剰余金に計上される税額控除5,800万ポンド(2015年度上半期:3,200万ポンド)が含まれています。1株当たり利益の計算に当たり、この残りの1億5,000万ポンド(2015年度上半期:1億2,700万ポンド)と非支配持分が税引後利益から控除されています。

要約連結財務書類

要約連結包括利益計算書(未監査)

		2016 年 6 月 30 日に 終了した半期 (百万ポンド)	2015 年 6 月 30 日に 終了した半期 (百万ポンド)
	注記 ¹		
税引後利益		1,659	2,108
継続事業に係る税引後利益		1,348	1,750
非継続事業に係る税引後利益		311	358
継続事業からの損益に振替えられる可能性のあるその他の包括利益／(損失)：			
為替換算再評価差額	17	1,789	(228)
売却可能投資再評価差額	17	(311)	(295)
キャッシュフロー・ヘッジ再評価差額	17	1,747	(613)
その他		(2)	41
損益に振替えられる可能性のある包括利益／(損失)		3,223	(1,095)
損益に振替えられないその他の包括損失：			
退職給付の再測定	14	(759)	(94)
継続事業からの税引後当期包括利益合計		3,812	561
非継続事業からの税引後当期包括利益合計		1,296	(35)
当期包括利益合計		5,108	526
以下に帰属するもの：			
親会社の株主		4,358	325
非支配持分		750	201
当期包括利益合計		5,108	526

¹ 財務書類に対する注記は英語原文の61ページから97ページをご参照下さい。

要約連結財務書類

要約連結貸借対照表(未監査)

資産	注記 ¹	2016 年	2015 年
		6 月 30 日現在 (百万ポンド)	12 月 31 日現在 (百万ポンド)
現金および中央銀行預け金		76,866	49,711
他銀行からの取立中の項目		1,101	1,011
トレーディング・ポートフォリオ資産		76,543	77,348
公正価値で測定すると指定された金融資産		88,883	76,830
デリバティブ	10	445,180	327,709
金融投資	9	83,100	90,267
銀行に対する貸付金		48,117	41,349
顧客に対する貸付金		425,326	399,217
リバース・レポ取引およびその他類似の担保付貸付		20,216	28,187
前払金、未収収益およびその他の資産		2,895	3,010
関連会社およびジョイント・ベンチャーに対する投資		598	573
有形固定資産		2,841	3,468
のれん		3,921	4,605
無形資産		3,439	3,617
未収還付税および繰延税金資産	5	4,630	4,910
退職給付資産	14	173	836
売却目的処分グループに含まれる資産	4	67,453	7,364
資産合計		1,351,282	1,120,012
負債			
銀行預り金		62,386	47,080
他銀行への未決済項目		784	1,013
顧客預り金		438,530	418,242
レポ取引およびその他類似の担保付借入		25,418	25,035
トレーディング・ポートフォリオ負債		32,643	33,967
公正価値で測定すると指定された金融負債		114,098	91,745
デリバティブ	10	442,317	324,252
発行債券 ²		66,172	69,150
劣後負債	12	22,650	21,467
未払金、繰延収益およびその他の負債		7,388	10,610
引当金	13	3,988	4,142
未払税金および繰延税金負債	5	923	1,025
退職給付債務	14	460	423
売却目的処分グループに含まれる負債	4	64,105	5,997
負債合計		1,281,862	1,054,148
株主資本			
払込済株式資本および株式払込剰余金	15	21,763	21,586
その他の剰余金	17	5,695	1,898
利益剰余金		30,082	31,021
親会社の普通株主に帰属する株主資本		57,540	54,505
その他の持分商品	16	5,314	5,305
非支配持分を除く株主資本合計		62,854	59,810
非支配持分	6	6,566	6,054
株主資本合計		69,420	65,864
株主資本および負債合計		1,351,282	1,120,012

¹ 財務書類に対する注記は英語原文の61ページから97ページをご参照下さい。

² 発行済み債券には120億7,000万ポンド(2015年12月: 123億ポンド)のカバード・ボンドが含まれています。

要約連結財務書類

要約連結株主資本変動表(未監査)

2016年6月30日に終了した半期	払込済株式 資本および 株式払込 剰余金 ¹ (百万ポンド)	その他の 持分商品 ¹ (百万ポンド)	その他の 剰余金 ¹ (百万ポンド)	利益剰余金 (百万ポンド)	合計 (百万ポンド)	非支配持分 ² (百万ポンド)	株主資本 合計 (百万ポンド)
2016年1月1日現在残高	21,586	5,305	1,898	31,021	59,810	6,054	65,864
継続事業							
税引後利益	-	208	-	954	1,162	186	1,348
為替換算の変動	-	-	1,788	-	1,788	1	1,789
売却可能投資	-	-	(311)	-	(311)	-	(311)
キャッシュフロー・ヘッジ	-	-	1,747	-	1,747	-	1,747
退職給付の再測定	-	-	-	(759)	(759)	-	(759)
その他	-	-	-	(3)	(3)	1	(2)
継続事業からの税引後包括利益合計	-	208	3,224	192	3,624	188	3,812
非継続事業からの税引後包括利益合計	-	-	578	156	734	562	1,296
当期包括利益合計	-	208	3,802	348	4,358	750	5,108
普通株式の新規発行	28	-	-	-	28	-	28
従業員株式制度に基づく株式発行	149	-	-	226	375	-	375
その他の持分商品に係るクーポン支払額	-	(208)	-	58	(150)	-	(150)
優先株式の償還	-	-	-	(253)	(253)	(550)	(803)
自己株式	-	-	(5)	(384)	(389)	-	(389)
配当金支払額	-	-	-	(588)	(588)	(280)	(868)
BAGLの一部売却による株主資本への正味影響額 ³	-	-	-	(349)	(349)	601	252
その他の剰余金の変動	-	9	-	3	12	(9)	3
2016年6月30日現在残高	21,763	5,314	5,695	30,082	62,854	6,566	69,420
2015年12月31日に終了した半期							
2015年7月1日現在残高	21,523	4,325	1,334	32,099	59,281	6,294	65,575
継続事業							
税引後損失	-	186	-	(2,114)	(1,928)	175	(1,753)
為替換算の変動	-	-	975	-	975	1	976
売却可能投資	-	-	66	-	66	-	66
キャッシュフロー・ヘッジ	-	-	120	-	120	-	120
退職給付の再測定	-	-	-	1,010	1,010	-	1,010
その他	-	-	-	(21)	(21)	1	(20)
継続事業からの税引後包括利益合計	-	186	1,161	(1,125)	222	177	399
非継続事業からの税引後包括利益合計	-	-	(611)	109	(502)	(186)	(688)
当期包括利益合計	-	186	550	(1,016)	(280)	(9)	(289)
普通株式の新規発行	19	-	-	-	19	-	19
従業員株式制度に基づく株式発行	44	-	-	268	312	-	312
持分商品の発行および交換	-	995	-	-	995	-	995
その他の持分商品に係るクーポン支払額	-	(186)	-	38	(148)	-	(148)
優先株式の償還	-	-	-	-	-	-	-
自己株式	-	-	14	(49)	(35)	-	(35)
配当金支払額	-	-	-	(335)	(335)	(251)	(586)
その他の剰余金の変動	-	(15)	-	16	1	20	21
2015年12月31日現在残高	21,586	5,305	1,898	31,021	59,810	6,054	65,864

¹ 株式資本、その他の持分商品およびその他の剰余金の詳細は英語原文の81ページから82ページをご参照下さい。

² 非支配持分の詳細は英語原文の66ページをご参照下さい。

³ BAGLの一部売却の詳細は英語原文の64ページをご参照下さい。

要約連結財務書類

要約連結株主資本変動表(未監査)

	払込済株式 資本および 株式払込 剰余金 ¹ (百万ポンド)	その他の 持分商品 ¹ (百万ポンド)	その他の 剰余金 ¹ (百万ポンド)	利益剰余金 (百万ポンド)	合計 (百万ポンド)	非支配持分 ² (百万ポンド)	株主資本 合計 (百万ポンド)
2015年6月30日に終了した半期							
2015年1月1日現在残高	20,809	4,322	2,724	31,712	59,567	6,391	65,958
継続事業							
税引後利益	-	159	-	1,418	1,577	173	1,750
為替換算の変動	-	-	(228)	-	(228)	-	(228)
売却可能投資	-	-	(295)	-	(295)	-	(295)
キャッシュフロー・ヘッジ	-	-	(613)	-	(613)	-	(613)
退職給付の再測定	-	-	-	(94)	(94)	-	(94)
その他	-	-	-	41	41	-	41
継続事業からの税引後包括利益合計	-	159	(1,136)	1,365	388	173	561
非継続事業からの税引後包括利益合計	-	-	(256)	193	(63)	28	(35)
当期包括利益合計	-	159	(1,392)	1,558	325	201	526
普通株式の新規発行	118	-	-	-	118	-	118
従業員株式制度に基づく株式発行	596	-	-	303	899	-	899
持分商品の発行および交換	-	-	-	-	-	-	-
その他の持分商品に係るクーポン支払額	-	(159)	-	32	(127)	-	(127)
優先株式の償還	-	-	-	-	-	-	-
自己株式	-	-	2	(706)	(704)	-	(704)
配当金支払額	-	-	-	(746)	(746)	(301)	(1,047)
その他の剰余金の変動	-	3	-	(54)	(51)	3	(48)
2015年6月30日現在残高	21,523	4,325	1,334	32,099	59,281	6,294	65,575

¹ 株式資本、その他の持分商品およびその他の剰余金の詳細は英語原文の81ページから82ページをご参照下さい。

² 非支配持分の詳細は英語原文の66ページをご参照下さい。

要約連結財務書類

要約連結キャッシュフロー計算書(未監査)

	2016 年 6 月 30 日に 終了した半期 (百万ポンド)	2015 年 6 月 30 日に 終了した半期 (百万ポンド)
継続事業		
税引前利益	2,063	2,602
非現金項目の調整	(8,913)	3,359
営業資産および負債の変動	25,129	6,360
法人税等支払額	(394)	(756)
営業活動からのキャッシュ純額	17,885	11,565
投資活動からのキャッシュ純額	14,376	(13,494)
財務活動からのキャッシュ純額	(1,709)	(1,481)
非継続事業からのキャッシュ純額	371	138
現金および現金同等物に係る為替レートの影響	6,897	25
現金および現金同等物の純増加／(減少)	37,820	(3,247)
現金および現金同等物 期首現在	86,556	78,479
現金および現金同等物 期末現在	124,376	75,232

財務書類に対する注記

1. 作成の基礎

2016 年 6 月 30 日に終了した 6 ヶ月間のこれらの要約連結中間財務書類は、金融行為監督機構の「開示および透明性規則」および欧州連合が採用した IAS 第 34 号「中間財務報告」に準拠して作成されています。要約連結中間財務書類は、欧州連合が採用した国際財務報告基準(IFRS)に準拠して作成された 2015 年 12 月 31 日終了事業年度の年次財務書類と合わせて読むべきです。

これらの要約連結中間財務書類で使用した会計方針および計算方法は、パークレイズ 2015 年度年次報告書で使ったものと同じです。

今後適用される会計基準

IFRS 第 9 号「金融商品」

IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」に代わる IFRS 第 9 号「金融商品」は、2018 年 1 月 1 日以降に開始する期間から適用開始であり、現時点では、2016 年度下半期中に欧州連合によって承認される見込みです。IFRS 第 9 号、とりわけ減損に関する要求事項は、金融商品の会計処理を大幅に変えることになります。

パークレイズは、影響を受ける部門が一体として報告義務を果たせるように、リスクおよびファイナンスに関する IFRS 第 9 号導入プログラムを設定しています。

減損に関する導入プログラムについては、2017 年に計画されている並行運用およびテスト段階に先駆け、2016 年において、モデル、システム、プロセス、ガバナンス、統制の設計および構築とデータ収集作業を引き続き実施しています。

分類および測定に関する導入プログラムは策定中であり、2016 年においては、2017 年の並行運用の下準備として、影響を数値化し、プロセス、ガバナンス、統制を完成させることに注力しています。また、ヘッジ会計に係る影響の評価を実施しています。

本基準およびその他の新基準の詳細については、パークレイズ 2015 年度年次報告書をご参照ください。

継続企業の前提

主要なリスクの再評価を行った結果、取締役は、継続企業を前提として本中間財務情報を作成することは適切であり、重大な不確実性は認められないと判断しております。

財務書類に対する注記

2 人件費

	2016 年 6 月 30 日に 終了した半期 (百万ポンド)	2015 年 6 月 30 日に 終了した半期 (百万ポンド)
報酬費用		
繰延賞与費用	367	460
当年度賞与費用	387	414
販売手数料、コミットメントおよびその他のインセンティブ	43	63
パフォーマンス・コスト	797	937
給与	2,056	2,098
社会保険料	303	303
退職後給付	245	(191)
その他の報酬費用	179	174
報酬費用合計	3,580	3,321
その他の人材調達費用		
アウトソーシング	460	533
余剰人員削減および事業再編費用	266	69
臨時従業員費用	250	307
その他	45	62
その他の人材調達費用合計	1,021	971
人件費合計	4,601	4,292

人件費合計は主として下記要因によって 7%増の 46 億 100 万ポンドとなりました。

- 当グループのパフォーマンス・コストは、繰延賞与費用の減少を主因に、15%減の 7 億 9,700 万ポンドとなりました。
- 確定退職給付負債の一部の評価額が法定引当金に合わせて調整され、前期に生じた 4 億 2,900 万ポンドの一回限りの利益が今期には発生しなかったことから、退職後給付費用が 2 億 4,500 万ポンドに増加しました。
- その他の人材調達費用は 5%増の 10 億 2,100 万ポンドとなりました。2016 年 1 月に発表されたインベストメント・バンクの戦略的取り組みに伴い余剰人員削減および事業再編費用が 1 億 9,700 万ポンド増加したことが主な要因です。

当グループの営業収益純額に対する報酬の比率が 36%(2015 年度上半期:29%)になったことを反映し、当グループの報酬費用は 8%増加し、35 億 8,000 万ポンドとなりました。退職後給付を除くと、当グループの報酬費用は 5%減の 33 億 3,500 万ポンドとなり、当グループの営業収益純額に対する報酬の比率は 33%(2015 年度上半期:31%)になります。

通年の業績評価が可能になるまで報酬委員会はインセンティブ報奨に関する決定を行わないため、2016 年度の賞与プールに関してまだ報奨の付与は行なわれていません。上半期の当年度賞与費用は会計上の要件に従って見積もられた費用に対する引当金を示しています。

財務書類に対する注記

3. 一般管理費

	2016 年 6 月 30 日に 終了した半期 (百万ポンド)	2015 年 6 月 30 日に 終了した半期 (百万ポンド)
インフラ費用		
不動産および設備	562	566
有形固定資産減価償却費	242	237
オペレーティング・リース料	235	183
無形資産償却費	301	291
有形固定資産および無形資産の減損	82	53
インフラ費用合計	1,422	1,330
その他の費用		
コンサルタント料、弁護士費用およびその他の専門家報酬	539	446
定期刊行物、出版物、事務用品および通信費	333	366
マーケティング、広告およびスポンサー料	207	228
旅費および宿泊費	68	97
外国為替に関連するものを含めた進行中の調査および訴訟に係る引当金	-	790
英国顧客への補償に係る引当金	400	1,032
その他の一般管理費	127	9
その他の費用合計	1,674	2,968
一般管理費合計	3,096	4,298

一般管理費は 28%減少して 30 億 9,600 万ポンドになりました。これは、インフラ費用およびその他の一般管理費の増加によって一部相殺されたものの、英国顧客への補償に係る引当金ならびに外国為替に関連するものを含めた進行中の調査および訴訟に係る引当金の減少によるものです。

財務書類に対する注記

4. 売却目的資産および非継続事業

当グループは、IFRS 第 5 号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」を適用しています。

パークレイズは 2016 年 3 月 1 日に、当グループの BAGL に対する 62.3%の持分を削減する意向であることを発表しました。この削減は、必要とされる株主および規制当局の承認を得た上で、会計上および規制上の観点から非連結化が可能となる水準まで持分を売却することを意図しています。パークレイズは 2016 年 5 月 5 日に、当グループの BAGL に対する持分 12.2%を売却し、これによって 6 億 100 万ポンドが非支配持分に振替えられました。この売却により、BAGL の株主資本に対するパークレイズの持分は 50.1%となりました。パークレイズ・アフリカ処分グループは、BAGL とその子会社のすべての資産および負債、ならびに売却の一部を構成する予定であるアフリカ・バンキングに対するグループ残高を含みます。2016 年 6 月 30 日現在、IFRS 第 5 号による償却は認識されていません。

売却目的に分類される資産	パークレイズ・ アフリカ 処分グループ (百万ポンド)	その他 (百万ポンド)	2016 年 6 月 30 日 現在	2015 年 12 月 31 日 現在
			合計 (百万ポンド)	合計 (百万ポンド)
現金および中央銀行預け金	2,135	17	2,152	21
他銀行からの取立中の項目	548	40	588	24
トレーディング・ポートフォリオ資産	3,084	-	3,084	-
公正価値で測定すると指定された金融資産	5,265	1,491	6,756	696
デリバティブ	1,676	131	1,807	-
金融投資	3,459	2,518	5,977	1,230
銀行に対する貸付金	1,629	242	1,871	74
顧客に対する貸付金	35,493	7,428	42,921	5,513
前払金、未収収益およびその他の資産	501	21	522	47
関連会社およびジョイント・ベンチャーに対する投資	51	22	73	10
有形固定資産	727	80	807	128
のれん	829	10	839	-
無形資産	462	104	566	43
未収還付税および繰延税金資産	78	32	110	22
退職給付資産	32	-	32	-
合計	55,969	12,136	68,105	7,808
IFRS 第 5 号に基づいて配分されない減損の残高	-	(652)	(652)	(444)
連結貸借対照表に認識された合計	55,969	11,484	67,453	7,364
売却目的に分類される負債				
銀行預り金	2,853	9	2,862	-
他銀行への未決済項目	373	127	500	74
顧客預り金	33,475	8,556	42,031	4,000
レポ取引およびその他類似の担保付借入	345	-	345	-
トレーディング・ポートフォリオ負債	246	-	246	-
公正価値で測定すると指定された金融負債	3,942	3,734	7,676	1,821
デリバティブ	1,527	114	1,641	3
発行債券	7,053	3	7,056	-
劣後負債	690	-	690	-
未払金、繰延収益およびその他の負債	735	70	805	39
引当金	51	21	72	34
未払税金および繰延税金負債	82	61	143	(7)
退職給付債務	19	19	38	33
負債合計	51,391	12,714	64,105	5,997

財務書類に対する注記

パークレイズ・アフリカ処分グループは、非継続事業としての開示要件を満たしています。したがって、当グループの損益計算書に非継続事業に係る税引後利益および非継続事業に係る非支配持分として表示されている業績は、損益計算書において以下の通り分析されます。

	2016 年 6 月 30 日に 終了した半期 (百万ポンド)	2015 年 6 月 30 日に 終了した半期 (百万ポンド)
パークレイズ・アフリカ処分グループ損益計算書		
利息収入純額	982	1,011
手数料収入純額	479	541
トレーディング収益純額	130	112
投資収益純額	21	28
保険契約に基づく保険料収入純額	164	163
その他の収益	8	4
収益合計	1,784	1,859
保険契約に基づく保険金および給付金純額	(87)	(81)
保険金控除後の収益合計	1,697	1,778
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(244)	(194)
営業収益純額	1,453	1,584
人件費	(522)	(572)
一般管理費	(434)	(437)
有形固定資産減価償却費	(38)	(42)
無形資産償却費	(26)	(24)
営業費用	(1,020)	(1,075)
関連会社およびジョイント・ベンチャーの税引後損益に対する持分	2	3
税引前利益	435	512
税金	(124)	(154)
税引後利益	311	358
以下に帰属するもの:		
親会社の株主	156	193
非支配持分	155	165
税引後利益	311	358

非継続事業に係るその他の包括利益は以下の通りです。

	2016 年 6 月 30 日に 終了した半期 (百万ポンド)	2015 年 6 月 30 日に 終了した半期 (百万ポンド)
売却可能資産	1	-
為替換算再評価差額	534	(235)
キャッシュフロー・ヘッジ再評価差額	43	(21)
非継続事業からの税引後その他の包括利益	578	(256)

非継続事業に帰属するキャッシュフローは以下の通りです。

	2016 年 6 月 30 日に 終了した半期 (百万ポンド)	2015 年 6 月 30 日に 終了した半期 (百万ポンド)
非継続事業からのキャッシュフロー		
営業活動からのキャッシュ純額	(507)	594
投資活動からのキャッシュ純額	459	(75)
財務活動からのキャッシュ純額	(108)	(101)
現金及び現金同等物に係る為替レートの影響	527	(280)
現金及び現金同等物の純減少	371	138

財務書類に対する注記

5. 税金

	資産		負債	
	2016 年 6 月 30 日 現在 (百万ポンド)	2015 年 12 月 31 日 現在 (百万ポンド)	2016 年 6 月 30 日 現在 (百万ポンド)	2015 年 12 月 31 日 現在 (百万ポンド)
当期および繰延税金資産および負債				
当期税金	437	415	(886)	(903)
繰延税金	4,193	4,495	(37)	(122)
合計	4,630	4,910	(923)	(1,025)

繰延税金資産 41 億 9,300 万ポンド(2015 年:44 億 9,500 万ポンド)は主に米国および英国で計上された金額に関連しています。

2016 年度上半期の税額は 7 億 1,500 万ポンド(2015 年:8 億 5,200 万ポンド)であり、これは 34.7%(2015 年:32.7%)の実効税率に相当します。実効税率が英国法定税率の 20%(2015 年:20.25%)を上回った主な理由としては、英国外の利益が英国を上回る現地の法定税率で課税されたこと、英国顧客への補償に係る引当金が控除対象外であること、銀行の英国内の利益に課される新たな 8%の付加税の導入、損金不算入の費用および控除対象外の税金が挙げられます。実効税率を上昇させることとなったこれらの各項目は、非課税所得の影響によって一部相殺されました。

6. 非支配持分

	非支配持分に帰属する 利益		非支配持分に帰属する 株主資本	
	2016 年 6 月 30 日に 終了した半期 (百万ポンド)	2015 年 6 月 30 日に 終了した半期 (百万ポンド)	2016 年 6 月 30 日 現在 (百万ポンド)	2015 年 12 月 31 日 現在 (百万ポンド)
パークレイズ・バンク・ピーエルシー発行:				
ー優先株式	182	172	3,104	3,654
ー上位 Tier 2 商品	2	1	486	486
パークレイズ・アフリカ・グループ・リミテッド	155	165	2,964	1,902
その他の非支配持分	2	-	12	12
合計	341	338	6,566	6,054

非支配持分に帰属する株主資本は、当グループの BAGL に対する持分 12.2%の売却によって非支配持分が 37.6%から 49.9%に増加したこと、南アフリカ・ランドの英ポンドに対する上昇に起因して、2016 年 6 月に 5 億 1,200 万ポンド増加し、65 億 6,600 万ポンドになりました。これらの増加は、パークレイズ・バンク・ピーエルシー発行の優先株式の償還によって一部相殺されました。

財務書類に対する注記

7. 1株当たり利益

	2016 年 6 月 30 日に 終了した半期 (百万ポンド)	2015 年 6 月 30 日に 終了した半期 (百万ポンド)
親会社の普通株主に帰属する継続事業および非継続事業からの利益	1,110	1,611
その他の株主に帰属する税引後利益に係る税額控除	58	32
親会社の普通株主に帰属する継続事業および非継続事業からの利益合計	1,168	1,643
継続事業		
親会社の普通株主に帰属する継続事業からの利益	954	1,418
その他の株主に帰属する税引後利益に係る税額控除	58	32
親会社の株主に帰属する継続事業からの利益	1,012	1,450
非継続事業		
親会社の普通株主に帰属する非継続事業からの利益	156	193
転換可能オプションの非継続事業からの希薄化効果	(2)	-
親会社の株主に帰属する非継続事業からの利益(転換可能オプションの希薄化効果考慮後)	154	193
親会社の株主に帰属する継続事業および非継続事業からの利益(転換可能オプションの希薄化効果考慮後)	1,166	1,643
	2016 年 6 月 30 日に 終了した半期 (百万株)	2015 年 6 月 30 日に 終了した半期 (百万株)
基本的加重平均発行株式数	16,859	16,678
潜在的普通株式数	182	345
希薄化後加重平均株式数	17,041	17,023
	(ペンス)	(ペンス)
基本的 1 株当たり利益 ¹	6.9	9.9
継続事業からの基本的 1 株当たり利益 ¹	6.0	8.7
非継続事業からの基本的 1 株当たり利益	0.9	1.2
希薄化後 1 株当たり利益 ¹	6.8	9.7
継続事業からの希薄化後 1 株当たり利益 ¹	5.9	8.6
非継続事業からの希薄化後 1 株当たり利益	0.9	1.1

¹ その他の株主に帰属する税引後利益 2 億 800 万ポンド(2015 年度上半期:1 億 5,900 万ポンド)には、剰余金に計上される税額控除 5,800 万ポンド(2015 年度上半期:3,200 万ポンド)が含まれています。1 株当たり利益の計算にあたり、非支配持分帰属分とこの純額 1 億 5,000 万ポンド(2015 年度上半期:1 億 2,700 万ポンド)が税引後利益から控除されています。

財務書類に対する注記

8. 普通株式配当金

バークレイズの方針は、半年毎に配当金の宣言および支払を実施することです。取締役会は、普通株式 1 株当たり 1 ペンス (2015 年度上半期:2 ペンス) の 2016 年度期中配当金を、2016 年 8 月 12 日現在の当社の株主名簿に登録された株主に対して、2016 年 9 月 19 日に支払うことを決定しています。

期中の配当金支払額	2016 年 6 月 30 日に 終了した半期		2015 年 6 月 30 日に 終了した半期	
	1 株当たり (ペンス)	合計 (百万ポンド)	1 株当たり (ペンス)	合計 (百万ポンド)
最終配当金	3.5	588	3.5	578
期中配当金	-	-	1.0	168

9. 金融投資

	2016 年 6 月 30 日 現在 (百万ポンド)	2015 年 12 月 31 日 現在 (百万ポンド)
売却可能投資		
債券およびその他の適格債券	77,617	89,278
持分証券	476	989
満期保有投資	5,007	-
金融投資	83,100	90,267

2016 年 6 月に、従来は売却可能投資に分類されていた 50 億ポンドの英国債が、資産の保有目的と一致させるため満期保有目的に再分類されました。

財務書類に対する注記

10. デリバティブ

2016 年 6 月 30 日現在	想定元本 (百万ポンド)	公正価値	
		資産 (百万ポンド)	負債 (百万ポンド)
為替デリバティブ	3,854,750	72,692	(75,487)
金利デリバティブ	31,034,871	332,937	(323,622)
クレジット・デリバティブ	1,015,204	16,326	(14,560)
エクイティ・デリバティブおよびコモディティ・デリバティブ	960,565	22,262	(27,031)
トレーディング目的で保有するデリバティブ資産/(負債)	36,865,390	444,217	(440,700)
ヘッジ会計の要件を満たす関係にあるデリバティブ			
キャッシュフロー・ヘッジとして指定されているデリバティブ	145,925	509	(7)
公正価値ヘッジとして指定されているデリバティブ	156,516	438	(1,032)
純投資ヘッジとして指定されているデリバティブ	7,286	16	(578)
ヘッジ関係の指定を受けているデリバティブ資産/(負債)	309,727	963	(1,617)
認識されたデリバティブ資産/(負債)合計	37,175,117	445,180	(442,317)
2015 年 12 月 31 日現在			
為替デリバティブ	3,224,714	54,798	(58,709)
金利デリバティブ	24,485,126	230,627	(220,732)
クレジット・デリバティブ	948,646	18,181	(16,624)
エクイティ・デリバティブおよびコモディティ・デリバティブ	778,616	23,166	(27,723)
トレーディング目的で保有するデリバティブ資産/(負債)	29,437,102	326,772	(323,788)
ヘッジ会計の要件を満たす関係にあるデリバティブ			
キャッシュフロー・ヘッジとして指定されているデリバティブ	163,386	300	(115)
公正価値ヘッジとして指定されているデリバティブ	151,264	637	(296)
純投資ヘッジとして指定されているデリバティブ	1,955	-	(53)
ヘッジ関係の指定を受けているデリバティブ資産/(負債)	316,605	937	(464)
認識されたデリバティブ資産/(負債)合計	29,753,707	327,709	(324,252)

デリバティブ資産は 1,170 億ポンド増加して 4,450 億ポンドになりました。この増加は主に、主要先渡金利の下落を反映した金利デリバティブおよび主要通貨の英ポンドに対する上昇による為替デリバティブによるものです。

IFRS に基づいて計上されたデリバティブ資産および負債に対する相殺額は 180 億ポンド(2015 年: 80 億ポンド)でした。同一のカウンターパーティに対する資産と負債、または当グループが保有する現金担保 500 億ポンド(2015 年: 350 億ポンド)に対する純額決済が認められたとした場合、デリバティブ資産のエクスポージャーは、IFRS に基づく報告額より 4,050 億ポンド(2015 年: 2,950 億ポンド)低かったと考えられます。同様に、デリバティブ負債は、カウンターパーティごとのネットティングおよび差入現金担保 580 億ポンド(2015 年: 350 億ポンド)を反映した場合、4,130 億ポンド(2015 年: 2,950 億ポンド)低かったと考えられます。さらに、現金以外の担保 90 億ポンド(2015 年: 70 億ポンド)がデリバティブ資産に対して保有されており、70 億ポンド(2015 年: 50 億ポンド)がデリバティブ負債に対して差し入れられています。担保の金額は、担保差し入れの過剰分を含まないようにするために、貸借対照表上のエクスポージャー純額に限定されています。

500 億ポンドの保有現金担保のうち、320 億ポンド(2015 年: 280 億ポンド)は銀行預り金に含まれ、180 億ポンド(2015 年: 70 億ポンド)は顧客預り金に含まれています。580 億ポンドの差入現金担保のうち、190 億ポンド(2015 年: 130 億ポンド)は銀行に対する貸付金に含まれ、390 億ポンド(2015 年: 220 億ポンド)は顧客に対する貸付金に含まれています。

財務書類に対する注記

11. 資産および負債の公正価値

このセクションは、適用された会計方針、公正価値の算定に用いられた評価方法、評価の監視を管理する評価統制の枠組みに関する詳細が記載されている、2015 年度年次報告書の注記 18「資産及び負債の公正価値」とあわせて読むべきです。適用された会計方針または用いられた評価方法に変更はありませんでした。

評価

以下の表は、当グループの公正価値で保有する資産および負債を評価技法（公正価値ヒエラルキー）および貸借対照表上の分類別に表示したものです。

	評価技法に使用			合計 (百万ポンド)
	取引相場価格 (レベル 1) (百万ポンド)	観察可能 インプット (レベル 2) (百万ポンド)	重要な 観察不能 インプット (レベル 3) (百万ポンド)	
2016 年 6 月 30 日現在				
トレーディング・ポートフォリオ資産	31,714	40,007	4,822	76,543
公正価値で測定すると指定された金融資産	3,805	74,065	11,013	88,883
デリバティブ	6,024	432,385	6,771	445,180
売却可能投資	32,906	44,729	458	78,093
投資不動産	-	-	86	86
売却目的処分グループに含まれる資産 ¹	6,261	6,873	7,424	20,558
資産合計	80,710	598,059	30,574	709,343
トレーディング・ポートフォリオ負債	(18,643)	(14,000)	-	(32,643)
公正価値で測定すると指定された金融負債	(266)	(112,914)	(918)	(114,098)
デリバティブ	(5,501)	(430,510)	(6,306)	(442,317)
売却目的処分グループに含まれる負債 ¹	(408)	(5,416)	(8,525)	(14,349)
負債合計	(24,818)	(562,840)	(15,749)	(603,407)
2015 年 12 月 31 日現在	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
トレーディング・ポートフォリオ資産	36,676	35,725	4,947	77,348
公正価値で測定すると指定された金融資産	6,163	52,909	17,758	76,830
デリバティブ	6,342	315,949	5,418	327,709
売却可能投資	42,552	46,693	1,022	90,267
投資不動産	-	-	140	140
売却目的処分グループに含まれる資産 ¹	26	8	7,330	7,364
資産合計	91,759	451,284	36,615	579,658
トレーディング・ポートフォリオ負債	(23,978)	(9,989)	-	(33,967)
公正価値で測定すると指定された金融負債	(240)	(90,203)	(1,302)	(91,745)
デリバティブ	(5,450)	(314,033)	(4,769)	(324,252)
売却目的処分グループに含まれる負債 ¹	(1,024)	(802)	(4,171)	(5,997)
負債合計	(30,692)	(415,027)	(10,242)	(455,961)

¹ 帳簿価額が公正価値を下回る資産および負債については、後述の償却原価で測定される資産・負債の帳簿価額と公正価値の比較表において報告されていません。増加は、売却予定の BAGL とイタリアおよびフランスのリテール事業によるものです。

財務書類に対する注記

以下の表は、当グループの公正価値で保有する資産および負債を評価技法（公正価値ヒエラルキー）および商品タイプ別に表示したものです。

	資産 評価技法に使用			負債 評価技法に使用		
	取引相場価格 (レベル 1) (百万ポンド)	観察可能 インプット (レベル 2) (百万ポンド)	重要な 観察不能 インプット (レベル 3) (百万ポンド)	取引相場価格 (レベル 1) (百万ポンド)	観察可能 インプット (レベル 2) (百万ポンド)	重要な 観察不能 インプット (レベル 3) (百万ポンド)
2016 年 6 月 30 日現在						
金利デリバティブ	-	329,870	3,689	-	(320,778)	(3,798)
為替デリバティブ	-	72,938	95	-	(76,016)	(134)
クレジット・デリバティブ	-	14,152	2,174	-	(14,326)	(234)
エクイティ・デリバティブ	3,382	10,567	756	(2,897)	(14,419)	(1,736)
コモディティ・デリバティブ	2,642	4,858	57	(2,604)	(4,971)	(404)
政府および政府保証債	40,472	60,640	285	(9,975)	(9,422)	-
社債	158	12,366	3,198	(227)	(3,150)	-
譲渡性預金証書、コマーシャル・ペーパー およびその他の短期金融商品	-	778	-	-	(7,207)	(272)
リバース・レボ取引およびレボ取引	-	72,770	-	-	(74,946)	-
非アセット・バック・ローン	-	2,894	9,959	-	-	-
アセット・バック証券	-	2,603	671	-	(627)	(67)
商業不動産ローン	-	-	590	-	-	-
発行債券	-	-	-	-	(30,075)	(354)
エクイティ現物商品	27,790	5,439	186	(8,707)	(940)	-
ファンドおよびファンドリンク型商品	-	292	290	-	(239)	(31)
コモディティ現物	-	8	-	-	(106)	-
売却目的資産および負債	6,261	6,873	7,424	(408)	(5,416)	(8,525)
その他 ¹	5	1,011	1,200	-	(202)	(194)
合計	80,710	598,059	30,574	(24,818)	(562,840)	(15,749)
2015 年 12 月 31 日現在						
金利デリバティブ	-	228,751	2,675	-	(218,864)	(2,247)
為替デリバティブ	2	54,839	95	(4)	(58,594)	(196)
クレジット・デリバティブ	-	16,279	1,902	-	(16,405)	(219)
エクイティ・デリバティブ	3,830	9,279	690	(2,870)	(14,037)	(1,545)
コモディティ・デリバティブ	2,510	6,801	56	(2,576)	(6,133)	(562)
政府および政府保証債	55,150	52,967	419	(15,036)	(5,474)	(1)
社債	352	11,598	2,895	(234)	(4,558)	(15)
譲渡性預金証書、コマーシャル・ペーパー およびその他の短期金融商品	82	503	-	(5)	(6,955)	(382)
リバース・レボ取引およびレボ取引	-	49,513	-	-	(50,838)	-
非アセット・バック・ローン	-	1,931	16,828	-	-	-
アセット・バック証券	-	12,009	770	-	(384)	(37)
商業不動産ローン	-	-	551	-	-	-
発行債券	-	-	-	-	(29,695)	(546)
エクイティ現物商品	29,704	4,038	171	(8,943)	(221)	-
ファンドおよびファンドリンク型商品	-	1,649	378	-	(1,601)	(148)
コモディティ現物	87	156	-	-	-	-
売却目的資産および負債	26	8	7,330	(1,024)	(802)	(4,171)
その他 ¹	16	963	1,855	-	(466)	(173)
合計	91,759	451,284	36,615	(30,692)	(415,027)	(10,242)

¹ その他には、プライベート・エクイティ投資、アセット・バック・ローンおよび投資不動産が含まれています。

レベル 1 とレベル 2 の間での資産および負債の組替え

当期において、振替はありませんでした(2015 年:資産 5 億 3,700 万ポンド、負債 8 億 100 万ポンドのエクイティ・デリバティブおよび為替デリバティブがレベル 1 からレベル 2 へ振替えられました)。

レベル 3 の変動分析

以下の表は、当期におけるレベル 3 の残高の変動を要約したものです。この表は利益および損失を示しており、当期においてレベル 3 へ、またレベル 3 から振替られた、すべての公正価値で保有する資産および負債の金額を含んでいます。振替は当年度期首に実施したものとして反映しています。

売却目的処分グループに含まれる資産および負債は、一時的に公正価値で測定されるためここには含まれていません。

レベル 2 とレベル 3 の間の資産および負債の移動は、主に i) インプットに関連する観察可能な市場取引の増加または減少、あるいは ii) 観察不能なインプットの重要性の変化に起因しており、観察不能なインプットが重要とみなされる場合、当該資産および負債はレベル 3 に分類されます。

当期において、81 億ポンドの非アセット・バック・ローンが公正価値レベル 3 資産から振替えられました。これは、ESHLA 貸付金の LOBO 条項に係る条件変更によるものです。この新たに条件変更された貸付金は償却原価ベースで測定されることとなります。

財務書類に対する注記

	2016 年 1 月 1 日 現在 (百万 ポンド)	購入 (百万 ポンド)	売却 (百万 ポンド)	発行 (百万 ポンド)	決済 (百万 ポンド)	損益計算書に 認識された当期 利益および損失合計		その他の包 括利益に認 識された利 益または 損失合計 (百万 ポンド)	振替		2016 年 6 月 30 日 現在 (百万 ポンド)
						トレー ディング 収益 (百万 ポンド)	その他の 収益 (百万 ポンド)		レベル 3 へ (百万 ポンド)	レベル 3 から (百万 ポンド)	
政府および政府保証債	320	-	(34)	-	-	(1)	-	-	-	-	285
社債	2,882	66	(20)	-	(104)	367	-	-	18	(11)	3,198
アセット・バック証券	743	56	(230)	-	(12)	71	-	-	43	-	671
非アセット・バック・ ローン	507	116	(275)	-	-	(29)	-	-	18	(3)	334
ファンドおよびファンドリ ンク型商品	340	-	(47)	-	(286)	296	-	-	-	(13)	290
その他	155	7	(22)	-	(68)	10	-	-	1	(39)	44
トレーディング・ポートフォ リオ資産	4,947	245	(628)	-	(470)	714	-	-	80	(66)	4,822
商業不動産ローン	549	785	(779)	-	(10)	45	-	-	-	-	590
非アセット・バック・ ローン ¹	16,256	-	(297)	-	(8,111)	1,695	-	-	82	-	9,625
アセット・バック・ ローン	256	20	(203)	-	(17)	25	-	-	-	-	81
プライベート・ エクイティ投資	510	21	(102)	-	(1)	5	85	-	4	-	522
その他	187	4	(110)	-	(5)	(23)	110	-	70	(38)	195
公正価値で測定すると 指定された金融資産	17,758	830	(1,491)	-	(8,144)	1,747	195	-	156	(38)	11,013
政府および政府保証債	94	-	(94)	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	928	11	(528)	-	(23)	-	6	41	30	(7)	458
売却可能投資	1,022	11	(622)	-	(23)	-	6	41	30	(7)	458
投資不動産	140	-	(57)	-	-	-	3	-	-	-	86
譲渡性預金証書、 コマーシャル・ ペーパーおよびその他の 短期金融商品	(383)	-	-	(17)	114	-	(19)	-	(29)	62	(272)
発行債券	(565)	-	-	-	203	8	-	-	-	-	(354)
その他	(354)	-	-	-	113	(26)	(2)	-	(61)	38	(292)
公正価値で測定すると 指定された金融負債	(1,302)	-	-	(17)	430	(18)	(21)	-	(90)	100	(918)
金利デリバティブ	428	(36)	(22)	-	(189)	(77)	-	-	(187)	(26)	(109)
クレジット・ デリバティブ	1,683	10	(4)	-	(10)	264	-	-	(3)	-	1,940
エクイティ・ デリバティブ	(855)	61	-	(82)	51	(131)	-	-	(50)	26	(980)
コモディティ・ デリバティブ	(506)	5	-	-	48	61	-	-	25	20	(347)
為替デリバティブ	(101)	-	-	-	(44)	11	-	-	20	75	(39)
デリバティブ純額²	649	40	(26)	(82)	(144)	128	-	-	(195)	95	465
合計	23,214	1,126	(2,824)	(99)	(8,351)	2,571	183	41	(19)	84	15,926

¹ ESHLA 貸付金ポートフォリオに係る 17 億ポンドのトレーディング収益(2015 年 6 月:9 億ポンドの損失)は、関連するレベル 2 の金利ヘッジデリバティブに係る 21 億ポンドの損失(2015 年 6 月:8 億ポンドの利益)と相殺されています。

² デリバティブは純額ベースで表示されています。総額ベースのデリバティブ資産は 67 億 7,100 万ポンド(2015 年 6 月:36 億 700 万ポンド)であり、同デリバティブ負債は 63 億 600 万ポンド(2015 年 6 月:32 億 8,000 万ポンド)でした。

財務書類に対する注記

	2015 年 1 月 1 日 現在 (百万 ポンド)	購入 (百万 ポンド)	売却 (百万 ポンド)	発行 (百万 ポンド)	決済 (百万 ポンド)	損益計算書に 認 識された当期 利益および損失合計			その他の包 括利益に認 識された利 益または 損失合計		振替 レベル 3 (百万 ポンド)	レベル 3 から (百万 ポンド)	2015 年 6 月 30 日 現在 (百万 ポンド)
						トレー ディング 収益 (百万 ポンド)	その他の 収益 (百万 ポンド)	その他の包 括利益に認 識された利 益または 損失合計 (百万 ポンド)					
政府および政府保証債	685	27	(28)	-	(2)	(12)	-	-	-	-	15	(142)	543
社債	3,026	112	(66)	-	-	53	-	-	-	-	2	(91)	3,036
アセット・バック証券	1,610	1,305	(1,274)	-	(549)	60	-	-	-	-	56	(24)	1,184
非アセット・バック・ ローン	273	171	(217)	-	(3)	(12)	-	-	-	-	-	-	212
ファンドおよびファンドリン ク型商品	589	-	(7)	-	(32)	(50)	-	-	-	-	20	-	520
その他	144	71	(15)	-	(9)	(2)	-	-	-	-	-	-	189
トレーディング・ポートフォ リオ資産	6,327	1,686	(1,607)	-	(595)	37	-	-	-	-	93	(257)	5,684
商業不動産ローン	1,179	1,538	(1,916)	-	(185)	(6)	-	-	-	-	-	-	610
非アセット・バック・ ローン ¹	17,471	-	-	-	(364)	(925)	-	-	-	-	-	-	16,182
アセット・バック・ ローン	393	470	(444)	-	-	6	-	-	-	-	-	(1)	424
プライベート・ エクイティ投資	701	72	(110)	-	(2)	2	(22)	-	-	-	-	-	641
その他	161	2	(4)	-	-	(10)	2	-	-	-	-	-	151
公正価値で測定すると 指定された金融資産	19,905	2,082	(2,474)	-	(551)	(933)	(20)	-	-	-	-	(1)	18,008
アセット・バック証券	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(1)	-
政府および政府保証債	327	195	(203)	-	-	-	-	3	-	-	-	-	322
その他	985	11	(32)	-	-	-	499	17	19	19	(17)	(17)	1,482
売却可能投資	1,313	206	(235)	-	-	-	499	20	19	19	(18)	(18)	1,804
投資不動産	207	-	(65)	-	-	-	14	-	-	-	-	-	156
トレーディング・ポートフォ リオ負債	(349)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(14)	348	(15)
譲渡性預金証書、 コマーシャル・ ペーパーおよびその他の 短期金融商品	(666)	-	-	(35)	-	-	(9)	-	-	-	(397)	249	(858)
発行債券	(748)	-	-	(1)	130	22	-	-	-	-	(163)	15	(745)
その他	(402)	-	-	-	-	(7)	56	-	-	-	-	10	(343)
公正価値で測定すると 指定された金融負債	(1,816)	-	-	(36)	130	15	47	-	-	-	(560)	274	(1,946)
金利デリバティブ	(105)	-	(4)	-	(46)	18	-	-	-	-	(40)	138	(39)
クレジット・ デリバティブ	1,557	276	(12)	-	(6)	(321)	-	-	-	-	(11)	-	1,483
エクイティ・ デリバティブ	(845)	138	-	(352)	96	101	-	-	-	-	(30)	18	(874)
コモディティ・ デリバティブ	(152)	-	-	-	8	16	-	-	-	-	(241)	123	(246)
為替デリバティブ	(30)	-	(1)	(3)	25	9	-	-	-	-	(21)	24	3
デリバティブ純額²	425	414	(17)	(355)	77	(177)	-	-	-	-	(343)	303	327
合計	26,012	4,388	(4,398)	(391)	(939)	(1,058)	540	20	(805)	649	24,018		

¹ ESHLA 貸付金ポートフォリオに係る 17 億ポンドのトレーディング収益(2015 年 6 月:9 億ポンドの損失)は、関連するレベル 2 の金利ヘッジデリバティブに係る 21 億ポンドの損失(2015 年 6 月:8 億ポンドの利益)と相殺されています。

² デリバティブは純額ベースで表示されています。総額ベースのデリバティブ資産は 67 億 7,100 万ポンド(2015 年 6 月:36 億 700 万ポンド)であり、同デリバティブ負債は 63 億 600 万ポンド(2015 年 6 月:32 億 8,000 万ポンド)でした。

財務書類に対する注記

レベル 3 の金融資産および金融負債に係る未実現利益および損失

以下の表は、期末現在で保有されるレベル 3 の金融資産および負債から生じ、当年度において認識された未実現利益および損失を開示しています。

	2016 年 6 月 30 日現在				2015 年 6 月 30 日現在			
	損益計算書				損益計算書			
	トレーディ ング収益 (百万 ポンド)	その他の 収益 (百万 ポンド)	その他の 包括利益 (百万 ポンド)	合計 (百万 ポンド)	トレーディ ング収益 (百万 ポンド)	その他の 収益 (百万 ポンド)	その他の 包括利益 (百万 ポンド)	合計 (百万 ポンド)
トレーディング・ポートフォリオ資産	400	-	-	400	(55)	-	-	(55)
公正価値で測定すると指定された金融資産	764	166	-	930	(763)	(70)	-	(833)
売却可能投資	-	33	41	74	-	470	42	512
投資不動産	-	3	-	3	-	(8)	-	(8)
公正価値で測定すると指定された金融負債	(24)	(17)	-	(41)	16	50	-	66
デリバティブ純額	110	-	-	110	(267)	-	-	(267)
合計	1,250	185	41	1,476	(1,069)	442	42	(585)

評価技法および感応度分析

感応度分析は、合理的に可能な様々な代替評価を行うために、重要な観察不能インプットを有する(レベル 3)商品に対して実施されます。適用される感応度分析の手法では、使用した評価技法の性質、また、観察可能な比較対象および過去のデータの入手可能性および信頼性ならびに代替モデルの使用による影響を考慮しています。

当年度の評価および感応度の手法は、2015 年度年次報告書の注記 18「資産及び負債の公正価値」に記載の手法と一致しています。

財務書類に対する注記

観察不能インプットを用いた評価の感応度分析

商品の種類	公正価値		有利な変動		不利な変動	
	資産合計 (百万ポンド)	負債合計 (百万ポンド)	損益計算書 (百万ポンド)	株主資本 (百万ポンド)	損益計算書 (百万ポンド)	株主資本 (百万ポンド)
2016年6月30日現在						
金利デリバティブ	3,689	(3,798)	101	-	(110)	-
為替デリバティブ	95	(134)	15	-	(15)	-
クレジット・デリバティブ	2,174	(234)	61	-	(57)	-
エクイティ・デリバティブ	756	(1,736)	178	-	(194)	-
コモディティ・デリバティブ	57	(404)	8	-	(8)	-
政府および政府保証債	285	-	1	-	(1)	-
社債	3,198	-	9	-	(4)	-
譲渡性預金証書、コマーシャル・ペーパーおよびその他の短期金融商品	-	(272)	-	-	-	-
非アセット・バック・ローン	9,959	-	1,103	-	(1,140)	-
アセット・バック証券	671	(67)	2	-	(1)	-
商業不動産ローン	590	-	2	-	(2)	-
発行債券	-	(354)	-	-	-	-
エクイティ現物商品	186	-	-	5	-	(5)
ファンドおよびファンドリンク型商品	290	(31)	6	-	(6)	-
その他 ¹	1,200	(194)	247	57	(244)	(65)
合計²	23,150	(7,224)	1,733	62	(1,782)	(70)
2015年12月31日現在						
金利デリバティブ	2,675	(2,247)	93	-	(103)	-
為替デリバティブ	95	(196)	17	-	(17)	-
クレジット・デリバティブ	1,902	(219)	66	-	(96)	-
エクイティ・デリバティブ	690	(1,545)	167	-	(185)	-
コモディティ・デリバティブ	56	(562)	13	-	(13)	-
政府および政府保証債	419	(1)	4	-	(4)	-
社債	2,895	(15)	10	1	(5)	(1)
譲渡性預金証書、コマーシャル・ペーパーおよびその他の短期金融商品	-	(382)	-	-	-	-
非アセット・バック・ローン	16,828	-	1,581	-	(1,564)	-
アセット・バック証券	770	(37)	1	-	(1)	-
商業不動産ローン	551	-	24	-	(1)	-
発行債券	-	(546)	-	-	-	-
エクイティ現物商品	171	-	-	17	-	(17)
ファンドおよびファンドリンク型商品	378	(148)	1	-	(1)	-
その他 ¹	1,855	(173)	154	318	(172)	(53)
合計²	29,285	(6,071)	2,131	336	(2,162)	(71)

¹ その他には、プライベート・エクイティ投資、アセット・バック・ローンならびに投資不動産が含まれています。

² 売却目的処分グループに含まれる資産および負債は、一時的に公正価値で測定されるためここには含まれていません。

財務書類に対する注記

重要な観察不能インプット

公正価値で認識され、レベル 3 に分類される資産および負債についての評価技法および重要な観察不能インプットは、2015 年度年次報告書の注記 18「資産及び負債の公正価値」と一致しています。2015 年度年次報告書の注記 18「資産及び負債の公正価値」には、重要な観察不能インプット、ならびに重要な観察不能インプットの増加に対する、レベル 3 の資産または負債に分類される金融商品の公正価値測定の感応度についても記載されています。売却目的処分グループに含まれる資産および負債は、非経常的に公正価値で測定されるため含まれていません。

公正価値調整

主要な貸借対照表上の評価調整は以下の通りです。

	2016 年 6 月 30 日現在 (百万ポンド)	2015 年 12 月 31 日現在 (百万ポンド)
ビッド・オファーによる評価調整	(396)	(360)
その他の出口調整	(158)	(149)
担保が付されていないデリバティブによる資金調達	(107)	(72)
デリバティブ信用評価調整:		
- モノライン保険会社	-	(9)
- その他のデリバティブ信用評価調整 (CVA)	(314)	(318)
デリバティブの信用評価調整 (DVA)	396	189

- 担保が付されていないデリバティブによる資金調達は、パークレイズの調達スプレッド拡大の結果、3,500 万ポンド増加して 1 億 700 万ポンドになりました。
- 信用評価調整 (CVA) は、モノライン保険会社へのエクスポージャーが減少した結果、1,300 万ポンド減少して 3 億 1,400 万ポンドになりました。
- 信用評価調整 (DVA) は、パークレイズの信用スプレッドが拡大した結果、2 億 700 万ポンド増加して、3 億 9,600 万ポンドになりました。

ポートフォリオの適用除外

当グループは、金融資産および金融負債グループの公正価値の測定に、IFRS 第 13 号「公正価値測定」のポートフォリオの適用除外を利用しています。金融商品は、現在の市況において、貸借対照表日現在の市場参加者の秩序ある取引において、特定のリスク・エクスポージャーについての正味ロング・ポジション（すなわち資産）の売却、または特定のリスク・エクスポージャーについての正味ショート・ポジション（すなわち負債）の移転に対して受取ると考えられる価格を用いて測定されます。このため当グループは、市場参加者が測定日現在の正味リスク・エクスポージャーの価格を決定する方法と整合した方法で、金融資産および金融負債グループの公正価値を測定しています。

観察不能インプットを用いた評価モデルの使用の結果生じる未認識利益

取引価格（当初認識時の公正価値）と、当初認識時に観察不能なインプットを用いる評価モデルが使用された場合に発生していたと考えられる金額との差額に関して収益にまだ認識されていない金額から、その後認識された金額を控除した額は 9,600 万ポンド（2015 年: 1 億 100 万ポンド）でした。追加額はなく（2015 年: 3,500 万ポンド）、償却および戻入額は 500 万ポンド（2015 年: 3,100 万ポンド）でした。

第三者による信用補完

パークレイズ・グループが発行したストラクチャードおよびブローカード譲渡性預金証書は、預金者 1 人当たり 250,000 米ドルを上限に、米国の連邦預金保険公社 (FDIC) による保険が掛けられています。FDIC はパークレイズおよびその他の銀行が支払う預金保険の保険料から資金を得ています。IAS 第 39 号「公正価値オプション」に基づき公正価値で測定すると指定されたこれらの発行済譲渡性預金の帳簿価額には、この第三者による信用補完が含まれています。これらのブローカード譲渡性預金証書の貸借対照表上の価額は、40 億 1,700 万ポンド（2015 年: 37 億 2,900 万ポンド）でした。

財務書類に対する注記

公正価値で保有されない資産および負債の帳簿価額と公正価値の比較

償却原価で測定される金融資産および負債の公正価値の計算に用いた評価技法は、2015 年度年次報告書の開示と一致しています。

以下の表は、当グループの貸借対照表において償却原価で測定される金融資産および金融負債の公正価値をまとめたものです。

	2016 年 6 月 30 日現在		2015 年 12 月 31 日現在	
	帳簿価額 (百万ポンド)	公正価値 (百万ポンド)	帳簿価額 (百万ポンド)	公正価値 (百万ポンド)
金融資産				
満期保有 ¹	5,007	5,429	-	-
銀行に対する貸付金	48,117	48,098	41,349	41,301
顧客に対する貸付金:				
ー住宅ローン	144,994	140,214	155,863	151,431
ークレジットカード債権、無担保貸付およびその他のリテール貸付	56,702	56,277	67,840	67,805
ーファイナンス・リース債権	1,643	1,642	4,776	4,730
ーコーポレート・ローン	221,987	220,348	170,738	169,697
リバース・レボ取引およびその他類似の担保付貸付	20,216	20,216	28,187	28,187
売却目的処分グループに含まれる資産 ²	46,895	46,895	-	-
金融負債				
銀行預り金	(62,386)	(62,386)	(47,080)	(47,080)
顧客預り金:				
ー当座預金および要求払預金	(130,142)	(130,142)	(147,122)	(147,121)
ー貯蓄預金	(130,331)	(130,351)	(135,567)	(135,600)
ーその他の定期預金	(178,057)	(178,144)	(135,553)	(135,796)
発行債券	(66,172)	(66,604)	(69,150)	(69,863)
レボ取引およびその他類似の担保付借入	(25,418)	(25,418)	(25,035)	(25,035)
劣後負債	(22,650)	(22,668)	(21,467)	(22,907)
売却目的処分グループに含まれる負債 ²	(49,756)	(49,756)	-	-

¹ 2016年6月に、従来は売却可能投資に分類されていた50億ポンドの英国債が、資産の保有目的と一致させるために満期保有目的に再分類されました。

² 帳簿価額が公正価値を下回る資産および負債を表しています。当該金額は、売却予定のBAGLおよびアジアのウェルズ事業に関連するものです。

12. 劣後負債

	2016 年 6 月 30 日 現在 (百万ポンド)	2015 年 12 月 31 日 現在 (百万ポンド)
1 月 1 日現在残高	21,467	21,153
発行	854	1,138
償還	(583)	(682)
その他	912	(142)
期末現在の期限付および無期限劣後負債合計	22,650	21,467

劣後負債は 6%増加して 226 億 5,000 万ポンド(2015 年 12 月:214 億 6,700 万ポンド)になりました。5.20%固定利付劣後債 8 億 5,400 万ポンドが発行されました。一部償還には、6.86%コーラブル永久債(コア Tier 1 項目)2 億 7,800 万ポンド、6.125%無期限劣後債 1 億 6,000 万ポンドおよび 5.75%固定利付劣後債 1 億 4,500 万ポンドが含まれています。その他の増減には、主に米ドルおよびユーロの価値が英ポンドに対して上昇したことに伴う 14 億 9,200 万ポンドの増加が、売却目的に再分類された BAGL の劣後負債 6 億 1,600 万ポンドと相殺されたことが含まれています。

財務書類に対する注記

13 引当金

	2016 年 6 月 30 日現在 (百万ポンド)	2015 年 12 月 31 日現在 (百万ポンド)
英国の顧客に対する補償		
- 支払保証保険 (PPI) に係る補償	1,951	2,106
その他の顧客補償	830	896
訴訟、競争および規制関連事項	474	489
余剰人員削減および事業再編	258	186
未実行の契約上のコミテッド・ファシリティおよび保証	59	60
不利な契約	144	141
その他引当金	272	264
合計	3,988	4,142

支払保障保険 (PPI) に係る補償

2016 年 6 月 30 日現在、パークレイズは支払保障保険 (PPI) に係る補償費用および関連する請求処理費用に対して累計総額 78 億ポンド (2015 年 12 月 31 日: 74 億ポンド) を引当金として認識していました。このうち 59 億ポンド (2015 年 12 月 31 日: 53 億ポンド) が取り崩され、引当金の残高は 20 億ポンド (2015 年 12 月 31 日現在: 21 億ポンド) となっています。

2016 年 6 月 30 日までに、顧客が開始した 170 万件 (2015 年 12 月 31 日現在: 160 万件) の請求¹が受理され、処理されています。2016 年度上半期に受理された請求件数は 2015 年度下半期より 4%²減少 (2015 年度上半期より 1%の増加) しました。減少は従来の記録よりも遅いペースですが、想定通りです。

主に過去に売却されたポートフォリオに関して第三者によって管理されているものも含め、現在進行中の補正プログラムに関して PPI 補償費用の見積もりを見直したことを反映させるため、4 億ポンドの追加費用が認識されました。

2016 年 6 月 30 日現在、合計 20 億ポンドの引当金は、想定される PPI 補償についてのパークレイズの最良の見積りを表しているものです。しかしながら、最終的な結果が現在の見積りと異なる可能性があります。未だ確認が留保されているものの、金融行為監督機構 (FCA) によって提案された請求の期限 (依然として承認待ち) に関する十分な引当金の水準を引き続き見直していく予定です。

引当金は、経営者の重大な判断が継続的に伴う多くの重要な仮定とモデリングを用いて算出されています。

- 顧客が開始した請求件数 – 受理されたものの未処理の請求に加え今後顧客が開始する請求の見積もりで、後者は時間の経過とともに件数が減少すると予想されています。
- 積極的の回答率 – 積極的な通知郵送の結果発生した請求件数。
- 承認率 – 審査の結果、有効であるとして承認された請求の比率。
- 平均補償額 – 承認された請求に関して顧客に支払われる保険契約のタイプおよび年限に基づく予想平均支払額。
- 請求 1 件当たりの処理費用 – 有効な請求 1 件を評価および処理するためにパークレイズに発生する費用

これらの仮定は、特に請求管理会社 (CMC) の活動から生じる苦情を含む将来の請求水準に係る不確実性のため、引き続き主観的なものです。

下表は、重要な仮定別に 2016 年 6 月 30 日までの実績データ、引当金算出に使用した予測の仮定および感応度分析を詳述し、将来の予想についての仮定が高すぎるまたは低すぎると判明した場合の引当金への影響を説明しています。

¹ これまで受理した請求件数の合計は、CMC 経由で受理したものを含んでいますが、PPI 保険証書が存在しない場合と積極的な通知郵送への回答を含めていません。

² 受理された総件数。

財務書類に対する注記

仮定	2016 年		感応度分析 引当金の増加／減少
	6 月 30 日までの 累計実績	将来の予想	
顧客が開始した請求の受理および処理件数 ¹	171 万件	57 万件	5 万件 = 1 億 500 万ポンド
積極的な通知郵送	72 万件	16 万件	5 万件 = 1,200 万ポンド
積極的な通知郵送に対する回答率	27%	17%	1% = 200 万ポンド
請求 1 件当たりの平均承認率 ²	87% ³	84%	1% = 1,400 万ポンド
有効請求 1 件当たりの平均補償額 ⁴	1,845 ポンド	1,830 ポンド	100 ポンド = 6,700 万ポンド
請求 1 件当たりの処理費用 ⁵	305 ポンド	280 ポンド	5 万ポンド = 1,400 万ポンド

1 これまでに受理した請求件数の合計は、CMC 経由で受理したものを含んでいますが、PPI 保険証書が存在しない場合と積極的な通知郵送への回答を含めていません。

2 請求 1 件当たりの平均承認率は PPI 保険証書が存在しない場合を除いています。

3 平均承認率は主として 2015 年の補正額の増加によって変化しています。

4 平均補償額は保険証書 1 件当たりベースで表示されていますが、補正額は含んでいません。

5 承認された請求ベースの請求 1 件当たりの処理費用は、直接人件費および関連する間接費を含んでいます。

顧客補償

顧客補償に係る引当金は、パークレイズの事業活動遂行上の不適切な判断に伴う顧客、取引先および取引相手が被った損失または損害について、当該顧客、取引先および取引相手に支払う補償金の見積費用で構成されます。その他の顧客補償に係る引当金計上額には、2005 年から 2012 年の間の特定の顧客向けに特定の外国為替取引に関する過去のプライシング慣行に関する 2 億 8,200 万ポンド (2015 年: 2 億 9,000 万ポンド)、パッケージド・バンク・アカウントに関する 1 億 1,800 万ポンド (2015 年: 2 億 8,200 万ポンド)、ならびにリテールおよびコーポレート事業全体における少額の引当金が含まれます。

14. 退職給付

2016 年 6 月 30 日現在、当グループの IAS 第 19 号に基づく全制度にわたる年金積立不足額は 3 億ポンドとなりました(2015 年: 4 億ポンドの積立超過)。当グループの主要な制度である英国退職基金(UKRF)の積立超過額は、1 億ポンドとなりました(2015 年: 8 億ポンドの積立超過)。

UKRF の変動は、割引率よりも資産のパフォーマンスが高かったことに伴う資産評価額の増加により一部相殺されたものの、主に割引率が年率 2.79%(2015 年: 年率 3.82%)に低下したことに伴う年金負債額の増加を反映しています。

UKRF の3年毎の数値評価が、直近では 2013 年 9 月 30 日付で実施されました。これは、2014 年度に完了し、36 億ポンドの積立不足が判明し、積立レベルは 87.4%でした。当行と受託会社は、制度別の積立目標、積立方針の記述書、拠出予定および UKRF の積立不足を解消するための回収計画について合意しました。積立状況と IAS 第 19 号による仮定の主な相違は、積立ではより慎重な長寿の仮定を使用している点と割引率の設定に対するアプローチが異なる点です。

積立不足を解消するための回収計画の結果、当行は、2021 年度まで拠出金の不足額を基金に支払うことになります。拠出金の不足額 3 億ポンドが 2015 年度に支払われ、2016 年度にも支払われます。その後 2017 年度から 2021 年度までに年間 7 億 4,000 万ポンドの拠出金の不足額が追加で支払われます。2017 年度には、2021 年度の拠出金の不足額のうち最大 5 億ポンドが、その時点の不足レベルに応じて支払われます。これらの拠出金の不足額は、毎年発生する給付費用の当グループ負担分に対応するための通常の拠出金の他に支払われるものです。

評価が行われない年度については、制度の保険数理人が積立状況に関する数値計算の年次報告を作成しています。直近の年次報告は 2015 年 9 月 30 日現在で実施され、60 億ポンド(2014 年 9 月 30 日: 46 億ポンド)の積立不足が判明し、積立レベルは 82.7%(2014 年 9 月 30 日: 85.4%)でした。2015 年 9 月 30 日までの 1 年間における積立不足の増加は主に、英国債の実勢利回りの低下によるものです。

15. 払込済株主資本

払込済株主資本は、1 株当たり 25 ペンスの普通株式 169 億 1,300 万株(2015 年: 168 億 500 万株)で構成されています。払込済株主資本の増加は主に、従業員株式制度およびパークレイズ・ピーエルシー株式配当プログラムに基づく株式発行によるものでした。

16. その他の株式商品

その他の株式商品 53 億 1,400 万ポンド(2015 年: 53 億 500 万ポンド)には、パークレイズ・バンク・ピーエルシーが発行した追加的 Tier 1(AT 1)証券が含まれています。

AT 1 証券は、満期日または償還日が設定されていない永久債であり、CRD IV に基づく AT 1 証券として適格となるように構成されています。

財務書類に対する注記(抜粋)

17. その他の剰余金

	2016 年 6 月 30 日現在 (百万ポンド)	2015 年 12 月 31 日現在 (百万ポンド)
為替換算再評価差額	1,699	(623)
売却可能投資再評価差額	7	317
キャッシュフロー・ヘッジ再評価差額	3,051	1,261
その他	938	943
合計	5,695	1,898

為替換算再評価差額

2016 年 6 月 30 日現在、為替換算再評価差額の貸方に 16 億 9,900 万ポンド(2015 年:借方に 6 億 2,300 万ポンド)が計上されていました。この貸方残高の 23 億 2,200 万ポンドの変動は主に、ユーロおよび米ドルが英ポンドに対して上昇したことを反映しています。この変動のうち、5 億 3,400 万ポンドは非継続事業に関連するものでした。これは、当グループの BAGL に対する持分 12.2%の売却に関連して 3 億 4,300 万ポンドを非支配持分に振替えたこと、および南アフリカ・ランドが英ポンドに対して上昇したことを反映しています。

当期において、為替換算再評価差額の振替えによる 5,400 万ポンドの純損失(2015 年:純損失 8,700 万ポンド)が、損益計算書に認識されました。これは主に、ポルトガルのリテールおよび保険事業の売却ならびにブラジル事業に係る資本送還に関連するものでした。

売却可能投資再評価差額

2016 年 6 月 30 日現在、売却可能投資再評価差額の貸方に 700 万ポンド(2015 年:3 億 1,700 万ポンド)が計上されていました。3 億 1,000 万ポンドの減少は主に、国債の公正価値の変動から生じた損失 32 億 8,600 万ポンド(これは、公正価値ヘッジによる 28 億 3,600 万ポンド、純利益に振替えられた正味利得 7 億 7,700 万ポンドおよび税額 2,900 万ポンドによって相殺されています)により生じました。

キャッシュフロー・ヘッジ再評価差額

キャッシュフロー・ヘッジ再評価差額は、有効なキャッシュフロー・ヘッジ商品に係る累積損益を表し、ヘッジ対象取引が損益に影響を及ぼす時点で損益計算書に振替えられます。

2016 年 6 月 30 日現在、キャッシュフロー・ヘッジ再評価差額の貸方に 30 億 5,100 万ポンド(2015 年:貸方に 12 億 6,100 万ポンド)が計上されていました。この 17 億 9,000 万ポンドの増加は主に、金利フォワード・カーブの下方シフトによってヘッジ目的で保有する金利スワップの公正価値が 26 億 2,200 万ポンド増加したことおよび純利益に振替えられた損失 1 億 5,400 万ポンド(この一部は、税額 6 億 7,500 万ポンドによって相殺されています)を反映したものです。

その他の剰余金および自己株式

2016 年 6 月 30 日現在、当グループが発行し、償還した普通株式および優先株式の額面価額を上回る買戻価格の支払額に関連して、その他の剰余金の貸方に 10 億 1,100 万ポンド(2015 年:貸方に 10 億 1,100 万ポンド)が計上されていました。

2016 年 6 月 30 日現在、自己株式に関連してその他の剰余金の借方に 7,300 万ポンド(2015 年:借方に 6,800 万ポンド)が計上されていました。当期において、1 億 4,000 万ポンド(2015 年:6 億 200 万ポンド)の自己株式の正味購入額が計上され、これは主に、従業員株式制度のために保有する株式の増加を反映し、1 億 3,500 万ポンド(2015 年:6 億 1,800 万ポンド)が繰延株式報酬の権利確定を反映して利益剰余金に振替えられました。

18. 偶発債務および契約債務

	2016 年 6 月 30 日現在 (百万ポンド)	2015 年 12 月 31 日現在 (百万ポンド)
担保証券として差入れられた保証および信用状	17,030	16,065
契約履行保証、銀行引受手形および裏書手形	4,741	4,556
偶発債務	21,771	20,621
荷為替信用状およびその他の短期貿易関連取引	1,161	845
フォワード・スタート・リバース・レポ取引	86	93
スタンバイ・ファシリティ、クレジットラインおよびその他の契約債務	296,904	281,369

法律、競争および規制事項に関する偶発債務の詳細については、注記 19 に記載されています。

19. 法律、競争および規制関連事項

パークレイズ・ピーエルシー(BPLC)、パークレイズ・バンク・ピーエルシー(BBPLC)および当グループが直面している法律上、競争上および規制上の課題の多くは、パークレイズの統制が及ばないものです。これらの事項が、BPLC、BBPLC および当グループに与える影響の程度は必ずしも予測可能ではなく、当グループの事業、経営成績、財政状態ならびに財務予測に重要な影響を及ぼす可能性があります。一連の類似の状況から生じる事項により、関連する事実および状況によっては偶発債務または引当金のいずれか、あるいはこの両方が生じる場合があります。当グループは、偶発債務によって当グループが受ける可能性のある財務上の影響額の見積りを、現時点でこれを見積ることができない場合には開示していません。

特定の契約に対する調査および民事訴訟

金融行為監督機構(FCA)は、BPLC および BBPLC が、BBPLC が締結した 2 件のアドバイザリー・サービス契約に関連する開示義務に違反したと主張しています。FCA は 5,000 万ポンドの罰金を科しました。BPLC および BBPLC はこの認定に異議を唱えています。英国重大不正捜査局(SFO)、米国司法省(DOJ)および米国証券取引委員会(SEC)もこれらの契約の調査を進めています。

背景情報

FCA は、BBPLC とカタール・ホールディング・エルエルシー(カタール・ホールディング)との間で 2008 年 6 月と 10 月にそれぞれ締結された 2 件のアドバイザリー・サービス契約を含む特定の契約について、2008 年 6 月および 11 月の BPLC の資本調達に関連していた可能性があるかどうかを調査しています。FCA は、2013 年 9 月に、BPLC および BBPLC に対して警告通知書(警告通知書)を発行しました。

2008 年 6 月に締結されたアドバイザリー・サービス契約の存在は開示されていましたが、2008 年 10 月におけるアドバイザリー・サービス契約の締結ならびに両契約に基づき 5 年間にわたって支払われる総額 3 億 2,200 万ポンドの報酬については、2008 年 6 月および 11 月の資本調達に関するアナウンスメントまたは公表書類において開示されていませんでした。警告通知書は、BPLC および BBPLC が当時、当該契約によって少なくとも一部の不確定かつ未決定の金額が生じるであろうと考えていたことを認める一方で、当該契約の主たる目的は、アドバイザリー・サービスを得ることではなく、資本調達におけるカタールの参加に関して開示されない追加的な支払いを行うことであつたと述べています。

警告通知書は、BPLC および BBPLC が開示に関連する特定の上場規則に違反し、さらに BPLC が上場原則 3(企業の株式の保有者および潜在的保有者に対して誠実性をもって行動する要求事項)に違反したと結論付けています。この件について、FCA は、BPLC および BBPLC が軽率な行動をとったとみなしています。警告通知書における当グループに対する罰金は 5,000 万ポンドです。BPLC および BBPLC は引き続きこの認定に異議を唱えています。

FCA は、上述の契約に対する SFO の調査の進展を待って FCA の強制手続を停止することに同意しており、これに関して当グループは更なる情報提供の請求を受け、引き続きこれに対応しています。

2016 年 1 月に、PCP キャピタル・パートナーズ LLP および PCP インターナショナル・ファイナンス・リミテッド(PCP)は、BBPLC に対し、虚偽表示および詐欺に対する損害賠償 7 億 2,140 万ポンドに利息および諸費用を加算した金額を求める申立てを起しました。これは、2008 年 11 月の資金調達において、PCP を含む投資家に対して発行した有価証券の条件に関連して BBPLC が PCP に対して虚偽の説明を行ったとされるものです。BBPLC はこの申立てに対して抗弁を行っています。

請求金額/財務上の影響

現時点では、上記の訴訟によって当グループが受ける財務上の影響またはそれが特定の期間における当グループの経営成績、キャッシュフローまたは財政状態に及ぼしうる影響の見積りを提示することは実務的ではありません。PCP は BBPLC に対して合計 7 億 2,140 万ポンドに利息および諸費用を加算した金額を請求しています。この金額は、BBPLC に不利となるように裁定が下された場合の BBPLC の潜在的な財務エクスポージャーを必ずしも反映したものではありません。

特定のビジネス関係に関する調査

DOJ および SEC は、BPLC の事業の獲得または維持を支援する第三者と当グループの関係が、米国海外腐敗行為防止法に準拠しているかどうかの調査を実施中です。他の管轄区域における一部の規制当局も、調査の状況報告を受けています。当グループは別途、アジアやその他の地域における特定の雇用慣行に関する調査に関して DOJ および SEC に協力しており、他の管轄区域における特定の規制当局に情報提供を続けています。

財務書類に対する注記(抜粋)

請求金額／財務上の影響

現時点では、当該訴訟によって当グループが受ける財務上の影響またはそれが特定の期間における当グループの経営成績、キャッシュフローまたは財政状態に及ぼす影響の見積りを提示することは実務的ではありません。

代替取引システムおよび高頻度取引

SEC、ニューヨーク州検事総長(NYAG)およびその他特定の管轄区域における規制当局は、ダークプールを含む代替取引システム(ATS)および高頻度取引トレーダーの取引に関連する一連の問題について調査を実施しています。

背景情報

2014年6月に、NYAGはBPLCおよびパークレイズ・キャピタル・インク(BCI)を相手取り、特に、当グループのSEC登録ATSであるLXに関連してBPLCおよびBCIが詐欺および欺瞞的行為に従事したと主張する訴状(NYAG訴状)をニューヨーク州地方裁判所に提出しました。2016年2月1日、パークレイズは、SECおよびNYAGのそれぞれと、LXの運用に関してBPLCおよびBCIを相手取ったこれらの代理人の申立てをそれぞれ3,500万米ドルで解決する個別の和解合意に達しました。

BPLCおよびBCIならびにその他に対し、原告の集団を代表する民事訴訟はニューヨーク連邦裁判所にも提起されています。これらの訴訟は概して、被告が連邦証券法を違反し、高頻度取引を行う企業が情報やその他の便宜を受けて米国証券市場を操作し得たスキームに参加したことで原告が不利益を被ったと主張するものです。これらの訴訟は併合され(トレーダー集団訴訟)、2015年8月に、裁判所は、トレーダー集団訴訟全体の却下を求めるパークレイズの申立てを認め、原告は控訴しないことを選択しました。

BPLCおよびBCIは、カリフォルニア州法に基づき、NYAG訴状の主張と類似の主張を根拠とする、機関投資家顧客による集団訴訟(カリフォルニアの集団訴訟)の被告にも指名されています。このカリフォルニアの集団訴訟は、公判前手続の目的上、トレーダー集団訴訟に併合され、2015年8月に却下されました。当該却下の後、原告には修正訴状の提出が認められ、当該訴訟はカリフォルニア連邦裁判所に移送されました。

NYAG訴状の提出後に、BPLCおよびBCIは、一部の元のCEO、現在および元のCFOならびにエクイティーズ・エレクトロニック・トレーディングの従業員とともに、株主証券集団訴訟(株主集団訴訟)において被告に指名されました。原告は、NYAG訴状の主張によってパークレイズの米国預託証券の価値が下落した際に、これに投資した投資家が損害を被ったと主張しています。BPLCおよびBCIは、当該訴状の却下を求める申立てを行い、裁判所はその一部を認め、一部を棄却しました。2016年2月に、裁判所は当該訴訟を集団訴訟として認定し、これに対しパークレイズは控訴しました。BPLCおよびBCIは引き続きカリフォルニアの集団訴訟および株主集団訴訟の両訴訟に対する抗弁を行います。

請求金額／財務上の影響

残りの訴状では、金額を特定しない損害賠償および差し止めによる救済を求めています。現時点では、上記の訴訟によって当グループが受ける財務上の影響またはこれらが特定期間における当グループの経営成績、キャッシュフローまたは財政状態に及ぼす影響の見積りを提示することは実務的ではありません。

FERC

米国連邦エネルギー規制委員会(FERC)は、BBPLCおよびその元トレーダーの一部を相手取り、BBPLCがカリフォルニア州およびその周辺の電力市場を操作したとする主張に関連して4億3,500万米ドルの民事制裁金および利益に金利を加算した3,490万米ドルの返還を決定した命令書に基づく回収を求める民事訴訟をカリフォルニア州連邦地方裁判所に提起しました。ニューヨーク州南部地区(SDNY)の連邦検事局は、同検事局がFERCと係争中のものと同じの行為について調査中であることをBBPLCに通知し、BBPLCを相手取った1件の集団民事訴訟がSDNY連邦地方裁判所に提起されました。当該訴訟は、FERCが提起した民事訴訟と酷似する反トラスト法違反を主張するものです。

背景情報

2012年10月に、FERCはBBPLCおよびその元トレーダーのうちの4名が行った米国西部における電力取引に関して、彼らに対して理由開示命令書および罰金案通知書(当該命令書および通知書)を発行しました。当該命令書および通知書において、FERCは、BBPLCおよびその元トレーダーが2006年11月から2008年12月までカリフォルニア州およびその周辺の電力市場を操作し、FERCの反不正操作規則に違反したとして、BBPLCによる民事制裁金および不当利益返還を主張しました。

2013年9月に、SDNYの連邦検事局の刑事課は、FERCと係争中のものと同じの行為について調査していることをBBPLCに通知しました。

2013年10月に、FERCは、BBPLCおよびその元トレーダーを相手取り、4億3,500万米ドルの民事制裁金および3,490万米ドルの不当利益返還に利息を加算した金額の回収を求める民事訴訟をカリフォルニア州連邦地方裁判所に提起しました。

財務書類に対する注記(抜粋)

2015年6月に、カリフォルニア州の公益事業会社であるマーセド・イリグレーション・ディストリクトは、BBPLCを相手取り、SDNY連邦地方裁判所に集団民事訴訟を提起しました。当該訴訟は、BBPLCのカリフォルニア州およびその周辺の電力市場操作に関連する反トラスト法違反を主張するものです。これらの主張は、カリフォルニア州連邦地方裁判所で現在係属中であるBBPLCに対してFERCが提起した民事訴訟における主張と酷似しています。

2015年10月に、カリフォルニア州連邦地方裁判所は、不当利益返還の評価から責任および制裁金の評価を分けるという命令を下しました。FERCは制裁金の評価の略式認定を求める弁論趣意書を提出し、BBPLCはこれに異議を唱えています。裁判所は、制裁金の評価を認定するか、この問題について判断するために更なる証拠を求める予定であることを示唆しています。

2015年12月に、BBPLCは請求の言明を怠ったとして民事集団訴訟の却下を求める申立てを行い、2016年2月に、SDNYはその一部を認め、一部を却下しました。

請求金額／財務上の影響

FERCはBBPLCおよび元トレーダーの一部に対し、民事制裁金および不当利益返還に関して合計4億6,990万米ドルに金利を加算した金額を請求しています。当該集団民事訴訟の訴状は、損害賠償金額を1億3,930万米ドルとしています。これらの金額は、いずれかの訴訟においてBBPLCに不利となるように裁定が下された場合のBBPLCの潜在的な財務エクスポージャーを必ずしも反映したものではありません。

LIBOR および他のベンチマークに関する調査

特定の競争当局を含む、複数政府の規制当局および法執行機関が、LIBORやEURIBORなどの特定の金融ベンチマークの操作におけるBBPLCの関与に関して調査を実施しています。BBPLC、BPLCおよびBCIは、一部の調査について関連する法執行機関または規制当局と和解に達しているものの、特定の米国州検事総長、SFO、イタリア・トラニ検察庁およびスイス競争委員会を含むその他の調査は引き続き進行中です。

背景情報

2012年6月に、BBPLCは、特定ベンチマーク金利の申告に関する調査に関して金融サービス機構(FSA)(FCAの前身)、米国商品先物取引委員会(CFTC)およびDOJの詐欺対策課(DOJ-FS)と和解に達し、BBPLCが合計2億9,000万ポンドの課徴金を支払うことに同意したことを発表しました。DOJ-FSとの和解に伴い、非訴追協定が締結されましたが、現在は終了しています。また、BBPLCは、EURIBORを参照する金融商品について、米国反トラスト法違反の可能性に関連してDOJの反トラスト局(DOJ-AD)から条件付きで制裁措置の減免を認められています。2016年5月に、DOJはBBPLCに対する最終的な制裁措置の減免を認めました。

米国州検事総長による調査

2012年6月に発表された和解合意を受け、米国の州検事局のグループ(SAG)がLIBOR、EURIBORおよび東京銀行間取引金利に関する独自調査を開始しました。当グループはこの調査に全面的に協力しており、潜在的な解決策に関してSAGと高度な議論を行っています。

SFOによる調査

2012年7月に、SFOは、LIBORについて調査することを決定した旨発表しました。これに関して、BBPLCは情報要請を受け、引き続き対応しています。BBPLCに関する調査を含むSFOによる調査は引き続き行われます。

これらの調査に関連して発生する民事訴訟の説明については、「LIBOR およびその他のベンチマークに関する民事訴訟」をご参照ください。

請求金額／財務上の影響

上記の和解を除き、現時点では、上記の訴訟によって当グループが受ける財務上の影響またはそれが特定の期間における当グループの経営成績、キャッシュフローまたは財政状態に及ぼす影響の見積りを提示することは実務的ではありません。

LIBOR およびその他のベンチマークに関する民事訴訟

上記の「LIBOR およびその他のベンチマークに関する調査」において言及している調査の解決を受け、様々な管轄区域における複数の個人および法人が、当グループに対してLIBOR および／またはその他のベンチマークに関する民事訴訟を提起する兆候があります、あるいは提起しています。こうした訴訟のいくつかは棄却され、一部の訴訟は裁判所の承認を受けること(また、集団訴訟の場合は、集団構成員が当該和解から離脱し自ら訴訟を提起する権利)を条件として和解済ですが、他の訴訟は係争中であり最終的な影響は不明です。

財務書類に対する注記(抜粋)

背景情報

様々な管轄区域における複数の個人および法人が、当グループまたはその他の銀行を相手取り、LIBOR および／またはその他のベンチマーク金利に関する民事訴訟を提起する兆候があります、あるいは提起しています。

MDL 裁判所における米ドル建 LIBOR 訴訟

米国内の様々な管轄区域で提起されている米ドル建 LIBOR に係る訴訟の大半は、SDNY (MDL 裁判所)における単独裁判官による公判前手続の目的上、併合されています。

訴状はほぼ同様で、特に米ドル建 LIBOR の金利の操作を行うことにより、BBPLC および他の銀行は個別に、また共同で、米国シャーマン反トラスト法(反トラスト法)、米国商品取引法(CEA 法)、威力脅迫および腐敗組織に関する連邦法(RICO 法)ならびに様々な州法の規定に違反したと主張しています。

当該訴訟では、金額を特定しない損害賠償を求めています、5 件の訴訟では、原告らが、BBPLC を含む全被告に対する実際の損害賠償および懲罰的損害賠償として総額 12 億 5000 万米ドルを超える金額を求めています。これらの一部の訴訟では、反トラスト法および RICO 法に基づき 3 倍の損害賠償も求めています。

当該集団訴訟では、(i)米ドル建 LIBOR に連動した店頭取引を行った(OTC 集団)、(ii)米ドル建 LIBOR に連動した金融商品を取引所で購入した(取引所集団)、(iii)米ドル建 LIBOR に連動した債券を購入した(債券集団)、(iv)米ドル建 LIBOR に連動した変動金利モーゲージを購入した(住宅保有者集団)、または(v)米ドル建 LIBOR に連動したローンを発行した(貸手集団)原告らを特に代表して提起したと主張しています。

2012 年 8 月に、MDL 裁判所は、新たに提起されたすべての集団訴訟および個別訴訟を停止しました(停止訴訟)。2013 年 3 月、2013 年 8 月および 2014 年 6 月に、MDL 裁判所は、BBPLC およびその他の被告であるパネル銀行を相手取り提起された 3 件の主要集団訴訟(主要集団訴訟)および 3 件の主要個別訴訟(主要個別訴訟)における大半の請求を事実上却下する一連の判決を下しました。

2014 年 7 月に、MDL 裁判所は停止訴訟の継続を認め、複数の原告が修正訴状を提出しました。その後、MDL 裁判所は、主要個別訴訟の複数の請求ならびに住宅保有者集団および貸手集団のすべての請求を却下しました。2016 年 5 月に、控訴審は、債券集団を含む主要集団訴訟および主要個別訴訟の原告は反トラスト法において損害を被っていないとする MDL 裁判所の判決を破棄し、MDL 裁判所においてこれらの請求および関連争点の審理を続行するため、当該反トラスト請求を差し戻しました。

2014 年 12 月に、MDL 裁判所は、取引所集団による請求について 2,000 万米ドルでの和解の予備承認を行いました。和解の最終承認は、MDL 裁判所が容認できる和解金の分配計画を原告が提出した後に行われます。

2015 年 11 月に、OTC 集団による請求は 1 億 2,000 万米ドルで和解しました。この和解は裁判所の最終承認を受けることを条件としています。

SDNY における EURIBOR 訴訟

2013 年 2 月に、BPLC、BBPLC、BCI およびその他の EURIBOR パネル銀行を相手取り、SDNY において EURIBOR 関連の集団訴訟が提起されました。原告は、EURIBOR の金利操作に関連する反トラスト法、CEA 法、RICO 法および不当利得に係る請求を主張しました。2015 年 10 月に、当該集団訴訟は、裁判所の承認を受けることを条件として、9,400 万米ドルで和解しました。この和解は裁判所による予備承認が行われましたが、依然として最終承認が必要です。

SDNY における有価証券詐欺訴訟

BPLC、BBPLC および BCI はまた、LIBOR への金利情報提供を行うパネル銀行としての BBPLC の役割に関連して SDNY の有価証券集団訴訟において、BBPLC の元の役員および取締役 4 名と共に被告とされました。2015 年 11 月に、当該集団訴訟は 1,400 万米ドルで和解し、2016 年 3 月に裁判所の最終承認を受けました。

SDNY における追加的な米ドル建 LIBOR 訴訟

2013 年 2 月に、BBPLC およびその他の被告であるパネル銀行を相手取った追加的な個別訴訟が SDNY において開始されました。原告は、被告であるパネル銀行が共謀して米ドル建 LIBOR を引き上げたことによって貸付金の担保として差し入れた債券の価値が下落し、最終的には市場が低迷している時点で当該債券の売却が生じたと主張しています。2015 年 4 月に、裁判所は当該訴訟を却下しました。修正訴状の提出を求める原告の申立ては審理中です。

SDNY における英ポンド建 LIBOR 訴訟

2015 年 5 月に、英ポンド建 LIBOR に連動した取引所取引および店頭取引デリバティブに関与した原告により、BBPLC およびその他の英ポンド建 LIBOR のパネル銀行を相手取った、集団訴訟を意図した訴訟が SDNY において開始されました。訴状では特に、BBPLC およびその他のパネル銀行が 2005 年から 2010 年の間の英ポンド建 LIBOR の金利を操作し、その際、CEA 法、反トラスト法および RICO 法を違反したと主張しています。2016 年の初めに、当該集団訴訟は、BBPLC、BCI およびその他の英ポ

財務書類に対する注記(抜粋)

ンド建 LIBOR のパネル銀行に対して同様の主張をする集団訴訟を意図した追加的な訴訟に併合されました。被告は却下を求める申立てを行いました。

カリフォルニア州中部地区連邦地方裁判所における訴状

2012 年 7 月に、カリフォルニア州中部地区連邦地方裁判所における集団訴訟の訴状が、米ドル建 LIBOR に関連する主張を含め、かつ BBPLC を被告として指名するよう修正されました。修正訴状は、米ドル建 LIBOR に連動する変動利付モーゲージの所有者を含む集団を代表して提出されたものです。2015 年 1 月に、裁判所は BBPLC の略式判決を求める申立てを認め、BBPLC に対する残りすべての請求を却下しました。原告は判決について控訴しました。

SDNY における円建 LIBOR 訴訟

2012 年 4 月に、取引所で取引されるデリバティブに関与した原告により、BBPLC およびその他の円建 LIBOR のパネル銀行を相手取った集団訴訟が SDNY において開始されました。訴状では、日本銀行協会のユーロ円東京銀行間取引金利(ユーロ円 TIBOR)パネルのメンバーの名前も挙げられています(BBPLC はこのメンバーではありません。)。訴状では特に、2006 年から 2010 年の間のユーロ円 TIBOR および円建 LIBOR の金利操作ならびに CEA 法および反トラスト法の違反を主張しています。2014 年 3 月に、裁判所は反トラスト法に係る原告の請求全体を棄却しましたが、CEA 法に係る原告の請求は維持し、これらの請求は審理中です。

2015 年 7 月に、円建 LIBOR に関する第二の集団訴訟が、BPLC、BBPLC および BCI を相手取り、SDNY において開始されました。訴状では、2012 年 4 月の集団訴訟における主張と実質的に同様の事実の主張に基づき、2006 年から 2010 年の間の反トラスト法および RICO 法の違反を主張しています。被告は却下を求める申立てを行いました。

SDNY における SIBOR/SOR 訴訟

2016 年 7 月に、シンガポール銀行間取引金利(SIBOR)およびシンガポール・スワップ・オファー・レート(SOR)の金利操作を主張する、BPLC、BBPLC、BCI およびその他の被告を相手取った集団訴訟が SDNY において開始されました。訴状では特に、2007 年から 2011 年の間の SIBOR および SOR の金利操作ならびに反トラスト法および RICO 法の違反を主張しています。パークレイズは当該請求の却下を求める申立てを行う予定です。

米国外のベンチマーク訴訟

米国の訴訟の他に、複数の管轄区域において、LIBOR および EURIBOR を操作したという主張に関連する訴訟が当グループに対して提起されている、あるいは提起される兆候があります。米国外の管轄区域におけるこのような訴訟の件数、かかる訴訟が関連するベンチマークの数、ならびにかかる訴訟が提起される管轄区域の数は時間の経過とともに増加しています。

請求金額/財務上の影響

上記の和解を除き、現時点では、当該訴訟によって当グループが受ける財務上の影響またはこれらが当グループの特定期間における経営成績、キャッシュフローまたは財政状態に及ぼしうる影響の見積りを提示することは実務的ではありません。

外国為替に関する調査

様々な規制・施行当局は、電子取引を含む外国為替の売却および取引に関連する一連の問題について調査を実施しています。これらの調査の一部は、各国の複数の市場参加者に関わるものです。当グループは、下記の調査の一部に関連して、CFTC、DOJ、ニューヨーク州金融サービス局(NYDFS)、連邦準備制度理事会(連邦準備制度)および FCA(総称して、和解当局)との和解に達しました。欧州委員会(委員会)、ブラジル経済防衛行政評議会および南アフリカ競争委員会などによる調査も、依然として進行中です。

背景情報

2015 年に、当グループは、外国為替市場における一部の売却および取引の慣行に対する調査に関連して、和解当局と和解しました。これらの和解に関連して、当グループは、合計で約 23 億 8,000 万米ドルの課徴金を支払うことおよび特定の改善の取り組みを実行することに同意しました。

DOJ との司法取引に従い、BPLC は、罰金に加えて、執行猶予期間を司法取引に関する最終的な判決日から 3 年間とすることに同意し、その期間中、BPLC はとりわけ、(i) 米国連邦法に違反するいかなる犯罪行為も行わないこと、(ii) 司法取引を生じさせた行為を防止および検出できるよう策定されたコンプライアンス・プログラムを実行し、これを継続すること、ならびに(iii) 関連する規制当局または法執行機関が要求するコンプライアンスおよび内部統制を強化することを実施する必要があります。DOJ との合意は裁判所の最終承認を受けることを条件としています。また、当グループは引き続き、一部の和解当局に、関連する情報を提供します。

財務書類に対する注記(抜粋)

また、BBPLC および BBPLC ニューヨーク支店は、特定のコンプライアンス・プログラム、方針および手続の包括的レビューを実施するために、NYDFS が過去に選任した独立の監視人を引き続き従事させることを求められました。2016 年 2 月に、パークレイズは、NYDFS との合意に基づき監視人との契約を終了しました。

前述の DOJ の司法取引、CFTC、NYDFS および連邦準備制度の命令書、ならびに当該和解に関連して FCA が発行した最後通達の全文は、各和解当局のウェブサイトで公表されています。

2015 年 5 月に達した和解には、外国為替市場の電子取引に関する調査は含まれませんでした。2015 年 11 月に、BBPLC は、2009 年から 2014 年の間の期間における BBPLC および BBPLC ニューヨーク支店の外国為替の電子取引および外国為替売買システムの調査に関して、NYDFS と和解に至ったことを発表し、これに従い、NYDFS は、主に特定の社内システムおよび統制の不備に対して 1 億 5,000 万米ドルの民事制裁金を科しました。

FCA も、2005 年から 2012 年の間の特定の顧客向けの特定の外国為替取引に関連した BBPLC による過去の価格決定の慣行を調査しています。BBPLC は、適切な顧客補償の条件案および時期に関して FCA に協力しています。

これらの調査に関連して発生する民事訴訟の説明については、下記の「外国為替取引に関する民事訴訟」をご参照ください。

請求金額／財務上の影響

特定の顧客に関する補償費用に係る引当金 2 億 9,000 万ポンドは、上記の特定の外国為替取引に関連する BBPLC の過去の価格決定慣行に対する FCA の調査に関連して、2015 年度第 3 四半期に認識されたものです。現時点では、上記の訴訟によって当グループが受ける財務上の追加的な影響またはそれが特定の期間における当グループの経営成績、キャッシュフローまたは財政状態に及ぼしうする影響の見積りを提示することは実務的ではありません。

外国為替に関する民事訴訟

外国為替に関する併合訴訟

2013 年 11 月以降、反トラスト法およびニューヨーク州法に違反して外国為替市場を操作したと主張し、BBPLC を含む数社の国際銀行を被告として名前を挙げている原告の集団を代表して、複数の民事訴訟が SDNY に提起されています。2014 年 2 月に、SDNY はその時点で係争中であった米国人集団を主張するすべての訴訟を併合しました(外国為替に関する併合訴訟)。2015 年 9 月に、BBPLC と BCI は、外国為替に関する併合訴訟を 3 億 8,400 万米ドルで和解しました。当該和解は、裁判所の最終承認を受ける必要があり、また、集団構成員が当該和解から離脱し、自ら訴訟を提起する権利による影響を受ける可能性があります。

ERISA に基づく外国為替に関する訴訟

2015 年 2 月以降、この他に、外国為替相場の操作に関連して被害に関する様々な法的根拠(外国為替に関する併合訴訟において主張される被害の法的根拠を除く)を主張する原告集団を代表して、複数の民事訴訟が SDNY に提起されており、BPLC、BBPLC および BCI を含む数社の国際銀行が被告として指名されています。かかる併合訴訟の 1 件は、米国従業員退職所得保障法(ERISA)法に基づく請求(ERISA に基づく請求)を主張するものであり、これには別の訴訟と重複する特定行為に関する主張および ERISA 制度に関する追加的な申立てが含まれています。裁判所は、共謀の上での外国為替操作に関する ERISA に基づく主張は、外国為替に関する併合訴訟における和解契約の対象であると判断しましたが、ERISA の原告が共謀の上ではない外国為替操作と位置付ける主張も同様に、当該和解契約の対象であるかどうかについては、判決を下しませんでした。パークレイズは、ERISA の原告が共謀の上ではない外国為替操作と位置付ける請求は当該和解契約の対象であるとして、請求の延期を求め、法律の問題としてこれらの請求の却下を求める構えです。

リテールベースに関する訴訟

銀行の支店においてリテールベースで為替取引を行った個人の集団を代表して、BPLC および BCI を含む複数の国際銀行を相手取った別の 1 件の訴訟(リテールベースに関する請求)がカリフォルニア州北部地区(その後 SDNY に移送)に提起されました。裁判所は、リテールベースに関する請求は、外国為替に関する併合訴訟における和解契約の対象ではないと判断しました。パークレイズは、法律の問題としてリテールベースに関する請求の却下を求める構えです。

ラスト・ルックに関する訴訟

また、2015 年 11 月および 2015 年 12 月に、パークレイズがパークレイズ・ラスト・ルック・システムを通じて顧客取引を不適切に拒絶したことにより損害を被ったと主張する原告の集団を代表して、2 件の追加的な民事訴訟が SDNY に提起されました。2016 年 2 月に、BBPLC および BCI は、裁判所の承認を受けることを条件として、訴訟のうちの 1 件を、集団全体として 5,000 万米ドルで和解しました(もう一方の訴訟は任意で取り下げられました。)。集団構成員は、当該和解から離脱し、自ら訴訟を提起する権利を有しています。

財務書類に対する注記(抜粋)

カナダにおける外国為替に関する訴訟

外国為替に関する併合訴訟と同様の民事訴訟が、原告の集団を代表してカナダの裁判所に提起されています。当該訴訟には、カナダ法の違反に基づく、米国の訴訟における外国為替金利操作と同様の事実の主張および当該金利操作から生じる被害に関する事実の主張が含まれます。

請求金額／財務上の影響

上記の和解を除き、現時点では、上記の訴訟によって当グループが受ける財務上の影響またはそれが特定の期間における当グループの経営成績、キャッシュフローまたは財政状態に及ぼしうろ影響は不確定です。

ISDAFIX に関する調査

CFTC を含む規制当局および法執行機関は、他のベンチマークの中でも ISDAFIX に関する過去の慣行の調査を別途実施しています。

2015 年 5 月に、CFTC は BPLC、BBPLC および BCI と和解命令協定を締結し、BPLC、BBPLC および BCI は、これに従って業界全体に対する米ドル建 ISDAFIX ベンチマークの設定に対する CFTC の調査に関連する 1 億 1,500 万米ドルの民事制裁金を支払い、未実行の特定の改善の取り組みを実行することに合意しました。

他の規制当局および法執行機関による調査は依然として進行中です。これらの調査に関連して発生する民事訴訟の説明については、下記の「ISDAFIX に関する民事訴訟」をご参照ください。

請求金額／財務上の影響

上記の和解を除き、現時点では、上記の訴訟によって当グループが受ける財務上の追加的な影響またはそれが特定の期間における当グループの経営成績、キャッシュフローまたは財政状態に及ぼしうろ影響の見積りを提示することは実務的ではありません。

ISDAFIX に関する民事訴訟

2014 年 9 月以降、原告の集団を代表して、BBPLC、他の複数の銀行およびブローカー 1 社が反トラスト法および複数の州法に違反し、共謀して米ドル建 ISDAFIX レートを操作したと主張する ISDAFIX レート関連の複数の民事訴訟が SDNY に提起されました。これらの訴訟は 2015 年 2 月に併合されました。

2016 年 4 月に、BBPLC と BCI は、当該併合訴訟を 3,000 万米ドルで解決する和解契約を原告と締結しました。これにより、集団により提起された、または提起される可能性があったすべての ISDAFIX に関する請求は全面的に解決します。2016 年 5 月に、裁判所は当該和解を仮承認しましたが、依然として最終承認を受ける必要があり、また、集団構成員が当該和解から離脱し、自ら訴訟を提起する権利による影響を受ける可能性があります。

請求金額／財務上の影響

上記の和解を除き、現時点では、上記の訴訟によって当グループが受ける財務上の影響またはそれが特定の期間における当グループの経営成績、キャッシュフローまたは財政状態に及ぼしうろ影響の見積りを提示することは実務的ではありません。

貴金属に関する調査

BBPLC は、貴金属および貴金属に基づく金融商品に対する調査に関連して DOJ およびその他当局への情報提供を行っています。

これらの調査に関連して発生する民事訴訟の説明については、下記の「金価格操作に関する民事訴訟」をご参照ください。

請求金額／財務上の影響

現時点では、上記の訴訟によって当グループが受ける財務上の影響またはそれが特定の期間における当グループの経営成績、キャッシュフローまたは財政状態に及ぼしうろ影響の見積りを提示することは実務的ではありません。

金価格操作に関する民事訴訟

2014 年 3 月以降、BBPLC およびその他のロンドン・ゴールド・マーケット・フィクシング・リミテッドのメンバーが、CEA 法、反トラスト法、ならびに州の反トラスト法および消費者保護法に違反して金および金デリバティブ契約の価格を操作したと主張する原告の集団をそれぞれ代表する、複数の民事訴訟が連邦裁判所に提起されています。これらの訴訟はすべて SDNY に移送され、公判前手続の目的上、併合されています。2015 年 4 月に、被告は請求の却下を求める申立てを行いました。

同様の民事訴訟が、原告の集団を代表してカナダの裁判所に提起されており、これには、カナダ法の違反に基づく、金価格操作に関する同様の事実の主張が含まれます。

財務書類に対する注記(抜粋)

請求金額／財務上の影響

現時点では、上記の訴訟によって当グループが受ける財務上の影響またはそれが特定の期間における当グループの経営成績、キャッシュフローまたは財政状態に及ぼす影響の見積りを提示することは実務的ではありません。

米国の住宅および商業モーゲージ関連業務および訴訟

2005 年から 2008 年にかけての米国住宅モーゲージ市場における当グループの業務には以下が含まれていました。

- ・ 約 390 億米ドルのプライベート・レーベルの証券化のスポンシングおよび引受
- ・ 約 340 億米ドルのその他のプライベート・レーベルの証券化の引受到に係る経済的エクスポージャー
- ・ 約 2 億米ドルの貸付金の政府系機関(GSE)への売却
- ・ 約 30 億米ドルの貸付金のその他の者への売却
- ・ 当グループが 2007 年に取得した企業(取得子会社)の関係会社であるモーゲージ・オリジネーターによってオリジネートされ第三者に売却された、約 194 億米ドルの貸付金(当該期間中に売却し、その後買い戻した約 5 億米ドルの貸付金控除後)の売却

この期間を通じて、当グループの関係会社は米国の住宅モーゲージ・バック証券(RMBS)および米国の商業モーゲージ・バック証券(CMBS)の流通市場取引に従事しており、かかる取引活動は現在も続いています。

当グループの貸付金の売却および特定のプライベート・レーベルの証券化に関連して、2016 年 6 月 30 日に、当グループは、売却時点の元本残高が約 22 億米ドルの貸付金に関連する未解決の買戻請求を受け、当グループがかかると見込まれる貸付金の相当数を買戻すべきだと主張する様々な当事者による民事訴訟が開始されました。

また、当グループは、制定法および／またはコモンローに基づく請求を主張する RMBS の購入者によって提起された訴訟の当事者となっています。2016 年 6 月 30 日現在、当グループに対するこれらの未解決の請求に関連する RMBS の現在の未払額面額は約 2 億米ドルでした。

特に DOJ、SEC、米国不良資産救済プログラム特別監察局、コネチカット地区連邦検事局およびニューヨーク州東部地区連邦検事局といった規制および政府当局は、モーゲージ・バック証券に関する市場慣行について広範な調査を開始しており、当グループはこれらの調査に協力しています。

RMBS の買戻請求

背景情報

以下については、当グループが単独で様々なローン・レベルに対し表明および保証(R&W)を付しています。

- ・ 当グループがスポンサーとなった証券化のうち約 50 億米ドル
- ・ GSE に売却した貸付金のうち約 2 億米ドル
- ・ その他の者に売却した貸付金約 30 億米ドル

また、取得子会社が第三者に売却した貸付金 194 億米ドルについてはすべて、取得子会社が R&W を付しています。

当グループがスポンサーとなった証券化の残りに関する R&W は、主に第三者のオリジネーターが証券化信託に対して直接行い、証券化の預金者などの当グループの子会社が、より限定的な R&W を付しています。当グループ、取得子会社またはこれらの第三者が実施する大半の R&W に適用可能な、文書化された期限の規定はありません。

一定の状況では、R&W の違反があった場合に、当グループおよび／または取得子会社は関連する貸付金の買戻またはかかる貸付金に関連するその他の支払を要求されることがあります。

GSE およびその他の者に売却した貸付金およびプライベート・レーベル取引について当グループまたは取得子会社が行ったすべての R&W に関連する、2016 年 6 月 30 日までに受けた未解決の買戻請求の売却時点の当初の未払元本残高は約 22 億米ドルでした。

上記の未解決の買戻請求は、特定の RMBS の証券化に関して受託者が提起した民事訴訟に関連しています。当該訴訟において、受託者は、当グループおよび／または取得子会社は有効な R&W に違反した貸付金を買戻すべきであると主張しています。また、買戻請求を行っているこうした受託者およびその他の当事者は、かかる受託者が過去に行った特定の買戻請求で示した貸付金の金額を上回る(が、未確定の)金額の貸付金が、有効な R&W に違反していた可能性があると主張しています。2016 年 6 月 30 日現在、当グループまたは取得子会社が行った R&W の対象である貸付金について計上された累積実現損失は約 13 億米ドルです。買戻請求に関わるこれらすべての訴訟は、引き続き初期段階にあります。

また、取得子会社はさらに進出した民事訴訟の対象となっており、当該訴訟では特に、1997 年から 2007 年の間に購入者に売却した貸付金に関連して取得子会社が付した R&W に違反があったために貸付金の購入者が被ったとする損害に対する補償を求めています。この訴訟は進行中です。

財務書類に対する注記(抜粋)

請求金額／財務上の影響

現時点では、上記の訴訟によって当グループが受ける財務上の影響またはそれが特定の期間における当グループの経営成績、キャッシュフローまたは財政状態に及ぼしう影響の見積りを提示することは実務的ではありません。

RMBS 証券訴訟

背景情報

上記の一部の RMBS 取引の結果、当グループは、2005 年から 2008 年の間に当グループがスポンサーとなった、および／または引き受けた RMBS の購入者が提起した複数の訴訟の当事者となっています。一般事項として、当該訴訟では特に、購入者が参考にしていたとされる RMBS の募集資料に重要な虚偽および誤解を生じさせる記載が含まれており、かつ／または記載の省略が行われていたと主張しており、概して、RMBS に関して支払った対価の回収と購入者の所有によって生じた金銭的損失の回収を要求しました。当グループは、これらの請求の多くを解決しており、現時点では、1 件の訴訟のみ係争中です。

請求金額／財務上の影響

係争中の残りの訴訟に関連する RMBS の当初の額面価額のうち約 2 億米ドルが 2016 年 6 月 30 日現在の残高でした。2016 年 6 月 30 日現在、これらの RMBS に係る累積実現損失は実質的に計上されていません。当グループは、係争中の残りの訴訟に敗訴したとしても、かかる損失に重要性はないと見込んでいます。当グループは、該当する損失の一部について補償を受ける権利を有している可能性があります。

モーゲージに関連する調査

RMBS の買戻請求および RMBS 証券訴訟に加えて、数多くの規制および政府当局が、モーゲージ関連事業の様々な側面の調査を行っています。当グループは、金融危機以前のモーゲージ関連の不正行為の調査のために組織された金融詐欺対策タスクフォースの RMBS 作業部会(RMBS 作業部会)に関連するニューヨーク州東部地区からの要請に引き続き対応しています。RMBS 作業部会メンバーによるいくつかの調査に関連して、複数の金融機関が、住宅モーゲージ・バック証券の引受、証券化および売却に関連する請求を解決する、多額の金銭的支払を伴う和解を締結しています。また、当グループは、SEC、コネチカット地区連邦検事局および米国不良資産救済プログラム特別監察局(SIGTARP)から、RMBS と CMBS 両方の流通市場における取引慣行に関する情報提供の請求および召喚状を受領しました。当該調査の一部は進行した段階にあります。

請求金額／財務上の影響

しかしながら、現時点では、上記の訴訟によって当グループが受ける財務上の影響またはそれが特定の期間における当グループの経営成績、キャッシュフローまたは財政状態に及ぼしう影響の見積りを提示することは実務的ではありません。当該調査を解決するための費用は個別または合計ベースにおいて多額であることが判明する可能性があります。

米国預託株式

BPLC、BBPLC、ならびに BPLC 取締役会の様々な元メンバーが、SDNY において併合された有価証券集団訴訟の被告とされています。当該訴訟は、BBPLC が 2008 年 4 月に当初の額面約 25 億米ドルで発行した特定の米国預託株式(2008 年 4 月の募集)の募集文書における虚偽表示および記載の省略を主張するものです。

背景情報

原告は、2008 年 4 月の募集に関する募集文書に、特に BBPLC のモーゲージ関連証券(米国のサブプライム関連を含む。)のポートフォリオ、モーゲージおよび信用市場リスクに対する BBPLC のエクスポージャーならびに BBPLC の財政状態に関する虚偽表示が含まれており、また、記載の省略が行われていたと主張し、1933 年証券法に基づく請求を主張しています。原告は損害賠償の具体的な金額を特定していません。

2016 年 6 月に、SDNY は、当該訴訟を集団訴訟として認定しました。

請求金額／財務上の影響

現時点では、上記の訴訟によって当グループが受ける財務上の影響またはそれが特定の期間における当グループの経営成績、キャッシュフローまたは財政状態に及ぼしう影響の見積りを提示することは実務的ではありません。

BDC ファイナンス・エルエルシー

BDC ファイナンス・エルエルシー(BDC)は BBPLC を相手取り、ISDA マスター契約(本契約)によって規定されるトータル・リターン・スワップのポートフォリオに関連する契約違反を主張する訴状をニューヨーク州地方裁判所に提出しました。BDC に関連する当事者も、本契約に係る BBPLC の行為に関連し、コネチカット州裁判所において BBPLC および BCI を提訴しています。

財務書類に対する注記(抜粋)

背景情報

2008年10月に、BDCは、BBPLCがBDCによる2008年10月の要求(要求)に応じて超過担保とされる約4,000万米ドルの譲渡を履行しなかった際に本契約を違反したと主張する訴状をニューヨーク州地方裁判所に提出しました。

BDCは、本契約に基づき、かかる超過担保の譲渡の前にBBPLCには要求に異議を唱える権利はなく、仮に本契約によって当該譲渡を行う前に要求に異議を唱える権利がBBPLCにあったとした場合でも、BBPLCは要求に異議を唱えなかったと主張しています。BDCは合計2億9,800万米ドルの損害賠償に弁護士報酬、諸経費および判決前の利息を加算した金額を求めています。手続は現在、係属中であり、責任問題に関する公判は現時点で、2017年に予定されています。

2011年9月に、BDCの投資顧問会社であるBDCMファンド・アドバイザー・エルエルシーおよびその親会社であるブラック・ダイヤモンド・キャピタル・ホールディングス・エルエルシーも、BBPLCとBCIに対して、本契約に関連するBBPLCの行為によって被ったとされる金額未確定の損害賠償を求める訴えをコネチカット州裁判所に起こしました。当該訴訟では、コネチカット州不正取引慣行法の違反ならびにビジネスおよび将来的なビジネス関係の不法な妨害に関する請求を主張しています。両当事者は、当該訴訟の延期に合意しました。

請求金額／財務上の影響

BDCは、当グループに対し、合計2億9,800万米ドルに弁護士報酬、諸経費および判決前の利息を加算した金額を請求しています。この金額は、当グループに不利となるように裁定が下された場合の当グループの潜在的な財務エクスポージャーを必ずしも反映したものではありません。

米国反テロリズム法に関する民事訴訟

2015年4月に、約250名の原告グループがニューヨーク州東部地区連邦地方裁判所に修正民事訴訟を提起しました。当該民事訴訟は、BBPLCおよび複数の他の銀行が、共謀して米国反テロリズム法(ATA)に違反し、イラン政府およびイランの様々な銀行のために米ドル建の取引の促進を図ったために、これによって資金を得たヒズボラによる攻撃で原告の家族が負傷したと主張するものです。原告は、ATAの規定に基づく苦痛、身体的苦痛および精神的苦痛に関する回収を求めており、ATAでは認定された損害の3倍の賠償を認めています。BBPLCが却下を求める申立てを行った後、2016年7月に、原告は第2修正訴状を提出しました。

請求金額／財務上の影響

現時点では、上記の訴訟によって当グループが受ける財務上の影響またはこれらが特定の期間における当グループの経営成績、キャッシュフローまたは財政状態に及ぼしうる影響の見積りを提示することは実務的ではありません。

金利スワップに関する米国の民事訴訟

BPLC、BBPLC、BCI、金利スワップ(IRS)のマーケット・メーカーの役割を務めるその他の金融機関、トレードウェブおよびICAPは、SDNYにおいて併合された複数の反トラスト法集団訴訟の被告とされています。訴状では、被告が共謀してIRSの取引所の発展を妨げたとして、金額を特定しない損害賠償、3倍の損害賠償および弁護士費用を求めています。原告には、スワップ執行ファシリティおよび買手側の投資家が含まれます。買手側の投資家は、2008年1月1日から現在までの期間に米国において被告と固定一変動のIRSの取引を行った、例えば、米国の退職年金基金、地方自治体、大学基金、企業、保険会社および投資基金を含む集団を代表していると主張しています。

請求金額／財務上の影響

現時点では、上記の訴訟によって当グループが受ける財務上の影響またはそれが特定の期間における当グループの経営成績、キャッシュフローまたは財政状態に及ぼす影響の見積りを提示することは実務的ではありません。

米国財務省オークション証券に関する民事訴訟

米国財務省証券のプライマリー・ディーラーを務めるBCIおよび他の金融機関を相手取り、集団訴訟を意図した多数の訴訟が連邦地方裁判所に提起されています。これらの訴訟は、ニューヨークの連邦裁判所において併合手続が行われた、またはその手続中です。訴状では概ね、被告が共謀して、米国連邦反トラスト法、CEA法および州のコモンローに違反して米国財務省証券の市場を操作したと主張しています。一部の訴状では、被告が米国財務省証券市場の違法な「なりすまし」に関与したとの主張も行っています。当グループは、訴状の主張を検討し、すべての関連機関に情報提供を続けています。

請求金額／財務上の影響

現時点では、上記の訴訟によって当グループが受ける財務上の影響またはそれが特定の期間における当グループの経営成績、キャッシュフローまたは財政状態に及ぼす影響の見積りを提示することは実務的ではありません。

財務書類に対する注記(抜粋)

南北アメリカのウェルス・アンド・インベストメント・マネジメント・アドバイザー・ビジネスに関する調査

SEC は、パークレイズのウェルス・アンド・インベストメント・マネジメント(南北アメリカ)のインベストメント・アドバイザー事業のマネージャー・リサーチ部門による第三者管理会社に関する特定のデュー・ディリジェンスを怠ったことに関して調査を行っており、当グループは情報要請に対応しています。

請求金額／財務上の影響

現時点では、上記の訴訟によって当グループが受ける財務上の影響またはそれが特定の期間における当グループの経営成績、キャッシュフローまたは財政状態に及ぼす影響の見積りを提示することは実務的ではありません。

リテール仕組商品に関する調査

当グループは、2008 年 6 月から現在まで英国の顧客に提供された仕組預金商品に関連して FCA が開始した執行機関による調査に協力しています。

請求金額／財務上の影響

現時点では、上記の訴訟によって当グループが受ける財務上の影響またはそれが特定の期間における当グループの経営成績、キャッシュフローまたは財政状態に及ぼす影響の見積りを提示することは実務的ではありません。

南アフリカの営業活動における外国為替取引に関連したマネー・ロンダリング疑惑に関する調査

パークレイズ・アフリカ・グループ・リミテッドの子会社であるアブサ・バンク・リミテッドは、南アフリカからアジア、英国、ヨーロッパおよび米国にある受益口座への外国為替送金を実行するために輸入用前払制度を用いた特定の顧客による潜在的な不正行為を識別しました。この結果、当グループは、関連する取引、プロセス、システムおよび統制のレビューを実施しました。当グループは、この件の進行中の状況に関して関連当局に報告を続けており、継続中の協力の一環として、これらの当局に情報を提供しています。

請求金額／財務上の影響

現時点では、上記の訴訟によって当グループが受ける財務上の影響またはそれが特定の期間における当グループの経営成績、キャッシュフローまたは財政状態に及ぼす影響の見積りを提示することは実務的ではありません。

ポルトガル競争庁(Portuguese Competition Authority)による調査

ポルトガル競争庁は、当グループを含むポルトガルの 15 の銀行間での 11 年にわたるリテール・クレジット商品、特に、モーゲージ、消費者貸付ならびに中小企業への貸付に関する情報交換が競争法の侵害にあたるかどうかについて、調査を実施しています。当グループは当該調査に協力しています。

請求金額／財務上の影響

現時点では、上記の訴訟による財務上の影響またはそれが特定の期間における経営成績、キャッシュフローまたは当グループの財政状態に及ぼす影響の見積りを提示することは実務的ではありません。

クレジット・デフォルト・スワップ(CDS)に関する反トラスト法の調査および民事訴訟

委員会および DOJ-AD は、CDS 市場に関する調査をそれぞれ 2011 年および 2009 年に開始しました。2015 年 12 月に、委員会は、BBPLC および他の 12 の銀行に関する調査を終了するという決定を発表しました。2016 年 7 月に、委員会は、残りの調査対象企業である ISDA とマークイット・リミテッドのそれぞれから、CDS 取引に係るインプットのライセンスに関連する法的拘束力のあるコミットメントを受け入れる決定をしたことを発表し、調査を終了しました。

委員会の調査は、取引所で取引される信用デリバティブ商品の参入を遅延させる、または妨害する行為に関する懸念に関連していました。DOJ-AD の調査は民事調査であり、類似案件に関連しています。BBPLC、その他の金融機関、マークイット・リミテッドおよび ISDA を相手取った類似の請求に関連する SDNY における集団民事訴訟は、合計 18 億 6,400 万米ドル(BBPLC からの支払い 1 億 7,000 万米ドルを含む)で和解しました。当該和解は 2016 年 4 月に最終承認されましたが、集団構成員が当該和解から離脱し、自ら訴訟を提起する権利による影響を受ける可能性があります。

請求金額／財務上の影響

上記の和解を除き、現時点では、上記の訴訟によって当グループが受ける財務上の影響またはそれが特定の期間における当グループの経営成績、キャッシュフローまたは財政状態に及ぼす影響の見積りを提示することは実務的ではありません。

財務書類に対する注記(抜粋)

一般事項

当グループは、英国と、海外の複数の管轄区域の両方において、その他の様々な法律、競争および規制関連事項に関わっています。当グループは、通常の営業活動の一環として随時生じる、契約、有価証券、債権回収、消費者信用、不正行為、信託、顧客資産、競争、データ保護、マネー・ロンダリング、金融犯罪、雇用、環境ならびにその他の制定法およびコモンロー上の問題を含みます(が、これらに限定されません。)当グループによる、または当グループに対する訴訟の対象となっています。

また、当グループは、当グループが現在、または以前から関わっている消費者保護対策、法規制遵守、ホールセール取引活動ならびに銀行業務および事業活動のその他の分野(これらに限定はされません。)に関連する、規制当局、政府機関またはその他の公共機関による聴取および検査、情報請求、監査、調査および訴訟ならびにその他の手続の対象となっています。当グループは、これらの案件および本注記に記載のその他の案件に関して、継続的にすべての関連機関に適宜概要報告を行っています。

現時点において、当グループは、これらその他の案件の最終的な解決が当グループの財政状態に重大かつ不利な影響を与えるとは予想していません。しかしながら、こうした案件および本注記において具体的に記載されている案件に伴う不確実性の観点から、特定の1案件または複数の案件の結果が、特定の期間における当グループの経営成績またはキャッシュフローにとって重要でないという保証はありません。これは、特に、かかる案件によって生じる損失の金額または当該報告期間に計上される収益の金額によって異なります。

20. 関連当事者取引

2016年6月30日に終了した期間の関連当事者取引は、当グループの2015年度年次報告書に開示されている関連当事者取引と同様の性質ものです。2016年の最初の6ヶ月間に生じた関連当事者取引のうち、当グループの当期の財政状態または業績に重要な影響を及ぼすものではなく、また、2015年度年次報告書に記載の関連当事者取引のうち、当グループの当期の財政状態または業績に重要な影響を及ぼしうる変更はありませんでした。

財務書類に対する注記(抜粋)

21 セグメント別報告

事業部門別業績の内訳	パークレイズ UK (百万ポンド)	パークレイズ・ コーポレート& インターナショナル (百万ポンド)	本社 (百万ポンド)
2016 年 6 月 30 日に終了した半期			
保険金控除後の収益合計	3,746	7,552	301
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(366)	(509)	(1)
営業収益純額	3,380	7,043	300
営業費用	(2,299)	(4,309)	(139)
その他の(費用)／収益純額 ¹	(1)	19	(27)
税引前利益	1,080	2,753	134
	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)
資産合計	2,046	6,799	877

事業部門別業績の内訳	パークレイズ・コア (百万ポンド)	パークレイズ・ノンコア (百万ポンド)	パークレイズ・グループ (百万ポンド)
2016 年 6 月 30 日に終了した半期			
保険金控除後の収益合計	11,599	(586)	11,013
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(876)	(55)	(931)
営業収益純額	10,723	(641)	10,082
営業費用	(6,747)	(950)	(7,697)
その他の費用純額 ¹	(9)	(313)	(322)
税引前利益／(損失)	3,967	(1,904)	2,063
	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)
資産合計	9,722	3,791	13,513

¹ その他の(費用)／収益純額は、事業売却益(損)、関連会社およびジョイント・ベンチャーの損益に対する持分、売却目的資産に係る減損費用を表します。

財務書類に対する注記(抜粋)

事業部門別業績の内訳	パークレイズ UK	パークレイズ・ コーポレート& インターナショナル	本社
2015 年 6 月 30 日に終了した半期	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
保険金控除後の収益合計	3,635	7,556	455
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(333)	(384)	(1)
営業収益純額	3,302	7,172	454
営業費用	(2,588)	(4,820)	(105)
その他の(費用)/収益純額 ¹	(2)	28	(94)
税引前利益	712	2,380	255
	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)
資産合計	2,022	5,661	622

事業部門別業績の内訳	パークレイズ・コア	パークレイズ・ノンコア	パークレイズ・グループ
2015 年 6 月 30 日に終了した半期	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
保険金控除後の収益合計	11,646	465	12,111
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(718)	(61)	(779)
営業収益純額	10,928	404	11,332
営業費用	(7,513)	(1,077)	(8,590)
その他の費用純額 ¹	(68)	(72)	(140)
税引前利益/(損失)	3,347	(745)	2,602
	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)
資産合計	8,305	3,662	11,967

¹ その他の(費用)/収益純額は、事業売却益(損)、関連会社およびジョイント・ベンチャーの損益に対する持分、売却目的資産に係る減損費用を表します。

収益の地域別内訳 ¹	2016 年 6 月 30 日に 終了した半期	2015 年 12 月 31 日に 終了した年度
	%	%
英国	54	55
欧州	10	10
米州	31	30
アフリカおよび中東	2	2
アジア	3	3
合計	100	100

¹ 地域は、取引相手の拠点に基づいています。

財務書類に対する注記(抜粋)

22 パークレイズ・ピーエルシー親会社貸借対照表

	2016 年 6 月 30 日現在 (百万ポンド)	2015 年 12 月 31 日現在 (百万ポンド)
資産		
子会社に対する投資	35,417	35,303
子会社に対する貸付金	14,687	7,990
デリバティブ	255	210
その他の資産	62	133
資産合計	50,421	43,636
負債		
銀行預り金	496	494
劣後負債	2,917	1,766
発行債券	11,770	6,224
負債合計	15,183	8,484
株主資本		
払込済株式資本	4,228	4,201
株式払込剰余金	17,535	17,385
その他の持分商品	5,321	5,321
株式償還準備金	394	394
利益剰余金	7,760	7,851
株主資本合計	35,238	35,152
負債および株主資本合計	50,421	43,636

子会社に対する投資

子会社に対する投資 354 億 1,700 万ポンド(2015 年度:353 億 300 万ポンド)は、追加的 Tier 1(AT1)証券 53 億 2,100 万ポンド(2015 年度:53 億 2,100 万ポンド)を含む、パークレイズ・バンク・ピーエルシーに対して行った投資を表します。当期中の 1 億 1,400 万ポンドの増加はパークレイズ・バンク・ピーエルシーに対して行なった現金拠出によるものです。

子会社に対する貸付金、劣後負債および発行債券

2016 年度上半期にパークレイズ・ピーエルシーは、固定利付劣後債 12 億 5,000 万米ドル(残高 29 億 1,700 万ポンド(2015 年度:17 億 6,600 万ポンド)の劣後負債に含まれています。)、固定利付シニア債 43 億米ドル、固定利付シニア債 200 億円、固定および変動利付シニア債 17 億ユーロ、固定利付シニア債 1 億豪ドル(残高 117 億 7,000 万ポンド(2015 年度:62 億 2,400 万ポンド)の発行債券に含まれています。)を発行しました。これらの取引を通じて稼得した収入は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの債券(いずれの場合もパークレイズ・ピーエルシーが発行した債券と同一の格付けが付されています。)への投資に使用され、残高 146 億 8,700 万ポンド(2015 年度:79 億 9,000 万ポンド)の子会社に対する貸付金に含まれています。

株主情報

財務関連の日程¹

	日付
配当権利落ち日	2016年8月11日
配当基準日	2016年8月12日
株式配当価額の決定および株主への公表 ²	2016年8月18日
申請書または取消申請書(該当がある場合)の受領締切(ロンドン時間の午後4時30分) ²	2016年8月26日
配当支払日/新株の取引開始日	2016年9月19日
2016年度第3四半期決算報告書	2016年10月27日

米国およびカナダの居住者である米国預託証券(ADR)の適格保有者の場合、普通株式1株当たり1ペンスの中間配当はADS1株当たり4ペンスとなります(ADS1株は普通株式4株です)。ADR預託機関は、2016年8月12日金曜日の営業終了時点で登録しているADR保有者に対し、2016年9月19日月曜日に中間配当を宣言します。配当権利落ち日は2016年8月10日水曜日です。

換算レート ³	増減率 ⁴ (%)				
	2016年 6月30日	2015年 12月31日	2015年 6月30日	2015年 12月31日	2015年 6月30日
期末—米ドル／英ポンド	1.34	1.48	1.57	(9%)	(15%)
6ヶ月平均—米ドル／英ポンド	1.43	1.53	1.52	(7%)	(6%)
3ヶ月平均—米ドル／英ポンド	1.43	1.52	1.53	(6%)	(7%)
期末—ユーロ／英ポンド	1.21	1.36	1.41	(11%)	(14%)
6ヶ月平均—ユーロ／英ポンド	1.29	1.39	1.37	(7%)	(6%)
3ヶ月平均—ユーロ／英ポンド	1.27	1.39	1.38	(9%)	(8%)
期末—南アフリカ・ランド／英ポンド	19.63	23.14	19.12	(15%)	3%
6ヶ月平均—南アフリカ・ランド／英ポンド	22.17	20.83	18.16	6%	22%
3ヶ月平均—南アフリカ・ランド／英ポンド	21.51	21.56	18.49	-	16%

株価データ	2016年 6月30日	2015年 12月31日	2015年 6月30日
パークレイズ・ピーエルシー(ペンス)	138.60	218.90	260.50
パークレイズ・ピーエルシー株式数(百万株)	16,913	16,805	16,773
パークレイズ・アフリカ・グループ・リミテッド(旧アブサ・グループ・リミテッド)(南アフリカ・ランド)	144.08	143.49	182.98
パークレイズアフリカ・グループ・リミテッド(旧アブサ・グループ・リミテッド)株式数(百万株)	848	848	848

お問い合わせ

インベスター・リレーションズ

キャサリン・マクレランド +44 (0) 20 7116 4943

メディア・リレーションズ

トーマス・ホスキンス +44 (0) 207 116 4755

パークレイズの詳細は当社のホームページ(home.barclays)にて閲覧可能です。

登記所在地

英国 E14 5HP ロンドン チャーチル・プレイス 1 電話番号: +44 (0) 20 7116 1000 会社番号: 48839

登記

パークレイズの登録機関 英国 BN99 6DA ウェスト・サセックス ランシング スペンサー・ロード アスペクト・ハウス エクィニティ
電話番号: (英国内から) +44 (0) 371 384 2055⁵ (英国外から) +44 (0) 121 415 7004

¹ 発表日は現時点で予定されているものであり、変更になる場合もあります。

² 株式配当プログラムの日程に変更があった場合、home.barclays/dividends に掲載されます。

³ 上記の平均為替レートは、年初来の日々のスポット・レートに基づいています。

⁴ この増減率は、英ポンドで報告された情報が受ける影響です。

⁵ 営業時間は、イングランドおよびウェールズの祝日を除く月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時30分(英国時間)です。

事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

以下は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移である。

なお、以下の情報は、2016年3月1日に公表されたパークレイズ・バンク・ピーエルシーの様式20-Fによる2015年度年次報告書及び2015年度年次報告書（アニュアル・レポート）からの抜粋である※。

1. 事業内容の概要

「パークレイズ・コア」は、パークレイズのコア事業、すなわち、パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング、パークレイカード、アフリカ・バンキング及びインベストメント・バンク並びに本社及びその他の業務から成る。

「パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング」は、英国リテール・アンド・ビジネス・バンキング、全世界のウェルス・アンド・インベストメント・マネジメント及び全世界のコーポレート・バンキングの中核的な要素を併せた業務セグメントである。ノンコア・セグメントに移行された事業には、英国リテール保険引受及びインベストメント事業、ヨーロッパ及び中東におけるノンコア・コーポレート・バンキングの選択された業務並びに一部の長期コーポレート・ローン、海外の一部の地域における現地ウェルス業務、並びに一部の資産運用事業が含まれている。コーポレート・バンキング及びウェルス・マネジメントのうちアフリカにおける事業は、アフリカ・バンキングに移行された。

「パークレイカード」は、クレジットカード、消費者向け貸付、加盟店契約業務、コマーシャルカード及びポイント・オブ・セール（point of sale）金融を通じて、企業及び消費者のニーズに応える国際的な消費者向け決済サービス会社である。パークレイカードは、英国、米国、ドイツ、イベリア及びスカンジナビアにおける業務のスケールを調整した。

「アフリカ・バンキング」は、これまで報告の対象とされていたアフリカ・リテール・アンド・ビジネス・バンキングが、パークレイカード、インベストメント・バンク、コーポレート・バンキング及びウェルス・マネジメントの一部としてこれまで報告されていたアフリカ全域にわたるその他の事業と併合されたものである。アフリカの本社機能もまた、アフリカ・バンキングに含まれている。これらを含むアフリカ・バンキング事業は、リテール・アンド・ビジネス・バンキング、ウェルス・インベストメント・マネジメント・アンド・インシュアランス及びコーポレート・アンド・インベストメント・バンキングという3つの主要事業のもとで運営されている。上記の結果、アフリカ事業は、パークレイズ・アフリカ・グループ・リミテッド（BAGL）の上場事業体並びにパークレイズ・エジプト及びジンバブエの事業を含んでいる。

「インベストメント・バンク」は、オリジネーションを主としリターンに的を絞ったマーケット及びバンキング事業で構成されている。

「本社及びその他の業務」は、ブランド・アンド・マーケティング、ファイナンス、本社、人事、内部監査、法務及びコンプライアンス、リスク、トレジャリー及び税務並びにその他の業務から成る事業セグメントである。

「パークレイズ・ノンコア」は、パークレイズにとって戦略的に魅力がなく、徐々に撤退又は縮小する予定である事業及び資産を一緒に集めた部門である。

※ 但し、2011年度、2012年度、2013年度及び2014年度の主要な経営指標に関する情報は、2015年5月29日に提出したパークレイズ・バンク・ピーエルシーの有価証券報告書及び各年度の年次報告書（アニュアル・レポート）を出典としている。

2. 主要な経営指標等の推移

過去5年間の主要な経営指標

【主要な経営指標等の推移】

2011年度、2012年度、2013年度、2014年度及び2015年度の主要な経営指標（IFRSに基づく）

パークレイズ・バンク・ピーエルシー

	当グループ				
	2015年 (百万ポンド)	2014年 (百万ポンド)	2013年 (百万ポンド)	2012年 (百万ポンド)	2011年 (百万ポンド)
損益計算書からの抜粋データ (注1)					
保険金控除後の収益合計	26,222	25,335	27,954	24,857	32,382
税引前利益	2,841	2,309	2,885	650	5,974
税引後利益	1,238	854	1,308	33	4,046
貸借対照表からの抜粋データ					
非支配持分を除く株主資本合計	64,105	63,794	61,009	57,067	62,078
資産合計（注2）	1,120,727	1,358,693	1,344,201	1,512,777	1,588,555
キャッシュフロー計算書からの抜粋 データ（注3）					
営業活動からのキャッシュ純額	15,444	(12,091)	(25,282)	(15,121)	28,868
投資活動からのキャッシュ純額	(8,434)	10,661	(22,655)	(6,718)	(1,912)
財務活動からのキャッシュ純額	243	(1,414)	6,260	(1,923)	(5,750)
現金及び現金同等物一期末現在	86,556	78,479	81,754	121,896	149,673
その他					
当期包括利益／（損失）合計	303	3,492	(3,279)	(1,292)	4,840
平均従業員数（注4）	129,400	135,300	140,300	143,700	149,700

(続き)

	当行				
	2015年 (百万ポンド)	2014年 (百万ポンド)	2013年 (百万ポンド)	2012年 (百万ポンド)	2011年 (百万ポンド)
損益計算書からの抜粋データ (注1)					
保険金控除後の収益合計					
税引前利益					
税引後利益					
貸借対照表からの抜粋データ					
非支配持分を除く株主資本合計	57,524	56,712	52,978	45,300	50,759
資産合計 (注2)	1,077,317	1,265,756	1,315,189	1,490,702	1,602,603
キャッシュフロー計算書からの抜粋 データ (注3)					
営業活動からのキャッシュ純額	10,455	(7,862)	(26,356)	(4,256)	26,250
投資活動からのキャッシュ純額	(6,019)	4,066	(24,424)	(9,286)	(475)
財務活動からのキャッシュ純額	617	(1,012)	6,650	(4,264)	(4,215)
現金及び現金同等物一期末現在	66,938	60,728	66,355	107,664	128,572
その他					
当期包括利益／(損失) 合計					
平均従業員数 (注4)					

(注1) 2006年会社法第408条(3)に基づき、2011年度、2012年度、2013年度、2014年度及び2015年度について親会社の損益計算書は表示されていない。

(注2) 2013年度及び2012年度の当グループ及び当行の比較数値は、IAS第32号(改訂)の適用を反映するために修正再表示されている。2011年度の当グループの比較数値は、IAS第32号(改訂)及びIAS第19号「従業員給付」(2011年改訂)の適用を反映するために修正再表示されている。2011年度の当行の比較数値は、2015年5月29日に関東財務局長に提出したパークレイズ・バンク・ピーエルシーの有価証券報告書において開示されたものであり、修正再表示されていない。

(注3) 2013年度の比較数値は、IAS第32号(改訂)の適用を反映するために修正再表示されている。2012年度及び2011年度の比較数値については、修正再表示した数値がパークレイズ・バンク・ピーエルシーの2015年度年次報告書において開示されていない。上表に掲載されている2012年度及び2011年度の比較数値は、2015年5月29日に関東財務局長に提出したパークレイズ・バンク・ピーエルシーの有価証券報告書において開示されたものであり、修正再表示されていない。

(注4) 当行の従業員数は不明である。従業員数については、当グループの従業員数を参照のこと。

無登録格付に関する説明書

(S&P グローバル・レーティング)

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称 : S&P グローバル・レーティング

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号 : スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第5号）

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

スタンダード & プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（<http://www.standardandpoors.co.jp>）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」（<http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered>）に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

S&P グローバル・レーティング（以下「S&P」）の信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体または特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものでもありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。

信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。

S&P は、信頼しうると判断した情報源から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質および量の情報が備わっていると考えられる場合にのみ信用格付を付与します。しかしながら、S&P は、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査・デューデリジェンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。

この情報は、平成 28 年 5 月 1 日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

以 上

無登録格付に関する説明書

(ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク)

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称 : ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号 : ムーディーズ・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第2号）

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（<http://www.moodys.co.jp>）の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下、「ムーディーズ」という。）の信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っておりません。

ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

この情報は、平成28年5月1日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

以 上

無登録格付に関する説明書 (フィッチ・レーティングス)

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称 : フィッチ・レーティングス（以下「フィッチ」と称します。）

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号 : フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社
（金融庁長官（格付）第7号）

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ (<http://www.fitchratings.co.jp>) の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

フィッチの格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自体が事実を表すものではなく、正確又は不正確であると表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性又は市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合もあります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。

フィッチは、格付の付与・維持において、発行体等信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報に依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査及び当該証券について又は当該法域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に関して依拠する全情報又はその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽又は不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関連した格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。

信用格付の前提、意義及び限界の詳細にわたる説明については、フィッチの日本語ウェブサイト上の「格付及びその他の形態の意見に関する定義」をご参照ください。

この情報は、平成28年5月1日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記フィッチのホームページをご覧ください。

以 上

早期償還条項付 他社株転換条項付 円建債券 商品内容確認書

特殊なリスクを内包する債券のご提供にあたり、ご確認いただくリスクおよびご留意事項について、正しくご理解いただいていることを確認させていただく書面です。
本取引の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。

■ 投資経験について

本債券は、通常の債券に比べ複雑な商品性を有しております。本債券の商品性を理解する投資経験をお持ちであること。

■ リスクについて

信用リスク

本債券の発行者や、本債券の元利金の支払いを保証している者の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いの停滞若しくは支払不能の発生または特約による元本の削減等がなされるリスクがあること。

なお、金融機関が発行する債券は、信用状況が悪化して破綻のおそれがある場合などには、発行者の本拠所在地国の破綻処理制度が適用され、所管の監督官庁の権限で、債権順位に従って元本や利子の削減や株式への転換等が行われる可能性があること。ただし、適用される制度は発行者の本拠所在地国により異なり、また今後変更される可能性があること。

価格変動リスク

償還前の本債券の価格は、金利および対象銘柄の株価水準の変動等の影響を受けるため、償還前に売却する場合には投資元本を割り込み、損失が生じるおそれがあること。また、市場環境の変化により流動性（換金性）が著しく低くなった場合、売却することができない可能性があること。

早期償還リスク

本債券は、一定の条件が満たされた場合、直後の早期償還日に本債券の額面でそのすべてについて償還され、当該償還の日から後のかかる満期償還日前の償還がなされなければ受領するはずであった利息を受領することができなくなる場合があること。さらに、かかる満期償還日前の償還の時点での一般実勢レートで再投資した場合に、かかる満期償還日前の償還がなされない場合に得られる本債券の利息と同等の利回りを得られない可能性があること。

中途売却リスク

本債券は金融商品取引所その他の日本国内外の取引所に上場されておらず、また満期償還金額及び売却金額は償還対象株式の市場価格に連動すること等から、流動性（換金性）が低く、本債券の買手を見つけることが困難であるため、当社は原則として本債券の償還期日前の途中売却を受け付けていないこと。

元本リスク

本債券は、期中に早期償還の適用を受けず、かつ観察期間中の対象銘柄の株価が一度でもロックイン判定水準以下になり、最終償還判定日における対象銘柄の後場終値が行使価格未満であった場合、満期償還時に現金でなく対象銘柄を受け取ることとなるため、満期償還額は当初投資された額面金額を下回る（最小でゼロとなる）可能性があること。

想定損失について

本債券は、対象銘柄の株価の変動に連動して利金および償還金のお受取金額が変動する仕組みを組み入れております。「満期償還時の想定損失額」および「中途売却時の想定損失額」について確認・理解し、特に以下に掲げる事項について、十分に理解したこと。

- ① 本商品に影響を与える主要な金融指標等の水準の推移等から想定される損失額
- ② 想定した前提と異なる状況になった場合、更に損失が拡大する可能性があること
- ③ 本商品を中途売却する場合の売却額（中途売却価格）の内容
- ④ 実際に本商品を中途売却する場合には、試算した売却額より下回る可能性があること

■ 商品内容のご理解について

本取引に関し、対象となる金融指標等を含む基本的な仕組みやリスクについて、十分に理解したこと。

■ 資産運用に対する考え方について

本取引により想定される損失額（中途売却した場合の中途売却価格を含む。）を踏まえ、許容できる損失額及び資産の状況への影響に照らして、取引できる契約内容であること。

■ お客様の投資目的・意向との適合性について

本債券は、上記の通り元本リスクのある商品であり、元本の安全性を重視するお客様については本債券は必ずしも適合するものではありません。本取引に関しては、お客様の投資目的・意向をお客様自らにおいて確認し、本債券の商品内容及びリスクを勘案のうえ、自らの投資目的・意向に適合するか否かについて十分検討したうえで、本債券の購入判断をしていること。

以上